

室町幕府 足利義教「御前沙汰」 の研究

歴史民俗資料学叢書 1

鈴木江津子著

神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科 [編]

室町幕府足利義教「御前沙汰」の研究＊目次

序章	3
----	---

第一章 義教初政期	7
-----------	---

第一節 『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条	7
-------------------------	---

第二節 興行の沙汰	12
-----------	----

1 裁判の興行と禪院	12
2 所領の興行と仏神領	15

第三節 弘安の改革（徳政）に学ぶ	18
------------------	----

1 安達泰盛の政治改革	19
2 霜月騒動顛末・得宗専制政治	28
3 弘安徳政の理念と評価	34

第二章 義教期の訴訟制度	39
--------------	----

第一節 政所の構成と特色	39
--------------	----

第二節 政所執事代の役割	43
--------------	----

1 経済的側面を考える	43
-------------	----

2	政所内訴訟制度	49
第三節	御前沙汰の実現	51
1	御前沙汰始	51
2	御前沙汰（伺事）	57
3	足利義教と得宗貞時	60
第四節	管領の立場と役割	66
第五節	訴訟手続と賦	73
1	賦奉行	73
2	「室町幕府法」追加法一九四条と一八三条	79
3	別奉行と伝奏	83
(1)	別奉行	83
(2)	室町殿と伝奏	88
(3)	伝奏奉書を読む	92
第六節	右筆方と意見	98
第七節	評定衆と意見	113
第八節	重臣会議と管領	124

第三章 御前沙汰の残闕『御前落居記録』・『御前落居奉書』……………133

終章……………147

注

資料 飯尾美作守与能登国一宮気多社雑掌相論事……………174

林光院領加賀国横北庄年貢未済事……………177

●
——
付論

『満済准后日記』——室町殿と満済……………183

『満済准后日記』——応永十八年以前考……………249

史料・参考文献	259
あとがき	265
人名索引	(1)
法令索引	(7)
系図・図表一覧	(8)
『歴史民俗資料学叢書』刊行のことば	

凡例

- 一、年代は和暦で示し、（ ）内に西暦を記した。南北朝時代は北朝年号を原則としたが、必要と思われる場合には南朝年号を併記した。
- 一、引用史料はできる限り原文にしたがう努力をした。史料の閲読参考のために人名や地名に傍注（ ）を付した。
- 一、参考史料の異体字は常用漢字に改めたが、漢数字の廿・卅等は史料にしたがい適宜使用した。
- 一、引用の法令はすべて『中世法制史料集』（岩波書店）にしたがった。
- 一、本文中における書名・雑誌名等は『 』で、引用文や特定の語句・論文名等は「 」で表記した。
- 一、系図では実子を――で、養子を――で示した。
- 一、索引の人名については、必要に応じて異称・別称・官途等を（ ）内に付した。

序 章

室町幕府六代將軍足利義教の治世は、彼自身の個性が歴然と表現された時代と捉えることができる。足利義教は、室町幕府訴訟制度における一つのエポックを画した人物ではなかったのかと考えたのはずいぶん前のことである。歴史上における為政者としての義教への評価は周知の通りであるが、裁判制度というテーマにのみ注目した場合、それはどのように評価できるだろうか。長い間持ち続けたこの疑問と対決し格闘の結果、私としての結論にたどりついたのが本稿である。

さて、將軍義教が管領以下の重臣らを抑え、専制政治を志向していたことは明らかであるが、その統治下にあつて、義教の御前沙汰は、どのような性格のものであつたのか、当時の訴訟制度の実態と特質を明らかにし、義教政治がその後の足利政権に果たした役割や影響をいかに意義付けられるか考察することを本稿の目的とする。

本稿は、三章に構成し次の順序で論考を進めた。

第一章 義教初政期

第二章 義教期の訴訟制度

第三章 御前沙汰の残闕『御前落居記録』・『御前落居奉書』

第一章では、青蓮院義円（義教）がくじにより將軍位に就いた初政期について論考している。義教は、前將軍義持が典型的な管領制を布いたのに対し、三代將軍義満の治世（鹿苑院殿の御佳例）を理想とし、毎事義満の政治にしたがう方針をとった。彼の御前沙汰体制も義満の制を踏襲するものである。

『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条に將軍嗣立後までもない義教の言葉が記されている。「御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」と。

ここには、新將軍の二つの決意が感得される。一つは、正義の裁判をめざす撫民思想であり、二つは、評定・引付（合議制）の再設である。しかし、管見のかぎり、ここに示された評定・引付の設置は実現されていない。その代用として、義教が注目したのが、政所執事代―右筆衆であったことが考えられる。

義持治世期における非能率的な訴訟制度を改革し、公正で迅速な訴訟の場を幕府のある機関を利用して実現しようとした、それが政所内の実務官僚を駆使した御前沙汰であったと思う。ところで、その方法を義教がどこから引いたのかを推測してみたが、具体的には、得宗貞時に範をとったとして論を進めている。それをこの章では、弘安の改革に学ぶと題し、安達泰盛の政治改革と併せて論考した。

第二章では、義教の訴訟制度の分析を中心に考察した結果得たものを書き上げた。当該期の政所には、政所執事―政所代という將軍家々宰を主たる業務としている一群も存在したが、ここで問題にしている御前沙汰の機能を果たしたのは、前述の執事代の一群である。また、これらとは別に管領―奉行人の一群が存在したことも忘れてはならない。そこで、大略整理すると次のように構成されていたと思われる。

政所執事代―奉行人衆のコースと、管領―奉行人衆の二つのコースは、上に將軍を戴く形になり、最終決定権（判決）は、將軍一人が掌握する。これが義教の御前沙汰体制である。

したがって、御前沙汰の構成員は、將軍と奉行人衆（政所執事代、公人奉行、右筆衆）からなる。つまり、將軍へ同事をする縦のコースは一本になっているが、横（管領）にも連携関係があり、相互に牽制しあい、独走しないシステムになっていた。

將軍御前での同事の場において、披露・諮問・決定（判決）はあるが、審議は行なわれない。審議・対決・意見状作成・判決原案作成などは、右筆方奉行人が主導的に実務したと考えられる。

ところで、内々のルートである「上裁」の解釈を拡張して、義教は、元服以前から御前沙汰を行なっていたと推断されるが、それについては本論中で詳述している。

第三章では、御前沙汰の残欠とも言うべき史料、『御前落居記録』と『御前落居奉書』について可能な限りの検討を試みた。

『御前落居記録』は、裁判記録であり原本である可能性が高い。目的は判例集の編纂と考えられる。將軍花押は認印で、斜線で抹消された毀文書もそのまま追い込みで記録が続けられているところから、幕府内記録事業の進行中の記録がそのまま残ったものと思われる。もう一つの『御前落居奉書』は、奉行人奉書だけではなく、下知状・安堵状・軍勢催促状・施行状等の行政命令まで含まれ、山門・五山・南都関係もある。主として雑務沙汰の判決奉書が一冊に綴られているのが特徴である。寺社の所領相論・金銭貸借関係など、義教初政期の秕政を正すための早急なる御徳政（所領興行、裁判興行）を彷彿させるものである。義教が元服以前から雑務沙汰の処理をしていたその証ともいえるものであろう。

本論を進めるに際しては山家浩樹の研究論文が大きな指標となった。山家浩樹は、「室町幕府訴訟機関の將軍親裁」⁽¹⁾の中で、室町幕府訴訟機関の特徴を將軍親裁とし御前沙汰の成立を見通した。山家は、義詮執政期を幕府政権の基盤が形成される時期として捉え、三代將軍義満執政の後半から六代將軍義教執政期の間に、管領不在の將

軍と奉行人とで成り立つ訴訟の場があったと見ている。また、これに対し、管領主催の場（將軍不在）の存在も確実であるという。また、これらとは別に形式化した仁政沙汰と恩賞沙汰の②名残りを留め、儀式として行なわれているのが御前沙汰始であると推測し、その具体的な形を「御評定着座次第」③至徳二（二三八五）年条を類似形として見ている。

本稿も山家浩樹の見解と同じ立場に立つものであるが、私は特に義教期の訴訟の場を中心に考察した。具体的には、訴訟手続、賦奉行の所管、管領の立場、併存した二つの訴訟の場の関係、意見機関としての右筆方および評定衆（管領方）等を検討することを主たるテーマとした。また、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の性格の意義付けも検討の対象とした。さらに、訴訟制度の一元化を専制政治にとり入れていく手法を、得宗専制に見ている点④にも注目し論文文中にとり入れた。特に、義教政権は貞時のどういった点を倣ったのか検討を試みた。

義教の御前沙汰を端的に述べると、統治権的発動の最重要点、裁判の最終判決権を一本に集中し掌握した点にある。管領・重臣（合議制）が義教の決定に対し、十分なチェックや制止ができないシステムになっていたのである。この状況は必然的に管領の機能を低下させたが、依然として管領制であったことが重要な特色である。つまり、単なる専制ではなく合議と専制が共存する構造になっていたのである。

義教政権のもう一方の側面である対守護政策の行き過ぎにより、在位十三年で命を落とす結果になったが、意見制を取り入れた義教の御前沙汰や、奉行人の登用は後の範となって生き続けたのである。本論では義教の政治的側面については省略している。今後の課題にしたい。

なお、付論の「室町殿と満済」、「応永十八年以前考」は、永年読み続けた『満済准后日記』から得たものである。「御祈」を通して、義持と満済の交流を描いてみようと考えたのが始まりで、政僧賢俊と比較しながら書き上げた。富田正弘、橋本初子の研究成果が、国家祈禱の重要性を知る指針になった。満済の日記の行間からは、日本中世のにおいが立ち昇りその迫力に終始圧倒された。さらなる研究を後日に期したい。

第一章 義教初政期

第一節 『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条

応永三十五年（一四二八）正月、兄義持の死により、将軍後継者の指名を受けることになった青蓮院門跡義円は、時に三十五歳天台座主、仏法界の重鎮であった。五大将軍義量が早世し、他に男子がいなかった義持が死に臨んでも後継者を定め得なかったため、四人の弟（青蓮院義円・相国寺永隆・梶井門跡義承・大覚寺義昭 表1参照）の中から、くじで選ばれたとされる還俗将軍である。この時、彼が将軍に選ばれた事実は、勿論、本人の資質が最重要であったことは確かだが、幕府内外の人脈とのバランスも考えられてのことと推察される。義教が将軍位に就いた頃の幕府は、政治的緊張が極度に高まった時期であった。だからこそ、決断力に富んだ強力な指導者が必要とされた。義持の四人の弟達それぞれを自己の利害から推す諸大名や、関東の持氏が将軍位をねらっていること等、十分に考慮したうえでの選出であり、くじ抽き（神選）が周囲の反対派を抑える最良の策と考えられたからであろう。

義円の場合、義持の同母弟（母は藤原慶子）であったことが嗣立の最大理由になったと思われる。

義持発病から新將軍嗣立への経緯は、『満済准后日記』①に詳述されている。

この次期將軍決定に至るまでの記述は、後世にその由緒を伝えんがためと言わんばかりに、その詳細さは極致に至る。ここで注目される点は、

○義教を選出したのは、清和源氏の氏神である八幡神の神意としたこと。

○相談の結果、くじを作って続飯を以て堅封したのが満済、其の上に書封したのが山名右衛門佐入道時熙、そして管領畠山満家が八幡宮へ向かったということ。

これが満済の日記の記述である。しかし、この時満家が輿に乗って走らせたのか、馬で駆ったのか、御伴はいたのか等は記されていない。

神意は、中世人がよく使う手だが、問題はこの策を実行した面々である。

管領は、幕府の表向の顔（外様）の代表者であり②、満済は内々の儀によって將軍に近侍する人物であり、山名は守護大名の代表格たる人物である。

したがって、義教を、くじ抽きによって偶然將軍に選ばれた人物と見るより、幕閣内における義教支持者の迷惑によって、將軍の座に就いたと考えるべきである③。

ところで、義教という人物には、今までのような評判（評価）があったのだろうか。「義教＝恐怖政治」でイメージされていると思う。それは、『嘉吉記』や齊木一馬論文「恐怖の世——嘉吉の変の背景——」から得られる評価であろう④。

義教について、政務面あるいは文化面の中に、何か評価できるものを敢えてあげてみると次のように記すことができる。当時退廃していたとされる公武の規律をただし、鎌倉府を抑え九州を制している。また、有力守護を従属させ、幕府に拮抗して譲らない比叡山延暦寺の僧徒にも厳しい制裁を加えた。父義満の後始末とも言うべき南朝対策も徹底して行ない制圧した。すべてに度が過ぎるのが彼の特徴でもあるが、その積極的な姿勢は朝廷政策や日明

表1 義満所生の男子

No	諱	通称その他	生没年月日	生母	応永35年 時年齢	没年齢 その他
1	清 師	青蓮院尊満 香厳院友山	永徳元・正・11 ～嘉吉・元カ (1381～1441)	加賀局(柳原殿) 実相院坊 官長快法印女 元中山親雅 妻	48	61 _カ
2	義 持	室町幕府四代将軍 内大臣 室町殿 御所様 勝定院殿	至徳3・2・13 ～応永35・正・18 (1386～1482)	藤原慶子 三宝院坊官安芸法眼女 勝鬘院 贈従一位	43没	43
3	義 嗣	押小路大納言 円修院殿林光院 新御所	応永元～応永 25・正・24 (1394～1418)	春日局 攝津能秀女	早世	25
④	義 教	青蓮院義円 六代将軍 左大臣 (一時義宣と名乗る) 普広院殿	応永元・6・13 ～嘉吉元・6・24 (1394～1441)	藤原慶子 (義持と同母)	35	48
5	法 尊	御室准后 梵光院殿	応永3・12・31 ～応永25・2・15 (1396～1418)	日野業子 日野時光女 定心院	早世	22
⑥	永 隆	景德寺虎山周就 相国寺永隆 (隆藏主)	応永10・10・18 ～嘉吉2・2・18 (1403～1441)	池尻殿 (北山院康子の実母に 当たる)	26	40
⑦	義 昭	大覚寺大僧正 (吉野では義有と称 す)	応永11 ～嘉吉元・3・13 (1404～1441) 九州島津に討たれる	不詳 (日野 _カ)	25	38
⑧	義 承	梶井准后	応永13 ～応仁元・10・18 (1406～1467)	藤原誠子 (元足利満詮室、浄土寺僧 正持円の母に当たる)	23	62

注1 Noの○印が将軍嗣子候補者。

注2 義満長子と思われるが一般にはあまり知られていない尊満(清師)は明徳3年青蓮院入室(12歳)のち、香厳院に住す。応永35年、義持薨去の際、継嗣定の時に尊満は員数から除かれている。『陰涼軒日録』にはしばしば現われる人物である。永享9年7月、大覚寺義昭出奔の時は、尊満がそのことを将軍に告げたことになっている。

注3 将軍継嗣のくじは、義教・永隆・義昭・義承の四人が対象であったが、前将軍義持の同母弟義円(義教)が神慮にかなったとされる。

注4 義教正室は裏松重光女宗子(観智院)、三条公雅女尹子(瑞春院)。

〈参考文献〉 白井信義『人物叢書 足利義満』、勝野隆信「青蓮院とその秘室」(『日本歴史』223号所収論文)、白井信義「足利義持の薨去と継嗣問題」(『国史学』57号所収論文)、『大日本史料』7-10、佐藤進一『足利義満』、渡辺世祐『室町時代史』、『満済准后日記』、『看聞御記』。

貿易にも示され、文化面でも、義教が会所で和歌や連歌の会を催した様子が満済の日記にしばしば記されている。また、表向きだけではなく私的な面（大奥）についても秩序を重んじ厳格であった一面が知られている。

一方、彼の政策面のうえで、種々の問題を残したとはいえ、最大に評価され得るものは訴訟制度である。それ故に義教の専制ぶりがよく表現されている御前沙汰について解明することが必要不可欠となる。

さらに義教には生得器用な面も感じられ、几帳面で能力のある人物像が浮かぶ。応永十年（一四〇三）六月二十一日、十歳で青蓮院に入院以来、宗教者としての修業と学問の日々、さらに上流公家らとの交流も当然行なわれていたと考えられる。一時期、「禪」に凝ったとも伝えられるが、総体的には門跡としての日常を全うしていた將軍義持の弟であったと思われる。事実、俄に將軍後継者に指名されたとは考えられないほど、就任間もない時期に、驚くほど政務に積極的である。そういった意味合いからも、『満済准后日記』正長元年（一四二八）五月に書き残された一行は、義教の政治姿勢を知るうえで注目すべき記述と言えよう。この時は元服以前で、まだ將軍宣下を請けていない段階である。

御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ、有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也、此一段又管領ニ可相談由被仰了『満済准后日記』正長元年五月二十六日条

満済が日記に記したこの部分は、義教の重要な発言として注目されている。つまり、義教が評定衆・引付頭人の再設を指示したとされる著名な箇所である。このくだりは直接的には満済に向かって話しているのだが、「此一段又管領ニ可相談由被仰了」と、管領にも話を通じるよう配慮している義教である。このように幕府重臣に伝えて了承を得るといった態度は、満済の日記中、処々に⑤見られるところで、義教も將軍就任当初は、故義持の方針を入れ、宿老らの意見を尊重していたと考えられる。

満済の日記が伝える新將軍義教の政治への所信表明ともとれる言葉ではあるが、ここで義教は、「如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」と言っているのである。義教期においては引付や評定は、すでに形骸化していた。「如旧」と言っているが、何を考え、如旧と言ったのか、しかもこの後、引付等が再設された形跡はない。

しかし、『御前落居記録』や『御前落居奉書』に見られるような將軍親裁の場があったことは推定できる。また、事実、將軍・奉行人から成る伺事の場の規律（法令）が就任間もない頃より次々に発布されている。

評定や引付は合議によって成り立つ（合議機関）ものであり、將軍が直断をする御前沙汰（將軍親裁機関）とは、まったく相反するものである。

義教にとつて合理的なスピード判決は御前沙汰によってのみ実現されるものであったが、就任早々、彼に、裁判を急がせた理由は何だったのだろうか。

この義教の所信表明が記されている満済の日記の前後から、就任当時の幕府周辺的情況を読み取りその理由を探索してみよう。それらは、『中世法制史料集Ⅱ』にも参考資料として掲載されているもので、「諸五山禪院掠領押領等所領事」⑥、「近年非分御寄進神領事」⑦の二つが、義教に期待された御徳政ということになる。つまり、所領の興行と裁判の興行である。ここでは、義教が何を考えてこのような意向を伝え、満済もことさら日記に書き残したのかを推論してみたい。

前述した通り、義教は三十五歳まで僧籍にあり、門跡・座主といった立場から上流貴族や知識人との交流も深かった人物と思われる。それで政治思想等も学習していたことが考えられる。それ故に、將軍就任早々、既述のような氣持を満済に伝えることができたのではないだろうか。そこで公正な裁判をめざし、「如旧」と言っている「旧」とは、具体的にはいつのことをさしているのか、これが重大なポイントになる。評定・引付という点から考察して、鎌倉幕府の北条泰時の執權政治（御成敗式目の精神）がまず思いあたる。さらに、義教自身が將軍であることや、引付訴訟制度の完成をみた安達泰盛の政治改革（弘安德政）等を思い起こすと、泰盛政治を考えたい。

発言ともとれる。したがって、弘安七年（二二八四）五月廿日新御式目廿八ヶ條^⑧の「條々公方」の公方は、勿論本来的には鎌倉幕府將軍をさしているわけだが、義教は自分に置き替えて読んでいると考えられる。さらに得宗貞時が、泰盛の政治改革を踏まえたうえで行なった貞時流の徳政、つまり訴訟判決権のすべてを掌握した得宗専制政治のあり方も、義教は十分手本にし、自分の政治に生かそうとしたことは確かである。訴訟制度を政治に利用し、専制的な將軍権力の伸長をめざしていたことは義教の政權を通じて言えることである。それでは、義教が学んだと推測される弘安の改革とはいったいどのようなものであったのか、また、貞時流の訴訟制度のどの部分を倣ったと見ることができなのか等々、考察してゆきたい（これについては、第三節で後述している）。

さらに付け加えると、義教の政策には専制的な中に合理性も感じ取れる。その最たるものが、対山門政策である。一方では神選・湯起請等を命じている中世人の彼であるが、反面、仏をも恐れぬ考え方の持ち主でもある。

將軍代替わりにつきものの、所領や裁判の興行を、公正かつ迅速に解決していくとしたら、それなりに合理的判断が求められる。新將軍義教には、徳大寺実基の政治思想の影響もあったと推測される^⑨。

第二節 興行の沙汰

1 裁判の興行と禅院

まず、『建内記』正長元年（二四二八）五月十四日条に注目したい。

諸五山禅院、以掠領押領等之所領、莊主非分得利、不可然、此一段又可有沙汰之由、同御定也、予所領江州八木大國事、寺家請文分明之上者、可被任理運条勿論也、必可伺上意、不可懇望管領之由、三宅院被示之^⑩、

（略）

右にあるように、義教の政治方針として、「諸五山禅院、以掠領押領等之所領、莊主非分得利不可然」のくだりを、万里小路時房が満済から聞いた話として記している。つまり、義教は五山禅院の莊主の暴利を押えるというのである。新將軍は周囲から何を期待されていたのか、右の記述から浮かび上がってくる。それは、「前將軍義持時代の秕政匡正」ともいうべきもので、代替わりにつきものとして捉えればそれまでだが、所領の興行が迅速に行なわれることこそ、当時の人々にとって「御徳政」¹¹なのであった。右の五山禅院対策の件や、すでに述べた正長元年五月の所信表明等、双方共に満済が義教の心境を間接的に伝えた形で記されている。日記の中のこのような書き方は、新將軍のイメージづくりの感もしないではないが、諸法令の発給などの事実を見ると、こういった周囲の要望に応えようとする義教の意志（発想）とも思われる。

將軍後継者に決定した以後の義教は、周囲にブレインが多数存在したこともあってか、就任以後次々に、自ら発案し断行していく。義教が義持のあとを継いだばかりの幕府は、「將軍家儀、一事不可相違故入道殿時儀之由、大名等評定事」¹²とあるように前代の政治方針を踏襲したかに見えた。この初政期の状況は、満済の日記中にも処々に記載されている「管領二可相談由被仰」の一言に表象されるもので、これはまさに前將軍義持政治の踏襲である。

さて、前記『建内記』の記載を理解するには、五山禅僧についての考察が不可欠になる。この頃、かつての大莊園主の寺院は零落した。一般の寺社領や公家領が没落していったのに対し、禅宗寺院（特に五山）の莊園は逆に増加が確認される。旧仏教界から見れば、禅院は新興寺院であるが、ここでは、金融僧としての五山禅僧の動きが重要なもの言うまでもない。少なくとも嘉吉の乱頃までは、教团的にも、経済的にも大きく繁栄したのである。前記の義教の発議は、こういった禅院（五山、十刹、諸山）の経済的活動の陰で、没落した一般寺社・本所領の救済を念頭に置いてのことであつたと思えるが、その対策には苦慮したことが想像される。禅院の繁栄には（官寺制度に

もよるが、將軍をはじめとする有力武將らによる保護活動があったからである。その保護も中期以降になると、東班¹³という禅僧集団の金融活動を多分に計算しての保護である。東班の活躍を示す史料は、今のところ鎌倉時代には見当たらない。室町時代に入って足利基氏発給の「文和三年禅利規式条書」（臨濟宗円覚寺文書）に「寺中利錢之計略、逐日倍增之由」と記されているものがある。この「利錢之計略」の担当僧は東班衆¹⁴にまちがいない。前記義教の発議の中にある「莊主非分得利」にある莊主¹⁵とは代官のことであり、東班衆中から廉直で器用な人物が補任されたものである。（原則的には）現役東班は莊主職には就けなく、任期中の寺功の賞として与えられた。莊主得分は年貢の十分の一とある¹⁶。彼らには一般莊園の代官と同様多大な得分があったと考えられる。莊主に任命された「器用之仁」は莊園経営は勿論として、（本寺と一体になって）年貢を収取する能力に長けていた。新見庄領家職を持つ東寺では、長禄二年（一四五八）、一千八百五〇貫文の未進年貢を取りたてため、前の代官請を排してまで相国寺東班紹本都寺を代官に補任した。このような例¹⁷からも、禅寺東班の経営能力は当時評価されていたことが窺われる。しかし莊主はこの在任中に自己の得分の蓄積も怠らず、いわゆる金融利倍が行なわれた。すでに知られていることだが、禅院では祠堂錢貸付を行ない徳政一揆の攻撃対象になっている。又、東班衆個人による金融利錢も盛んに行なわれたと考えられている。

元来、室町幕府の経済的基盤（財政）が貧弱であったことは周知のことであるが、収入源（歳入）を案ずるに、幕府御料所・段錢・棟別錢・閔錢・酒屋役・土倉役・守護出錢・地頭御家人役等が計上される。それに五山禅院から五山官錢（売公文）・五山献物献上錢・五山借錢等¹⁸があり、五山からの収入は幕府にとって貴重であり欠かせないものであった。

五山関係その他の金融を主とした経済活動を右に概観したが、訴訟の場合ではどうだったのだろうか。本当の意味の裁判の興行は実施されたのだろうか。先引の『建内記』に示されたように、義教は五山禅院の不当利益¹⁹を実際に抑制したのだろうか。収奪され没落した側の愁訴に耳を傾けることができたのだろうか。

義教初政の現状を窺う史料として、『御前落居記録』と『御前落居奉書』がある。これらの史料中には、判決文書の他に施行状や安堵状なども収録され、まさに当時の諸相を窺う好材料である。これらの史料を見る限り、多くの五山関係者が、訴訟において幕府から有利な判決を引き出している。相論の一方当事者に土倉・納銭方一衆の正実坊、御倉舂井等や、金融（高利貸）の山門関係者もみえる⁽²⁰⁾。

史料中に現われる当事者は、南都北嶺の荘園領主や五山関係者⁽²¹⁾、そして前に示したような金融業者（貸上）といった有徳の人々が多く、こういった傾向からも、当時の社会世相、及び幕府の立場も察せられる。要するに、幕府はその経済力に目を付け、彼らを利用することへの得策を優先したと考えられる。むしろ、守護役や関銭を免除し彼らを保護したと推測される。

幕府は畿内周辺を主とする一円知行地（旧勢力寺社本所領）を保護したとされているが、（これに相對する關係になるが）基本政策として、五山禅院領の保護が実施されていたことはまちがいない、幕府財政は、その経済力に依存して成り立っていたと考えられる。幕府と禅院の紐帯となったのが既述の東班衆である。

2 所領の興行と仏神領

正長元年（一四二八）四月二十七日改元、満済はこの年五十一歳、四月廿日には三宮に准ぜられている。自分の思惑通りになる運び、義教が將軍位に就いた満足気な満済の日記は、いよいよ政治色が濃くなり、最高政治顧問としての貫禄が十分な内容になる。彼は、五月廿六日⁽²²⁾の日記に次のようなことを記している。

先度内々被仰出神領事 管領意見通 神領号ヲハ不改シテ本主ニ被返付神用ヲモ全サセラレ、又本主モ可扶身命條、尤可為御善政歟、何様此事ハ以御隱密之儀可有御沙汰條可宜也。方々此御法由令存知者 定乱吹之儀可出来歟云々。此旨申入處、誠可然歟、乍去 尚々可有御思慮云々（略）『満済准后日記』正長元年五月二十六日

ここにある「先度内々被仰出神領事」については、同日記、同年五月十三日条に詳しく、室町殿（義教）より内々相談を受けているのがわかる。日記は実に長文だが主たるところを抜書すると、

近来非分御寄進、神領數十ヶ所在之歟。依之又牢籠譜代家ヲ失輩、尤不便ニ被思食也。少々就歎申入可被返付歟、神慮又難測、可為何様哉。且可申入意見也。随而又管領等ニモ能々可相談旨被仰キ。予申入云、如仰故勝定院殿御代、数ヶ所御寄進神領又ハ禅院領也。神領事只今無左右可有御沙汰條モ又神慮誠難測存者也。愚意分ハ神領号ヲハ不被止シテ各本主ニ地下ヲ被返付、於神用ハ有限分ヲ可被沙汰條折中御沙汰歟。何様尚能々可相談管領條（中略）以前儀常宗ニ相尋處、常宗申様誠此御沙汰尤條、故勝定院殿一向無理義ヲ以テ其人ヲ深御罪科ノ為ニ神社ニ被寄置等在所ヲハ。只被改雖返下本所、神慮更不可有御憚歟由存者也。況神領ノ号ヲハ不改シテ可被返付本主條、神用無為。本主又不可牢籠之條尤可為御善政條由申云々。予義ト同前云々（略）『満濟准后日記』正長元年五月十三日条

とある。

また、『建内記』同年五月十四日条には、右史料と同内容の記述が、実に詳細に書き残されている。双方の日記には新將軍の政治方針と（しかも義教自ら發議の形で記されている）彼をとりまくブレイン、満濟、時房、常宗（清原良賢）の意見が記録され読者は何か説得されているような気分になえる。

この二つの日記の記事は、義教の初政演説ともとれる程に今後の方針が窺われる。加えてこの文面には中世の法思想が表現されている。まず、折中（23）『建内記』では中庸之儀を用いている」という考え方、孔子（くんじ）によって神慮を伺

う方策、仏神領として寄進された所領は何人もこれを悔返すことができない⁽²⁴⁾という天下の大法（慣習法）等が折り込まれている。当代における最大級のインテリが意見を交換し合っているくだりは庄巻で、後世、誰彼によって読まれるであろうことを十分予測して、推敲を重ねて書かれた日記という感がある。

さて、それはさて置き、これらを簡単に説明すると次のようになる。

前將軍義持がたいした理由もなく没収し、神社に寄進してしまった所領が数多あるが、これらを取戻して本主（旧主）に返してやりたい。彼らの牢籠を救ってやりたいが、どんな経緯があったにしろ、一旦神に寄進した地下（所領）を悔返すのはどうだろうか。神慮また、測り難しというわけである。

しかし今、義教は新將軍としての政道を確立しなければならぬ時期にあった。政治家としての立場と、中世慣習法の中に生きる個人の立場と、返すか返さないか二者択一に迫られたというわけである。この一件を孔子によって神慮を請い、決着をつけるかの案もあったが、満済はこの案を支持せず前文の中で、次のように記している。

愚意分ハ神領号ヲ不被止シテ各本主ニ地下ヲ被返付、於神用ハ有限分ヲ可被沙汰條、折中御沙汰歟

と意見を述べている。

つまり神には神領の号と一定の得点を保障する、俗（旧主）には地下（所領）の進止権を沙汰付けけるというわけ、神と俗、双方の名分と利害を均分するといふものであった。これを折中の御沙汰という。また満済は折中が神慮そのものに叶うと言い、これこそ善政であると主張した。満済のこの意見は管領・時房、常宗らの支持を得て実現されることになった。但し、先引の日記によると、満済の意見に義教は一応賛意を表してはいるが、慎重そのもので尚々よく考えてからと保留している。新將軍の政治姿勢として注目すべき記事である。

以上のような事情があつて後、五月廿六日の義教のかの有名な発議「御沙汰ヲ正直ニ……」のくだりがあるのである。この時、新將軍の胸中に去来したのは、將軍・管領・重臣・側近・奉行人らが一丸となつて、公正で迅速

な訴訟制度の拡充をめざすこと、これこそ、足利政權確立の基であるという確信であつたろう。それは単なる一時凌ぎの処方ではなく、対関東・対後南朝の脅威をも一蹴できるような強固な幕府政權が必要とされている今、新將軍の威信にかけての發議とされる。しかし、日記の内容にも時には作意が入ると推測すれば、就任間もない將軍個人に、そこまで覺悟があつたかどうかはいささか疑問である。

第三節 弘安の改革（徳政）に学ぶ

義教が將軍に嗣立された頃の社会情勢を考えると、所領興行と裁判興行が重要な課題の時期であつた。また、これらの懸案を解決することこそ「徳政」（撫民）と考えられていたのである⁽²⁵⁾。そこで新たな政治改革が必要とされ、その中心に据えられたのが訴訟制度の改革である。室町幕府が、鎌倉幕府の制度を手本とし、多くの制度が踏襲されていることは、すでに定説化しているところであるが、義教の政務にも、当然規模となつた前例があつたと考えられる。そうすると、そのモデルをどの体制に求めたと考えられるか。義教が前提とした体制を發掘し特定できたとしたら、それこそ、彼の御前沙汰体制を考察するうえで重要な鍵になる。彼が何をめざしていたのかその意図が、即、掴めるからである。

結論から言えば、それは貞時の「得宗専制政治」にあつたと考えられる⁽²⁶⁾。政權の座にある者にとって、訴訟の最終判決権を掌握・独占することこそ、政治権力の集中化（一本化）に繋がると考えたに違いない。義教が学習したその得宗専制体制がいかにして形成され、制度化するに至つたかを追ってみることが、義教政權を知る近道になると考える。

それ故に、鎌倉時代後期から末期にかけて得宗専制政治が成立していったその過程を検討してみたい。そこでまず、安達泰盛と北条貞時の政治形態の検討を試みる。つまり、泰盛がめざした執權政治（合議制）から、

得宗貞時の専制政治へと移行した実態と意義を考察する。

1 安達泰盛の政治改革

二回にわたる蒙古襲来は、公武両政権の關係に変化を来しただけではない²⁷⁾。武家の社会そのものをも揺動させた。

幕府の異国警固対策が、結果的には、御家人制への変革を余儀なくさせたのである。鎌倉武家政権の根本は、御家人制度にあったから、この問題は後々まで、深い禍根を残すことになる。まず、異国警固の士卒増員のために、庶子を惣領から独立的に掌握したことや、守護による地域の統率権の強化をはかったことは、元来、鎌倉幕府の支配の基礎となっていた惣領制の解体を促した。さらに、異国警固番役に非御家人をも動員した結果、(特に九州地方においては)御家人・非御家人の区別が曖昧になり、御家人としての身分が不安定になったとされる。戦争による負担から打撃を受け、没落する御家人も少なくなかった²⁸⁾。幕府に恩賞²⁹⁾を要求しても、敵からの没収地がなかったので、幕府としては分与する土地もない。零落した御家人が、先祖伝来の所領を高利貸、その他非御家人身分層の人々(凡下の輩)に売却する事態が生じたのである。歴史の必然とも言うべく蒙古襲来を機に御家人制は大きく変わっていった³⁰⁾。

一方、得宗北条家がこの機に乗じて権力を集中し、いわゆる専制化への促進をはかったことは注目すべき事実である。

すでに時頼が、公式の評定とは別に、私邸で秘密の会議を行なっているが、時宗はこれを継承し、得宗私邸の政治会議(寄合)が、事実上評定制に代わる存在となり、制度化されるに至る。寄合には、北条氏の有力者・御家人・安達泰盛のような得宗と外戚關係にある者等、得宗勢力支持者とみられる少数の選ばれた人物が出席し、重要懸案を審議し決定した。

そういった中であって、蒙古襲来以後、表面化した社会の矛盾を何とか打開しようと幕府政治を主導したのが時宗と泰盛である。

泰盛の改革は將軍を中心に御家人の利益を守り、御家人を救済するための合議制をめざしたものであったが、結果的にはその改革が泰盛がめざしたものとは異なった得宗専制体制の基となったのである。彼が本格的に改革に着手したのは時宗の死後、幼い貞時の外祖父として実権を握ったことによる。そこで、安達氏について少々説明を加えると次のようになると思う（系図Ⅰ参照）。

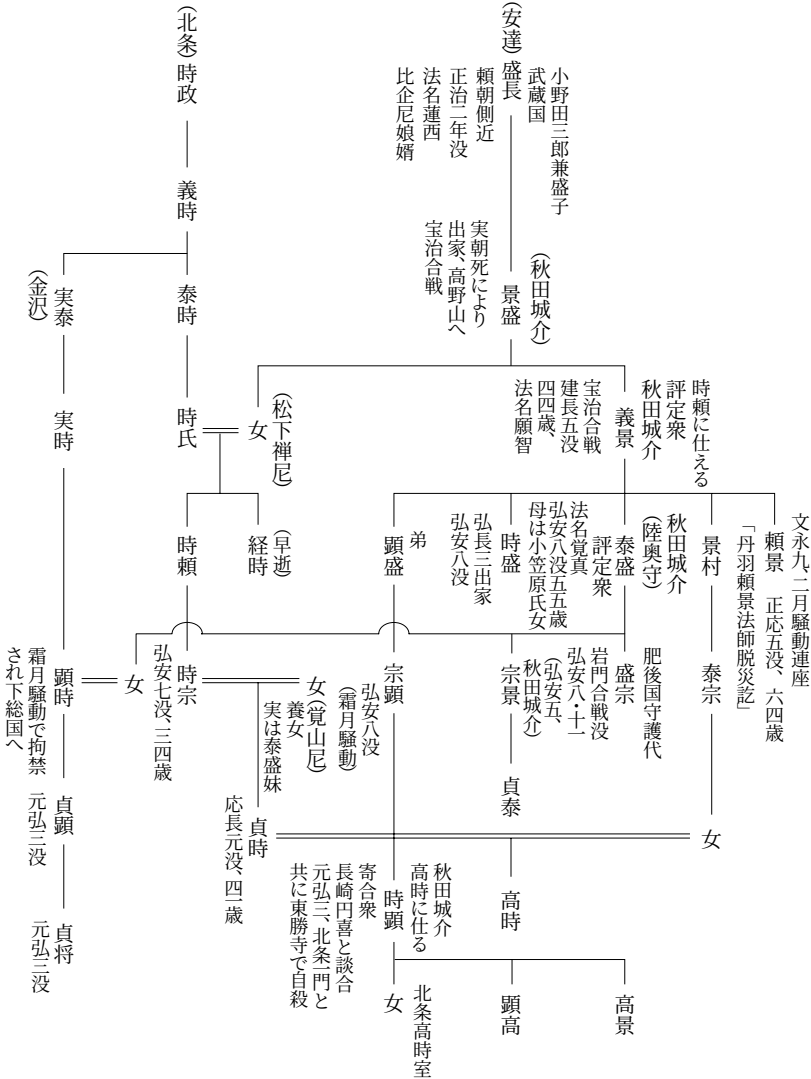
頼朝以来の有力御家人層の中で、安達氏の権力が確立するのは盛長の子、景盛の頃と見られ、彼は両親と同様、源氏將軍家側であるが、その一方北条氏と手を結び、娘を時氏（泰時長男）に嫁している。障子を切り貼りして儉約の美德を教えたというエピソードの時頼母（松下禪尼）がこの人物である。したがって、景盛は時頼母方の祖父になる。

さらに宝治元年（一二四七）、宝治合戦に成功、三浦氏を倒し、幕府内における安達氏の位置付けを確実にしたのもこの景盛である。「秋田城介」も彼以来であり、義景、泰盛へと相伝された。

幕府内における安達氏の家格とか所領高といった面から見ると、トップに北条氏、次に足利氏、大江の子孫長井氏、安達氏、二階堂氏といったところであるが、北条氏との関係（外戚という地位）^③を利用し、安達氏の政治上の発言権は強かったと考えられる。また、泰盛は寄合の有力メンバーであり、恩賞奉行、越訴奉行、引付頭人、さらに陸奥守に就任しているが、制度改革の手腕が最もよく発揮されたのは、引付頭人としてである^④。

さて、弘安七年（一二八四）四月、時宗が三十四歳の若さで病死し、一族内では後継者問題で揺れた^⑤時期もあったが、得宗に反抗の構えをみせた一門の北条時盛系統^⑥の勢力（註34の系図Ⅲ参照）を一掃し、十四歳の貞時を補佐し、故時宗の政治方針を推進したのは、連署の業時以下の北条氏一門と、外様御家人である貞時外祖父の安達泰盛であった。特に泰盛が主導し貞時を執権に就け実権を握ったとみられている。

系図1 安達・北条氏略系図



元々潜在しつつあった得宗権力と御家人体制との矛盾が表面化する切っ掛けとなったのが蒙古襲来であるが、その打開策として、弘安七年、一連の法令^⑤が次々に発せられた。いわゆる「新御式目」廿八ヶ条と呼ばれる法令がその最初とみられ、引き続き関連する法令が矢継ぎ早に発せられている。「新御式目」廿八ヶ条の内容は^⑥、九国社領回復令、九州御家人所領安堵令、一宮・国分寺興行令等多様である。また、前半一八ヶ条は將軍惟康（註37の系図IV参照^⑦）に品格を求める等、意見書の奏上のようなものである。全体としては、御政道の御興行条々といったもので、後の「建武式目」のように、諮問に対する答申の様式をとっている。あるいは、「建武式目」も、この「新御式目」廿八ヶ条の様式に倣ったのかもしれない。それについては後日を期するが、この廿八ヶ条の法令は、僧侶、女子、儉約の奨励まで驚くほど広範な内容を含んでいるものである。

ところで、ここで問題としたいのは、この廿八ヶ条を奏上した泰盛の政治改革とは、（引付制度も含め）全体として何をめざしていたかである。

泰盛を得宗家の外戚として、その利益を代表する貞時を公方としたい人物と見るか、將軍を中心に御家人の利益を守らんがため、合議制を推進し、公正な裁判を行なおうとした人物と見るかである。（先学の研究には前者の立場を^⑧とっている意見もある。また、後者を支持している意見もある。）

これら一連の泰盛が行なった政治改革をどのように捉えるかは重要なポイントである。読み方如何によつては法令の解釈等も異なつて受け取れる。新御式目廿八ヶ条は、既述したように、追加法としては特異な形態であり、奏上の形をとっているが、この奏上対象者を誰に設定するかについても諸説ある。つまり、法令中にある「条々公方」の公方を將軍と考えるか、あるいは貞時とするかである。私は、將軍とする網野善彦説^⑨と同じ立場をとりたい。したがって、後半の政治改革に関する規定についても同じ意見である。そしてこれらを実現するための具体的法令が、霜月騒動（弘安八年十一月）までの約一年半の間に立法化されたと考えたい。

その数は百ヶ条近い。笠松宏至は^⑩、これは驚くべき数字であると論じ、この数が示す立法作業に、意欲的で

前向きな政治が行なわれようとしていたことは確かであると見通し、その証と見ている。

当時このように勇断に政治を主導していた人物は、安達泰盛というのが一般的な見方である。これら約百ヶ条の法令中には泰盛の政治改革における二つの主張が看取される。

一つは、引付制度（裁判）の充実化である。

二つは、所領の興行である。

右にあげた二つのスローガンを見ると、六代將軍義教嗣立時の背景が想起されるが、これら二つの課題は中世の為政者にとって永遠のテーマだったのかとも思える。なぜなら、「新御式目」が弘安徳政の綱領（政策方針の基本）とまで称され続けたのであるから。

さて、次にこの場で、弘安七年（一二八四）八月十七日「一二ヶ条新御式目」について考えてみたい⁽⁴⁾。

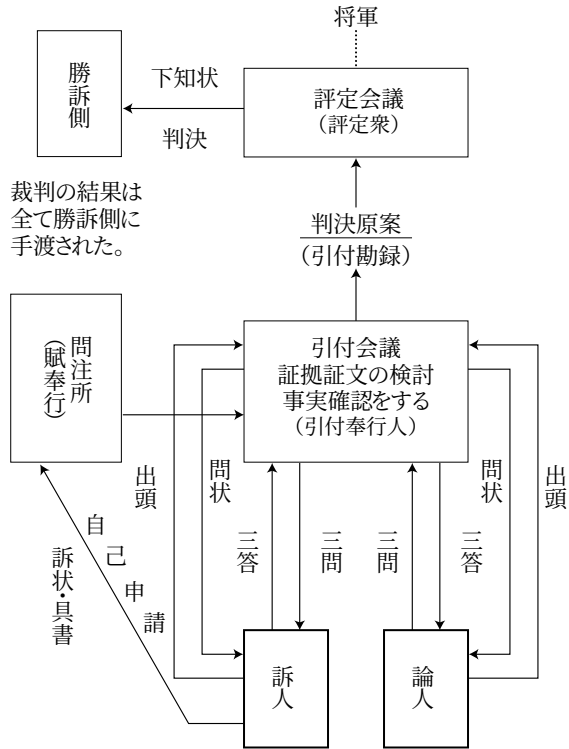
その前に、まず鎌倉幕府における訴訟手続⁽⁵⁾を概略説明しておきたい。というのは、本論文のテーマが義教の訴訟制度にあるため、その特色を把握するには、鎌倉幕府の訴訟手続を概観することが近道と考えるからである。以下は、佐藤進一の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』から得たものである。

鎌倉幕府において、訴状は問注所内、所務賦（局）に提出される。所務賦では賦奉行が受付け、訴状に銘を加え、順に従い五方引付の一に配賦する。

これを受け取った引付では担当奉行を選定し、審理が開始される。つまり、まず三問三答の訴状・陳状の交換（書面審理）が行なわれる。次いで訴人・論人（当事者）を引付の場に召し出して対決（口頭弁論）を行なう。その後、頭人・引付衆・奉行人の評議があつて、その結果、引付勘録事書（判決草案）が作成され評定沙汰（執権・連署・評定衆の合議の場）に上程されるのである。評定沙汰の確定を俟って、初めて正式の判決文が作られ、引付頭人の手から、勝訴側に手渡される（図1参照）。

佐藤進一は、これらの手続中注目すべき点は、引付が手続の大部分に関与するという点、特に重要なことは、

図1 鎌倉幕府の訴訟制度(所務沙汰)
(建治元年頃～霜月騒動の頃まで)



注1 当事者主義が鎌倉時代訴訟制度の原則であった。

注2 訴訟対決のために、幕府は論人に召文(召喚状)を発する。

注3 論人が召文三回に対してもなお出頭しない時は、訴人に理があれば訴人の勝訴となった(召文違背、式目35、追加法276)。

引付が訴論人と直接に相對して審理を行なっていることであると指摘している。つまり、評定沙汰は、引付審理の書面を見て判断しているに過ぎない。間接審理ということになる。そこで引付審理の如何が、判決への鍵を握ることになり、当然、正確さが問われることになる。それを徹底させるには、引付に判決草案(審理の結果)に対する責任を持たせることであるとし、

こういった要望をみたしたのが、弘安の改革であると指摘している。

その泰盛が主導した改革の具体的な作業を、前掲の次の法令から知ることができる。

一連の法令中、弘安七年八月十七日發布の、「二ヶ条新御式目」^④のうち、次の二ヶ条について注目したい。

- A 一、引付勘録事(鎌倉幕府法 追加法五五〇)
B 一、頭人退座事(鎌倉幕府法 追加法五五七)

である。

Aは、引付勘録（判決草案）を、一事案に一つとしている。つまり、一事案につき、二種以上の判断の提出を禁止している。

「止二途三途、可勘申一途」と法令中にあることから、これより以前には、おそらく、引付勘録が、二種、三種提出されたこともあったと推測される。Aの新法令により、一事案一判断の上提ということになった。このことは、従来においては、引付は判決前の準備手続機関にすぎなかったものが、Aが制定されたことによって、判決手続機関の一部になったということになる。つまり、評定沙汰は判決草案の是非の決定だけをすればよい。この方法をとったことによって、その引付草案はそのまま判決文に記載されるということになる。故に引付は上程した勘録に記された判断文書に責任を負うシステムになった。これは大きな改正というべきものである。

さらにこの法令に関連し、佐藤進一は、追加法五七六「引付評定事」(4)に注目している。この法令の作成日を弘安七年八月三日と比定し、引付会議における二方引付の連合を禁止したことの意味を前述Aの追加法五五〇の意味（責任を負うこと）と同様に捉えられた。笠松宏至も同じ意見(45)である。条文中の「一方一日廿ヶ条可申沙汰」については、室町時代に作成された『武政軌範』にも、一方引付は月に六回、一日廿ヶ条の案件を処理することが定められていると指摘された。こういった点からも室町時代初期の訴訟制度に、泰盛らが作成したこれら新法令の主旨が取り入れてあるのが窺われる。この法令により、五方引付は各別箇に引付会議をし、その結果に対し責任を持つことになった。したがって、頭人や引付担当奉行人らの責任が、特に重要視されるようになったのは当然である。次いで、先の新法令中のB(46)は、頭人自身の訴訟や、頭人が退座すべき理由(47)のある訴訟を該頭人下の引付に賦るのを禁止しているものである。さらに弘安七年八月三日「引付衆并奉行人事」（追加法五四七）(48)では、引付衆・奉行人等の監督を頭人の責任とし、裁許状の紙継目に頭人一人が裏判(49)を加えるとした。これらの規則は頭

人の責任を明確にするものであったが、反面、責任の賦課はこれに対応する権限の賦与を意味したのである。その点に注目しなければ泰盛の立場は割り出せない。それは、次の一条により証明される。

一、召文問状事（弘安七年八月三日制定と推定）

引付頭人可下奉書（鎌倉幕府法）追加法五七五

訴訟手続上の召文（召喚状）・問状は、弘安七年（一二八四）を境として、執権・連署加判の関東御教書による制度から、引付頭人の奉書の制度へと改正されたことを意味するものである。つまり、判決前の手続き段階に執権や連署の関与がなく、引付部局内で準備手続きを終了させるということになる。

この改正は泰盛の力があつてこそ実現したものであろうか。佐藤進一は、引付頭人に対する強権の賦与として評価されたがまったく同感である。訴訟処理の迅速化にも繋り合理的な発想である。さらに佐藤は、このように引付頭人を強力な訴訟指揮の主体とする所務沙汰の手続は弘安年代に確立したとし、これを「引付責任性」と呼称した。そして、この引付責任性の確立を以て、権利保護において裁判を正確に行なおうとする精神昂揚の発露とし、建長以降進歩し続けた引付は弘安年代に至って完成期に達したと断言された^⑤。

泰盛の自信と勇断の改革として評価できるが、泰盛は、まだ他にも、時宗が残した懸案事項を解決しなければならなかった。貞時が幼かったこともあり、元寇後の社会の矛盾が表面化したこの時期、幕政を引っ張っていく使命感のようなものを持ったのかもしれない。その現われが百条にも及ぶ、膨大な法令の発給という形で示されたのである。それらを細目分析することで、当時の課題がいかなるものであったかを知ることができるが、泰盛という人間像を描く時、忘れてはならないのが御恩奉行としての活躍である。『竹崎季長絵詞』の建治元年（一二七五）十月の項にも描かれているごとく、任免の時期は定かではないが、泰盛がその任にあったのは確かである^⑥。元来

「威勢先祖ニ越テ人多ク随キ」(『雑談集』)と言われた程の人物であるが、文武に秀で、若い頃より將軍に近侍したその経歴から、將軍と御家人とを結ぶ最重要ポストである御恩奉行⁵²⁾に任じられたと推測する。御恩の沙汰は評定を経ずに、直接將軍仰を承るわけだから、時宗が恩賞地を拝領する時にも、実際に伝えた(下知した)のは泰盛である(『建治三年記』六月十三日条)。

鎌倉殿と御家人の主従關係を「御恩と奉公」と呼称するのは通例であるが、この御恩奉行こそ、將軍代行者とも言うべきものではなかったのだろうか。だからこそ泰盛は政治改革をここまで押進めることができたのである。ただ単に、北条貞時外戚という關係からだけでは、ここまでは断行できなかったと考える。

また、当代御家人中、第一の權勢を誇り得たのは、將軍に信賴されたからであり、その信賴關係により、周囲を圧倒し、北条氏を凌ぐほどの權力を手にしたと考えられる。この頃の將軍は惟康親王(宗尊親王息)であるが、既述新御式目廿八ヶ条に表象された如く、泰盛にとって幕府の最高指導者は、將軍その人でなければならなかったと推断されるのである。

そしてこの時期、泰盛の立場にたてば、こういった前述の如くの強力な政治改革を断行していくためには、強權の行使が必要だったわけで、それが彼の陸奥守就任であり、高野山登山道の町石しかりである。

しかしながら、この泰盛の勢いが反感を買い、御内人の平頼綱と対立した。弘安八年(一二八五)十一月十七日、クーデターが起った。これがいわゆる霜月騒動(弘安合戦)である⁵³⁾。

弘安七年(一二八四)四月、北条時宗が没し、七月に幼少の貞時が後継者となったが、この頃より外戚泰盛の權勢が急激に上昇したことは見てきた通りである。

弘安八年十一月十七日の朝、泰盛の死とともに構築されつつあった武家政治の理想、真の執權政治は消滅したのである。

2 霜月騒動顛末・得宗専制政治

鎌倉時代の政治史を把握する場合、佐藤進一の見解である將軍専制政治―執權政治―得宗専制政治の三段階論が今日の通説となっている。本稿もこの説にしたがい論考を進めている。

さて、訴訟制度において、霜月騒動を境に裁判の理念が変化したと認められるところから、敢えてこの節では、泰盛政治から貞時政治への移行を記すことにしたい。

執權政治（合議制）は、突然のクーデターによる泰盛の死によって解体し、得宗専制へと転換した。裁判制度もこの時を期に、権利保護主義から職權主義へと移行した。しかし、得宗政治の原型は、すでに時頼の頃にみることが出来るものである。既存の評定会議よりも、時頼私邸での秘密会議（寄合）が重視され、合議制がゆがみ始めたのである。かつて東国御家人の政治的主張の実現として現われた執權政治は、時宗・貞時二代の間に変質したとみることが出来る。將軍の理非決断の権限を評定会議に移管した武士階級自身による合議政治は、泰盛の死によって終わった。真の執權政治は解体したのである。

得宗専制への画期となった霜月騒動を少述すると、大方次のようになると思う。

事件の直接の原因については『保暦間記』が伝えているが、それによると、「泰盛ガ嫡男秋田城介宗景ト申ケルガ僞ノ極ニヤ、曾祖父景盛入道ハ右大将頼朝ノ子成ケレバトテ、俄ニ源氏ニ成ケリ、其時頼綱入道折ヲ得テ、宗景ガ謀反ヲ起シテ將軍ニ成ラント企テ源氏ニ成由訴（略）」とある。安達泰盛息の宗景が、曾祖父景盛は、頼朝の子であったとし、にわかには源氏に改姓したこと、これらは安達一族が源氏に代わり將軍位をねらっている現われとし、だから平頼綱によって滅ぼされたというのである。また、泰盛が源氏重代の名刀髭切丸を持っている点にも疑いを掛けられ誅殺されたと伝えている。

この所伝の真偽はともかくとして、当時このような風聞が立つほどまでに、泰盛には権勢があったと理解できる。言い替えれば、幼い貞時を中心に外戚泰盛と乳父頼綱が権力闘争をしたということになる。

巨視的に捉えると、御家人（外様）の利益を代表する泰盛派と、御内人の利益を代表する頼綱派が対立し、弘安八年（一二八五）十一月、先手をとった頼綱派によって、泰盛派が滅ぼされた事件といえるだろう⁽⁵⁴⁾。驚くことに、この時、当時の最高実力者泰盛以下有力御家人五百余人が討たれたのである⁽⁵⁵⁾。

連座は、上野・武蔵の有力御家人の他に地方にも波及し、肥後・信濃・尾張等で泰盛与党が滅ぼされた⁽⁵⁶⁾。

弘安九年（一二八六）の岩門合戦も霜月騒動の余波と考えられている⁽⁵⁷⁾。事件後の余波は、かなりの勢いで各地に波及していたことが次の法令によって想像される。

一 弘安合戦与党人事

自今以後、賞罰共、不可有其沙汰、（鎌倉幕府法 追加法六四三）

右の法令は、平禪門の乱で内管領平頼綱が減んだ翌年、永仁二年（一二九四）六月二十九日に発給されたものである。つまり、弘安合戦（霜月騒動）与党人の賞罰は今後一切行なわないとしたものである。このような法令をこの時期に出すほどに余波は続いていたことが推測される。ところで、この法令を発給した貞時の真意は、いったいどこにあったのだろうか。鎌倉以外のその他各地に住する御家人衆からの強い反発を、慰撫する意味があったというのだろうか。乱後の泰盛派の大量復活と併せて、貞時流の批政匡正ともとれるが、貞時の柔軟政策は一時的なものに過ぎない。

話が前後したが、抑々、泰盛派を倒した勢力は、得宗家に仕えた御内人たちであった。彼等は得宗被官グループで、本来的には御家人より一段低く見られている階層の人々である。しかし、得宗被官の上首・頼綱は内管領と呼ばれ侍所頭人に任じられ、寄合にも参画するなど、すでに時宗生存の頃より泰盛と対立関係にあったと見られている。その状況は次に引く前田育徳会尊経閣文庫『建治三年記』にみえる「御寄合」が伝えている。評定以後、寄合

が開かれていることや、安達泰盛、平頼綱が同席していること等が窺われる。

二十五日、晴、評定老

一 山門事（略）

評定以後、城務・康有・頼綱・真性（平）被召御前、有御寄合（安達泰盛）

一 院宣・諸院宮令旨・殿下御教書事

因幡守（長井頼惠）可奉行

一 諸亭事

先度、因幡守（長井頼惠）可奉行之由、雖被仰、改其儀、下野前司（藤原親定）可令奉行

一 宿次事

先度下野前司（藤原親定）可奉行之由、雖被仰、改其儀、備後民部大夫（三善政康）可令奉行

一 番役並篝屋事

奥州・越後（北条時国）左近大夫將監兩人、差代官可令奉行

一 沙汰日々目録・孔子等事

周防左衛門尉可令勤仕

此外条々者、先度注文不可有相違也『建治三年記』建治三年十二月二十五日条

この日に登場した人物は、得宗時宗、外様御家人安達泰盛、御内人平頼綱、同真性（諏訪盛経、法曹官僚太田康有である。康有は、この『建治三年記』の執筆者である。この段階で二人の得宗被官が寄合に出席していることには注目させられる。この実状は両者（泰盛、頼綱）の衝突を予感させるものである。

さて、クーデター（霜月騒動）の後、頼綱は、貞時がまだ若年だったこともあって幕政の実権を掌握した。「一向執政、諸人恐懼外之無他事候」^⑧と三条実躬が日記に書き残している。鎌倉から離れた京に住む公家らにとっても、驚きと恐怖の大事件として受け取られたことが伝わってくる。永年の政敵泰盛を倒し、御内人頼綱専権時代が到来したというわけである。彼を代表とする得宗御内人たちは、これ以後政界の表面にいきおい進出するようになるが、政治史上では得宗専制政治と呼称されている時期になる。

ところが、結果的にみて、既述のごとく頼綱の専権も十年とは続かず、永仁元年（一二九二）四月、貞時の討手武蔵七郎らに攻められ自滅した。

弘安八年泰盛派として事件に連座した顕時、長井宗秀、宇都宮景綱などが幕府政界に復帰するが、これは一時的で反動的なものであり、霜月騒動以前の政治体制に戻ったわけではない。これこそまさに、成人し独り立ちした貞時による得宗専制政治の開始であった。管見のかぎり、貞時の得宗専制における強引な権力集中は、弘安・永仁のこの二つの乱（霜月騒動・平禅門の乱）の後に現われたのではないかと思う。貞時が、頼綱の秕政匡正を旗印に、引付を廃し、執奏を置き、直断権を掌握し、訴訟審理機関を自由に指揮する。これはまさに独裁者の出現である。特に、貞時が引付を廃止し、新設した「執奏」は注目に値する^⑨。

『鎌倉年代記』永仁三年には次のような記録が掲載されている。十月の項に「止引付、置執奏」とある点に注目してみよう。

六月、引付頭、一時村、二道鑑、三師時、十月、止引付置執奏、時村、道鑑、師時、恵日、宗宣、蓮瑜、宗秀等也、五月二十日、越訴頭宗宣、宗秀、十月又、置引付頭人、一時村、二道鑑、三^{（前書）}道西、四恵日、五蓮瑜

右の記述から明らかなことは、三人の旧引付頭人と、越訴頭人大仏宗宣、恵日（金澤顕時）、長井宗秀、蓮瑜（宇

都宮景綱らが執奏の任に就いたというものである。この制は、引付制度に似ているがまったく異なった性格を有しているものとされる。「執奏の制は、全ての最終決定権は貞時にある。執奏は、ただ資料の提出と意見具申をするのみ」という。私は以前からこの執奏に注目してきたが、この制度は、後の足利六代目將軍義教の御前沙汰の伺事の場合によく似ていると思う。つまり、ここにいる執奏七人の役目は、義教の御前沙汰に伺候した御前奉行に類似する。貞時が一人、判決の権限を握ったとされるこの場の貞時の姿もまた、義教の立場によく似ていると思う。しかし、この制度は一年で廃止されている。この点は義教とは異なる。

ところで、霜月騒動の性格を、外様（御家人）と得宗御内人の衝突と捉える通説とは別に、御家人層内部の惣領制の矛盾として捉える見解もある。

それは、安達派として死亡した人脈から、武蔵・少弐氏の一族内、惣庶関係の矛盾や、小笠原氏一統の吉良、今川、佐々木、佐原などが、一方が誅されたのに対し、他方は抽賞され生存していること等、族内家督争奪戦の様相もみられることによる^⑥。

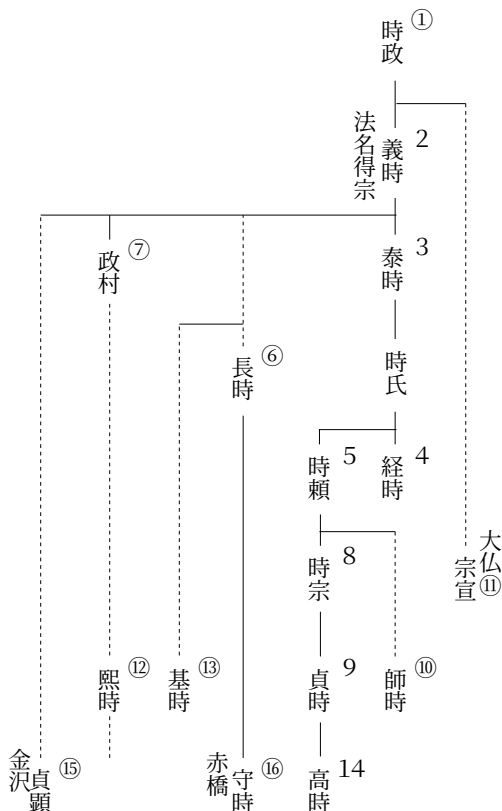
つまり、御内派の中にも（利害が一致すれば）御家人が含まれていたとする見解であるが^⑦、基本的には、佐藤進一説^⑧が正鵠を得た見解と私には思える。

評定と引付の二重審理が裁判の迅速化を損なうという理由で、一旦廃止になった引付が、永仁三年（一二九五）十月二十四日に復活している点には注目される。しかし、幕府の基本的理念は、「権利保護よりも、職権による秩序の維持を優先する」にあったのである。

貞時流理念による政治改革は、裁判の迅速化、合議制の否定、貞時一人による判決権の掌握である。貞時の権力の基は、執権職ではなく、得宗家嫡流としてある点が特色といえよう（系図Ⅱ参照）。

時頼・時宗以来の寄合（重要秘密会議）は、貞時・高時も受け継ぎ、政務決裁の場としての制度的な機関となった。寄合は、評定衆・引付衆のもつ本質的な意義を消滅させる因となったことは勿論である。

金沢顯時書狀案（称名寺文書）



⑥～⑬は執権（直系外の就任を表す）。

出典 網野善彦『蒙古襲来』下、125頁参照。

正安二年（二三〇〇）には越訴方も廃され、再審までも貞時に掌握された。佐藤進一は、「執権にせよ、得宗にせよ、貞時ほどの強権を握った人物は、鎌倉幕府史上、誰もいなかったであろう」（63）と看取している。この時の貞時流得宗専制に、後の義教は範をとったと考えられる。

本稿で扱った霜月騒動が、起こるべくして起こった事件であったことを伝える金沢顕時の書状が残されている。弘安八年、金沢称名寺長老に宛てた手紙であるが、当時、どのような気持ちで過ごしていたのが窺われる内容で興味深い。貴重な内容を伝えているので次に書き記して置きたい。彼は連座して下総埴生庄に配流されている。

態以專使令申候、抑付〔安達泰感〕城入道追討事、依爲因縁被殘御不審候歟、仍配流之由被仰下候、於今者生涯之向顔不定に覺候、文永六年より何事と候わす、世上騒乱之間、人之上歟、安不更に難弁時分に候き、仍寄進狀並絵図を認置候、其後同九年正月十四日名越尾張入道・〔時章〕

(教時)

(北条時輔)

遠江守兄弟俱非分被誅候了、同年二月十五日六波羅式部丞被誅候、今年又城入道、十一月十七日被誅候了、皆雖御存知事候、無常之理、銘心腑候、凡此十余年之式、只如踏薄氷候き、今既其之罪当身候之間、不運之至思設事候、明日払曉総州下向候、金澤郷事、不可有子細之由被仰下候之間、歎之中喜此事候、猶々祈禱偏歟存候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

弘安八年二月二十一日

越後守頭時在判

進上称名寺方丈侍者御中

『神奈川県資料』Ⅱ、一〇二三号。変体かなは現代用語かな文字に読解している)

この書状によって、文永五年(一二六八)、時宗が執権になった時分から、すでに外様、御内の対立が始まっていた事実が想像される。そういった中であって、頭時らが戦々恐々としていた様子が伝わってくる。

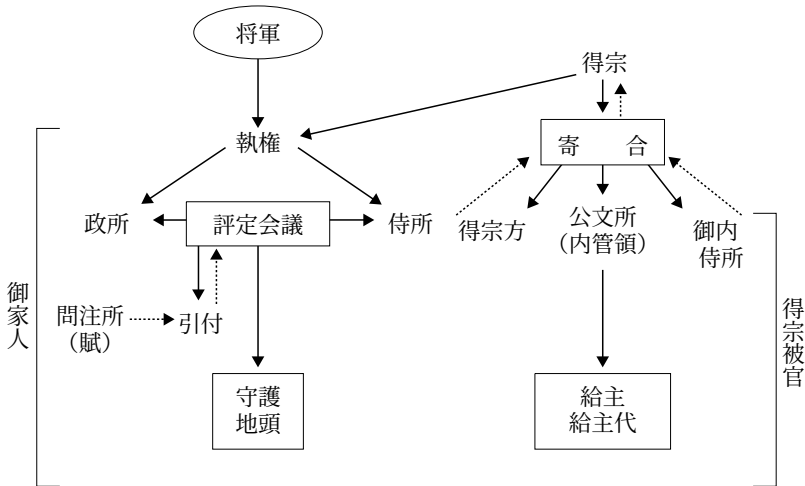
3 弘安德政の理念と評価

泰盛の政治改革(弘安德政)の目的は、まさしく將軍権力の確立にあった。身分的には高貴な皇族將軍に、実際にはどれ位の期待をかけることができたのかは疑問である(註)。しかし、「廿八ヶ条新御式目」にこめられた精神は、若き將軍惟康に奉上した武家政治の理想である。実はこの立法の草案者はわかっていないのだが、現在までのところ、安達泰盛とする説が一般的になっている。実際、この時期、このような奉上ができる人物を、安達泰盛の他に考えられるだろうか。私も泰盛として間違いないと思っている。

ところが、予期せぬできごとが起こった。幕府御家人層の信頼を一身にあつめていた泰盛ほどの政治家が、十一月十七日、隙をつかれたように倒されてしまったのである。

「新御式目廿八ヶ条」の日付が前執権時宗没後、一ヶ月半後と記されているが、これは迅速な処置である。時宗

図2 得宗専制支配関係図



注 出典 ◀……と◀は上申・命令の伝達経路を示す。
網野善彦『蒙古襲来』下、229頁を一部参考。

没後の政治的混乱の回避策として急ぎ制定されたことが推測される。また、翌年十一月の霜月騒動までの間に次々に立法されている。これらの法令の中に見えるものは、かつて、北条泰時によって確立を見た、武家による執権政治

（合議制）の精神である。御成敗式目が制定された泰時代と同様、あくまで、上には権威の象徴たる将軍を戴かなければならない。「御恩と奉公」の再確認のために、将軍惟康を上仰ぐ必要があった。泰盛は武家の棟梁将軍を仰いでこそ、全武士団を統率できると信じたにちがいない。

将軍に御奉公する御家人による合議政治こそ、泰盛が構想した理想的な政治体制であったと思う。

他方また、幕府官僚機構の之首として位置する貞時も泰盛政治にとって重要不可欠な人物であったことは間違いない。しかし、貞時は将軍ではない。頼朝以来、営々と続いてきた御家人層から見れば、貞時もまた、御家人の一人に過ぎなかった。

そしてまた、すでにこの頃、政治の中枢に入り込んでいた得宗御内人は泰盛の政治方針には従えない状態になっていた。

時宗時代における御内人平頼綱は、寄合には常時参画していたし、また、侍所所司にまで拔擢されていたのである。

ところが、時宗死後の幕政は誰の目から見ても泰盛に主導されていた。内管領頼綱は、得宗家御内として実力をつけ進出した階層ではあったが、所詮、將軍陪臣に過ぎない。時宗時代の性急ともいえる御内人起用に泰盛をはじめとする御家人らの間には、危機感や不快感が生じていたとも考えられる(図2参照)。

両者の対立は避けられない状況にあった。そこで衝突、勃発したのが霜月騒動と後に呼称された大事件であった。これは御内人らのルサンチマン的行動とも捉れる。

ここで、一言付け加えておきたい。泰盛はあくまで御家人主体の幕政の運営や立法を企図してはいたが、御内人らを倒すつもりはなかったと思われる点である。そこが、頼綱とは異なるところである。

御内人にむけての法令も残されているので書き記しておこう。これらは、「御内」と傍註の付されているものもあり、厳密には、幕府法ではなく、北条氏の法令であるとするものであるが、また一方、単なる領主法として見ることはできない、幕府法の一部として見るべき法令とされているものである⁽⁶⁵⁾。

一 恒例臨時公事間事(鎌倉幕府法)追加法四九〇)

一 御内領内寺社別当供僧等事(同追加法五六一「御内」と傍註、御判有之、貞時一四歳)

一 安堵事(同追加法六一三「御内」と傍註)

一 所領年貢事(同追加法五四五)

右に示した四ヶ条のうち、追加法五四五は、笠松宏至によると、追加法四九〇に法令の内容がよく似ていると指摘があったものである。「別納之地」、「政所例郷」等、御内に関係した文言で立法されているものである。

最後に、クーデター当日について覗いておこう。

十一月十七日朝、先手を打った頼綱は泰盛を斬っただけではなく、兵を甘縄の安達邸にやり、一族とその与党外

様御家人を滅ぼした。

驚いたことに、この時、將軍惟康の館にも兵火が及んだという記述（『保暦間記』）を信じれば、平頼綱にとって將軍を戴いた執権制などまったく意味のないものであったことが歴然とする。彼にとって重要なのは貞時であり、御内人が横行できる得宗専制政治であった。

ここに両者、泰盛と頼綱の大きな意見の違いがあった。つまり、時宗没後の政治方針の違いである。したがって一方がもう一方を倒す結果となったのである。

しかし、注目すべきことは、霜月騒動後の幕府政策の中に、泰盛主導の弘安德政の法令中、消滅してしまったものより形は変えたとはいえ、得宗権力に受け継がれたものが多い点である⁶⁶。こういった側面からみても、幕政が主導権を行使し、永続していく真義を泰盛が作ったと言えるのではないだろうか。これは、弘安德政の法令が後の幕政の指標となった点からも明らかである。結局のところ、泰盛の改革を得宗政権でも利用するのは利用し、それによって貞時の専制体制が確立していったところから、既述の新御式目廿八ヶ条中の「公方」を得宗と受け取られる恐れはある。しかし、この公方は將軍をさしていることにまちがいなく、得宗ではない。以上が私の意見である。

「徒然草」で文武両道の人として描かれている泰盛の一連の政治改革（弘安德政で手掛けた諸政策の内、特筆すべきものは、引付の機能を制度的に最大限に保証し、泰盛主導体制の下に完成期に達したと評価されることである。笠松宏至は、「この完成は、単に鎌倉幕府訴訟制度のそれであるだけではなく、日本の前近代法というスケールで考えてみても、おそらく異例の完成であり、泰盛はその頂点に立っていた」⁶⁷と論じている。そして、その完成とは裁判における「理非の分別」を制度的に完成しようとするものであるとし、理非分別の立脚点を「事実」におく。これが引付―評定制を主軸とする鎌倉幕府裁判の理念であったと論及している。だからこそ、三問三答・対決・証文や証言を調査し、真の事実を浮かび上がらせる（理非を究明する）。そのためには制度の完成が不可欠で

あつたということになる。

以上の政治改革や制度は、少しずつ形を変化させながら、建武政権・足利政権へと受け継がれていったと確信する。後の権力者たちは、思い思いに先行制度を範とし、利用し、改正し、独自の政権を確立していったと考えられる。専制をめざした足利義教は、独裁者貞時の得宗政治を参考にしたと推測される。そこで、貞時政治との比較検討の必要性から、まず、義教の訴訟決裁の方法を次章で考えてみよう。

第二章 義教期の訴訟制度

第一節 政所の構成と特色

鎌倉時代後期における政所は、將軍家の家宰機関であると共に雑務沙汰取扱機関でもあった。室町幕府の政所も前時代の制度をとり入れ設置されたと見られている⁽¹⁾。

『武政軌範』政所沙汰篇には、次のように記され、その管轄事項を知ることができる。

一条目事

利錢 出拳 替錢 替米 年經地 本物返 質券地 諸質物 諸借物 諸預物 諸放券 沽却田畠 勾引人
如此等事也、以往者、京都鎌倉雜務公事、凡將軍家御家務条々、皆以於問注所政所、有其沙汰、近代者、一向為当所沙汰之、依之 諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等、悉為政所之沙汰者也

この条目によれば、政所は、諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等、將軍家及び幕府の経済的基盤を管轄する機関であると共に、利銭・出挙・替銭・質券地等々、鎌倉時代におけるいわゆる雑務沙汰を管轄する裁判機関でもあったことがわかる。

また、「室町幕府法」追加法二九三・三〇二（文明十八年十二月制定）^②には、政所方沙汰條目として十項目があげられている。政所の管轄事項として、「永代買得地事、年紀沽却地事、本物返地同家事、質券地事、諸質物事、諸借物并預物事、諸土蔵諸役事、酒同麴役并諸商売事、所領代官職事附年貢算用事、人倫売買事」とある。

この機関は、執事・執事代・寄人によつて構成される。幕府成立後の約四十年間は、二階堂氏が執事の任に多くあつた。これは前時代の制度（鎌倉幕府政所においては世襲的に二階堂氏がその任にあつたこと）を引継いでのことと考えられる。他に、長井・粟野原・佐々木氏等の名が見えるが、康暦元年（一三七九）、斯波義将が管領に就任した時、伊勢貞継（照禅）^③が政所執事に任じられて以来、二階堂忠行が一時その任にあつた他は、伊勢氏が代々世襲している（系図I参照）。

政所の政務は將軍の近くに仕える重要な機関であつたはずだが、義教以前の実状についてはあまりよくわかっていない。但し、家宰的な様相を伝えるエピソードは散見できる。政所内で実施されたと思われる裁判記録等（例えば『政所内談記録』、『賦草案之引付』、『披露条々事』等、現在目にするところのものは室町中期・後期のもの）も当然存在したと思われるのだが、室町前期のものは残されていない。

政所執事代は「代于執事、令執行公事」と『武政軌範』にあり、寄人の筆頭を務め、執事の代理であつた。しかし、単に代理と言うだけではつまらない重要な役割があつた（この点については第二節で後述）。寄人は政所の職員である。約一四、五名（二〇名内外が定員とされる。寄人の新任には、寄人補任状ともいふべき奉書^④が発給されその任に就くことができた）。

政所代の蜷川氏は、執事伊勢氏の被官（家宰）である。制度的には政所の本来的な構成員ではないが、執事の代

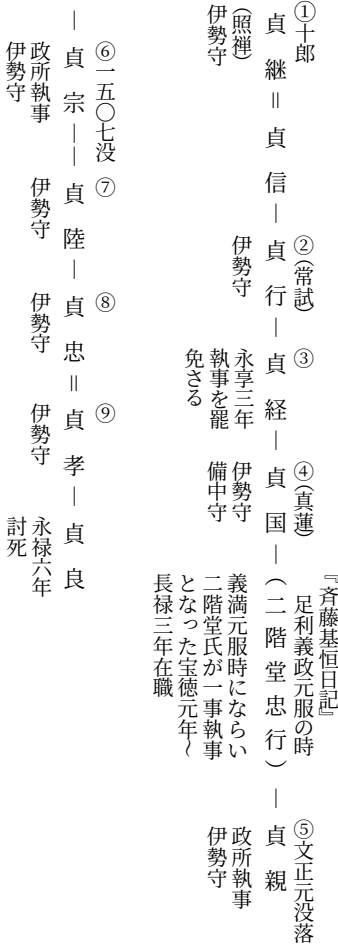
官として顕著な活動が見える。政所代を家の職として世襲し、『蜷川家文書』その他、政所関係の史料を伝存している。この他に特色として蜷川家の女性の役割があげられる。伊勢貞行母、貞国室、さらに普広院殿御母に祇候した尼淨信など、蜷川家の女性が家に果たした役割が看取される（註4の系図Ⅱ参照）。

伊勢氏は、寄人とは異なり、代々將軍家の養育係を務めた家とされる。伊勢貞継が幕府内で確固たる地位を築くきっかけを掴んだのは、義満を自邸で養育したことにあるとされる。これは、日本中世における養育係の重要度を示す一例になる。伊勢氏子孫が記したとされる『御代々將軍家御父仁当方参勤次第』（宮内庁書陵部所蔵）によると、鹿苑院殿は昭禅人道（貞継）亭の春日東洞院屋形で誕生し、十三歳まで養育されたという。つまり、義満母（紀良子）は將軍義詮近習の屋形で御産をしたというのである（5）。

永享年間以後、義政が伊勢貞親邸で、義尚が貞宗邸で養育されていることはわかっているが、満済の日記には伊勢氏による將軍家子女の養育についての記述はない。『御産所日記』にも伊勢亭が義教子女の御産所になったという記事は見当たらない。伊勢貞継が足利貞氏の烏帽子子であったことから尊氏の養育を任されたのがはじめとされ

伊勢氏

系図Ⅰ 伊勢氏系図



注 ①～⑨の数字は政所執事在职順を表わす養子関係は＝で示している。
出典 宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏動向——貞継を中心として」（『史泉』50号）。

るが、伊勢氏は元来足利氏の近臣であった。足利氏と伊勢氏の主従関係はよく知られているところだが、前述したごとく、政所代を世襲した蜷川氏もまた、伊勢氏と姻戚関係にある家系であった。また、『親元日記』^⑥から、將軍家と蜷川氏の関係も浮び上がってくる。この日記によると、蜷川氏は政所代であったのみならず、將軍家御物奉行、進物奉行を務める家へと成長していった家であったことがわかる。つまり、將軍家・伊勢一族・蜷川一族という家宰を通じた三者の繋がりが見えてくる。

蜷川氏の幕府における公的な職務の中で、最も重要な役割は、政所へ提起される訴訟申請の受付（窓口）になっていたことである。この役割は、単に執事の補佐とだけでは表現できないほど、重要なポストに就いていたということになる。それ故に賦引付（申請書の控）や、御判引付（判決書の控）、その他の文書群を家職として保管し続け、今日に伝えた家系である。

それでは、政所における一般的業務はどのように遂行されていたのだろうか。政所内評議の場（意志決定の場）には、内評定と内談があった。先引の『武政軌範』政所沙汰篇に次のような文言がある。「被模御前評定、是故号内評定」とあることから、内評定は政所内最高の意志決定機関であったことがわかるが、早くから儀式化し、毎年一月二十六日が恒例の内評定始になっている。この儀式化は先引の『武政軌範』では「内評定儀式事」として応永十一年（一四〇四）の例をあげている。この内評定の儀式化により、政所内の実務は内談で執行され、その出席者は内評定の場合と同じである^⑦。故に政所の意志は内談で決まるということになる。内談は本来的には執事の主宰するものであったが、中期以降は執事代との関係も念頭に入れなければならない。

室町幕府の政治を考えるうえで、政所についての検討は不可欠と思えるが、経済面や訴訟活動については、次節に譲りたい。また、室町幕府の問注所は、文書記録を保管する機関へと変化し、元の機能は政所に吸収されている点はすでに知られている通りである。

ところで、実際に政所で審議された訴訟の控として、『政所賦銘引付』^⑧が伝えられている。この史料中には、

多数の金銭の貸借関係（借錢・本利未済・入質・永代買得等）の訴が記載されている。しかし、その中に代官職背請文・荷物掠奪・土地相論などが含まれているのがわかる。これらは、本来的には、各々の引付方や侍所が取り扱うものである。政所沙汰の中に混入してきているともとれるが、この混入ともとれる実状こそが、義教の頃の御前沙汰を解明する手掛かりになるかもしれないのである。というのは、政所が他の諸機関の機能を吸収していくという歴史的経過や、『御前落居奉書』に見られる裁許内容の多様性に何か一筋の関連性があるのではないかという思いが浮かぶからである。

次節では桑山浩然の研究成果をベースに、義教期の政所がどのように運営されていたのか検討してみようと思う。

第二節 政所執事代の役割

1 経済的側面を考える

室町幕府政所の財政機構については、桑山浩然による多くの研究成果が定説化しつつある。また、政所における執事代の役割に注目し、政所の業務を二つの大きな職種に分けて捉えている。即ち、「執事―政所代」の流れと「執事代―寄人」の流れとを二つのラインとして捉え論を展開している^②。

桑山は、執事代の役割を大きく評価し、財政面と、訴訟面との二つの側面から論じている。

私は室町幕府政府機関の政所において処理される事柄が、鎌倉幕府時代の政所に比べて仕事の内容が多様化していると感じた。その変化に注目したい。

まず、幕府の職制から言えば、執事代は執事の代理である。『武政軌範』執事代条に「当所者止開闔号、称執事代、是則代于執事令執行公事之故也、仍為規模職、或評定衆引付衆、或右筆宿老中、撰器量仁被補之哉」とある。ここで少々気になる文言「当所者止開闔号、称執事代」がある。なぜそうなったかと考え、「開闔」の言葉の意味

を調べてみると^⑩、公武にわたって古くからある職名で、開く闔るの語義から、書物や書類の出納、鑑査を職務としたこと、寄人・奉行・右筆などの実務派職員の上首、又は熟練者が任じられたということ、さらに『広辞苑』によると、善を開き、悪を閉じ理非を分つこととある。政所内で執事との機能が分化し、その実務に責任性が問われるとしたら執事の代理では不十分である。執事に代わる人物が必要であった。だから執事代（執事に代わる者）と称されるようになったと推測できる。これは政所内業務の拡大化や変質と大きく関係し、執事代の仕事の内容が、特化しグレイドが上がったことを示していると思う。

こういった傾向、つまり政所内における執事代の役割の変化は、本論文のテーマの一つである御前沙汰体制の導入にも関係があると考えられ、また、政所が担う経済面の活動にも関わりがあるのではないだろうか。

幕府内における他の諸機構と比較した場合、政所の職務としての機能が家宰中心であったものから、より重要なポストとして注目され始めたことを感じさせる。特に経済面は、将軍家にとっても、幕府組織そのものにとっても最重要課題であった。この時代は、私的な将軍家経済の部分と、公的な幕府財政の部分と、余り明確に区別されていなかった点を考慮しなければ、その実態が理解できないというのも特色の一つである。

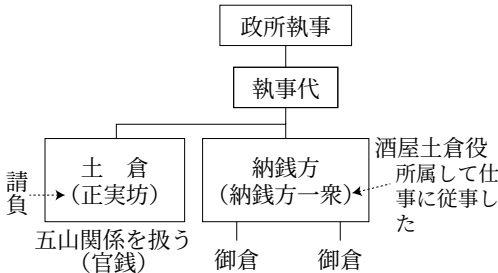
次の『斉藤基恒日記』にある「納銭方と御倉」に注目したい。

三月

二日、納銭方会所事、就被定置河村民部房、諸酒屋一字別三十疋相懸之、以上百疋余在之、貞政、熙基、基恒、成奉書申付之、

一、洛中洛外、号日銭屋隠取質物之間、以寄人手分質物員数注之、彼本銭十分一被付納銭方、貞政、熙基、基恒、以三判納御倉了、（文安四年三月二日条）

図1 義教期における財政機関政所



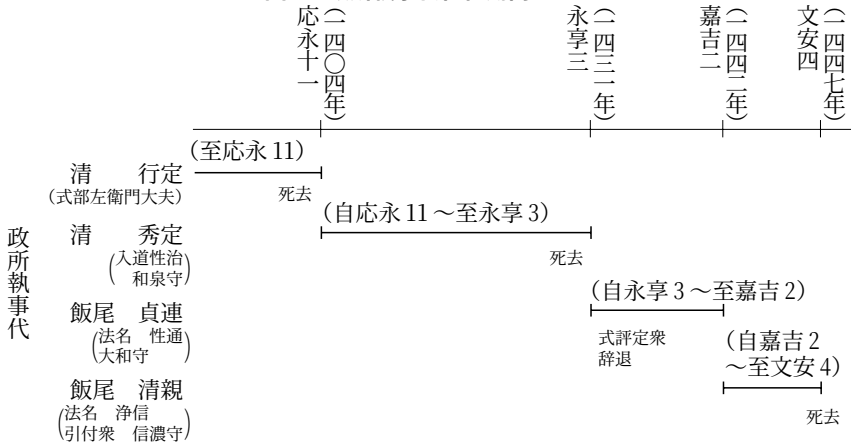
まず、日記の冒頭、「納銭方会所」の文言が目に入る。ここにある会所は、室町時代初期に流行った上流人らが使う娯楽のための会所ではないと思われる。納銭方の役所、事務所の施設と読み取れる。納銭方会所では、役人らによる打ち合わせや奉書の作成等の事務が行なわれていたことが窺われる。

また、基恒の日記の内容で特記すべきは後半部分である。要約すると、洛中洛外の土倉が、日銭屋と号し、質物を隠し取り、土倉役をごまかそうとした、それを政所寄人が摘発し数を調べたうえ、その本銭の十分の一を納銭方に納めさせた。次いで、貞政、熙基、基恒の三判を以て御倉に納め、一件落着ということになったのである。ここに登場している三人の奉行人は、治部貞政・斉藤熙基・斉藤基恒に比定して間違いないだろう。基恒の日記によると、この時の政所執事代は貞政になる。

この三月二日の記述は、「納銭方と御倉」の関係をきわめてわかりやすく示している。納銭方が幕府の機関であること、また、政所奉行人（寄人）らの事務手続きを経て、土倉・酒屋役等が御倉に納められていく様子が明確に伝わってくる。図1は、義教の頃の政所財政部門を図式化したものである。

当時、幕府の財産の管理を行っていたのは、納銭方と御倉である^①。御倉は政府機関ではない。幕府の外郭機関である。洛中の特定の土倉（複数）との契約（幕府による任命）により成立したものである。納銭方は政所における財政業務の中枢機関である。納銭方が幕府財産から出納までも管理したのである。これを幕府側から監督したのが政所であり、出納など直接指示を与えていたのは執事代であることが、前述の三月二日条以外にも、『斉藤基恒日記』^②には処々に見られる光景である。以上の記述から、政所執事代の役割が如実に

図2 政所執事代在任期間



〈参考文献〉『斉藤基恒日記』、今谷明『室町幕府解体過程の研究』。

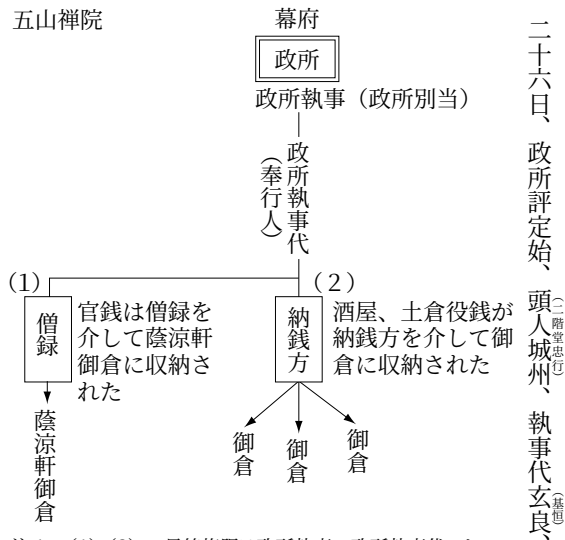
浮かび上がってくる(図1・2・3参照)。

この日記によると、基恒は文安六年(二四四九)四月二日から宝徳二年(二四五〇)十二月十二日解任まで、執事代の任にあり、その間は一ヶ年半という然程長い期間ではなかったことがわかる。基恒(基世、法名玄良)は、政所寄人を皮切りに執事代・神宮開闢・恩賞方・一方内談衆・式評定衆という経歴を持ち、『御前落居記録』中にもその名が見える幕府奉行人である。勿論、別奉行としてもその名が見える。基恒のこのアイデンティティから推して、一奉行人としてだけではすまされないほどの実力者だったのではないだろうかと推測される。

先引の基恒の日記の記載は、文安・宝徳期のもので、義教没後になるが、仕事の内容には大きな差異はないと思われ、執事代の職制を類推する手掛かりにした。図3に引いた蔭涼軒御倉は、義教期にはまだ存在していない。記録によると、応永三十二年八月十四日、蔭涼軒が焼失し(『薩戒記』、永享十二年一月十八日、蔭涼軒再建完成、来賀始(『蔭涼軒日録』)とある。義教期には、相国寺境内にあった正実土倉が、蔭涼軒御倉と同様な役割を果たしていたのではないかと推測される(図1・3参照)。

図1は義教期、図3は義政期を想定した図である。執事代の役割と重要性がわかってきたところで、次の日記の記

五山禪院



〈参考文献〉寺嶋雅子「蔭涼軒御倉について」(『大学院研究年報』7、264頁)、桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」『日本史大事典』平凡社。

載に注目したい。基恒の宝徳二年（一四五〇）の日記の内容は、政所内での執事と執事代の位置付けを窺う史料となる。将軍は義成（亨徳二年義政と改名）、管領は畠山持国の頃である。

宝徳二年正月

一、御吉書、碗飯、

十一日、御評定始、(畠山持國)管領三品、(齊藤基貞)加禪玄忠着座始、

十七日、御的

二十六日、政所評定始、頭人城州、執事代玄良、

同年二月

十七日、御前御沙汰、

一、当年吉田社造替料段錢、三

ヶ国申寄了、

美濃国 飯尾與三左之種使

節、

越前国 守護請、和泉国同

前、

一、五伊上臈御局一色右馬頭息女御産所

被仰付、

二階堂所于時也政
為御手沙汰、

五百貫文分質物、御具足十両被出之、執事代申付諸土倉了、

同年 三月

二十九日、大納言^(足利義成)御拜任、
御7月
直衣五

同年 七月

五日、御直衣、

同年十二月

十二日、飯尾下総守為数被仰付執事代、玄良次、

一、治式部^(清)四郎元俊移右筆、依番文施行也、

一、飯孫^(飯尾)右之清、飯與三左之種参政所寄人、(『斉藤基恒日記』宝徳二年条)

桑山浩然^はは先行研究の中で、右の『斉藤基恒日記』宝徳二年二月十七日条に注目され、「執事為御手沙汰」のく
たりや、『延徳二年將軍宣下記』の記述から、「幕府政所内部では執事代が実務を執行するにしても対外的には執事
が政所を代表する形をとっていた」と論及している。政所執事は、実際には家宰中心の仕事で権力を得てきた家系
だが(二階堂 伊勢氏共に)、依然として政所別当としての顔が存在していたことが感得され面白い指摘だと思ふ。

しかし、現状的には、先引史料の示す通り、納錢方・醸酒屋・諸土倉などが執事代の下にあり、幕府出納関係は
執事代が実務していたのは明らかである。つまり、朝廷に対しての儀礼的な部分や、將軍家の私的な経費などは執
事所管で行ない、幕府としての公的な経済活動は、執事代によって担われていたと桑山浩然は言及している。私も

同じ意見である。

以上は、経済面から執事代の立場や役割を見てきたが、これらの側面が義教の訴訟制度の性格を知るうえで必要と思われたので、特に一節を設け追及してみた。

次節では政所内で扱う訴訟関係を検討してみたい。

2 政所内訴訟制度

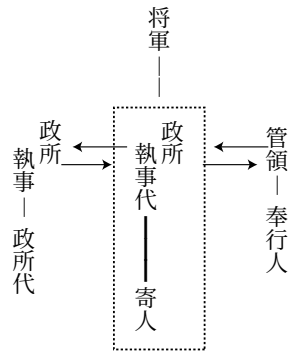
義教の所信表明、「評定衆、引付頭人再設」^⑬の指示は、どこでどのような形で実行されたのか。彼は政所内のある機関を利用して、御前沙汰を布き、それを所信表明の代用としたのではないだろうか。評定衆・引付の再設など、他のどこにも設置された様子はない。そこで、桑山浩然がすでに提唱した政所内における二つの訴訟ラインのうち、執事代―寄人のラインに注目し検討してみよう。

本論では特に言及しないが、執事―政所代が行なう訴訟システムも依然として機能していたことは前述した通りである。寄人は双方のラインに参加していることになる。この「寄人が双方に関わった」事実が重要である。これから寄人らの動きは、第一節で引いた『政所内評定記録』・『政所賦銘引付』の中から窺うことができる。

又、「室町幕府法」追加法二〇三「洛中洛外土倉質物事」（永享三年十月十七日条）^⑭は、大和守飯尾貞連・備中守伊勢貞国の連署であり、土倉方一衆中宛に発給された法令である。この法令に対応する「義教袖判奉書」を、同日付の『御前落居奉書』中に見ることができ、この事実は、二つのことを示唆する。

一つは、政所内における執事と執事代の関係である。法令発布のような重要事項には、双方が連署して対応していることが窺われることである（この二つのラインの横の関係が存在したことの証明になる）。因みに、この時の政所執事は伊勢貞国であり、執事代は飯尾貞連である。飯尾貞連は、政所執事代として政所内の訴訟業務にも関わり、他方、御前奉行として義教が主催する同事の場にも伺候できる人物であったことがわかる。

図4 横のライン



二つめは、この法令に対応される奉書が、『御前落居奉書』中に確認された事実は、義教の御前沙汰が政所と関係があったことを示す証明材料になるということである。というのは、今まで義教がどこをつかって御前沙汰を布いたのか、明確になっていなかったからである。

右の「室町幕府法」追加法二〇三「洛中洛外土倉質物事」は、内容的に見て政所と関係があった、つまり、政所の管轄事項であったから、伊勢貞国が署名しているのだろう。しかし、將軍披露は政所執事代の飯尾貞連が行なったものと考えられる。執事の貞国は同席していなかったと推断して間違いない。

義教は既成の官僚組織（奉行人層）を利用することにより、早急に御前沙汰体制を作ったものと考えられる。桑山もこの執事代のラインこそ、かつての評定—引付の実務を引き継ぐもの^⑤と見通している。そしてこの執事代と寄人の合議体制が重要な役割を果たすと見ている（しかし、御前沙汰をこのラインに布いたとは書いていない）。管見の限り、この執事代—寄人（奉行人）のラインに、義教が御前沙汰体制を設営したことは間違いないと思う。「義教—執事代—寄人」の流れとなる。ここにある寄人は、かつて引付で活躍した法曹官僚であろう。

さらに、管領—奉行人の訴訟システムのラインも、この体制中に組み入れ、これらを以て御前沙汰体制は機制されたと考えたい。

以上述べてきたことを簡略に図式化すると図4のようになる。

大切なことは、將軍が最終決定権を持つ執事代—寄人によって実施される訴訟の制（將軍—執事代—寄人）は、政所執事も管領も出席しない独自の提訴（披露）と意見からなる裁判の場を持つ訴訟機関であったことである。

第三節 御前沙汰の実現

1 御前沙汰始

義教の治世は、室町幕府將軍專制化の高揚期とみられている。私も基本的には同じ考え方を持つ者である。將軍義教―義政の治世は、従来、幕府官制史上第三の時期^⑬と目されてきた。奉行人層が登用され、將軍專制化への志向が高まった時期である。

この見方をとると、義持は、第二の時期、管領制における將軍であったことになる。義持が継嗣を定め得ず没したので、重臣らのくじを以て、義円が選ばれたという事実が語るように、この時期は、重臣（守護）の力が強かったが、反面、その強い勢力に支えられて成り立つ義持の政権であった。

佐藤進一は、「足利義教嗣立期の幕府政治」^⑭の中で、義教嗣立の時点から永享三年までの約三年間は、政治的不安が著しく高まった時期とし、義教の政治体制もこの頃までには一応かたまったと見ている。また、この三年間の政治過程の分析が、室町幕府政治史の基本的な枠組を明らかにするものであると見通されている。

佐藤進一の示唆に従い、義教の訴訟制度を再検討することにより、彼の專制志向がいかなるものであったか考えてみたい。

桑山浩然は「足利義教の登場と御前沙汰」^⑮の中で、幕府制度史上における「御前沙汰始」の正確な意義付けをされた。さらに御前沙汰体制を、將軍・管領・奉行人の三者の関係の中から評価すべきであると提唱している。この見解に私も同意するものである。

応永三十五年四月十一日晴、今日御判始云々、御評定始今日在之云々、御乗馬始等悉今日御沙汰云々、諸大名

以下御太刀進上之云々『満濟准后日記』同日条。

同年四月十四日晴、今日公方様御前沙汰始並御的在之云々、諸人又御太刀進之云々、今日御一級從五位下ヨリ不被歷正下、直被叙四品、珍重々々。(略)『満濟准后日記』同日条

右の史料は、義教が元服以前に、「御評定始」・「御前沙汰始」を実施したことを記す満濟の日記の一場面である。応永三十五年（一四二八）、義持後継に決まった義教は、早々御前沙汰始の儀式を敢行し、次期將軍位に就く自分の立場を天下に公示した¹⁹。桑山は、儀式「御前沙汰始」は、政権の名と実とが一致しない時期（例えば出家等）に、実の政権保持者を公示した儀式²⁰と論じている。この説は、故実から得たものであり、義教の応永廿五年当時の立場によく似ている。この意義付けを参考にし、儀式と実務の両面から義教の御前沙汰体制を考察したい。この儀式としての御前沙汰の存在を知り、私自身、史料中に表われる御前沙汰のイメージを、実にスムーズに掴むことができるようになったのである。

義教は、義満以降停止されていた「御前沙汰始」を復活した。元服以前であったにもかかわらず、就任後二度目の儀式も行なっている。

正長二年二月十七日晴、今日御前沙汰始、毎事無為珍重、公方様御沙汰始以後渡御一色亭……²¹ (略) 為御台様御座御祈、自今日於本坊聖護院、准后千手准大法勤修云々、供料五千疋、大館奉行之『満濟准后日記』同日条。

右の記述が示す如く、義満時代の式日、二月十七日に倣い、毎事無為のうちにこなしている様子が窺える。何事

も鹿苑院殿の例に従う、この義教の姿勢は権力の誇示としてもとれる一種の自己表現である。

さて、この「御前沙汰始」に出席できるのが、御前沙汰衆であった²²⁾。儀式御前沙汰始に出席する構成員を認めることにより、一定の形を推測することができる。

次に、史料として役立ちそうなものを七例あげる。

① 明徳二年（一三九二）五月六日「評定始」・「御前沙汰始」²³⁾

御座・式評定衆^{（備前頼元）}管領・二階堂^{（行元）}行照・摂津能秀・問注所^{（太田）}長康・波多野通郷・松田貞秀の他に奉行人・飯尾左衛門大夫・飯尾肥前守・雅樂備中守・飯尾美濃守^{（飯本）}・治部四郎左衛門尉^{（前忠）}・中沢次郎左衛門尉^{（氏綱）}

② 応永八年（一四〇二）二月十七日「御前沙汰始」²⁴⁾

御座・式評定衆らの他に、奉行人飯尾肥前入道常健・飯尾大和入道浄称・斉藤上野入道玄輔・治部四郎左衛門尉則栄・中沢次郎左衛門尉氏綱

③ 長享元年（一四八七）八月九日「長享改元記録、二階堂殿」^{（親元）} ²⁵⁾

（略）

一、同日、御前沙汰始有之、御座同前、管領・予・宗勝等著座如右、^{（備前政元）} ^{（二階堂行朝臣）} ^{（飯尾大和入道）} ^{（飯尾肥前守初参）}
伝聞、於管領同披露之、為修以下奉行人披露如例、

④ 長享元年（一四八七）八月九日『長興宿弥記』²⁶⁾

（略）評定始之後、御前御沙汰儀在之、著座人等同前、摂津・波多野・町野三人^{（各頭）}、不参、摂津・二階堂座次

有所存不参云々、政行為四品、摂津五位也、雖然列二階堂次事、無先規由称之云々、事訖幕下(將軍義尚)御出座、管領(細川政氏)以下人々進太刀、役人之外公武少々献御太刀云々、管領退出、直被参東山殿(義彦)、帰宅之後、奉行人等参集管領第、御前御沙汰始各伺事申之、献太刀、及曉天各歸出云々

⑤ 寛正六年（一四六五）四月二十六日条『親元日記』(藤山) 27

廿六日 癸卯 天晴

一列伺事当年始、直管領江畠山殿参同披露之(政長)

⑥ 寛正七年（一四六六）二月十七日条『齐藤親基日記』(義彦) 28

十七日、御前御沙汰始

御座 管領(山政長) 酒掃(摂津満朝) 雲禅(波多野元忠) 因(波多野因幡入道元尚) 州

伺事次第

野州貞基(布施) 玄良(齐藤基信) 以上式評定也、恩賞方著座未御免 諏信(諏訪) 州忠郷(松田) 松丹州秀興 飯肥州之種(飯尾) 清泉貞秀

飯兵大貞有(飯尾) 飯和元連(飯尾) 齐四右種基(齐藤) 親基(齐藤) 齐五兵豊基 飯四左為衡(飯尾)

依飲樂不参衆 治河国通(治部) 飯新左為脩(飯尾)

廿五日 一列伺事在之 可為去廿一日之旨雖被仰出之、依御虫気延引

貞基 玄良 忠郷 秀興 之種 国通 貞秀 元連 種基 親基 為脩(飯尾) 為衡(飯尾) 不参 貞有 豊基(全徳勢州之口也)

(略)

一、同日、於管領披露時宜如先々

⑦ 正長二年（一四二九）三月廿四日条『普広院殿御元服記』²⁹

御前御沙汰被行之

御座 （寛政）
（龜山朝臣）
（浪津海親） 管領 酒掃 因禪 雍州

奉行人参勤如先規

同年三月廿九日条

今日伺事、可被聞食始之由、俄被仰出之、披露之当番兩人申次之、秀藤披露篇目住吉社領播磨国所々御即位段

銭事 免除証文分明之上者 可止催促之旨被仰出之、管領落居同日

①⑦の史料に顕われる御前沙汰始に注目すると、將軍御座、管領以下の式評定衆、それに奉行人の出席が確認できる。「評定始」と「御前沙汰始」の二様の開催が認められるが、評定始出席者が全員、御前沙汰始に出席するとは限らない。御前沙汰衆は、家柄で選出された式評定衆とは異なる奉行人の集団である。この実務官僚（奉行人）の活躍がこの時期を特色づけていると考えられるが、この事務官僚集団は、この時期に設置されたものではなく鎌倉時代から存在したものである。法曹知識と事務能力を営々と伝える家柄の出身で、幕府の事務（執筆）を仕事とする役人集団である^③。鎌倉幕府は滅びたが、その役人らの一部は京都に移り住み、室町幕府に仕えたのである。幕府側にとってもかれらの能力は必要不可欠であった。

御前沙汰始の儀式の次第を概略すると、まず、將軍・管領の両者が出席し、奉行人（御前沙汰衆）による一列伺事が行なわれる。室町時代の裁判においては、重要な訴訟関係の懸案事項は、奉行人の意見を付して將軍の裁可を

受けた（義教期は、意見は必要な時にのみとられ、まだ徹底していない）。この裁可申請を伺事と言ったのである。この伺には一列伺と番伺との別があつて、一列伺は奉行人が同時に、次々と伺事をするを言い、番伺は、奉行人を番に分け、各番式日に伺事をする。つまり、当番制伺ということになる。一列伺は御前沙汰始などの儀式の時行なわれ、番伺は、通常の実務伺事の方法として実施されたのである③。

次に前記史料に注目してみたい。（③～⑦の数字は先引史料の番号を示す）

③ 「伝聞 於管領同披露之」

④ 「帰宅之後、奉行人等参集管領第、御前御沙汰始各伺事申之、献太刀、及暁天各帰出云々」

⑤ 「直管領畠山殿江参同披露之」

とあり、御前御沙汰始の後、同じメンバーの奉行人衆が再び管領亭に集まり、同様の儀式を行なっているのがわかる。

⑥ は、寛正七年（一四六六）二月十七日が御前沙汰始、同廿五日が通常の御前沙汰を記録していると思える。

「一列伺事任之」とあるが書違いだろうか。それとも義政親政がその理由なのだろうか、後者の可能性が高いが、史料⑥については今後の課題にしたい。因みに一般論としては、長祿元年（一四五七）以降、義政は専制体制に入る。その推進者は伊勢貞親となっている。

⑦ の史料『普広院殿御元服記』については次の御前沙汰（伺事）で詳述している。本稿のテーマである義教の御前沙汰の初期の頃が知見できる史料である。

他に、延徳二年『將軍宣下記』②にある「次一列伺事条数各一條披露様同奏事」の例もあるが、応仁文明の乱以後（將軍義植）のことなのでここでは省略した。

これには、いったいどういう意味があるのかを考えてみたい。

儀式の場合は、上位の將軍が先である。一方最終決定権はというと將軍にある。したがって何事（通常の御前沙汰）の披露は最後に將軍に対し行なうということになり、最終判決の意思決定は將軍ということになる。

この制度は、奉行人らの合議決定を將軍に上申し、裁可を仰ぐ方式で、これこそが義教の御前沙汰の実態なのではないだろうか。

官僚集団の有能な実務処理の力を合議の場に制度的に取り入れ、その組織の上に將軍が位置し、最終判決権を掌握する。実務になれた奉行人の事務処理なら過誤も少なく、何より迅速化が期待できる。これが義教がめざした訴訟制度だったのではないだろうか。

正長二年（一四二九）には、次のような何事に関する法令も制定されている。

一 諸人訴訟事 以賦日限、次第奉行人可伺申之焉⁽³⁴⁾（追加法一八九）

（賦の順序に従って奉行人がこれを伺申すべきこととある。この法令一八九と後記の一九三「諸人訴訟事」について、『中世法制史料集』Ⅱ、補注二四を参考にした。）

奉行人何事規式

一 出仕事 各守結番之次第、可令參勤、但於急事者、雖為非番、可申之矣⁽³⁵⁾（追加法一九〇）

一 條数事 不可過三ヶ条、至不足者、不及被定置焉⁽³⁶⁾（追加法一九一）

一 時剋事 可為已剋、於以後者、可令略矣⁽³⁷⁾（追加法一九二）

一 諸人訴訟事（追加法一九三）

右の法令、伺事規式四ヶ条（追加法一八九（一九三）の内容には、柔軟性のある規式の次第が読みとれ、結番出仕は原則としてということなのだろう。一度の伺事は三ヶ条を限度とし、「可為巳剋」（午前十時から正午まで）と時限まで定めてある。非常に現実的発想で立法されている。

右のような伺事細則が定められたこの時点（正長二年）を以て、制度としての伺事の発足としてみる事ができる。しかし、このような動きは、これより以前から非制度的には行なわれていたと考えられる。義教の場合、元服が行なわれるまでに一年余の日月があったし、この間、何もしなかったとは考えられない（義教のこの件については後述したい）。

ところで、前將軍義持時代には「御前沙汰始」なる儀式はなかったことになっているが^{③⑧}、次の『康富記』^{③⑨}の記載をどう考えたらよいだろうか。

十三日丁亥 雨時々下、清四郎亭連歌也、此間一兩日、武家伺事有之、細川満元管領沙汰始被対面奉行人云々（略）
『康富記』 応永二十六年四月十三日条

この記述は、応永二十六年（二四一九）のものであるから、すでに義満は応永十五年（二四〇八）五月に没し、名実共に義持が將軍位にあった時期のものである。『花宮三代記』には、評定始の記載は多々見られるが、伺事については見つからない。『康富記』記載の一行で考察するのも危険だが、義持期にも非公式には伺事が実施されていたとも考えられる。しかし、これはあくまで推測である。

さて、この第三節「御前沙汰の実現」では、儀式と実際の場、つまり、御前沙汰始と御前沙汰（伺事）の相違点を見てきた。そして結論として得たものは、義教の「最終判決権の掌握」である。義教が判決権を一手に握るシステムを訴訟制度に取り入れたという事実は、何を意味するのか、そこに重要な意味があった。私はここに専制君主

義教の姿を想起したのである。

前章で、弘安八年十一月の霜月騒動と、永仁元年の平頼綱の乱の後に現われた得宗貞時の専制政治について少しふれたが、その得宗専制体制を義教はモデルにしていると見たのである⁽⁴⁰⁾。

抑々、貞時は、御内人を次々に登用して、幕府機関へ参入させ、直断権を手にした。越訴方の機能までも掌握し、鎌倉幕府史上、他に類のないほどの強権を握った⁽⁴¹⁾。即ち、専制政治実現のために訴訟制度を思うがままに駆使した人物である。しかし、貞時は所詮、北条氏の家督継承者に過ぎなかった。これに対し、義教は將軍である御内人の代わりに幕府奉行人を登用し、かつて貞時が行なった専制政治を、足利政權の制度として再現しようと試みたに違いない。就任間もない還俗將軍が、信じられないほどの早さで、次々と政治改革を断行できた理由がここにある。

3 足利義教と得宗貞時

義教と貞時の両政治にはかなりの類似性があることをすでに第一章の三節で考察した。ここでは、自己の専制体制に、裁判を従属させた両者の政治を窺ってみたい。

一般論として、権力の成立期、特に新しい権力が確立していく過程においては、数多の法令が制定され、その新法によって政策的で強権的な裁判が行なわれる傾向がある。実際のところ、泰盛が行なった弘安の御徳政も、時宗没後の急速な政治改革推進上における立法・施行であったと考察できる。また、貞時の場合も、義教の場合も統治権を手中にし、各々の立場で権力を確立していく時期において、前述と同じ傾向が見られる。

さて、弘安八年（一二八五）十一月、安達泰盛一党が突然世を去った後、泰盛が完成させた訴訟制度は、どのよう⁽⁴²⁾に得宗体制の中へ取り込まれていったのだろうか。本節では、平頼綱専横の時期（貞時幼少時）も、得宗貞時の時代として論を進めたい。

2 御前沙汰(伺事)

前節の史料⑦『普光院殿御元服記』に注目したい。正長二年(一四二九)三月廿四日の御前沙汰始は、規式通行なわれたことが史料より窺われる。ここで一連の行事の進行について付言しておこう。

史料⑦は、正長二年三月九日元服、十五日征夷大將軍宣下、名を義教(義円―義宣―義教)と改め、制度的にも六代將軍となったその代始めの御前沙汰始を記録しているものである。

したがって、同年三月廿九日、「今日伺事」とあるのが、代始めに義教が正式に行なった御前沙汰(伺事)ということになる。この日、「俄被仰出之」にもかかわらず当番の御前奉行二人が披露しているのがわかる。この『普光院殿御元服記』の筆者松田秀藤はその日の当番の一人であって、「住吉社領播磨国所々御即位段銭事」を披露し、それに対し次のような將軍の裁定が下されている。

「免許証文分明之上者可止催促之旨被仰出之」ということになり、次に「管領落居同日」と書留めている。この一行の意味するものは、管領亭でも同じ日に、同じ篇目で披露があったことを意味するものである。つまり、將軍披露以前にも同じ奉行人により管領に披露され、管領も落居しているということを示しているのである。この史料は、秀藤の伺事記録^③ともいべきもので、自分に関係した篇目を日記風に書き綴っているものである。この当時、奉行人らは個人で裁判記録を付けていたのである。したがって、「管領落居同日」との記載は、その日の日記の最後に追記として(その日の出来事として)記したものと思われる。一日の内、時間的には先にあった事実を、追記としてその日の最後に記すことは、よく見られることである。

先引史料⑥、「廿五日(略) 一同日 於管領披露時宜先々^(マ)」の一行の意味も、將軍より先に管領に披露をすませていることを示すものであると私は考える。

即ち、儀式「御前沙汰始」の場合には、將軍披露の後、管領に同じ披露をしている。通常の「御前沙汰(伺事)」の場合は、管領に先に披露し、その後將軍に披露ということになる。披露の順序が逆になるというわけであるが、

まず、「未処分跡」について大略説明すると、生前に配分譲与したり、または譲状を書置き、その意思を明確にしておくことを処分というのに対し、親（被相続人）が配分譲与について、前以てその意思を明確にすることなく没した場合を未処分と称した。中世武家社会では、生前処分が普通であり、未処分は急死などの場合で例外的なものとされている⁽⁴⁾。

次に「安堵」とは、所領を主とした財産権の移転に際し、支配者から被支配者に給付される法的な承認行為を意味する。鎌倉時代には、相続・売買・贈与・紛失（証文）などが安堵の対象になった。このうち重要なのは継目安堵（相続安堵）で、相続人（御家人）は、譲状や証文を添え、幕府に安堵の申請（安堵申状）をした。これを受理するのが安堵奉行人であり、調査の結果、安堵状を交付した。この一連の手続きを自今以後は、引付で扱うというのが右の法令六一四である。

では、ここで義教の御前沙汰の特色を整理し列挙してみよう。

- ① 將軍直斷
- ② 迅速な判決
- ③ 義教一人が最終判決権の掌握
- ④ 意見の導入
- ⑤ 法曹官僚（右筆方奉行人）の登用
- ⑥ 所務・雑務・安堵など提訴の多様性

右の六ヶ条を満たしているのが義教の御前沙汰であり、裁判を、彼のめざす専制政治に利用したのである。これら右の特色を満足させる訴訟制度のモデルとなったのが、貞時専制政治の中で行なわれた裁判制度であったと推断

貞時が彼の専制政治の中に彼流の裁判制度を構築し、独裁を敢行したことはいまや定説化しているところであるが、その具体的例を挙げて考察してみよう。つまり、貞時実施の訴訟制度の法令の中に、後の独裁者義教が、早急に新設し実施した御前沙汰のモデルが認められるのである。管見の限り、明らかに貞時の専制政治の手法を、義教は自分の独裁政治の中にとり入れていることが感得される。

左に引く法令に注目したい。この法令は、平頼綱が実権を握っていた正応年間（一二八八～一二九三年）に発給されたものだが安堵奉行と引付の権限について問題を提起させるものである。

一 未処分跡御下文事（正応二年三月五日）

遺領配分之後、被返遣安堵奉行人之條、不可然、自今以後、引付奉行人可成御下文歟（鎌倉幕府法）追加法
六一四

右の法令を要約すると、遺言状がない場合、遺領配分の後に安堵奉行人に返遣わすこと（安堵申状を提出すること）はしない。自今以後は、引付奉行人が御下文を発給することになる。言い替えれば、今までは、三方の安堵奉行（専門部局）が担当してきた所領安堵の実務を、これからは引付奉行人が行なうと言っているのである。訴訟関係の審議を担当していた裁判専門の引付奉行人（法曹官僚）が安堵にまで仕事の範囲を広げたのに対し、安堵奉行側は縮小されてしまったことを意味するのである。所領安堵の賦（受付）、決定書（下文）の発給までも引付が処理するというものであるから、今後は、得宗貞時の御下文、つまり貞時直断の決定書（判決文）を交付することになる。右の法令に示された引付奉行人のあり様はまさに、義教の御前沙汰に祇候した右筆方奉行人（御前奉行）の姿である。

ところで、右法令にある文言について少々説明を加えておきたい。

できる。

義教は家督を相続するや形骸化していた評定衆には意見を、引付奉行人らには何事を担当させ、即、御前沙汰を開始した。有能な彼らを空しく遊ばせておくのは惜しい。彼らの意見を採用することにより、義教の判断に客観性が付与されたことは確かである。また、御前におけるスピード判決の実現に貢献できるのは有能な右筆方奉行人の他にいない。

前述の法令、「鎌倉幕府法」追加法六一四の実現こそ、就任間もなく義教が満済に語ったとされる「如旧評定引付の再設」（正長元年五月二十六日）の実態であると考ええる。

さて、ここで最後に、貞時政権を語る再審制度越訴方について付記しておきたい。

鎌倉幕府訴訟制度には、再審制度として越訴と庭中とがあった。庭中は訴訟手続上の過誤に対する再審請求であったが、越訴は判決内容の過誤に対する再審制度である。文永元年（一二六四）、越訴頭人と越訴奉行人によって構成される越訴方が設置された。この越訴専門機関の設置は、御家人の権利保護を理念とする鎌倉幕府訴訟制度の一つの到達点として評価されているものである。

しかし、得宗専制を指向する貞時時代には、状況は一変し、越訴方の廃止と復活、不易法の立法などが繰り返されたのである。

次の追加法六五〇は、永仁二年（一二九四）十二月二日の評定会議の決定事項である。奉行豊後権守倫景・明石民部大夫行宗と記されている。

一 一直被聞食被棄置輩訴訟事

不可有御沙汰之由、先日雖被定法、永止後訴者、各含愁鬱歎、企越訴事非制限（「鎌倉幕府法」追加法六五〇）

右追加法の文面に、「先日雖被定法」とあるから、すでにこの年のある時期に、「直断の成敗は越訴を認めない」の立法があり、右法令によって前法（先日法）が廃止され、旧に復したことが知見される。まさに改廢の繰り返しである。貞時直断への不満は一切認めない。これは貞時の下す判決が、同時に「不易の成敗」と化したことを示している。越訴は貞時の判決に対する異議申し立てを認めたことになるために、廃止されたことはすでに論及されている⁴³ところである。貞時の直断を訂正することになる越訴は、専制政治にとって無益で都合の悪いものであった。

それではここで、『鎌倉年代記』正安二年（二三〇〇）十月九日条に注目したい。そこには、「止越訴（越訴方、相州（貞時）家人五人奉行之」とある。これは、越訴方を廃止し、五人の得宗被官をこれに代わる奉行とするということで、御内人による越訴方機能の奪取（制度の改変）である。この改変は、越訴の審理までも制度的に得宗の権力内部に吸収することを意味し、さらなる北条一門の大量進出を企図したものである。

この越訴方廃止の実現により、貞時への権力集中は最高位に達したと見られている。

しかし、旧制度の根深い残存等により、すべてが貞時の思惑通り、ことが運んだわけではない。翌正安三年（二三〇二）、早くも越訴方頭人が復活され、「相州家人五人奉行」が廃止され貞時の政策は貫徹しなかったのである。

次に「沙汰未練書」（元応元年（元亨二年）の間に成立したと見られている訴訟手続きの解説書である。鎌倉時代晩期の作成というべきものだろうか）の記載事項を次に付記しておきたい。

越訴沙汰事、被成御下知之後、不及覆勘沙汰者、属越訴方ニ、先御沙汰参差之由、以委細申状、越訴頭人ニ申之、所申有其謂者、内談之時、先以入門有其沙汰^{肝入門トハ先度御沙汰落居事書ヲ召渡後、}越訴申状勘合、内談之時、誠先度沙汰眼前有参差之儀者、被下御教書、重所被経御沙汰也、次第之沙汰之躰、引付同前『沙汰未練書』

この書によれば、越訴はまず越訴頭人に属し、申状によって理非を勘合する。もしこれに謂ありと認めた時には、内談（寄合）にかける。内談が参差ありと認めた申状のみを、再び越訴方に下して審議を命じる。「次第之沙汰牒、引付同前」というものである。

ここには旧制度の越訴方の役割である訴の受付と判決案の作成とが記されている。そして、内談（寄合）がチェックするシステムになっている点が注目される。

ところで、これまで述べてきた鎌倉時代の安堵や越訴の制度は、室町時代における制度としてどのように引き継がれていったのだろうか。その歴史の変遷を史料の中に確認してみたかったが、今のところよくわからないのが実状である。

安堵については安堵方としてみえる。室町時代初期開創期に、鎌倉時代の安堵奉行人の職掌と類似した部局が直義執政期にみえるが、その後のことは明らかになっていない。しかし、新田英治の次の論考が注目される。「義詮・義満の時代になると、所領の充行も安堵も將軍一人のものから発する文書に統一されるようになり、それをはじめは袖判下文と袖判御教書が併用されたが、次第に袖判下文は廃されて応永九年（一四〇二）以後は見られなくなつた」^{〔母〕}という。

応永年間、四代將軍義持の時代で管領政治が色濃く行なわれていた時期であるから、例外は別として、大略、管領奉書や御教書、または、御内書が下付されていたと思う。安堵専門部局は存在しなかったのではないかと思うが、明確なところは不明である。今後の課題にしたい。

では、六代將軍義教の時代はどうであったのだろうか。結論から言うと、安堵方の職務は將軍御前沙汰の訴訟制度の範疇で行なわれていたと考えられる。「安堵方」なる専門部局は存在しなかったと思うが、義教の御前沙汰の中で、かつて貞時が断行した安堵の業務は再生したと私は思ったのである。したがって、この「安堵」の権限をす

べて掌中にした義教が継目安堵状を掲げて、守護・国人等の家の内部に口入し、家督相続の改替を行なったと考えられるのである。

さて、本節のテーマ、義教と貞時が裁判制度を駆使し、専制化を急いだその検討はひとまず置き、次は室町幕府における管領の立場や役割について考察してゆきたい。

第四節 管領の立場と役割

義教期における管領は、御前沙汰体制とどのように関わり、いかなる役割を果たしていたのだろうか。『満済准后日記』から窺う限り、初政期には義教は管領を除外している様子はなく、満済に相談した事項についても、必ず、「可相談管領」としている。依然として室町幕府における管領制は継続しているのである。満済の日記から二、三例をあげると、

今日八幡放生会被行之、去月延引、種々神訴在之云々。雖爾自昨日、管領下向奉行同召具之。訟訴等悉裁許。
神幸卯刻無為云々（略）『満済准后日記』正長元年九月十五日条

とあり、八幡放生会で幕府が石清水へ移動した際には、管領（畠山満家）が奉行人を召し具し、訴訟等の裁許を悉く行なっているのがわかる（この状況は、將軍が放生会に参仕しているためである）。

次に正長元年十月二日条に注目してみよう。

「（略）今日於管領諸大名会合、当御代初会也、仍伺時宜云々（略）」とあり、管領亭で会合の後、將軍に伺をしてるのがわかる。この例なども義教の元服以前の時期であるから、非公式ではあるが、管領亭での諸大名との会合

の後、將軍に伺っている。またこの日記の九日後の十月十一日、やはり元服以前にもかかわらず「論人出対事、管領政所壁書」⁽⁴⁵⁾の法令が発せられている。あるいは、この法令発布に関する重要会議が前述の十月二日に行なわれていたのかもしれない。

さて、ここで、奉行人松田秀藤が書き残した日記、先引史料『普広院殿御元服記』の続きを引き、さらに検討してみたい。

同廿四日、(略) 仰御元服、御歳三十六 奉行事、二月十五日被仰付以来、(前件満趣) 両三人 酒掃・(松田) 秀藤・(基貞) 基貞毎日出仕。上管領同事。篇目依事繁不及注之。就中記録事、基貞・秀藤各以草案持参惣奉行所訖。秀藤之記分神妙也云々。事外被甘心了。仍一卷有抑留之上者、不及拘惜也。然間於彼家所持之記録者、可為秀藤所書遣之記録之。後輩(満趣) 為存知粗所注置也而已。

三宝院御門跡。可書進之由、為権家蒙仰之間、雖□無斟酌一本令進覽之也(略) (正長二年三月二十四日条)

右の記述から種々の日常がわかる。実は、この秀藤の日記によると、三月九日(御元服当日)の、元服奉行の任命については、すでに二月十五日に仰付けられていたことがわかる、それ以来、酒掃(摂津満趣)・秀藤(松田・基貞(齊藤))は、毎日御所へ出仕、その準備に当たっていたという。

また、管領に同事を前以て上っていることがわかる。その同事の篇目については、多忙なので注しなかったが、特記すべきことに、「記録(奉行人が個人で書綴る日記体の裁判記録)のことがある。基貞と秀藤が各々書いた草案を、管領亭内にある惣奉行所へ持参したところ、管領が秀藤が記した草案を神妙なりと甘心(感心)された。そこで一卷、管領亭に抑留ということになったが、拘惜には及ばない。というわけで、管領亭で所持している記録(日記)は、私(秀藤)が書いたものをお渡ししたものである。後輩に知っておいてもらいたいの、このことをあら

まし書き置く」と記している。また、三宝院（満濟）門跡方にも同記録を差し出すようにと満濟より仰があったので、遠慮したい気持ちがないのだが一本進覧したとある。右の秀藤の記録から次のようなことがわかる。

- a この『普広院殿御元服記』は、秀藤の日記（伺事記録）の一部であること、彼は元服奉行だったこともあって元服の次第を詳細に書き留めている。
- b 御前沙汰で披露する伺事篇目を管領に上っている。この書き方からすると、將軍披露以前に篇目について管領と話合っていると思われる。
- c 奉行人は各人で裁判記録をつけている。又、それを管領亭内の惣奉行所に持参し、管領に見せたり自分でも保管している。
- d 出来の良い記録は管領惣奉行所の控文書（裁判記録）となる。「抑留」とあるから、当然の如くに控文書として一本とられる様子が伺える。
- e 三宝院門跡にも同記録を差し出すよう、態々仰があったことを考慮すると、裁判記録は、黒衣宰相たる満濟にも届けられていた事実が浮かぶ。これらのことから、少なくとも同じ記録が三本は作られていることがわかる（管領一本、満濟一本、本人分一本）。一方、同行の基貞が書いた記録は、甘心（感心）されなかったので、管領亭に抑留されることもなかった。したがって、秀藤より筆写冊数は少なかったと思われる。（以上の事実から記録の残り方が非常に感覚的であったことが想像される。複数の同じものが作成され、そのうち出来の良いものが残されていくというシステムになっていたのだろう。）
- f 御前沙汰に出席している同じ奉行人が管領亭にも出入りしていること等。

以上、見てきたように秀藤の日記（『普広院殿御元服記』）は、当時の情報をいくつか提供してくれた。その最た

るものは、管領と奉行人が交流している様子が見えたこと、また、伺事篇目について、(將軍披露の前に)管領に意見などを求めていることである。また、個人の記録が、幕府側の公的な控記録となるべく、吸上げられていく様子も推察できる。しかもそれは、管領亭内惣奉行所で行なわれていると考えられる。

ここで最も注目すべき点は、御前奉行の基貞、秀藤は、義教の御前沙汰体制における將軍——奉行人の縦のラインだけではなく、管領——奉行人の横のラインにも関わりがあるということである。この部分に管領が御前沙汰にかかわる接点があるということになる。

したがって、既述の伺事の日に行なわれている「管領落居同日」の他に、もっと親密な横の交流があったと考えられるのである(但し、將軍と管領とはあくまで間接的な関わりである)。

次に『加能越文庫解説目録』⁴⁶に収録されている「永享元年日記」⁴⁷から、管領の動向を探ってみた。この日記には五月から十二月にかけて十三日分の記録が残されている。設楽薫⁴⁸によれば、従来の幕府政治史研究では利用されていない記録であり、義教の御前沙汰を推理するうえで、特に貴重な資料であることから逸文として紹介したという。この史料の注目すべき点は、当時の將軍・管領・奉行人の実際の場(訴訟事務処理)のやりとりがわかることである。

伝存分は、わずか十三日分の記述だが、ここから二つの事件の経過を読み取ることができる。

一つは、永享元年五月十四日(正長二年九月五日改元永享)の記述から始まる飯尾重清と能登国一宮気多社雜掌との相論のこと、もう一つは、同年六月十五日から伝存する林光院相国寺領加賀国横北庄年貢未済のことについてである。

この二つの事件から義教初政の頃を概観してみたい。

ところで設楽薫は、この日記の作者を飯尾貞連(註49の系図Ⅲ参照)に比定し、彼が筆録した伺事記録が一部残ったものとしている。ここに伝存した断片の形態(日記体)などから、実はもつと長期に渡って記録されたものと

推測しているが、私も同じ意見である。

また、自邸（貞連宅）に保管されていたものであったかもしれないが、文体が整っているところから、幕府側に提出された裁判の控記録の可能性もある。この時代には家記（家の日記）として、自身に関係した訴訟記録のみ書き残すのが普通の時代であったから、飯尾貞連担当、評議記録（伺事記録）ということになる。

この記録は明治初頃、森田平次^⑤が編纂した『加能越古文叢』に「永享元年日記」として収録されているが、元々このような銘があったとは思えない。編纂の時点ではどのような状態だったのか今は知り得る術もない。

それでは次に日記中の二つの事件A・Bについて、日を追って検討してみたい（本論末尾一七四頁～一七九頁、史料A・B参照）。

A 飯尾美作守与能登国一宮気多社雑掌相論事

史料Aは、飯尾重清と気多社雑掌との相論のことについて扱い、七日分七条になっている。論所は能登国志雄保赤蔵山草木である。

この七日分の記載中には、「内々」が横行している。例えば、五月十五日「内々達上聞」、五月十六日「此事内々被伺申之由承之」、七月七日「以礼部内々被伺申之処」、十月廿七日「管領内々執御申之」とあり、「内々」という文言が目につく。ここから考えられることは、この訴訟は、賦奉行を経由した（正規の訴訟ルート）提訴ではないということである。内々のルートから披露に及ぶケースである（この件については賦奉行の項で後述したい）。

この日記の背景を考えると、義教はこの年の三月九日に元服している。続いて三月十五日に將軍宣下があり、それから二ヵ月ほど経過したばかりの頃の記録ということになる。

A・B双方の訴訟事件には、当事者に寺社が関わっており、これらの案件は前將軍義持以来、滞っている訴訟案件を想起させるものである。迅速の沙汰を期待された訴訟問題を何とか解決すべく動き回る奉行人・管領・將軍の

実状を窺わせるものである。A・B双方の史料を追っていくと、継続的に事件の内容が把握でき、判決内容も大方見当がつく。

この史料Aによって、管領と奉行人のやりとりが判明する。また、伺事の事前に管領の指示があり、奉行人はその指示を受けて、御前沙汰の場に出席していることもわかる(図5)。こういったシーンは、先引『普広院殿御元服記』に見える状況とまったく同じである。大きな発見とも言うべきものである。この訴訟に限ってみれば、驚くほど内々の儀が多いこと。また、義教ほどの合理的な人物でも訴訟人の背後に幕府有力者(斯波、畠山)がひかえると、「湯起請」等を持ち出すありさまが描かれている。判決は管領の指示通り、「先可被置採用於中之由」ということで、当事者双方に対し、論所の所務に干与することを禁止する命令が下されたことが記録されている。次に同じ「永享元年日記」収録の史料Bについて考えてみたい。

B 林光院領加賀国横北庄年貢未済事

この訴訟については、六日分、八ヶ条が残存し伝えられている。史料Aと同様、奉行人が将軍と管領の間を動き回っている様子が窺われるが、三者が出席するという場面はない。

Bの史料で注目されるのは、②と③、六月廿三日条である。

②は、伺事が行われる前に管領が奉行人に指示している。

管領 ③は、将軍より差し戻しの指示があったことを示している。

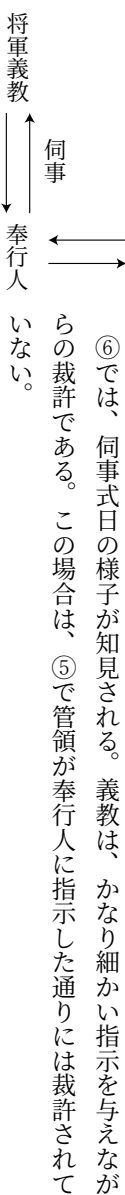


図5 奉行人と管領の関係

⑦では、⑥の上裁の内容を管領に(奉行人が)報告しているようにも見える。

これは管領の指示通りに判決が下されなかったので、わざわざ同日（五日）、管領に報告に行ったということにもとれる。

⑧は、担当奉行人が、將軍に事務処理の報告をしているように読み取れる。

AとBの史料から管領と奉行人がきわめて密に行き来しているのがわかる。さらに、これらの史料を概観すると、「雑務沙汰」に属する訴訟事項の処理を行なっているように思われる。また、史料中の將軍・管領・奉行人の行動を見ていると、義教の將軍嗣立の頃の、山積した訴訟問題を抱えた周辺の状況が看取される。彼らは、その解決処理をしているのではないだろうか。つまり、義教初政期における「興業の沙汰」である。

その理由は、⑥に記されている応永三十四年庄主年貢未進のことまで、裁許している状況から窺えるのである。義教にとっては、前將軍時代の税政匡正であったと推測される。これらの状況から本来的には飯尾貞連の日記に、「永享元年日記」なる銘が後世の人によって付けられたのだろう。

また、訴訟当事者に目を向けると、Aは、能登国一宮気多社が一方の当事者になっている。Bは、林光院が当事者となっている。つまり、A・B双方とも、寺社関係ということになる。この点からも前將軍義教が残していた未解決の訴訟事項とは言えないだろうか。管見の限り、『御前落居奉書』の中で取りあげられている案件に、これらA・Bは類似性があると思う。

結論として、管領は、將軍（將軍―奉行人のライン）が暴走しないように牽制する役割を果たしていたが直接御前沙汰には参加できない位置付けになっていた。

元々、管領は守護大名（重臣）の勢力を代表し、幕政に参画しているものであった。言うなれば、守護大名らの利益を代表する立場であった。足利政権は、成立当初から強力な家臣団（守護大名）に支えられ、存立するものであったから、それらの支持が得られなければ成り立たない。したがって、縦令、専制君主義教が構築した「御前沙汰」であっても、重臣会議のトップ管領の理解と支持が必要であった。しかし、最終判決は義教が下すシステムに

なっていた。

佐藤進一は「室町幕府論」^⑤の中で、將軍権力の確立を支える基盤の一つとして、義持継嗣と、安芸小早川家の継嗣問題を例にあげ、当時の政治思想について論考している。その中で、「協議決定が武家古来の通法に優越する価値があると考えられているのではないか」、「平和の秩序の維持を保障するものは、將軍にあつては有力大名、守護にあつては、その一族家人の支持である」として、その職に対する責任と保障について解いている。このような考え方は、やがて儒教的革命思想に裏づけられ、「十五世紀当時には、將軍権力を正当化する思想的武器となる」と。

笠松宏至は、この佐藤進一説から「中央の儀」^⑥について書かれ、協議決定の優先を説いている。「強力な家臣団の支え（中央）がゆらげば、台上の公方（香炉）はひとたまりもない。しかし、香炉（上意）のない卓（中央）も無意味だ」と。

室町幕府の將軍権力とは、最初から上（將軍）と下（管領以下の家臣団）とのバランスの上に存立するものであった。

第五節 訴訟手続と賦

1 賦奉行

幕府訴訟関係の史料中に、賦・賦奉行・賦別奉行等の文言を見ることができる。この賦について具体的に検討したい。

まず、訴訟手続の中で、賦という語は、時期（時代）によって意味が異なること、また、賦と呼ばれた文書も存在したこと、賦を実務する賦奉行には、どういった階層の人が就いたのか等々、史料の中から、その具体的な姿を

抽出してみたい。

まず『武政軌範』には次のように記されている。

引付内談篇

一 賦事、(略) 近代者、為管領之御沙汰哉、至賦式日、令持參申状具書於管領、渡于賦奉行、請取之則伺申、無証文以下之相違者、加訴状銘、相副吹拳之折紙、遣引付之開闔、則伺申頭人、寄人賦之(略)

賦についての先行研究としては、山家浩樹「室町幕府の賦と奉行人」^⑤が最も正鵠を得ていると思う。彼は、は、賦を大きく二つに分けて見ている。山家の論を要約すると次のようになる。

訴訟の進行を命ずる賦A型と、文書発給を命ずる賦B型を設定する。

A型の賦は、訴状に銘を加え、吹拳の折紙を副え、担当奉行人へ賦られ(配布)、そこで審議が開始するといった『武政軌範』に記されている、いわゆる訴訟受付手続の順序を示すものである。義教期の賦の意味は、大体このA型と考えられている。

次いで、B型の賦について、もっと端的に表現すれば、これは、奉行人連署奉書の発給を下達している文書である。つまり、判決奉書の発給を命じている文書ということになる。天文年間(一五三二―一五五五年)に、内談衆が將軍の意を受けて発給したものとすると、その微証は南北朝末期にも存在したことを紹介している。明徳二年(一三九二)八月日官長者家雜掌目安状『壬生家文書 五、一二四号』がそれであるという。

山家はこの論文中、「賦に類する文書」を多数紹介している。彼は、文書としての賦の特徴を確認し^⑥、賦と明記されていないけれど、そのような文書が存在したことを明確にした。それは伝奏奉書であったり、申次奉書であったり、蔭涼軒主署判の文書であるという。この山家氏の示唆は、出訴の窓口は、賦別奉行を通す以外にも存在し

たことを想起させるものである。つまり、『武政軌範』には記されていない出訴の方法があったということになる。例外のルートが存在したということになるが、これについては後述したい。

ところで次に、訴状受理における手続中、「加訴状銘」とか、「吹拳之折紙」といった文言が見えるが、それらの意味について書留めておきたい。佐藤進一は、「加訴状銘」については、訴状の端裏に訴人の名と受理年月日を記入することと論考している^⑤。また、訴状を賦する時、折紙が同時に出版されているが、これは、賦奉行の出す推挙の折紙と考えてまちがいないという。それは次の史料『康富記』から確認できる。

五日己巳、雪下、政所代三戸部許行向之政所^{（之謂）}、政所之賦取之、為付飯尾孫右衛門方也、清八郎左衛門^{（貞秀）}、参会、有助言、即三戸部出逢、書出賦、令悦喜者也、目安・賦等見左、（略）^⑥（宝徳三年十二月五日条）

鳥居和之^⑦も、山家浩樹と大略同じ意見で、訴訟手続の流れの中で、賦の意味が大きく変化していく過程を次のように見通されている。「はじめは、訴状加銘と折紙（賦）がセットであったものが、やがて折紙が省略される。そして、蔭涼軒主の一行が出され、訴状と共に奉行人に渡るようになる」と。

また、この蔭涼軒主の一行は内談衆が発給した賦^⑧と機能的には同じであると断言した。鳥居の論は、賦の意味の変遷を実にわかり易く説明していると思う。

それでは、この賦奉行には、いかなる階層の人が就くことができたのか。結論として、政所内訴訟では政所代、その他の訴訟については管領被官がその任に就いたと思われる。その具体的状況を史料によって観察してみよう。

次に、正長二年（一四二九）三月十五日、將軍宣下のこの日を基点にして、その前後の訴訟の受理について検討してみたい。

① 『康富記』 応永二十五年（二四一八）十一月二十四日条
後聞、自今日管領賦被出云々
（細川満元）

② 『建内記』 正長元年（二四三八）十月十七日条
申状今朝付管領（高山満孝）、乞賦之処、今日雖為賦日、依御出、管領御共之間延引云々

右にあげた①②は、義教の將軍宣下（正長二年三月十五日）以前の状況を表わすものである。②から推定できることはいくつかある。まず「今日雖為賦日」の文言から、十七日は賦の式日であること、「申状今朝付管領乞賦之処」の文言から、管領に訴状（申状）を提出し、賦をもらうということ。又、管領（亭）が提訴の受付窓口となっているということが推測される。また①から、応永年間、將軍義持の時代においても、②と同様、管領亭が提訴の受付を行なっていたことが窺われるのである。

それでは次に、將軍宣下以後の賦の状況はどうだろうか。

③ 『満濟准后日記』 永享三年（二四三二）九月十一日条

管領上表事、連々予方へ雖申、不可披露由申切了、今日山名禪門意見、管領此門跡へ上表事申懸間、賦以下止之、重可歎申入旨、内々儀（定）云々、此条為門跡モ不可然存也（略）

④ 『室町幕府法』 追加法二〇九

一 諸訴人庭中事 永享十一、十、十五

致訴訟之輩、於管領政所問註所等、可申請賦之処、不經次第之儀、猥以庭中歎申之條、理不尽沙汰、甚以不可

然、但、或本奉行人引汲敵方、雖致催促、不能披露、徒送年月、或無遁避題目令出来、忽難遁其害族等外、企庭中言上者、堅可被処罪科矣

③の史料「管領此門跡へ上表事申懸間、賦以下止之」の文言から、管領が上表問題の最中、賦の発給その他訴状の受付等の業務を停止するという事態が起こったことを窺わせる。

次に④の追加法二〇九にある「於管領政所問註所等、可申請賦処」は、「管領・政所・問注所等において、賦を申請うべく処」と読み、これらの機関が賦を発給しているとするものである。これらは、『武政軌範』にある引付内談篇、政所沙汰篇、問註所沙汰篇に記載されているものに相当すると思われる。

③④の史料から、義教將軍位中も、管領が賦を発給し、その受付窓口は管領亭であつたことが窺われる。賦の発給が管領の所管で行なわれていることから、その実務担当者（賦奉行）は、管領被官と考えられる。次の史料に注目してみよう。

⑤ 『康富記』 嘉吉二年（一四四二）十月十三日条

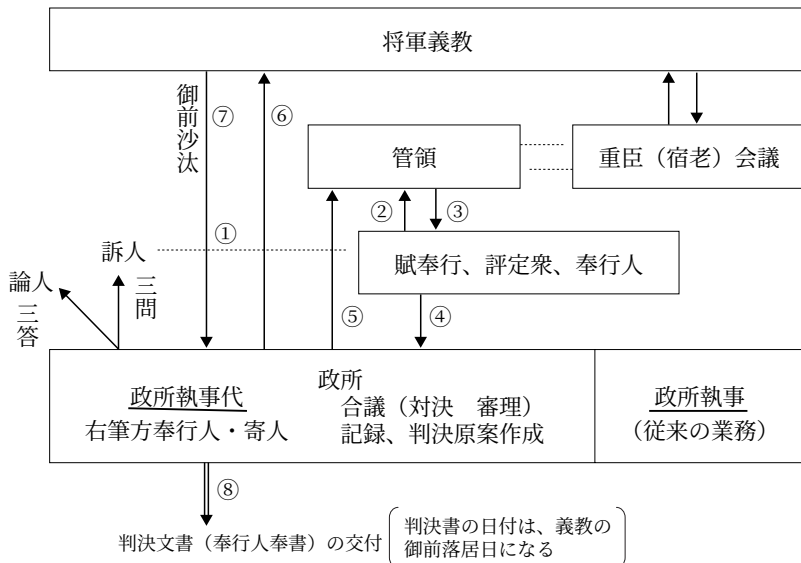
管領（持國）島山左衛門督入道雑訴之賦、自今日被出之、飯尾六郎左衛門尉・木沢・佐野等三人談合、書出目安之銘云々、毎月六ヶ日ニ可被出也、今月二日管領之衰日也、去七日者飯尾違例也、昨日又例日也、仍自明日三ヶ日連日可被出之由風聞、

⑥ 『康富記』 嘉吉二年（一四四二）十月二十七日日条

（略）管領（持國）島山亭、諸人為取雑訴賦群參、賦事一日不過廿通、於所望之仁者、及数百人之間、毎日作廿、賦所望之訴人々兼令取之、以充人書給賦云々、此四五日如此云々、此儀元来無事也、雖然為訴人殊勝々々、

して管領亭で行なっていることがわかる。

図6 義教の御前沙汰の手續



注 ①～⑧は手続きの順序を表わす。

⑦ 『建内記』 嘉吉三年（一四四三）三月十七日
 条
 管領 自今日雜務沙汰可嚴重云々、今春正月十一日 評定始、去月十七日沙汰始如式目、其後依賀
 卅守護物忿之儀、（當經滿成願也）于今無雜訴、諸人嗟歎之処、政
 道再興、珍重々々

⑤ の史料に見える文言、「管領畠山左衛門督入道雜訴之賦、自今日被出之、飯尾六郎左衛門尉・木沢・佐野等三人談合、書出目安之銘」から、管領被官飯尾六郎左衛門尉・木沢（木沢入道・佐野らが訴状加銘の実務を行なっているのがわかる。

⑤⑥⑦の史料の頃は、すでに義教は倒れてなく、嘉吉二年六月二十九日、管領細川持之が退き、畠山持国に替っている。同年十一月十七日、義教の嫡子義勝が將軍宣下をうけ、幼將軍（九歳）を戴いた幕府当局の混沌とした情勢が想像されるが、史料が示す通り、管領が幕政を主導している。訴訟窓口の賦なども依然と

以上①～⑦の史料を概観することにより、義教期における賦業務は管領亭で行なわれていること、賦奉行には管領被官が⑨就任していることが明確になった。したがって、「賦」という正式ルートの業務そのものは、義持期（管領主導の時期）も義教期（専制色の強い御前沙汰導入の時期）も同じ方式がとられていたことが推測される。図6は、御前沙汰の手続きを図式化したものである。

2 「室町幕府法」追加法一九四条と一八三条

室町幕府訴訟制度の親裁化を考察するうえで、研究対象として提示されるのが、追加法一九四と、佐藤進一の論考⑩である。佐藤進一は、義教の政策の中で賦奉行の所管について論じ、賦奉行を管領所属から將軍直属に改正したことにより、管領の地位権限を抑止し、將軍専制を推進させたと見られた。では、將軍専制の論拠となっているこの法令を読みたい。

一 奉行人直請取訴状披露事 正長二・八・卅

論人出帯之時、参差之沙汰出来之条不可然、於向後者、上裁并賦別奉行之外、所被停止也、各可令存知矣⑪（「室町幕府法」追加法一九四）

この「室町幕府法」追加法一九四は、正長・永享年間に多数発布された法令（奉行人の職務規定や訴訟制度に関するもの）のうちの一つである。佐藤進一は既述論文の中で、この法令に注目し、「奉行人直請取訴状披露事」を賦奉行は訴状を將軍に直接披露できるとし、この追加法が発せられる以前のある時に、賦奉行が、管領所属から、將軍直属に変化したと推測された。これは、「於向後者、上裁并賦別奉行之外、所被停止也」の文言に関連させての解釈と思われ、①の奉行人を賦別奉行と解されていることと思う。

①の奉行人を賦別奉行以外の他の一般の奉行人と解釈したらどうか。賦別担当の奉行人（訴訟受付の担当者）以外の一般の奉行人が勝手に訴状を受理し、披露することを禁止している法令にならないだろうか。それ故に内々のルートにおける上裁と訴訟受付担当の賦別奉行以外の一般の奉行人が、訴状を受理し披露することを禁止した法令と解釈できる。その理由は「論人出帶之時、参差之沙汰出来之条不可然」だからであろう②。論人は訴えられた側（被告）である。幕府から問状が出された場合は、陳状を提出する。その時に食い違いが生じ混乱など生じるのはまずいといっているのだと思う。それで③論人出帶之時以下の状況判断に役立つのが次に示す「室町幕府法」追加法一八三である。

管領政所壁書

一 論人出対事 正長元 十 十一

就訴狀触遣之處、当知行之輩、令難洩之條、且無理歟、且造意歟、共以非正儀乎、奉書到来之後、支狀出帶日数、可為十ヶ日、次論人奉行請取陳狀、證文催促之時、十ヶ日間可出帶之、彼是不可過廿ヶ日、於其内者不及沙汰、若過此日限者、不謂理非、直可被裁許訴人、但至在国族者、随国遠近宜有其沙汰焉（室町幕府法一追加法一八三）

この法令は、義教元服以前の正長元年（一四二八）に発給されたものであり、管領政所壁書とあるから、おそらく管領亭（畠山満家）政所の壁に張ってあった法令と思われる。管領亭で引付業務につく奉行人や管領被官らが厳守すべき法であったと推定される。

追加法一九四では、上裁并賦別奉行以外の者による訴訟受理業務の禁止を宣言し、追加法一八三では日限を定めている。これらの法令双方から、立法者側の意志を読めば、公正で迅速な裁判の実現をめざしたものであろう。訴

の窓口を一つにしたことは、混乱が起りにくい。しかも賦奉行（賦別奉行）が受付↓管領に披露（チェックがあり）、加銘↓担当奉行人へ賦るといふ複数の手を経ることにより、私情が入り難いシステムになっている。つまり、親疎関係等の差別が起り難いようになっているのである。

また、賦奉行と訴訟審議の場を構成している担当奉行人とは実務の場が異なる。このように部分的に業務に携わる方法（分業）もまた、私曲の沙汰なからしめんための措置^{⑥3}であったと考えられる。

次に追加法一九四にある「上裁」について思うところを記しておきたい。

表向の正式なルートから訴を上程する方法が賦別奉行経由であるとして、満済・重臣・側近・義教室等から將軍に披露される内々のルートによる裁許をここで言う「上裁」と考えた。なぜなら、上裁は將軍の意志（判断）である^{⑥4}。

思うに義教期には、「内々」の儀が訴訟に限らず横行している。例えば「僧正云 明日披露可然 且満済者内々儀也」^{⑥5}、「明日、内々伺申スベシ、外様ヨリハ大館ニ付シ申スベキノ由、申入ルベキ也」^{⑥6}、「上様へ内々被申之處、被伺申」^{⑥7}、「天王寺訴訟事、上様内々被入御耳之間」^{⑥8}等ある。さらに『満済准后日記』には、黒衣の宰相法身院満済の「内々」、「内々之儀」が頻繁にあらわれる。「内々」と「外様」、私的と公的、「内向」と「表向」を、訴訟受理手続の上から言い分けたのが「上裁并賦別奉行之外」ということになると思う。

ここで想起されるのが、笠松宏至の「入門」^{⑥9}についての論考である。要約すると次のようになると思う。

「中世の裁判には、入門と入理非という二つの手続があった。裁判理念上からみれば、この二つの手続は相対するものである。入理非は、観念上の正邪の弁別ではない。実質的な制度と手続に裏づけられた裁断である。入門は観念の場における裁断である。入門と、入理非の差は、単に手続上の差などとは違う。それは中世の裁判に対する二つの立脚点を異にした理念の差である。日本中世の裁判の歴史は、この二つの理念の相克の歴史であった」と。この二つの理念とは、内々と外様の二つの考え方にも通じるものがあると思う。

追加法一九四にある「上裁」^(内々)と、この「入門」の考え方の根本は同じと考えてよいのではないだろうか。したが

って、「上裁」(入門)こそ、義教の専制を表現していることになり、「賦別奉行之外」のくだりは、「入理非」の裁判手続を経る表向き(外様)を表現していることになる。

さて、追加法一九四が発せられたのが、正長二年八月三十日で、將軍宣下があつてからわずか五ヶ月余後のことである。

こういった時期に、奉行人の職務規程が早急に発布された事実の背景には、公正で迅速な裁判を望む声が多かったことを示している。そしてまた、現実にはこの法で謳われているような裁判が実施されてはいなかったことを示していると考えられる。

一般奉行人その他多様なルートから訴が持ち込まれていたと思われるが、次の史料がその一端を示している。

伝聞、武家諸奉行、人々愁訴雖經数年、不及披露、近日雖付之、或称管領命、越次第披露之、不可然、不依尊卑親疎、任次第可伺申由有仰云々

又聞、諸家被尋有愁訴人云々、政道無好惡被裁許者、尤可叶天心、珍重々々『中世法制史料集』Ⅱ、參考資料一四七『建内記』永享十一年(一四三九)六月廿五日条

右の史料は、永享十一年に万里小路時房によって記されたものだが、専制君主義教の裁判の現実の姿を記したものとえよう。義教の初政の頃は、いかばかりだったのだろうか。この史料と同じような事態(不公平でなかなか裁判の場に持ち込めない状況)が起こりつつあったのではないかと推測される。

ところで、義教は、元服(御判始)以前に御沙汰の実務を実行していたのではないかと推測される。この義教の行為の根本には、「上裁」(入門、内々)の考え方があったからだと思つ。

この上裁の考え方の版図を拡大すると、元服以前の御沙汰の実務も、説明が付くと思えるが、この件については後述に譲りたい。

以上、本節2で論じたところは原則としてである。しかし、これらの方法（上裁并賦別奉行によるもの）の他に提訴の手段はあったのである。しかも制度的に認められた方法である。

別奉行と伝奏の制度がこれに当たる。彼らは、賦に関与することなく訴を披露の場に持ち込むことができた。次節ではこれらの制度（例外の場合）について論を試みたい。

3 別奉行と伝奏

(1) 別奉行

別奉行とは、特定の寺社をはじめ公家・武家などの権門が、その必要性のために設置した特定の奉行人のことである。別奉行制は義教が没した後、つまり、嘉吉の変以降の幕府訴訟制度の特色の一つとして考えられているものであるが、勿論、義教期にも別奉行の動きが知見される。しかし、実際のところ、いつごろから後述と同じ性格を有した別奉行は存在したのだろうか。本稿は、青山由樹、今谷明による先行研究^⑩を指標に以下を論及していきたい。

まず、別奉行制について本格的に取り組み、その研究成果を発表したのは、青山由樹が初めてであろう。彼によると、別奉行の初見は、東寺別奉行（貞治二年）であるという。さらに別奉行の新任・退任に際しては、寺社側の要求を入れ、幕府が任命したこと等、設定や性格について明らかにした。今谷明は、別奉行の個々の在任所見等を調査し、青山由樹説を補強した。

別奉行としての寺社奉行の初見は、『吾妻鏡』建久五年（一一九四）五月四日甲子、右京進中原季時が寺社の訴を執申すべきことを命じられていること等に見えるが、鎌倉期の別奉行制についてはよくわかっていない。室町幕

府においては、義満以降から散見されるが、特に義政の時代にその活躍が著しい。

東寺・山門・石清水八幡・北野・興福寺・五山等の権門寺社や禅宗寺院に、個別に、布施・飯尾・松田・清等の幕府奉行人が付けられ、兼任していることが一般的であった。

『武家名目抄』^①によれば、奉行人の階級等差別なく別奉行になることができたとするものであるが、実際にはどのように行なわれていたのだろうか。名目抄の文面通りにはゆかないのが実状であったと推測される。

まず、別奉行を設置した寺社等の諸権門側の立場にたてば、その主たる目的は、訴訟相論の処理や取次ぎに便宜を計ってもらうことであつたから、基本的には身分的資格でその任に就くものではなかつたが、(兼任制が認められていたため)実力のある奉行人に集中する傾向があつた。(つまり、人気のある奉行人に依頼が集中したということになる。)また、最終補任権は將軍にあつたが、別奉行の雇用申請から給与(報酬)に至るまで、両者の契約関係は、私的で個別的な関係であつた。その契約に幕府が介入することはなかつたが、その職務についてはまったく公的と受け取られた。このように、公的な部分と私的な部分が融合仕合つて、余りはつきり区分されていなくて、室町時代の特色でもあつた。

さらに、注目すべきことにこの幕府奉行人に見られる別奉行制は、当該期における伝奏の役割と共通する点が多いことである。この点については、次節^②室町殿と伝奏でふれている。

さて、ここでは、主として寺社側にとっての別奉行設置の有益性について検討し、御前沙汰との関わりを考えてみたい。

次の史料が別奉行の性格をよく語っている。

① 『政所内談記録』寛正二年(一四六二)六月廿五日条^②

披露之題目二箇条、治河久我殿之別奉行之間、不及賦之儀披露云々

② 『右同記録』 同年九月六日条⁷³⁾

^(開闢)
飯左大御料所小吉野事、無賦

①②の史料（これらは寛正年間に作成された政所内談における裁判の記録である）によると、別奉行扱は賦が不要ということになる。①にある別奉行治河とは、治部河内守のことで、この時期久我大納言家の別奉行を引き請けていたことがわかる。②の飯左大とは、飯尾左衛門大夫のことで開闢の任に就いていたことが知見され、賦は不要だったことが読み取れる。義教期においても右の引用史料が示す寛正年代と大方は同じであったと考えられる。前述の青山由樹も、「特定の寺社等を個別に担当する奉行人（十五世紀中頃以後、別奉行と呼ばれるもの）は、訴訟受理の権限を持っていた」と論及している⁷⁴⁾。

したがって、別奉行は、提訴の方法として、管領被官が就任している賦の窓口を通さず、訴を披露の場に持ち込むことができた。そしてまた、この提訴の仕方は、時によって、管領に関与されることなく直に將軍に披露できることも意味した。つまり、御前沙汰披露も可能な立場にあった。したがって、別奉行の自由な判断で、訴訟を迅速に処理することもできたのである。

このような特権とも言うべき権限を有する別奉行らは、寺社側にはどのように写ったのだろうか。

彼らの立場からみれば、別奉行の有する特殊な職業的位置を利用したくなるのは当然である。所領年貢をいかにすれば免除されるかといった直接的な損得面の上から、また、幕府で新しく法令が發布された場合なども、その情報をも早急にキャッチできたわけである。寺社側にとって別奉行は、有能で便利な存在であった。そしてまた、彼らの文筆の力は、訴訟関係には欠かせないものであった。それ故に、寺社は別奉行に対し、金品の贈与等の経済的援助（支出）を行なったとされる。青山由樹も先行研究の中で、東寺の例を挙げ、「東寺の東寺奉行（東寺担当奉行）

表 1 義教期における別奉行兼任状況一例

飯尾為行	東寺、南都興福寺、春日社、吉田社、八幡、東福寺、唐船、臨川寺、西芳寺、貢馬、関東、以上十一の別奉行を兼任。その他の侍所開闔、式評定衆、御前奉行
(永祥) 飯尾 為種 (? -1458)	東寺、八幡宮、北野社、山門、南都興福寺、関東、賀茂社、祇園社、仙洞、妙光寺、政所執事代、公人奉行、神宮開闔、御出奉行、御内書右筆、公帖奉行、式評定衆、御前奉行
飯尾貞連 (? -1455)	石清水八幡宮、園城寺、鎮西、異国、唐船、公武門役、東大寺、建仁寺、如是院、不壊化身院、吉田社、政所執事代、式評定衆、御前奉行
斉藤基恒 (? -1471)	北野社、公武門役、吉田社、平野社、川上過書、西芳寺、政所執事代、神宮開闔、頭人、式評定衆、御前奉行
清 秀定	東寺、南都興福寺、公武門役、政所執事代、御前奉行

出典 「撮壤集」、「斉藤基恒日記」、今谷明「室町幕府解体過程の研究」、「室町幕府諸奉行次第」。

に対する意の用い方には注目させられる」としている。

一方、別奉行側の立場からすれば、家の収入が増え、豊かな生活が期待できるところから、相手サイドから指定を受けるといくつでも兼任した。奉行人は総数としては多数存在したと思われるが、有力な奉行人に集中する傾向が見られるのは^②、このような理由によるものである。義教期に限って見た場合、五人の奉行人に集中しているのがわかる(表1参照。彼らは、御前衆であり、即、本奉行になれる奉行人である。それでは次に、既述中原康富が書き残した日記の次の部分に注目してみよう。

① 『康富記』 嘉吉二年(二四四二) 十月十三日条

(略) 毎月六ヶ日二七可被出也、今月二日管領之衰日也、去七日者飯尾違例也、昨日又例赤口日也、仍自明日三ヶ日、連日可被出之由風聞(略)

② 『康富記』 嘉吉二年十月廿七日条

(略) 賦事、一日不過廿通、於所望之仁者及数百人之間、毎日作籤廿賦所望之訴人、兼令取之、充人書給賦云々、此四五日如此云々

右の日記①が伝えるように管領の都合や衰日（徳目ともいう。万事に忌み慎むべき日とする凶日）等の時は、賦の受付が閉鎖されたことや、②が示すように提訴のために数百人が群参したこと、式日の受理は廿通とされ、二十のくじが作られたことなど、提訴が受理に至るまでの苦労の程が察せられる。大寺社、権門側にとっては、このような現状を打破するために、別奉行の存在は、欠かせないものであったことが推測される。多少出費が重なったとしても採算が合うと思われるだろう。御前沙汰における將軍御前の披露の場では、奉行人一人の披露件数は三ヶ条とされていたから、奉行人の自由の意思で飛越披露も行なわれていたことが想像される。

一方、このような立場を利用した奉行人らの不正な行為も当然あったと推察される。次に示す『看聞御記』の記述に、奉行人らの不正（奸曲）一件が見られる。

一 不限山門奉行、諸奉行搆奸曲不致廉直之披露之條、緩怠之至誠而有余者乎、殊飯尾肥前（為權山門奉行）、同大和（貞運）、不經管領辺次第之沙汰、直掠申公儀之条、背御沙汰大法事、（永享五年七月廿四日条）

①②の日記にあるような厄介な状況に巻き込まれないためにも、寺社側にとっては自己と契約関係のある別奉行は大切な存在であり期待のもてるものであった。訴訟を簡便に早急に進行してくれる有難い存在だったことが推察される。応永三十年正月二十一日、別奉行飯尾清藤に札銭加増の文書が残されている（『東寺百合文書』）。

ところで、十四・五世紀は、庄園崩壊期と見るのが一般的だが、その流れの中にあつて、領主ら（諸寺社権門側）は安堵の再確認や庄園押領紛争に明け暮れた。そこで幕府へ訴え出ることが打開策と考えられたのである。要するに、解決策として幕府権力を頼んだということになる。

同じような意味合いから幕府の力を頼み、幕府へ提訴し、それを有利にし、しかも迅速に運びたいがために公家が室町殿の家礼となつて仕えたという事態は、よく知られているところであるが、このルートの訴訟も既述「入

門」の範疇に入ると言えるのではないだろうか。

最後に一つ疑問として残ったのは、公私の区別が明確ではなかった時代とはいえ、寺社側から個別に指名し⁽⁷⁶⁾、個別的に契約し、手当もすべて寺社側が負担している、そういう立場にある奉行人（別奉行）が、なぜこんなにも深く公的な訴訟に立ち入ることができたのかという点である。

既述した如く、最終的には將軍が任ずる形をとっていたからということになるのだろうが、それでは、この制度の將軍にとつてのメリットとはいったい何だったのだろうか。寺社本所側の訴訟を優先的に処理する保護と迅速化にあったのだろうか。案ずるに、この状況は、専制將軍義教といえども、寺社本所側の勢力は侮り難く、大きな存在であつたことの論証の一つになり得るのではないだろうか。言い換えれば、この制度を通じて寺社本所側を慰撫し、幕府側に引き付け、統制下に置くという政策であつたのだろうか。

(2) 室町殿と伝奏

伝奏が公家の職制の一つとして確立したのは後嵯峨院政期と見られている。政務処理（文書の発給に限つての場合）の制度で説明すると、伝奏が院の仰を伺い、これを奉行に伝える。これを承けた奉行が御教書を発給する体制である。この奉行には藏人・弁官などが就いたが、伝奏自身もなることができた。

南北朝の内乱以後は、伝奏の性格が変化してくる。元来、公家である伝奏が、室町殿に近侍することが多く見られるようになること、幕府の吏僚の性格が強まること等に変化が生じたと言えよう。この状況は、家礼制を利用し、王朝貴族を足利政権の体制の中に組み入れたことを示している。旧来、公家が保持していた国家的諸権力を、室町殿が吸収し、公武に対し専制支配を行なうことになる。こういった室町殿と公家との関係は、多少の差はあるが、義満から義政までの頃が最も盛んであつた。つまり、武家の力が伸長したということに他ならない。伝奏は、公武に伺い申す「公武共用の性格」を持つ役職であつた筈だが、実質的には室町殿の下に置かれ、この状況は公家社会

に対する武家の専制支配と言うべきものであった。この専制的傾向は、義教時代に顕著であり、それは特に、祈禱を命じる伝奏奉書の中に読み取ることができる。

応仁の乱以後、伝奏は序々に朝廷側に吸収されていくが、これは本来の公家の制度の中へ戻っていくということになる。

元々、伝奏は公家側の利益を代表するものであったし、彼らが室町殿の家礼・家司となったのは、自己の所領を安全に確保したいという目的があったことによる。当該期には、公家や大寺社の領有する本所領が、武家等の在地勢力によって押領されるというケースが処々に発生した。これに対抗するため、幕府の力を頼み、室町殿に接近していったというわけである。その室町殿家礼となった公卿（伝奏を自己の吏僚の如くに使い、太政官機構をそのまま支配下にとり込んでしまったのが、伝奏を利用した室町殿の公家支配である。したがって、幕府の衰退化と共に、再び朝廷側に移行していったのは当然の成り行きである。

伝奏奉書については、次節で扱うので、ここでは、義教期の実態を当時の公家の日記等から覗いてみたい。伝奏補任に関し、院・幕府・伝奏の動きを史料中に追ってみると次のようになる。

① 『建内記』 応永卅五年（一四二八）二月廿三日条

先是向三宝院僧正、（満濟）三人同道也、（萬里小路、広橋、勘修等）示今日之儀、是御沙汰之次第先日示送之間也

② 『満濟准后日記』 正長二年（一四二九）二月廿五日条

南都伝奏事、万里小路大納言允宜候、可被仰付歟事、次賀茂社伝奏事、勘修寺中納言宜候、同可被仰付歟事、以広橋中納言（親光）可申入仙洞之旨被仰出間（略）

①②から、幕府側の推挙（指名）により、補任されていく経過がわかる。しかし、右の史料にもある如く、伝奏の補任権は依然として朝廷側にあることを忘れてはならない。この点が日本中世史の上に占める朝廷の位置付けで、どこに補任権があるのかを考えることは重要である。

次に、伝奏の仕事の内容について考えてみよう。

義満が將軍となる以前から、武家側は公家側の政務を実質的には左右していたと言われるが、それは、武家執奏によってである。この役を果たしていたのは、関東申次の系譜をひく西園寺家である。武家は、この武家執奏を通じて、武家側の意向を伝奏を介して公家側に伝えていた。

しかし、室町殿が公家の政務を吸収したことにより、直接伝奏をもつて武家の意向を公家側に伝えることができるようになったのである。この状況は、武家執奏の存在を無意味にするものである。

先引②に示されている広橋親光中納言の動きは、旧来なら、武家執奏―伝奏（院執奏）―院の順序を経るものであった。しかし、この伝達経路に変化が生じてきたのである。

武家執奏が果たしていた職務を、伝奏が行なうようになった経緯を、満済は次のように日記に記している。
左に示す史料③によると、「（一三六八）一三七〇 応安比マテハ西園寺末武家執奏也」とある点が注目される。

③ 『満済准后日記』 正長二年（一四二九）三月九日条

今度の御進物以西園寺可被進歟事、（一三六八）一三七〇 応安比マテハ西園寺末武家執奏也、仍執進歟、近年西園寺非武家執奏之儀、当御代已伝奏三人万里少路大納言、勸修寺中納言、広橋中納言、被定置上ハ、以彼三人之内可被進之條尤可宜候歟、次両御所何ヲ本ニ可被進事。愚意之趣御治世ノ院ニテ御座之間尤仙洞へ可被進歟。（略）

右は、満済の見解として書いている部分だが、応安年代（一三六八―一三七五年）には満済も生まれていないか

ら、(満濟誕生は永和四年) 多少のずれはあったとしても、森茂暁説に大略一致する。

森茂暁の『南北朝期公武関係史の研究』^⑦によれば、西園寺実俊の武家執奏としての活動は、永徳年間(一三八一〜一三八四年)で終結するとある。

さらに満濟は右の日記の中で、「近年西園寺非武家執奏之儀、当御代已伝奏三人万里少路大納言、勧修寺中納言、広橋大納言、被定置ハ、以彼三人之内可被進之條尤可宜條歟」と言っている。武家執奏西園寺が行なっていた儀は当御代は伝奏が執進する旨を明言している。これは、西園寺実俊が活動を停止した永徳年間から、伝奏万里少路嗣房が登場することに一致する^⑧。この時、嗣房は義満の家礼であったと考えられる。武家執奏の職務内容を受け継ぎ、さらに拡大化していったのが伝奏の任務であったことは明らかである。

③の史料が示す時期に、武家執奏から、伝奏への移行が考えられるが、次に、伝奏の政治的位置は、具体的にはどのようなものであったのかを④と⑤の史料を通して観察してみたい。

④ 『大乗院寺社雑事記』 文明三年(一四七二) 閏八月廿三日条

一南都伝奏事、上古ハ以南曹弁毎事申入公家、近来号伝奏、別而被付奉行、公家武家二伺申者也、(略)

⑤ 『建内記』 嘉吉元年(一四四二) 十月十九日条

南都伝奏事、関白給使者^{木幡中将雅豊朝臣}、示承云、近日不被置伝奏之間、社家訴訟等相積云々

④⑤の史料から、伝奏が将軍に近侍し、訴訟の窓口になっていたことは明らかである。

④⑤に示されているような政治的な位置があったからこそ、伝奏は幕府の賦を通さず、直に訴を披露の場へ持ち込むことができたと推測する。

身分的には、伝奏には公卿（三位以上）がその任に就くものであった。

(3) 伝奏奉書を読む

『建内記』永享元年（一二二九）七月十一日条に、万里少路時房が將軍義教の仰を奉じた記述がある。

このくだりを概略説明すると、時房（南都伝奏）のところに大乘院僧正経覚の使者がやってきて、豊田中坊と井戸某との相論のことについて訴える。豊田中坊は大乘院側、井戸は一条院側である。

先日、下知を下さったが猶以て叙用されてはいないと言うのである。二度目の下知ということもあって、時房は次のように記している。

「予申云、不可不応上裁、縦雖及異儀、雖何度被仰下之条可然事也、仰曰、管領可成御教書歟、可為予下知哉、予申云、付伝奏可成御教書之由彼使存之歟、仰云、時房可書出之」とあり、伝奏（時房）が御教書を発給することになったのである。そこで兵革の企を止めるべく仰を奉じ、大乘院と一乗院宛の奉書を各一通発給することになる。万里少路時房奉書（伝奏奉書）を次に引く。

① 豊田中坊与井戸確執事、不拘御制止及兵革之企云々、太不可然、云本人云与党、速可止濫吹御沙汰之旨、嚴密可有御下知御門徒等之由可申旨候、恐惶謹言

七月十一日

時房

大乘院殿

追啓

有訴訟之題目者、任理非於上裁、穩可申所存之旨可有御下知之由、同被仰下候、

② 豊田中坊与井戸確執事、及兵革之企云々、太不可然、云本人云与党、速可止濫吹御沙汰之旨、嚴密可有御下知之由可申旨候、恐惶謹言

七月十一日

時房

一乗院殿

追啓

有訴訟題目者、任理非於上裁、穩可申所存之由可有御下知之旨、同被仰下候

①②に示した如く、將軍の仰を伝奏万里少路時房が奉じている。南都に対する將軍の命は、伝奏が取り扱うのが普通であったことが、①②の経覧訃の一件で推察される。つまり、伝奏が寺社権門の訴訟窓口になっているということが、ここでも判明するが、注目すべき点は追啓（追伸）の部分である。

「任理非於上裁、穩可申所存之旨、可有御下知之由、同被仰下候」とある。上裁により、早急に判決が下されたことが推察できるというものである。

つまり、南都伝奏の時房によって、御前沙汰の場に提訴され直断が下されたことを示している。

①②は、文書の様式から見れば、相論当事者などに決定の通知を伝える伝奏奉書である。大乗院と一乗院とに「速可止濫吹」として、仲裁説得の内容になっている。

ところで、伝奏奉書の性格を的確に捉えることが、本節の目的の一つだが、ではなぜ、伝奏（本来的には公家）が、將軍に直に訴訟を披露し、判決を引き出し、時には伝奏自身が判決文（伝奏奉書）まで発給できたのかという疑問が生じる。そこで家永遵嗣⁷⁶、富田正弘⁸⁰による先行研究をもとに伝奏奉書の権限・役割について考えてみたい。家永⁸¹は、富田の論を引用しながら、伝奏奉書の性格を分析した。

家永によると、伝奏奉書には三つのタイプがある（但し、宛所から分類した場合である）。

①相論の当事者などに発給される決定通知（判決奉書）

②公家（奉行）に対する職務執行命令

③幕府（奉行）に対する職務執行命令

富田正弘に②よれば、本来的な伝奏奉書は、③に該当するものであるという。即ち、朝廷内部の奉行宛の手続文書で、御教書を発給させるための伝奏奉書ということになる。

④は、院宣や綸旨の代用として、南北朝期に出現したとする。これは、直接当事者に伝奏から宛てる形をとり、まさに御教書の代用である。

⑤は、公家文書には、今まで先例のないものである。これは武家文書というべきものである。

しかし、家礼制を取り込んだことにより、義満～義政期に例をとれば、「將軍の仰を奉じる伝奏奉書」とは、これら④⑤⑥を抱合した性格を有するものになっていた。だから所領の安堵や、訴訟等には、自ら奉行に指図したり、伝奏奉書（決定・通知）を発給できたのである。元来、院中における伝奏は、公卿（現任・散位）や蔵人頭が補されるもので院の重要な臣であった。その重要ポストの臣が、同様に室町殿に仕えたわけだから、將軍にとっても重要なブレインであり、彼らが將軍の意見諮問等に預かったのは当然であろう。

伝奏は將軍義満の家礼である。そこで、將軍の仰を奉じる家礼の奉書が、⑥タイプの伝奏奉書となった。それが機能を拡大した結果、前述の④・⑤のタイプの伝奏奉書の機能をも吸収した。それが①②に示したような伝奏奉書ということになる。したがって、公家・武家双方に関わる主従制の拡大に伴い③、伝奏の役割（機能）も変化しているが、その職務内容には、既述の別奉行と類似するところが多いことがわかる。

義満の公家支配の方法は、義持・義教・義政へと受け継がれた。室町殿にとって得意の絶頂期であったことが想

像される。

永享四年（一四三二）、義教が家司を十一名補任したことを『師郷記』は伝えている。

廿七日、今日被補室町殿家司了、十一人也、雅永朝臣左中將・為清朝臣少納言大内記・知俊朝臣大藏卿・忠長頭（飛鳥井）
右大弁・永豊朝臣左兵衛権佐・明豊藏人左少弁・長淳藏人権右少弁・高経勘解由次官・資任左衛門佐・雅親左（高橋）
少將・実勝徒（滋野）『師郷記』永享四年四月廿七日条

右の記述は、公武に君臨する將軍義教を彷彿させるものであるが、次いで、訴訟制度の上から、伝奏と將軍との関係を書き加えておきたい。

伝奏が將軍から意見を求められたということは、伝奏が裁判の判決にも関わりをもったということになり、この状況は御前沙汰体制における伝奏の位置付けとして重要である。

既述『御前落居記録』中にもその例三点が認められる。伝奏に意見具申を求めたものは次に示す①と②、評定衆と伝奏の両者に意見を求めたものが③である。
これらの史料について検討してみよう。

①造酒正師俊与中御門大納言家雑掌相論酒鑑役事、理非之段被尋仰伝奏三人訖、然間万里小路大納言・勸修寺中納言・広橋中納言、意見状分明之上者、可被付師俊之由被仰下訖、仍被成奉書者也（『御前落居記録』永享二年十一月廿三日条）

義教が伝奏三人に意見を求め、意見状が作成され將軍に披露された。それによって造酒正師俊有利の判決が下さ

れたことがわかる。訴の内容が酒鑑役のことであり、朝廷側の人間が当事者だったために伝奏に意見を求めたと推測される。

⑤織部正員職与経師良秀相論織部司町地事、(略)勘旧記可被注申之由、被仰伝奏訖、仍貞治比秀職参役数十箇年無違失、員職相続奉公仕之旨、万里小路大納言・広橋中納言各被注進之間、任先日之勅許、可被返付員職仰地方頭人可被成下奉書也矣(『御前落居記録』永享四年三月八日条)

論所が京都ということで地方頭人に奉書の発給命令が下達されている。「勘旧記」とあるから、旧記(裁判史料)が保存されていて、伝奏がそれを先例として、注申している模様である。また、「任先日之勅許、可被返付員職」とあり、員職に有利な判決が下されたことを示している。

⑥細河駿河守氏家与和田中務丞親直相論参川国平田庄事(略)所詮、糺明之处、於違背之科者不及子孫之由、伝奏雖被勘申、如評定衆等申者、被付替地於和田之後、可被返下駿河守云々、将又応永六年駿河守知行段無子細之旨、守護人代氏家越前守以罰文注進之上者、奏事不実之過難通者乎、仍於当庄者被返付氏家、至親直者可被下替地之由、共以被成下御教書訖(『御前落居記録』永享三年十二月廿七日条)

伝奏と評定衆の双方から意見を求めている例である。伝奏が「於違背之科者不及子孫」と勘申している点、評定衆が「被付替地於和田之後、可被返下駿河守」といつている点が注目される。つまり結果として、細河駿河守氏家に平田庄返付の判決が下され、和田親直には替地が給与されるという、二通の御教書が各々へ下されたことがわかる。中世における折中の考え方がこの判決には、取り入れられていることが知見される。

ところで、次の『看聞御記』にも、伝奏に意見を求めている記事が掲載されている。これは、内々のルートによる義教の裁許例である。左に掲載しておこう。

(略) 抑山前庄事、両三年付奉行清和泉守訴訟申、近来領主徳光院、京極中納言是と三方相論也、被経御沙汰、両伝奏万里少路大納言、広橋中納言、意見可申之由被仰、而面々意見状遅々、已向所務之間、内々就入江殿申落居之間、可被置所務於中之由以西雲菴伺申、御意無子細可有奉行二下知之由承、成安堵之思珍重也(略)『看聞御記』 永享二年十月十四日条

二、三年の間継続している山前庄の訴訟について、御所様より伝奏に意見の諮問があったにもかかわらず遅々として意見状の上程もない。そういった状況下、内々に入江殿(義教の身内筋)より口入があった模様で、「中に置く」が義教の認めるところとなった、「奉行二下知之由承」とあり、内々のルートによる落居を伝えるものである。「中に置く」というのは、当事者双方に対して、論所の所務に関与することを禁止することを意味する。)

以上、伝奏が將軍の意見諮問に与っている実状を史料の中に見ることができた。史料中からは確かに、伝奏の「將軍意志決定への参加」が認められた。

④では、「意見状分明之上」「可被付師俊」とあり、まったく伝奏の意見通りに判決が下されているのがわかる。⑤では、「勘旧記」の表現から、先例照合などの実務も伝奏が行なっていたことが窺われる。義教は、意見具申に関し、彼らの能力を買い、かなり登用していたのではないだろうか。

⑥は、義教にとって判断のむずかしい懸案事項だったと思われる。伝奏と評定衆の双方に意見を求め、最終的には「折中」で落居となっている。

『看聞御記』の記事は、内々の強さ（入江殿口入）を感じさせる。

訴訟制度上における伝奏の職務権限をまとめとして大略記すと、「訴状受理の窓口、披露、奉行人に訴の進行指示、時には意見諮問、意見状作成（実務）、さらに自署の伝奏奉書で決定を通知することができる」ということになるだろう。前にも述べたが、伝奏と別奉行は、訴訟処理という手続の中で、類似点が多い。しかし関与できる権限が伝奏と別奉行とは大きく異なることは前に見てきた通りである。伝奏は三位以上の公卿が任ぜられるものであり、自署により判決文書を作成することができた。これに比し、別奉行は自署では作成できない。担当者（右筆方奉行人）に伝えるだけである。

幕府側から見れば、王朝勢力吸収の方策として伝奏制度は有効であり、將軍権力（武家の力）を天下に誇示できるものであった。

また、寺社本所勢力の拠点となっていた南都における寺社伝奏の果たした役割も大なるものがあった。公家のもつ伝統的な力を利用することにより、幕府開創以来、武家が立ち入ることができなかった領域にまで足を踏み入れることができたのである。公家の伝統が染みついた京都で武家が君臨できた大きな要因は公家の制度をとり込んだところにあつたと断言できよう。

第六節 右筆方と意見

義教期の御前沙汰における意見は、必須の条件ではなく、意見を徴るか否かは將軍の意思によった。將軍が判断に窮したり、自己の解釈に自信が持てない時など、先学の師や法律事務官（奉行人）に意見を求めたと思われる。それは『御前落居記録』のすべてに意見が徴られているわけではないことから明らかである。この状況は、意見制確立以前の義教の御前沙汰の性格を表わしているといえよう。

『御前落居記録』七十二件中、意見諮問があつたと推定できるのは、十九件のみである。

その内訳は右筆衆から三件、評定衆から八件、評定衆十右筆衆から二件、伝奏から二件、勘状一件、三宝院満濟から一件、評定衆十伝奏から一件、評定衆十納錢方から一件となる。

右の数字からもわかるように評定衆への意見諮問が最も多い。義教期において、評定は形骸化していたとはいえ、儀式としての評定始と意見諮問機関としての評定衆は存続していたと考えられる。その評定衆と併存して、政所内に右筆方があり、訴訟に対する審議と意見に携わり、意見状・判決案作成等々、この頃の訴訟関係の機関中、最も活躍した部署が右筆方であつたと推察される。

すでに笠松宏至は、先引の研究⁸⁴の中で、かかる意味の意見機関としての「評定衆と右筆衆の併存」について説かれ論を展開している。

ところで、右筆方という呼称が、文書中に顕われるのは將軍義教の頃からと言われている。

今回の論文のテーマともなっている義教期の御前沙汰手続は、審議・伺事・意見等からなるが、それらの手続に大きく関わってくるのが、右筆方とそれを構成する奉行人（右筆衆）である。

まず、訴訟判決に影響を及ぼした意見機関・右筆方について検討してみたい。構成員は意見状の末尾に署判している奉行人である。

義教の頃は、將軍諮問に対し、常時意見状を作成するには至っていない。単に意見を言上するに止まった場合もあったと考えられる。『御前落居記録』中、意見の場で「右筆方」の文字が見えるもの、あるいは右筆方奉行人と判明するものを次に掲げると（全文ではなく、必要箇所のみ左に記す）、③、④、⑤、⑥、⑦になる。

③ 永享二年（一四三〇）十二月十二日条

社務并奉行人、為種、貞元、秀藤等、言上仕也、此上者可被付宗貞之由被仰下訖（『御前落居記録』）

この場合は、「言上仕也」とあるから、口頭で意見を述べ意見状はなかったと判断される。

⑤ 永享四年（一四三二）九月廿九日条

任右筆方意見、為彼過怠被収公坐禅院所帯近江国愛智下庄訖（右同記録）

この条は、蜷川家文書（三二二四）にも判例として見えるものである。「任右筆方意見」とあるから、「意見機関右筆方の審議の結果上程された意見に任せて判決を下す」と言っているようにとれる。要するにここでの意見は、右筆方総意としての意見ということになる。

⑥ 永享二年十二月廿三日条

御定、不知行之文書相続如何、仍被訪評定衆、同奉行人等意見之处、（右同記録）

右条は、評定衆と奉行人の双方から意見を求めたものである。この条に対応する永享二年十一月九日意見状が、『日本中世法制史料集』Ⅱ（参考資料三一七）に収録されている。この意見状の意見が採用され判決が下されているのがわかる。

右の記録中に「仍被訪評定衆、同奉行人等意見处」とあるのが注目される。その理由は、この「訪」の一字から、（評定衆と右筆方の）評議の場が、別々に存在したことが推察されるからである。したがって、この十二月廿三日条の記録者・担当奉行人松田対馬守貞清は、双方を往復して意見を徴り將軍の裁下を仰いだことがわかる。この記録から評議は厳密であり、正確かつ公平であったことが窺われる。双方の言い分、法令照合、相伝文書の提示等、

この状況は太政官陣定における明法博士の職務と類似している。但し、意見状には見えない件が、この判決記録には見える。「至宮地条者……可被除之」とあり、この状況は永享期初期の意見状の性格（意見制がまだ確立されていない未発達の状態）を示すものである。

さて、次に右の㊦と参考資料三一七㊧が対応しているので、永享期初期に作成された、前述の意見状を左に記し、右筆方奉行人について検討してみよう。

意見状

一 雅楽修理亮持忠所領文書、依為甥、可譲与小笠原備前守持長否事
以叔父譲状、持長可相続之條、不可有子細、亦不可依不知行者哉、
永享二年十一月九日

加賀守 基貞

散位 貞元

民部丞 基世

大和守 貞連

加賀守 為行

中務丞 基宗

肥前守 為種

和泉守 秀定

越前守 宗秀

以上九名の署判者は、この時期における右筆方奉行人である。

また、今谷明⁸⁶⁾によると、意見状に署判している奉行人衆は、すべて御前沙汰衆であるという。さらに『御前落居記録』・『御前落居奉書』に名前に見える奉行人も御前沙汰衆であるとの定義は成立し得るとみている⁸⁷⁾。当然、私も同じ見解である。

笠松宏至は、先引の論文のなかで、右筆方の構成員について、十数人からなる集団で、御前衆とも同一ではなく引付衆より下位に位置するとみている。

① 永享三年（一四三二）十一月卅日条

仍被訪評定衆并右筆意見訖（略）雑掌所申非無其謂之由、意見皆同之間（略）（『御前落居記録』）

右の記述によると、評定衆と右筆の双方からそれぞれ意見を徴り、「意見皆同」となったことがわかる。

② 永享四年六月二日条

雖然尚以被尋下法例於右筆方之處（略）之旨言上候之間（略）（右同記録）

右②に示された記述には、法律専門官の右筆方奉行人に「被尋下法例」とある。將軍義教から法例についての質問があったことが窺われるもので、右筆方奉行人の性格をよく表わしているといえよう。特に文中「被相尋地頭進止之支證之處、捧至徳元年九月四日地頭請所御判備證文云々、難被許答者也 雖然尚以被尋下法例於右筆方之處（略）」のくだりは、当時の右筆方は、かつての太政官官底や官文殿を彷彿させるものである。

右にあげた②～④までの『御前落居記録』収録の史料により、右筆方が意見諮問機関であったことが判明した。

しかし、義教が意見を求めたのは、既述の伝奏・評定衆・右筆方だけではない。それを『御前落居記録』の中から抽出しただけでも、納銭方一衆（永享三年十二月廿七日条、満濟（永享四年六月廿日条、さらに、永享三年十二月廿七日条では、評定衆の他に檢非違使庁所属の明法博士から、勘状を徴していること等が推察される。

これらの事実から、義教が多方面から意見を徴していたことは確かであり、意見制の初期状況の特色をよく示していると言えよう。

ところで、意見が幕府法の中に制度として顕われるのは文明八年（一四七六）のことである⁸⁸。「一 就訴陳意見事、不存私曲、可令言上之焉」とあり、「被仰出条々」のうち一条として、奉行人の心構えに関する法令に記載されている。

これより後の同十一年⁸⁹には、「一 意見事 定置式日、各可談合仕矣」とあり、式日を定めて談合（審議）を行なう旨が立法化されている。

現存する意見状も、明応年代頃（一四九二～一五〇一年）から増加の傾向にあることが知られている。これら一連の流れから裁判手続上における意見の占める位置が徐々に向上していることが想像される。このような歴史的な流れを逸早く捉えた笠松宏至は、先引論文の中で、意見が次第に普遍的手続として制度化され、将軍の自由な裁許を規制するようになることを見通した。

意見状は将軍御前に披露され伺事（申沙汰）の場で、最終判決が下されて、落居ということになるのであるが、意見の判決への拘束性について、「意見状の公開性」とその「証拠法上の地位」という側面から検討した笠松は、「意見状の結果＝判決」なる結論を略々誤りないものとして考察した。そして次のように述べている。判決に対する意見の拘束性を考察する時、石井良助論「将軍は奉行人の意見状に束縛されることなく採決し得たが実際には、意見状の通りに裁判された」のではなく、将軍の自由な裁断を規制し束縛する拘束力を意見が持つことにより、その結果として意見＝判決なる事態を現出せしむるに至ったと。ここに言う「自由な裁断」とは、「勝手気儘な裁

断」を意味するもので、意見制の採用により將軍の下す判決に客観性を付与する結果になった。

以上のことから、意見状が裁判制度に果たす役割が大なるものであることは明らかである。次いで考えられることは、意見状作成者の責任性の問題で、公正な裁判を期して奉行人らに提出させたのが、永享三年（一四三一）十月廿八日の連署起請文^⑨であろう。偶々、この起請文が伝存したことにより、当時の御前沙汰に「御前御免」になった面々の氏名を確認できる。

先引の『御前落居記録』に署名している奉行人は十三名で、すべて右筆方奉行人と考えるのだが、このうち十一名が永享三年の連署起請文にその名前が見える。この記録には名が見えず、起請文には署名が確認されるのが「公人奉行松田満秀（法名浄専）」である。

この一件について考えられることは、「公人奉行は御前沙汰の結番からはずれるものであった」^⑩からそのためと考えられる。

逆に先引の記録中には、その名があつて、連署起請文には見えない奉行人は、次の二名である。清和泉守秀定と中務丞基宗である。清秀定は、政所執事代を務めたこともある人物だが、永享三年七月廿日没（『看聞日記』同年七月廿三日条）がその理由となろう。

基宗は、先引の意見状や記録中にはその名が確認されるものである。「室町幕府諸職表」^⑪によると、在職期間が永享二年～三年とあるから、起請文、十月の時点では退官していた可能性もあるが、基宗については諱等もはっきりしない。

そして次に、この起請文が「永享三年十月十八日」に作成されていることに、何か意味があつたのかという点を案ずるに、義教の御前沙汰との関係の中で見ていくことが妥当と考える。『御前落居記録』に見える義教の認印とも思える花押が、永享三年十二月二十七日条より見えなくなること、また一方、『御前落居奉書』中の義教花押影が見えなくなるのが、永享三年十二月廿三日条からであること等から推測すると、まず第一に考えられることは、

永享三年のこの時期には、管領斯波義淳の上表問題があり、將軍や幕府重臣らが精神的に揺れた時期と思われることである。

結局、この上表問題で先引二つの史料（『御前落居記録』・『御前落居奉書』）の作成作業も中断してしまったと考えられる。（この頃の管領の様子は『満濟准后日記』永享三年九月十一日条がよく伝えている。）このような状況下、右筆方奉行人らにも動揺があったに違いなく、そういった中であって、綱紀肅正の意味もあつて義教が起請文を提出させたとも推せる。現存しているのは一通だけだが、おそらくこの時、これ以外の奉行人衆にも提出させていたと思われるが、今はもう失われてしまったのだろう。

右の連署起請文については、桑山浩然論文⁹³にも詳述されている。

ところで前述した通り、当時、幕政の実務部門の中樞を動かしていく重要な役割を担っていたのは右筆衆であるが、彼らは幕府官制上の身分は高いとはいえない奉行人層である。

その出自は多くの場合、かつて鎌倉幕府に仕えた法曹官僚の家の出で、飯尾・松田・斉藤・治部・清・諏訪・布施・中沢等である。こういった身分層の吏僚によって御前沙汰体制が支えられ、彼らが訴訟の審議から判決案の作成に至るまで訴訟の処理に関する全過程を実質的には運営していた。笠松宏至によると⁹⁴、このような制度上の建前と実際の懸隔を埋めるために出現したのが意見状であり、意見状であったという。

本来的には、幕府内部における上申文書であった筈の意見状正文が、現在相当数伝来していることは、意見状が判決文書と共に勝者に交付されたことを示すもので⁹⁵、「後の公驗」として性格付けられたことによって保管され伝存するに至ったと考察している。この状況はかつて、太政官陣定における明法博士の手になる勘文を想起させるものである⁹⁶。

一方また、義教期で明らかな如く、応仁の乱以前の作成とされる意見状の残存数が極少なのは、前述と相反する状況を示す。つまり、意見状が、「証拠文書になり得る」という判決手続の中に占める地位を得るに至っていないな

ったということを示すものである⑨。

それでは、次にここで、今谷明の「右筆方が意見機関としての固有の用語ではなく、奉行人衆一般を指す用語として広く使用されていたことは疑いない」⑩との論考について、「右筆方」は存在したとする私の意見を付け加えておきたい⑪。御前沙汰体制については、すでに前節で見てきた通りであるが、その記述の中で⑫將軍―政所執事代―奉行人のルートと、⑬管領―奉行人の二つのルートを想定した。この⑭のルートの政所執事代をトップとしたグループの中に右筆方なる意見機関とそれを構成する右筆方衆が存在し、御前沙汰体制を主導していったと私は考えたのである。そういった機関がなければ、とても『御前落居記録』の中に見える訴訟体制は維持できないと考えたのも一つの理由であるが、義教が正長元年五月廿六日の所信表明の中で、「仍如旧評定衆並引付頭人等被定置度也」と言っているところから、評定衆や引付に代わる何かを設置するだろうと思ったことにもよる。したがって、政所の⑮ルートを利用し、そこに訴訟審議の専門の場を作り、一定の有資格者を配置し実務に就かせたと考えた。それが右筆方であり、右筆方奉行人であったと思う。元来、彼らが文筆を職とした官僚であったためにこのような名が付されたと思うが、一般名詞の「右筆」もあることから今谷明の意見と推察した。

一般的に考慮して、このような専門部局を設置しなければ迅速な裁判など期待できない。また、公正な裁判に少しでもしかりである。今までのところ、明確な史料が発見されていないので推測になってしまうが、中世寺院組織の中にその有様をオーバーラップしてみるのも一考である。

例えば、網野善彦氏によれば、東寺における供僧の集会組織も幕府の評定制度の影響なしには考えられないとしている。供僧集会は、議事運営・訴訟決裁・文書保管等の手続をもつ整った組織であったという⑯。

つまり、東寺の寺院組織の中から、幕府制度を再考してみるという私からの提案である。『東宝記』や東寺百合文書の中に各寺僧組織毎に作成された「引付」という会議録（南北朝期から戦国期にかけての分）が伝存していることもわかつている⑰。

抑々、平安時代から寺院内における評定はそれぞれ独自に行なわれていた。また、高野山における集会の例などを想起すると、評定（審議・合議）といった考え方は、むしろ、中央政権側より先に寺院組織内で発生していたのではないだろうか。即ち、先行していたのは寺院の方で、その方法に倣って為政者側が政治組織の中にとり入れていったとも考えられる。評定（合議）の形式は、その時の政治に最も都合のよい形態へと形を変え採用されていったと考えられるのである。

寺社法の中にも、集会・評定が確かに存在したことを示す文言が残されている。その存在が確実と知見される条文を次に引いてみよう。

○金剛峯寺学侶評定事書<sup>高野山文書
勸学院</sup>

正平廿一年（一三六〇）二月十五日 学侶御評定云、

一 志富田庄百姓歎申庄家公事法事、条々尤有其謂之上者、所詮、於向後者、在家公事以下大少課役等、任往古之例、可致其沙汰事

一 近来沙汰人等中、背先規、被仕百姓於無理之条、百姓牢籠、庄家衰微基也、不依権門勢家、可被任先例、不然者、可為罪科事（略）『中世法制史料集』六、寺社法九五

○法隆寺段米未進評定記録<sup>応安年中以来
法隆寺衛日記</sup>

同（応安七年）十二月八日評定云、段米未進躰事、

自今日来十日以前、不致其弁者、於学衆分者、自十一日可被止出仕、堂家者、可有出堂、於郷民者、可被取現實者也、仍記録如件、集会五師慶弁『中世法制史料集』六、寺社法二〇二

定置肥灰事

（伊粉河寺）

右、於当寺内、恣肥灰他所出事不可然、依之、寺内畠田疲極而、作毛不得、既得間、旁衰微此事也、大海之一滴、九牛之一毛、不聊事、眼前支証也、而上者、於向後、不可出他所、縱雖為出作、堅停止之、若背此旨輩出来者、可処罪科者也、依衆議所定状如件、

応永十五年戊子三月廿九日 三ヶ所沙汰人（花押）、公文代衛門（花押）、預所代衛門大夫（花押）『中世法制史料集』六、寺社法二一八

右に引いたような寺社法が残存していることから、古くから寺院内では、評定・衆議（集会）が行なわれていたのではないかと推測される。

さて、ここで本題に戻ろう。前記の二つのルートのうち、⑧管領―奉行人のルートにおける、この奉行人が、どういった機関で実務をしていたのかを次に考えたい。これに関して、『満済准后日記』を講読している中で見付けた文言なのであるが、「管領方」という呼称について検討してみたい。

満済の左の記述に注目してみよう。

①『満済准后日記』 応永三十四年（一四二七）十一月十二日条

（略）其次ニ越後国事被仰出子細在之。仍先度管領申入旨具申入間、其趣可然被思食、重可相尋管領方由被仰下了

② 『同日記』 正長元年（二四二八）七月廿五日条

（略） 仍京中畏難ニ沙汰成條、狼藉尾露罪科難遁被思食也、仍一途可有其御沙汰旨、且可仰遣管領方旨被仰也

①と②の史料をみて「管領方」と呼ばれた意見審議機関があったのではないかと推測されるのである。

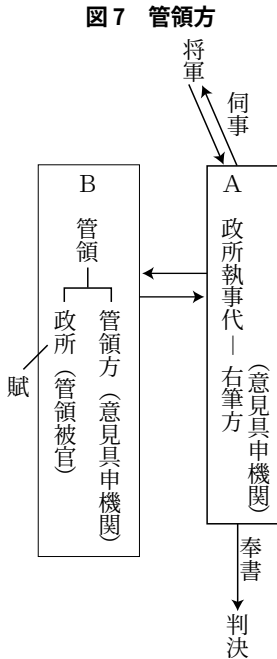
そこで次の図式が考えられる（但し、御前沙汰関係のみ図式化した場合である。図7参照）。

抑々、管領が設置された段階で、評定引付はその制度の中に吸収されたとされる。評定は形骸化し、引付は廃止されたという。しかし、形骸化したとはいえ、評定衆という意見具申をする集合（グループ）が存在しているからには、鎌倉幕府における評定所に替るような機関が幕府内にあってもおかしくはない。

そこで、右筆方に相對するものとして、管領方があり、この二つの機関は、併存していたと推測してみた。

即ち、Aには、右筆方という審議機関（意見具申）、Bには管領方という審議（意見 機関があったのではないだろうか。

笠松宏至は、先引論文中で意見が当初は奉行衆のみではなく、旧来の評定衆に対しても求められたことを指摘され、永享年代には意見具申機関として評定衆と右筆方が併存し、前者がより有力であったが、その後、評定衆に意



見を求めたことを示す史料は見当たらなくなり、専ら右筆方から徴されるところとなったと論じているところ、ここで問題となっている評定衆、摂

津・波多野・二階堂・太田問注所の四氏（第七節、表2参照）は、義教からの諮問に対しどこで審議したのだろうか。また、その下で実務する奉行人らは、どこで先例を調べ、意見状を作成したのだろうか。

摂津氏等の個人の邸に集まったとも考えられるが、意見状の作成まで手がけているところを見ると、彼らは「管領方」を審議の場にしていたとも考えられる。そこで、「右筆方（右筆衆）」と「管領方（評定衆）」が併存して機能していたと推論してみた。右筆方の構成員たる右筆衆と、管領方の構成員たる評定衆という図式が想定され、笠松宏至説「評定衆と右筆方は併存した」の指摘と一致する。さらに、意見制が室町幕府訴訟制度上に登場した時期^⑩についても、義教が將軍に就任した頃とほぼ一致する。

それでは次に、満済の日記に見える「管領方」について検討してみよう。

前期の史料①②共、何か將軍から諮問があつた模様である。そしてさらに前掲②『満済准后日記』正長元年七月廿五日条には次のような記載が続く。

（略）仰旨尤候、乍去於関所、被打候問注所力息ノ弟候ナル。彼若者共カ一向所行候ケル旨承及候。堅有御切諫。御罪科事ヲハ先可被閣歟之由申入了。重仰云。凡其沙汰己被触御聞了。雖然事ヲ若者共ニ相仰テ一向問注所力所行也（略）。仰旨召遊佐具申遣管領了^{（前山管領官）}

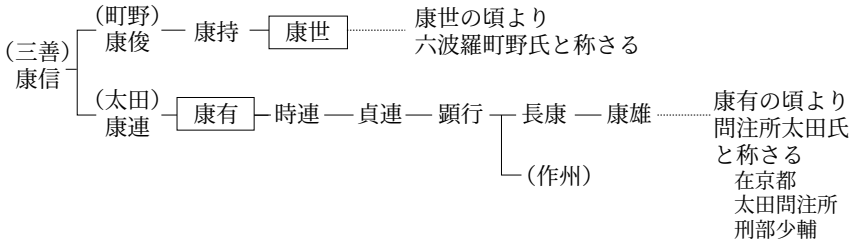
右の文中にある「問注所力息」が、評定衆の太田問注所一族に通じる可能性はある^⑪。右の日記、七月二十五日条、関所において喧嘩をした人物は太田問注所康雄の息と比定して間違いないであろう^⑫（系図Ⅳ「問注所氏略系図」参照。ここに管領―管領方評定衆の関係が浮かんてくる。

系図にあるように、町野・太田（太田問注所刑部少輔）は三善康信に通じる同族で、問注所の地位に就いていた家である。問注所氏については満済も日記に書留めている。

関東町野子可被召仕事、載書状申入了、（略）町野子息可被召仕事、普代問注所也、定日記等可所持歟（『満済

系図Ⅳ 問注所氏略系図

鎌倉幕府問注所執事・三善康信（善信）系



注 『満濟准后日記』永享6年2月22日、正長元年7月25日条、『康富記』嘉吉2年8月22日条、『花營三代記』
 応永30年～32年、新田一郎「問注所氏小考——太田氏を中心に」参照。

准后日記 永享六年（一四三四）二月二十二日条

町野は普代の問注所だから、さぞかし家伝の日記等を保管しているだろう
 と、その家職について満濟がわざわざ記しているところも興味深い。

さらに次の中原康富の日記によって問注所を構成する人、また差配する人
 （管領）の様子が窺える。左の日記は、新任の管領・畠山持国の出仕始につ
 いての記事である。

『康富記』嘉吉二年（一四四二）八月二十二日条

問注所町野子（町野淳康）為重服、元問注所子有御免令出仕之上者、可為問注所敷之
 由、伺申之處、町野為重服不可然也、元問注所子太田雖有出仕、其父違
 上意為野心之者、其子於御前可從所役之条不穩便歟、以摂津掃部（源朝臣）頭
 人子、為問注所代可從所役之由、管領被申之間、今日摂津子致其代
 云々（畠山持國）

以上に示した満濟と康富の日記によると、永享年間初期には京都に太田氏、
 関東に町野氏という問注所たる二つの家が存在したことになる。しかし、日
 記が示すように、永享六年（一四三四）に町野氏が京都へ召喚されて以後、
 両家は京都に在住したと考えられる^⑩。したがって、正長元年七月二十五
 日条にある若者二人は、問注所太田康雄の子息である。

ところで室町期における問注所とは如何なる職務を担当するものだったのだろうか。前述の『武政軌範』問注所沙汰篇には次のようにある。「当所者、為武家之記録所、仍古今之記録、細鹿之證券等、被納置于此文庫云々（略）古者諸方賦亦為当所被奉行之云々」とあり、当該期の問注所は鎌倉時代のそれとは異なる。「古今之記録」、「證券等」を文庫に保管するのが主たる業務であったことがわかる。また、執事の仁脉については、「評定衆中被補之」とはっきり明記されている。新田一郎^⑥は、問注所はもはや、裁判手続に關与する機構ではないこと、例えば、官途奉行・神宮頭人・評定衆の如き役職に就く頭人と称される幕府中枢官僚の一つ、人の称・「問注所氏」であると論じている。私もまったく同感である。以上で問注所氏が評定衆構成員の一人であることは判明した。しかし、ここで注意しておかなければならない点を付け加えたい。

前述の幕府評定衆や奉行人とは別に管領被官が管領に仕えていることは既に記したが、管領は被官人から成る意見具申機関を有していたのである。「管領評定衆」、「管領内意見人」と呼称されて史料中には現われる。これらは管領被官がその任に就くものであり、幕府評定衆とはまったく別である。

管領被官人は、主人が管領に就任すると、賦奉行の例にもある如く、幕府業務にも携わった。しかし、その任にない時は、主人の領国内の業務や家司として仕えたものと思われる。勿論、領国内訴訟をも担った層である。「管領評定衆」等のあり様を次の史料に見ることができる。例として引いておこう。

③ 『看聞御記』 嘉吉三年（一四四三） 五月二日条

隅田知人之間、大宮司職事、管領耳ニ被入之様可被口入之由令申、（命出持國被宣）隅田ハ管領評定衆也。仍内々令申（略）

④ 『建内記』 文安四年（一四四七） 三月四日条

（管領細川勝元被宣）管領内意見人等少々有所用事下国、仍只今未可始敷（略）

③と④の史料は、義教没後のものである。管領が將軍幼少または空席のため、主導権を握った時期のものであるが、義教時代においても同様に管領内意見具申機関は存在したと考えられる。それは、管領評定始が行なわれていた事実からも察せられることである。左にあげた⑤の史料は、將軍義持期の管領評定始の様子を示しているものである。同史料によると、応永二十八年七月二十九日、細川右京大夫入道道観（満正）が管領職を辞し、同年八月十八日、畠山左衛門督入道道端（満家）が管領に再任された、管領代替わりの評定始である。「騎馬五番」とあり、さらびやかな式であったことが伝わってくる。

⑤ 『花宮三代記』 応永廿八年（四二二）十一月二日

（畠山満家）
管領評定始、

騎馬五番路次ハムネタテコシ
衣ケサマリ 御所様出仕以後、三宝院へ有御成。其次管領へ御成アリテ供ノ馬共被御覽。

右の史料によると、この時、前任の管領細川満元（法名道観）も、当任管領畠山満家（法名道端）も共に出家した身である。武家は出家してもなお、政治に参画できたことを如実に示すものである。次節では、評定衆がどのように「意見」に関わっていたのかを検討してみたい。

第七節 評定衆と意見

鎌倉幕府制度の原則を引き継いだ評定―引付の制度は室町時代初期には確認されるが義詮の頃には衰退する。貞治元年（一三六二）、管領制が成立、斯波義将が初代管領に就任し裁判その他諸政務機関を総轄するに至る。その結果、評定衆引付頭人の制度は形骸化したというのが、現在までのところ一般的な見方である。本節では、將軍専

制化が最も高まった時期、永享年間の意見制のなかで営々として生き残ってきた評定衆が担った役割について考えてみたい。

管領制が成立した以降の評定衆とは、評定始に列席する資格を得た人のこと、つまり、式評定衆を指し、家格を表わすものになった^⑩。評定始の記事は、既述『花宮三代記』に詳しい。例えば、応安六年（二三七三）十二月二十七日条、「布施彈正大夫入道昌椿、斎藤右衛門入道玄観、可為式評定衆之由被仰出詔」とあり、「式評定衆」呼称の存在が知見される。

さて、三大將軍義満は、北山第において御前沙汰を行なっていたとされるが、定期的に実施されたものではない。御前沙汰を制度化し政治の中心に位置付けたのは六代將軍義教である。この義教時代の評定衆が形骸化していたとは目されながらも、独自の能力と家格を駆使し、幕府との関わりを持っていたこともわかっている。では、どのような関与が幕府と評定衆の間に介在したのか考察してゆきたい。

室町時代初期には、評定衆員数も十人以上数えられたが、義持時代以降になると、波多野、二階堂、摂津、問注所氏らに大方固定化する^⑪。彼らは鎌倉幕府以来、評定衆、引付衆としてあり、他の文筆の家の奉行人層（右筆衆）より高い家格の家（頭人とも称される）として位置付けられていたとされるものであるが^⑫、それではここで、満済が日記に書留めている幕府官僚としての日常を覗いてみたい。

まず、摂津満親掃部助と二階堂山城守之忠は、日記中、他の二氏より多く登場する。特に満親は、斎藤、松田、飯尾といった右筆方奉行人といっしょに満済のところへ室町殿の御使としてしばしば見える。

二十三日晴、今朝自御所以摂津並斎藤加賀守、松田八郎左衛門尉三人被仰、御元服当日御加持任御佳例予可参申云々、次御祈事被任応安之例、可被仰地藏院歟、宣可計申入云々（略）『満済准后日記』正長二年（一四二

三月九日快晴、(略) 自御所以摂津掃部助、斎藤加賀守、飯尾八郎左衛門尉三人被尋仰事、今夜御元服之後、内裏へ沙金百両、御馬一疋、被置御鞍^{総鞍}、御劍^銀、一腰、可被進之也。応安元年鹿苑院殿御元服之時、此色々以西園寺被進内裏也。然者今度之儀可為如此如何、次沙金御劍等ヲ応安ニハ内裡へ被進了、今度仙洞御座之間可為何様哉、此両条可計申入云々(略) 『満濟准后日記』 正長二年三月九日条

満濟は、使者の名を日記に記入する際、必ず、摂津満親を筆頭にしている。他の奉行人より上位であることを意識してのことであろうか。

さらに、満親は、將軍・満濟・管領の三者の間を往還し、意見の取次ぎをしている様子も見える。

(略) 其間事具可為時宜^{義教}之旨申入^了。摂津掃部^親申云、管領^{満憲}へモ此等子細意見之趣可被申入旨被仰出云々。仍管領意見何様候哉之由相尋處、先此御門跡御意見之分承。追可申入之由被申云々(略) 『満濟准后日記』 正長二年三月九日条

ここに見える彼の仕事ぶりから、満親が幕府官僚中、有能で信頼度の高い人物であったことが窺える。次いで、同三月十五日、前にも増していつそう名誉ある役目が彼に廻ってきた。「將軍宣下、於室町殿摂津掃部助請取之とあり、將軍宣下を請取る大役を果たしているのである。鎌倉以来の名門、評定衆満親の面目を施した一日であったことが窺える。

さて、義教の専制政治も永享五年(一四三三)頃には、ほぼ確立した段階と思われるが、同年八月九日の記述には注目される。

評定衆撰津満親と波多野^(元商)が登場し、「管領方」も記されているのがわかる。

九日晴、早旦出京、管領来臨、就河野加賀入道事、頭人兩人^{波多野入道}、齋牛玉裏申意見了。其子細ハ祇園神主代僧去々月比歟被殺害了。仍彼僧若党召捕究問処^(略)然者下人罪必可懸主人條又式目法也。旁不可遁歟之由頻被仰出間、白狀計ニテ御罪科可為何様哉。次若党逐電事、主人不存知者又可為不便事歟間、兩條尤可有御究明之由、管領歎申ニ付テ、被尋頭人処、以告文申狀兩條如管領申。雖為白狀御究明尤可存之。且式目ニモ白狀計ニテ無証掘并証人者不可罪過旨在之由申入了。仍此告文今日備上覽処、可有御究明云々。此由申遣管領方了^(略)『満濟准后日記』永享五年八月九日条

とあり、将軍と、「管領方評定衆」の遣り取りを観察することができる。「管領方」という部局については、私の意見として前節で明らかにした通りである。

また次に示す中原康富の日記に、同様に鎌倉以来の名門、評定衆波多野出雲入道の幕府内における実際の場を読み取ることができる。公人奉行飯尾為種は評定衆を許された奉行人である。そこで、名門波多野と座次を争ったというのである。

飯尾肥前入道永祥^(為種)者評定衆也、去廿二日御評定始日、与頭人波多野出雲守座席令相論也、為評定衆上者、任位階上首可著頭人出雲上之由肥前申之、出雲申云、雖為衆為奉行人之間、不可著頭人上之間、可著肥前上之由、出雲守募申之、於去廿二日者出雲守著肥前上云々『康富記』嘉吉二年八月二十八日条

右は飯尾為種永祥と波多野出雲守元忠との武家の座次相論を公家の外記中原康富が興味を覚え、書き留めたもの

であろうか。この記事は義教が誘殺された翌年の記録であるが、評定始が例年通り実施され、頭人波多野出雲守が公人奉行飯尾為種の上席に着したことを伝えている。鎌倉以来の評定衆は家格が高いということなのであろう。

管領は、この年六月二十九日に細川持之から畠山持国に交替しているが、幼少の義勝の將軍宣下は、嘉吉二年（一四四二）十一月十七日である。このような事件（嘉吉の変）の直後であっても、管領によって幕政が揺るぎなく運営されていく、幕府内部の状況が窺われるこの記事の内容は、重要な記録として評価できよう。

ところで、他の評定衆町野や二階堂についてもその存在を日記に拾ってみよう。町野（太田問注所）については、前節で記述したので、二階堂の消息を尋ねてみたい。まず、二階堂は、『満濟准后日記』（永享二年七月二十五日条）に御拝賀に供奉する官人として見えるが、同日記によると、波多野入道宿所で若公が誕生したことにより（永享六年二月九日条）、二階堂山城守之忠が御産総奉行（御産所御祈奉行）として大活躍している様子が綴られている（永享六年二月十日、同二月十一日条）。義教室重子が若公（義勝）を出産した祝着歎喜の様子が日記中に溢れ室町殿の威勢が伝わってくる。右に書き上げた通り、將軍家の大事には評定衆の某が関わっているように見えるが、当該期全評定衆中、摂津氏の勢いが抜群である。

さて、次に本節の主たるテーマであるところの、評定衆が義教の意見機関としての役割を果たしていた点について考えてみたい。義教の御前沙汰において、將軍が政務決裁や訴訟判決をする際、意見の諮問があったり、それに対する意見状の作成が行なわれたことはすでに見た通りである。本節では、旧来の評定衆に対しても、意見諮問があったこと、また時には、評定衆諸判の意見状が上程されていたことを考察対象とする。既述した通り、評定始（式評定衆）についての中田薫の見解^⑩は一応納得できるが、本稿では引付が廃絶された以降の評定衆と評定（評議）のあり様について検討を試みたい。

既述した如く、すでに笠松宏至の「評定衆と右筆方の併存」の論がある。そこで、評定衆連署の意見状を検討し

考察してみよう。

今までのところ、四点の意見状がわかっている（ここでは応仁の乱以前の場合を対象とする）。それらを表2にまとめてみた。まず評定衆名に注目してみたい。

表中①～④の意見状に署名しているのは、旧来の評定衆である。しかし、その中に奉行人一人が混じっているのが見知される。①②の意見状には、飯尾為種、③④の意見状には、飯尾貞元となっている。

なぜ、評定衆が署名する意見状に奉行人が一人加わっているのか。評定衆意見状に奉行人名があるということは、右筆方と何らかの関連があると推定できる。①～④にある二人の奉行人に共通する点を考えるに、彼らが当該期の公人奉行であったことである^⑭。前節で掲げた永享三年十月二十八日起請文の「干時公人奉行松田丹後入道満秀」の署名から類推できることであるが、彼らは奉行人の筆頭で全体を統括する地位にある。評定衆に連なり御前沙汰着座御免の資格もある。また、公人奉行は同事の結番には編成されないが、式日には出仕するのが例という^⑮。

右の説明だけでは、その職種がまだ判然としない。右筆方との関係が不明である。そこで次に、評定衆摂津之親（摂津修理大夫之親三十五歳）の日記を読むことにより、具体的に観察してみたい。この日記『長祿四年記』は内閣文庫架蔵写本として伝わるもので、長祿四年（一四六〇）七月朔日から同年十二月三十日に至る短いものである。評定衆が書いた日記という点が最も注目されるところで、御前沙汰における評定衆の役割や右筆方との関わりを知るうえに役立つ史料である。引付史料ではないが、当時の記録史料の残り方から考えるに、個人の日記とはいえ、公的な意味合いも含まれる日記（記録）として作成されたとも考えられる。政治史的にみれば、義政初政の頃にあたり、長祿元年（一四五七）以降、伊勢貞親推進の將軍專制体制に入った時期である。

次にこれを抄記し、当時の実状を窺ってみたい。（設楽薫研究報告「室町幕府評定衆摂津之親の日記長祿四年記の研究」が参考になった。）

表2 評定衆（応仁の乱以前における意見状署判者）

	年号	評定衆名	人数	参考事項、出典など
①	永享一一（二四三九）年	元尚（元昌） ^{因幡守} （波多野） 之忠 ^{法名} 〈行充〉（二階堂） 増悦（不 明） 満親 ^{法名} 〈常承〉（摂 津） 公人奉行 ^{法名} 為種〈永祥〉（飯 尾）	五人	『普広院殿御服記』群書22 - 永享11年6月8日「堺相論湯起請事」評定衆意見状 『中世法制史料集』Ⅱ参考資料319号 『花宮三代記』応永32年1月11日「頭人三人出仕、摂津満親、波多野因幡守元昌、問注所刑部少輔康雄」元尚は元昌
②	文安二（一四四五）年	常承（摂津掃部頭入道） 行充 ^{《満親》} （二階堂中務少輔入道） 通定 ^{《之忠》} 淳康 ^{町野} （問注所加賀守） 公人奉行 ^{法名} 為種〈永祥〉（飯 尾）	五人	『小笠原文書』文安2年11月24日、『満濟准后日記』永享6年2月22日 『齊藤基恒日記』享徳元年二月廿九日「摂津入道常承伯満親死去、息掃部頭之親」 『康富記』嘉吉2年8月29日「飯尾肥前入道永祥着評定衆也、去廿二日御評定始日与頭波多野出雲頭座席相論也」、同年6月4日条参照「町野」
③	康正元（一四五五）年	之親 ^{法名} （摂 津） 元忠〈雲禪〉 ^{山城守} （波多野） 忠行（二階堂） 公人奉行 ^{法名} 貞元〈常恩〉（飯 尾）	四人	『前田家古蹟文徴』康正元年12月2日 『齊藤基恒日記』文安6年1月11日「御評定、二階堂山城守忠行始着座、飯尾美濃守貞元始着座」、同年4月26日「政所執事、被仰付二階堂山城守忠行了」
④	長祿三（一四五九）年	之親（摂 津） 淳康 ^{法名} （町 野） 元忠〈雲禪〉（波多野） 公人奉行 ^{法名} 貞元〈常恩〉（飯 尾）	四人	『実相院文書』長祿3年12月 日 『齊藤基恒日記』康正2年1月11日「御評定、二階堂城州忠行、波多野雲禪元忠、飯尾濃禪常恩」、同年1月10日「肥禪永祥依所労近年摂着座」

注 ①～④ 署判者の構成が同様である。公人奉行1名が加わっている。公人奉行は奉行衆の筆頭である。

『長祿四年記』（資料抜粋）	解説（筆者）
（長祿四年） 八月九日 一、伺事有之 八月二十二日 （撰律之親之） 一、於当方内談有之、 新田羽川越中守申請史々堂領賀州豊田村代官職事也、 意見状之案文有之、 貞元・法名常恩 披露飯尾美濃入道、……（略） 九月五日 一、就意見事、明朝衆中可致出仕之由、常恩使有之 九月六日 （評定衆） 一、任昨日被仰出旨、衆中出仕、之親 元忠・淳康・就惣別欠所、可被置御法者也、（略）	長祿四年（一四六〇）十二月二十一日改元寛正 八大將軍 足利義政 管領 細川勝元 （評定衆） 之親宅にて内談 披露、公人奉行飯尾貞元、法名常恩 意見の事について明朝出仕するようにと評定衆之親のもと貞元（公任奉行）の使いがくる（將軍の仰により） （昨日の仰によって）評定衆全員出仕する （撰律）之親・元忠・淳康（前野）欠所立法につき意見の諮問あり

一、同間事、右筆方ニモ被尋下也、常恩披露之時、於小侍所衆中・右筆方同時ニ披露也、常恩越度歟、仍衆中座敷お各立者也

(略)

一、毎々意見状調進事、以次先規無之由伊勢守方^ニ物語了、但普広院殿様御代^ニ、依上意書進上之段勿論也

九月十日

一、於殿中小侍所、意見事有之、

(略)

同右筆方御尋歟

九月十八日

一、於殿中内談有之、^{披露常恩}奉公山本^(略)可為如何哉旨被下、^(略)各申上者也、

九月二十三日

一、内談^(具上)就山本^(略)於常恩宿所^(略)

同懸案について右筆方にも諮問あり

右筆方と評定衆は、別々な場で評議すべき、

衆中^(評定衆)の上位意識

公人奉行飯尾貞元の落度歟

披露は常恩の役、

評定衆・右筆方、別々に意見状作成、

普広院殿様御代^(義教)、依上意、書進上之段勿論とある、

殿中小侍所にて將軍諮問あり、^(評定衆)

同じく右筆方へも諮問

殿中内談、披露常恩、奉公衆山本一件につき、將軍諮問
各申上者也、^(意見状なし、口頭で申上る)

九月十八日の奉公衆山本の件につき再度内談あり

公人奉行飯尾貞元亭で内談

閏九月八日

一、伺事有之

一、(略) 今日被成御判了

九月二十九日

一、於波多野方宿所内談有之

十月二十六日

一、於間注所宿所内談有之

伺事

先日の奉公衆山本の件落居、御判御教書が
下される

内談、(評定衆波多野)
元忠亭

内談、(評定衆)
間注所町野淳康亭、

この日記から明らかなことは、内談(評議)が内談メンバーの邸で回り持ちで順に行なわれていることである。公人奉行貞元邸も例外ではない。また殿中でも行なわれている。

意見は、評定衆と右筆方に別々に諮問があり、各意見状が上程されている。立法など重要懸案の場合には双方の意見を求めてきている。そういった場合にも、評定衆と右筆方が同席しての評議はない。いずれの場合においても披露などの世話役は公人奉行(飯尾貞元・法名常恩)が行なっている。公人奉行貞元は、評定衆と右筆方の双方の意見に関わりを持っているようである。したがって、双方に自分を置く場があったことが想定され、双方の評議(意見をまとめるだけでなく審議そのもの)に参加していたと考えられる。『室町家御内書案』によれば(これは応仁文明の乱以降の状況を記したものであるが、公人奉行亭で右筆方意見の会合が式日を定めて行なわれている。このような記述から、公人奉行の右筆方意見における主導的立場を感知することができる。

一方、公人奉行と評定衆との関わり方を見てみよう。右の『長祿四年記』九月六日条に、「同間事、右筆方ニモ

被尋下也、常恩披露之時（略）」とあるように、システムとして公人奉行は双方の世話役たる役人である。文中には評定衆の右筆方衆に対する上位意識がはっきりと見え、それに対し、然程憤慨している様子もなくその任を果たす公人奉行貞元の姿が窺える。この事実からこの二つの集団、評定衆と右筆方は、家格的にもまったく別の集団であり、殿中に占める場も別々であったと⁽¹³⁾考えられる。

『長祿四年記』では、当該期公人奉行の任にあった常恩（飯尾貞元）についてのみ知ることができたわけであるが、前掲①②の意見状に名が見える飯尾為種についても同様な考察がされて間違いないと思う。①は永享十一年（二四三九）、②は文安二年（二四四五）に作成された意見状であり、この頃、為種は公人奉行であったことが推察される⁽¹⁴⁾。公人奉行は、併存する意見機関を結ぶ取りまとめ役であったと思われる⁽¹⁵⁾。

そこで右筆衆が審議し、先例を引く実務の場、幕府政務機関としての「右筆方」があったように、評定衆にも同様な場があったのではないかと考えたのが、前節で示した「管領方」⁽¹⁶⁾である。評定衆が自邸を回り持ちで会合の場にしたり、殿中へ出向いたり様子は、『長祿四年記』に見られるが、彼ら四人以外にその下で実務に携わる奉行人層が存在したわけだから、幕府にそれ相応の機関（部署）があって当然と思われる。つまり、太政官官底のような仕事場の存在である。

意見具申機関、「右筆方」と「管領方」は併存し、この二つの機関を繋ぐ役が公人奉行であったと推断する。

「〇〇方」について、少々付言すると、中世における「方」を、政務機関などの場合、近現代で使用している課と同じ意味で読むとわかり易いと私は思っている。したがって管領部局内の管領課が「管領方」ということになる。得宗家の家政機関「得宗方」⁽¹⁷⁾についても、現在二つの見解があることがわかつている。得宗家の訴訟機関であるとする説と、得宗家公文所のことを「得宗方」とも言い、「得宗方」という機関は存在しなかったとする説である。得宗方を一般名詞で捉え、得宗の方、得宗家のことを指しているとしている⁽¹⁸⁾。

次節では、重臣会議が御前沙汰とどのように関わっていたのか、追求してみたい。

第八節 重臣會議と管領

室町幕府を構造的に捉えると、守護勢力の均衡の上に將軍を頂く形で成立している政權である⁽¹⁹⁾。その有力守護の勢力の調和と均衡を保障する役割を担ったのが重臣會議である。そしてまた、少なくとも義教初政の頃までは、幕政の最高責任者としての地位と権限を付与された管領を中枢に、集権的な政治体制が維持されるシステムになっていた。したがって、管領の主たる役割の一つに守護間の利害調整があった。

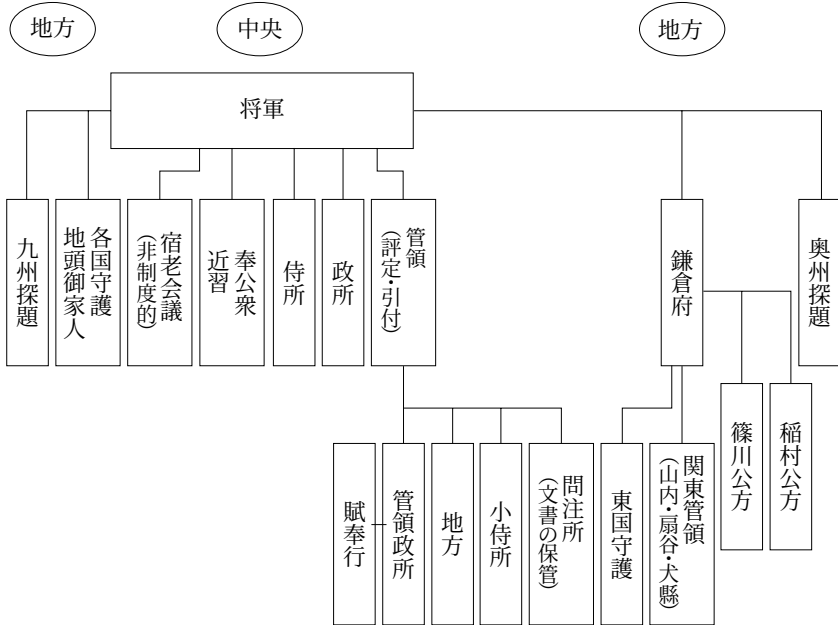
管領制については佐藤進一論考⁽²⁰⁾によると、室町幕府の初期における尊氏直義両頭政治に表現される將軍權力の二元性の調和点が管領制であるとしている。また、管領を將軍の執事と政務の長官とを併せた地位であると規定している。それ故に、管領は、將軍權力が独走することを抑止する役割も担い、時にはまた、將軍に諫止する代表にもなったのである。

義満から義持へと継承された管領制は義教に至って変化する。將軍御前沙汰体制がとられ親裁權が強化したことによる。その結果、管領の力が相対的に弱体化し、その存在の影が薄くなるが、基本的には管領制であり、管領が將軍を補佐し幕臣の中心人物であることには変わらない。

將軍側からみれば、守護層の代弁者たる管領と協調関係にあることは政權を維持する上で必要不可欠であった。それは幕府の遵行体制（上意下達・下意上達、即ち、管領・守護・守護代・守護使節といったルートの中で守護が果たす役割が大きかったからである。

義教は、弱体化した管領制を一方に保持しながら、もう一方では、幕府行政事務官たる奉行人層に着目し、將軍への權力集中を計った。義教が將軍に就任して三年ほど経過した時分、つまり、『御前落居記録』が作成され始めた頃には、奉行人は、早くも義教専制体制を担う重要な柱となっていた。

図8 義教將軍就任以前の幕府機構図



- 注1 宿老会議は非制度的な機関であり、義持期に創設されたと考えられている。
 注2 宿老会議（重臣会議）では、幕政の重要事項が管領主宰により決定された。
 注3 応永7年（1400）、大崎（斯波）満持を奥州探題に補任、この時から奥州探題と称されるようになった。
 注4 応永2年（1395）、今川了俊が九州探題職を解任され、以後渋川氏が探題に任命される。しかし、
 応永30年（1423）、少式満貞に敗れて以後は衰退。

抑々、室町幕府が貞治元年（一三六二）に管領を設置し、その地位権限を強化するに及んで、評定・引付は管領制度の中に吸収された。管領が専権を振るつたのは、義満幼少時の細川頼之と斯波義将の二管領ぐらいだが、管領に支えられた義持時代（応永年間）も鎌倉府の抵抗を除けば、比較的安定した時期が続いた。

ところで、義教専権時代の前、義持時代がどのような政権であったかを知っておくことは、次の義教期を分析するうえに役立つ。そこで次に、義持政権の特色を少述しておきたい。

まず、管領政治の典型的な形は、四代將軍義持時代と見られている。渡辺世祐は、この時期を管領及び宿老政治と規定した。

義満の死後、義持は宿老斯波義将の強力な支援によって四代將軍の座に就

いた人物で、彼の政治は終始、管領や宿老の意見を尊重する姿勢であった。

義持は、重要懸案の決定に関しては、宿老らの合議による意見（決定）に委ねる政治運営を行なった。彼の治世は、総体的には安定した政権であったが、この総体的安定の政治運営を推進できた理由は、勿論、義持自身の個性や器量にもよるが、ブレイン満済の政治的手腕も大きかったのではないだろうか。元来、義持は信仰心に厚く、御祈と参詣に明け暮れる将軍であった。そして、この御祈を通して満済と義持は接近したのである。

この時期の最大懸案は、関東との確執であったが、管領・宿老・満済らの意見と合意により政策を決定している状況は、義持政権の特色を如実に示している。室町幕府は、奥州管領・鎌倉府・九州探題を置き、辺境分治策をとっていたが（図8「義教将軍就任以前の幕府機構図」参照）、就中、関東の持氏との確執は永享の乱終結まで続いたのである。

義持期に起きた、側近富樫満成や赤松持貞失脚事件は、強力化する側近勢力を恐れた重臣（宿老）らによる疑獄事件と推測されることや、義円（六代将軍義教 嗣立時の義持と重臣らとのやりとりの経緯には、将軍と管領・重臣会議の關係が象徴的に示されている。

義円が次期将軍に嗣立された過程は、『満済准后日記』に詳しく記されているが、皮肉なことに、義持の管領重視の政治形態に修正を加え、将軍専制をめざしたのが、重臣らによるくじで選出された同母弟の義円（義教）であった。

つまり、義教は、将軍親裁権を強化し、直接裁判権を行使したのであって、その結果、管領の権限は縮小を余儀なくされたのである。

また、本論文では、追求を省略しているが、義教が有力守護弾圧政策を遂行した事実も明らかである。それは守護家家督相続への介入④や、一色義貫・土岐持頼らを誅殺した事件等が示している如くである。

義教は、将軍就任早々の時期においては、管領（畠山満家）に対し、かなり従順的に行動している。しかし、斯

波義淳に交代した後、明確な理由が示されないまま、管領職を上表するという事件が発生している。上表理由については、不安定な斯波氏の領国経営がその理由とする説等諸説あるが、この時の斯波義淳の立場を案ずるに、これは將軍・重臣會議・管領の三者の関わりにおける力関係が、その因と考えられる。表面上は「非器」が上表理由になってはいるが、真の理由は、進行をはじめた新將軍專制体制への抵抗であろう。義教の統治権力が強化することは、管領権力の削減に連動したことは確かである。

義教の管領抑止策は、直接的には、重臣會議における管領の地位低下を招く結果になった。反面、重臣層の発言力（意見）を強化させたことになる。彼らの領国経営という側面から見れば、莊園保護策を基本とする幕府の方針は、守護大名の分国統治策と相反する結果になり、管領に就任したことにより、却って領国経営を困難にし不利をきたす危険性があったことは確かである。斯波義淳の管領職上表の理由の一つには、こういった点もあったのではないかと推測される。

抑々、室町時代における重臣會議の重要性を指摘し、重臣會議の機能について明らかにしたのは佐藤進一、今谷明の論考である⁽¹²⁾。重臣會議の役割には、將軍と管領の政務決定を正当化し、補助する面と、將軍と管領への権力集中を阻止する面の二つの側面があると指摘されている。

重臣會議は制度的な幕府の組織ではない。非制度的なものである。この合議体は室町幕府初期の頃より存在したことはわかっているが、実体が判明するものは少ない⁽¹³⁾。

ところが、義持・義教期における重臣層の行動は活発で、將軍からも多くの諮問がある。そういった重臣會議の実状を『満濟准后日記』と『建内記』はよく伝えている。これらの日記中に、「大名」とか、「諸大名」といった文言が随所に見られるが、有力者とか守護といった一般的な意味合いとは異なる。「管領已下諸大名」、「諸大名意見廿五日披露云々」、「被仰諸大名等云⁽¹⁴⁾」にある如く、ある限定された大名を指していると思えるのである。室町幕府義教期における最も重要な重臣（構成員）を考えるに、機密性という観点から考察した場合、二通りあったと

思われる。

一つは、応永三十五年正月十七日、御相統の仁體につき條々談合したメンバーである。それは、管領（畠山・斯波・細川・山名・畠山（庶流）・細川（庶流）・満濟である。これらのメンバーは、義円を嗣立しその後の幕府の政治体制を作った面々である。

もう一つは、三管領四職の家という家格のクラスが加わって、右のメンバーに赤松・一色も参加する。以上は、『満濟准后日記』の満濟個人の記載から得た考察である。

いずれにしても重臣会議の主導者は、管領と満濟であり、「外様と内々」の様相を呈する。これは言うまでもなく、表向の「公式」とこれに相對する「非公式」の意味を呈する。つまり、表向の顔が管領、非公式の内々の顔が満濟ということになる。出席回数から分析すると管領が上位となるが、これは管領という地位からくるもので、特に將軍義教からの信頼度が高かったという訳ではないと思われる。会議の場所も管領亭の場合が散見できるが、この点についても同様と思われる。また、庶流家の畠山満則（満慶とも名乗る、能登守護家・細川讃岐守（満久）等が重臣会議に加わっていることや、その満則が没すると、この家には、嘉吉元年（一四四二）七月一日まで一回^⑮の召集もない。この時期（嘉吉元年）は、満則の息義忠の代になっていたが、七月一日にはじめて、畠山家督（本家一流）についての諮問があったということである。それでも義忠にとつては重要な一件であったのである。さらに永享五年（一四三三）に斯波義淳（嫡流家）が没すると、永享五年を最後に斯波家の参画が見えなくなる^⑯といった状況は、元々、重臣会議が非制度的なものであったという事情もあって、ここへの出席は、個人的に將軍の信頼度が厚かった者に限られていたと考えられる。満濟の日記には、宿老の畠山満家・山名時熙が比較的よく登場する。彼らとは実に円滑なやりとりが認められる。このような状況から判断して、重臣会議への参画に関しても専制君主義教の恣意性が感得されるのである。それ故に却って、当時、幕府重臣会議のメンバーであることには大きな意義があったと思われる。

表3 重臣一覧（義教在位の頃）

年 号 名	14281429												1441			1444	
	正 長 元	永 享 元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	嘉 吉 元	二	三	大 安 元
①畠山満家 (管領在籍)	5/9/19没																
	-----1/8/24																
斯波義淳 (管領在籍)	5/12/1没																
	-----4/10/10																
②細川持元	2/7/14没																
細川持之 (管領在籍)	2/8/4没																
	4/10/22																
	-----2/6/29																
細川満久	2/9/28没																
畠山満則	4/4/27没																
③山名時熙	7/7/4没																
④赤松満祐	1/9/10没(嘉吉の変)																
⑤一色義貫	12/5/15没(誅殺)																
三寶院満済	7/6/13没																

注1 ①印は、正月に松拍子の沙汰をしたことを示す。
注2 重臣クラスは三管四職の家のみではない。-----は、管領就任期間を表わす。
〈参考文献〉『満済准后日記』。

重臣会議で検討された意見や意見状は⑦、幕政に大きく貢献するものであったが、右筆方意見が、評議結果を全員一致の形で上申されたのに対し、重臣の意見は、一大名一意見の形で將軍に披露され、相違意見も各々併記された⑧。使者を使つての意見のやりとりも重臣間には認められ、申次を通しての具申もあった。（この方法は、重臣の意見のまとめ役としての管領の地位を、低下させることに繋がったことは言うまでもない。）

しかしながら、重臣会議のメンバー中、最も注目されるのは満済で、里坊の京都法身院で会議を行なったこともあり、実にその心配りには乳父の如き感がある。彼は内々の儀に徹し、義教から指示があった場合には意見上申をきわめて勇敢に、正確にしているが、余り自分から進んで口入をしている様

子はない。大名間の周旋役、祈祷の仕切役に徹している。また、義教の満済への信頼度は拔群で、朝廷関係、関東のこと、故実等々、個人的にも諮問が下されている。しかし、多くの場合、「可申管領旨被仰出了」とあって、形式的には管領を立てている義教の配慮も感じられる。

一方、將軍の諮問がなくても重臣側から自主的に意見具申をする場合もある。この重臣側から上申できるシステムが重要であったことは言うまでもない。將軍の意味のない独走を牽制する機能を果たしたのである。例えば、將軍への諫言、愁訴などがその例となる。將軍の命令が重臣らの判断を超えるような厳罰だったりした時にみられる。例をあげると、応永三十四年（一二二七）十一月の赤松持貞事件^⑨に見える処罰、永享六年十二月の山門騒動処分^⑩などに重臣らの意見請願がみられる。こういった重臣や満済らが活躍していた間は、円滑に機能した重臣会議であったが、義教が信頼していた畠山満家が永享五年九月没、山名時熙が永享七年（二四三五）七月没、畠山満則が永享四年四月没、斯波義淳が永享五年十二月没、細川持元が正長二年（九月改元）七月没、そして満済が永享七年六月十三日卯刻、金剛輪院の御学門所で臨終となり、義教の政務体制もバランスを崩していくのである（表3参照）。

さて、義教期における重臣会議の議題は、幕政における最重要課題が取り上げられている。具体的には次のようなものであった。

- ① 関東公方をはじめとする守護の武力紛争の解決
- ② 幕府財政
- ③ 重要人事
- ④ 制度や儀礼の検討と実行

右のような重要テーマは重臣会議に持ち込まれていたが、他方、荘園内諸階層その他有徳人など、利害（損得）関係をテーマとするような懸案は、大略御前沙汰が主導したと思われる。それは、『御前落居記録』、『御前落居奉

書』の中に如実に表現されている。この御前沙汰の導入が管領の立場を決定的に変化させた。(義持時代には、これらの懸案を管轄していたのは管領であったからである。)

重臣会議と將軍の間に挟まった管領の役割が曖昧になり、その立場が形式的なものへと移りつつあることが満済の日記から看取される。そこにも管領斯波義淳の上表問題が勃発する因が存在したように思えるのである。つまり、前時代には管領が主導していた引付業務が、將軍が主導する御前沙汰体制内へ移行されたということになる。反面、煩瑣な訴訟の業務は従来どおり管領の仕事であった。

しかしながら、管領は將軍元服、御参内始等、幕府典礼には従来通り、幕府最高指導者として欠かすことのない存在である。「次今夜御元服之後、管領一人ニ可被下御劍之條、可宜歟之由御尋問、尤可然旨申入了」⁽¹³⁾とある如く、名目的には相変わらず、第一人者であったことが想像できる。

政務関係でも同様な見解ができる。管領の立場は実に表面的で形式的である。評定始、御前沙汰始などの儀式には必ず出席しているが、將軍御前での伺事には管領は同席していない。又、重臣会議においても必ず出席というわけでもない。事後報告を受ける場合も少なくない。管領が重臣会議によって実権を奪われていく様や、義教が管領を飛び越えて、重臣らに諮問する事実は、管領の政務上での後退を意味した。

管領の上表は、現状に対する不満の表現の一つと見るが、既述斯波義淳の他にも同じような例をあげることができる。將軍義政の享徳二年(二四五三)五月廿日、細川右京兆(勝元)の上表を『康富記』が伝えている。「密語云」とか、「風聞説」、「未知其真実」といういかにも「中世のうわさ」といった書き方ではあるが一つの情報にはなる。この例は管領が、上意を伺わず、あるいは俄の成敗をもって、奉書・御教書を発給することに対し、一応公方を経るべしという將軍の仰に対する拒絶反応が、上表という形の自己主張であったと先引史料『康富記』は記している。上表という抵抗の一手を行ってきた管領の態度にも一考が必要である。

この結末は、義政の申入れで撤回になるが、この時分は、改名前の將軍義成(二八歳)の頃で側近らの動きも気

になる。義政（義成）が専制体制に入るのは、長祿元年（一四五七）以降とされている。

義教に象徴される如く、將軍權力が強化されると、管領の力は弱まる。逆に義満・義勝幼少時の如き例もある。その権力行使という点においては反比例の感がある。

一方、幕府の全国支配という観点から論じると、守護による領国経営の安定を以て、將軍權力も、幕政の安定も実現されるという点が重要である。將軍と守護勢力の協調から、管領が創出され、これを支えたのが重臣會議（合議制）である。したがって管領及び重臣會議のメンバーは、単に幕臣の最有力者というだけではなく、守護達の代表者、つまり將軍と幕府諸機関との間、及び將軍と全武士層の間の媒介をなすと共に幕府支配における緩衝の役割を果たすことができた^⑩とされる^⑪。この観点が把握されて、はじめて真の室町幕府の性格が見えてくると私は考えている。そして、曲がりなりにも室町幕府が存続した、その原点とも言うべき当時の幕府首脳陣の思想、遠国融和政策を書き記して置きたい。

永享四年（一四三二）、大内対大友の争乱について義教から対策の諮問を請けた前管領畠山満家の答申である。

（略）遠国事ヲハ少々事雖不如上意候、ヨキ程ニテ被閣之事ハ非当御代計候、等持寺殿以来代々此御計ニテ候ケル由傳承様候、尤又殊勝存云々（略）『満濟准后日記』永享四年三月十六日条

嘉吉の乱以後、幼少將軍がその任にあっても、「御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行之」^⑫とあって、管領制の中で足利政権が存続していくのがわかる。応仁・文明の乱後、管領は常置の職ではなくなり、將軍就任などの行事の際に臨時に置かれる、まさに儀式用の役に過ぎなくなる。しかし、細々と管領職は明応の政変の頃までは存続した。

重臣會議は、大名間の勢力均衡を保障するという役割を、義政初政期の頃までは担い続けたとみられている。

第三章 御前沙汰の残闕

『御前落居記録』・『御前落居奉書』

義教の御前沙汰は、雑訴沙汰とも言われるほどに、多種の訴訟を扱っていることが特徴としてあげられる。義教の政治は、近くは父義満の治世が、遠くは得宗貞時の治世が、義教の目標とする専制政治のモデルになった。彼の初政期に作成されたと見られているのが、『御前落居記録』と『御前落居奉書』である。途中未完のまま今日に至ったこれらの史料が、どこでどのような目的で作られたのか、現在までのところ明確にはなっていない。推測の域を出ないのが現状である。管見の限りにおいて、これら二つの残闕史料の検討を試みたい。

御前沙汰体制における訴訟手続は前時代とは異なり、当事者主義ではない。

当事者主義とは、訴の提起から審議、判決に至るまで一連の手続を当事者（訴訟人）の責任で行なう方式である。幕府が介入しないから証拠文書や先例など、すべて当事者の責任で提出された。したがって、鎌倉幕府においては、法源や記録等の保管はなかったと考えられている。

これに対し、義教期の御前沙汰は、奉行人（当事者の代理）によって進行された。この奉行人衆は右筆方の法曹官僚から構成された有能なエキスパート集団であった。この傾向を職権化、分業化として見ることもできる。また、

これは裁判における制度の変化と捉えることもできよう。

こういった実状から奉行人は、自分の扱った懸案の評議や結果について記録を残す必要に迫られた。自己の職業にとって先例の記録は不可欠なものとなったのである。

これら奉行人が書綴ったものが、日記体の伺事記録や引付史料として、今日伝存しているものである。

ところで、このような個人の記録としてではなく、幕府側（公的）の記録として作成されたと推定されるものが、本稿で問題にしている二つの史料『御前落居記録』・『御前落居奉書』の特色である。

両史料共、同じ時期に（永享二〜永享四年）作成されていることや、銘が「御前落居〇〇」と双方に付いていることもあって、一見同じ線上で作成されたかに見えるが、そうではない。各々別の事業の一環として幕府内で作られたものが、この部分だけ伝存したものと考えられる。どちらも、将軍と管領が主導的に動いて作成されていたものであることは確かである。定本は双方共、法制史家宮崎道三郎氏の蒐集によるもので、現在は東京大学法学部に架蔵とある。明治三十年書写の影写本は、東京大学史料編纂所で閲覧できる。

まず形態から記載しなければならない⁽¹⁾。

『御前落居記録』は、縦二八・三センチ、横二二・三センチで茶表紙が付されている。この茶表紙の上には、御前落居記録と記されている。この体裁は、『御前落居奉書』の場合も同様で、茶表紙が付され、上には御前落居奉書とある。茶表紙の文字は、双方同筆できわめて達筆である。これら茶表紙は、ある時期補修の意味もあって付され、その時双方に「御前落居〇〇」と銘が記載され、そのまま伝存したものと考えられる。補修の時期はわかっていない。『御前落居奉書』は、縦二八・四センチ、横二二・二センチで、特に計測しなければ、両史料共ほぼ同じ位の大きさに見える。

『御前落居記録』の一枚目冒頭には「御前落居記録 永享二 十一 九」とある。この日付の意味付けも現在ま

表1 『御前落居記録』中、意見が求められたと推定できるもの

意見者	件数	文中文言
右筆	3	右筆方意見、尋下法例於右筆方、奉行人言上仕也
評定衆	8	評定衆意見區也、評定衆意見、評定衆申意見、評定衆言上
評定衆＋右筆	2	訪評定衆同奉行人等意見
伝奏	2	万里小路大納言、勸修寺中納言、広橋中納言意見状分明
勘状	1	勘状之趣無参差
三宝院満濟	1	可尋申三宝院
評定衆＋伝奏	1	伝奏雖被勘申、如評定衆等申者
評定衆＋納錢方	1	評定衆、納錢方一衆等
計	19	

注 72件中19件（全体の26%に意見具申があった）。

でのところ明らかに becoming していない。永享二年（二四三〇）九月三日から同四年十二月廿五日まで、七十二通の記録が収録され、内十九件に意見具申が認められる（表1参照）。内容は、裁判記録で書き様は同一ではない。

事件の概要・当事者の陳述・判決が記され、件数は少ないが意見が徴されたことも担当奉行人が記録したと考えられ、それに義教が袖判（認印）をした形式になっている。つまり、奉行人の記録を將軍がチェックした形になっている。追い込みで書かれているが一筆ではなく一件毎に筆蹟が異なる。日下署名者が、その日の記録の担当者であり、執筆者と考えられる。

次に内容の概観を二、三記しておきたい。

永享三年九月十四日の記録には、追加補入の十三文字が見られるが、この場合、執筆者・斉藤基貞の裏花押が据えられていること等注目される。つまり、追加補入に対する基貞の責任性を表わす裏花押という意味である。

また、既述、永享二年十一月九日付意見状②（右筆方意見状）が採用され裁許されたことが、『御前落居記録』永享二年十二月廿三日条に確認される。

永享三年（二四三一）九月六日条は、斜線で抹消され、奉行人松田秀藤の花押もなく、勿論義教の認印（袖判）もない。おそらく、將軍

不認可になった分であろう。

永享三年（一四三一）十二月廿七日条より以後、奉行人花押、將軍袖判が見られなくなり、中断した様子が窺える。但し、一般的には以下の分も花押がなくても執筆は日下書名の奉行人と推測されているが、私も同じ意見である。

以上の諸点から全体像を考えると、この『御前落居記録』は原本そのものである可能性が高い。また作成の目的を推測すると、右筆方の右筆衆が中心になって判例集の編纂を試みようとして企画立案され、開始されたものではないだろうか。

その作業状況を推測すると、これは、奉行人によって個々に書かれた裁判記録（当時は各人が裁判記録を作り保有していた）を綴ったものではない。どこか決まったある場所で、連々と追い込みで書き継いでいる。無駄のない推敲された文章は、個人で記録した『伺事記録』等とはまったく異なる。それは恰も『追加集』が編纂された如く、判例集編纂事業が幕府の業務として行なわれていたのではないだろうか。多分、この判例集には全記録が収録されたわけではなく、管領など主導者の手によって取捨選択された結果残るべくして残された判例の記録であろうことは十分考えられる。当時の状況を語る一端として『普広院殿御元服記』が役立つ。

上管領伺事、篇目依事繁不及注之、就中記録事、基貞秀藤各以草案持参惣奉行所訖、秀藤之記分神妙也云々、事外被甘心了、仍一卷有抑留之上者、不及拘惜也、然間於彼家所持之記録者、可為秀藤所書遣之記録之、後輩為存知粗所注置也而已、（以下略）『普広院殿御元服記』正長二年三月廿四日条

と記されている点が注目される⁽³⁾。

右の記述は、義教が同年三月九日に元服したばかりとは思えない日記の内容であり、伺事は元服以前からすでに

行なわれていたと確信できる。当時の幕府の姿勢として伺事（御前沙汰）の記録を残そうとする気運があったと推察されるのである。ここにある惣奉行所とは、管領亭に設営されている政府機関であろう。奉行人らは自分で書いた裁判記録（日記）を管領に見せたり、自分でも保管していることが知見される⁽⁴⁾。

前掲元服記の内容は、奉行人らの記録が幕府の公的な記録となるべく吸い上げられていく状況が察知できる貴重な史料と言えよう。（この史料については、二章四節で詳述しているので、ここでは省略する。）

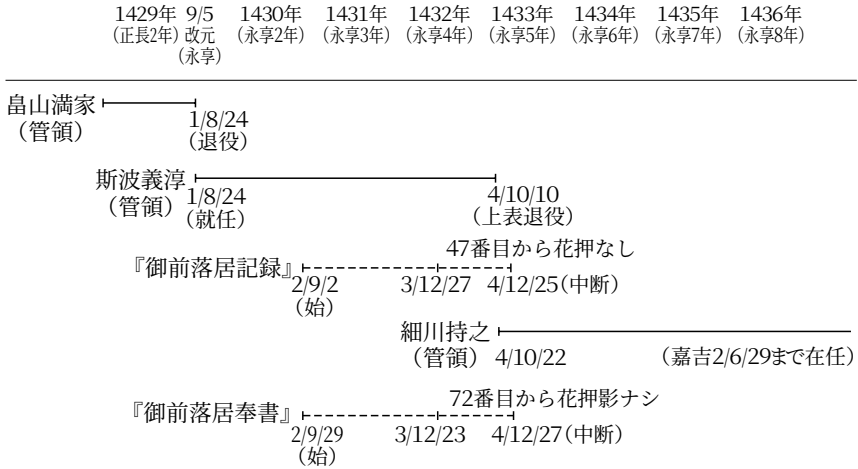
次の法令に注目したい。

一 訴訟人文書事 永享二年八月廿二日

共以載目録、加判形、可令備進矣（室町幕府法）追加法一九七

この法令は、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の記述が始まった頃（永享二年）に発布されている。「訴訟人文書」とは、訴状・陳状を指し、それらを目録に記録し、担当者の判形を加え備進することということになる。この法令から、永享二年当時、裁判関係の記録を整理保存する作業が押し進められていたと考えられる。その目的は勿論、先例照合のためで、『武政軌範』の問注所の項からも窺うことができる。文殿が果たしていたような役割が必要とされたことによる事業だったと思う⁽⁵⁾。この編纂事業の中心となつて動いたのは、右筆方奉行人であろうか。右筆方では、意見書の作成に際し先例は範たるものになる。早く、しかも正確な裁判の実行がスローガンであるなら、判例集の編纂は急がねばならなかった。義教嗣立の頃の山積した訴訟問題に対処する幕府にとって、多岐にわたる取扱案件の拡大化を克服する策の一つとして、判例集は必要とされた。右筆方奉行人の登用により、訴訟の「部分」に関与すればよいというシステム（分業・職権主義）になった時、かつて、古代法制の書として『法曹至要抄』⁽⁶⁾があり、鎌倉時代初期には『裁判至要抄』⁽⁷⁾があつた如く、室町幕府足利政権における法制の書が必要と

図1 『御前落居記録』・『御前落居奉書』と管領在任期



なり、編纂事業が始まったと考える。それは規模（模範）の書となるべきものであったから、事業の第一段階として、担当の奉行人（御前奉行）によって何事記録が「まとめ書き」された⁽⁸⁾。この業務は右筆方で行なわれたと推定されるが、「まとめ書き」がある程度溜まった段階で、おそらく公人奉行（松田満秀⁽⁹⁾）によって管領・将軍に披露され、「可」と義教が判断した時に袖判が据えられたのではないだろうか。その第一回目の日が冒頭の日付「永享二 十一 九」であろう。（勿論、この冊に限ってその第一回目という意味である。）「不可」の場合は、既述、永享三年九月六日条の如くになったと考えられる。

しかし、前述した通りこの事業は中断されている。その理由は管領の上表問題であろう。管領斯波義淳は以前から上表を申出ていたのだが、『満濟准后日記』永享三年九月十一日条によると、「管領此門跡へ上表事申懸間、賦以下止之」とあり、賦の発給を停止したことがわかる。次いで、同年十二月廿七日以後、『御前落居記録』中に義教袖判や奉行人花押が見られなくなり、この事業が頓挫したことを感じさせる。以後、同じ状態が永享四年十二月廿五日まで続き、そこで途切れているのである（図1参照）。斯波義淳は同年十月十日管領職を退いている。義教の御前沙汰体制への痛烈な批判表示ととれる。元々、同事の場には管領は不在

であつたから御前沙汰は続行したと思うが、管領が斯波義淳から細川持之に交替して、事務処理の面が上手くゆかなくなつたのだろうか。再開の様子は綴られていない。

この種の記録は、これより以前から、当然存在したと考えられるが今に伝わらない。

次に『御前落居奉書』について考えてみたい。原題は「奉書」とある。やはり、冒頭には「永享二 十二 三」の日付が付されている。

永享二年九月廿九日より、同四年十二月廿七日まで一一八点の奉書を収録している。同様に管領斯波義淳の頃に作成されたものである。

この史料の本文筆蹟は、原筆蹟を摸してはいるが花押を含め同一人の手になる写本であるとみられているが私も同じ意見である。様式は、奉行人奉書の袖に義教が花押を据え認可した形になっている。

当時、実際にはこのような様式の奉書は発給されてはいない。それ故にこの史料は控文書の綴りと思われる。定期的に見て、先引の『御前落居記録』と同じ頃の作成なので、訴訟内容について、双方を照合してみたが、わずかに照応するものはあつたが、大方は一致しない。故に先引史料の御前落居したものに対して発給された奉書の控というわけではない。まったく別々のものである。

両史料が一致しないのも当然である。この史料は、『御前落居記録』とは、異なる事業の片鱗に過ぎないと確信できるからである。まず、取り扱っている内容に注目すると、先引史料と同様、多様な業種への裁許文書が、連々と書き綴られている。

所務相論・金銭貸借・安堵・補任などが取扱われている。又、施行状・軍勢催促状まで含まれている。奉書だけではなく下知状もある。争論の当事者も武家だけではなく、公家や寺社関係も多い。最も注目すべきことは、金融業者ともいうべき五山関係者・山僧・土倉等が、訴訟の一方当事者として見えることである。紛争の処理の仕方を

見ると、幕府は五山保護の立場をとり、禅院に有利な判決を下している。さらにその他の多くの五山領が守護役など免除され、保護を受けていることが看取される。この時期の幕府にとっての緊急懸案は何であったのかを示しているような内容になっている。

ところで、このように控文書を追い込みで書継ぐ方式、発給文書の控を手許に残すという考え方、このような手法を当時の伝奏等も行なっている様子が窺われるのである。

『建内記』によると、伝奏奉書を書き継いだと思われる草子（控）が存在したことがわかる。

「奉書案入見参、□^{（次）}写御草子、袖可被載置御判也」（『建内記』 永享二年十二月十日条）

「昨日奉書案、草子袖御判今日可被載之由有仰、仍付立阿弥申入之、被聞食了、次退出、次入御女中云々」（右同書、永享二年十二月十一日条）
（裏松示下）

右の記述から義教は、伝奏奉書の草子にも袖判を据えていたことが判明する。伝奏奉書の規模たるものが必要とされ義教の事業の一つとして行なわれていたのかもしれない。この草子は伝奏が保管したと考えられるが、幕府側の奉書案等は右筆方に保管されたと推定される。

さて、この『御前落居奉書』を検討してみると、合理的に、且つ急いで書かれているように感じられる。

例えば永享二年十二月廿三日条には「四通被成之」とある。永享三年七月十二日「壹万部御経御料所同国同庄事」の貞連・秀藤の連署奉書では、十三通「以上此所々文章同前」として記載が省略された形になっている。他にも「文章同前」とするものが十二通、宛名のみ記された形になっている。また、必ずしもすべてが日付順に記入されているわけではない。このような記載の仕方は、まさに控簿で、別に正式な奉書が発給されていることは明らかである。事実、先引の永享二年十二月廿三日「伊勢国鈴鹿路事」に対応する奉書が実際に発給されていることが、

太田順三によって『山中文書』中に確認されている⁽¹⁰⁾。それには花押影がないと記されている。「花押影がない」ということは、『山中文書』収録の奉書は通常の形式をとっているものと解釈される。

『御前落居奉書』収録の奉書内容について、少々紹介すると次のようになる。

次に示す同史料『御前落居奉書』中に収録されている永享三年（一四三二）十月十日、「室町幕府奉行人連署奉書」は、義教の専制君主ぶりが窺われる面白い史料である。

（花押影）

海老名駿河入道了元与大館駿河入道常安相論丹後国賀悦庄内近重名事、
止領家之妨、如元所被返付也、早可被沙汰付下地於了元之由、被 仰出訟、仍執達如件

永享三

十月十日

秀藤（松田）

貞清（松田対馬守貞清）

守護代

此相論事、就訴陳、召調守護代^{延永}、注進可伺申之處、不可及糺決、可被付海老名、早可成奉書之由、

今日、以飯尾大和守被 仰下也

この相論の担当奉行人は、松田秀藤と松田対馬守貞清であるが、注記（奥書）を読むと、これより以前に義教に

披露され再審を命じられていたようである。通常なら担当奉行の伺事の結番日に判決が下される筈である。ところが早々に義教より「仰下」があつたことが推察される。「今日、以飯尾大和守」⁽¹⁾とあるから、貞連を介して、秀藤、貞清の両奉行に伝えられたことがわかる。飯尾貞連は、この時期政所執事代の任にあつた人物である。要するに、義教の判決は担当奉行の結番日を待たずに、即刻伝達され判決の奉書が下されたことを示している。有力な仲介者の口入があると、式日に関係なく、当番日にも関係なく落居された。これを決裁の迅速化と見るか、將軍專制と見るか、後者と思えるのである。

さて、次にこの『御前落居奉書』が、どのような状況の下で、何の目的のために作成されたものかを考えなければならぬ。既述の『普広院殿御元服記』正長二年（一四二九）四月十五日条に注目すべき記載がある。そこには「御判始、御吉書事、去年御沙汰之上者、只雑訴大方落居^{スル}物仁被成御判也」とあつて、ここに『御前落居奉書』がどのようなものの集合体なのか解く鍵がある。

右の記載によると、去年、つまり、御判始の儀（元服の儀）以前に、義教は雑訴沙汰を行なつていたということになる。訴訟実務が大略落居しているものに御判をされたということを言っているのである。ここでいう「御判」は、『御前落居奉書』中にみえる義教花押のことである。

ということは、これ以後も、雑訴の処理が引き続き行なわれ、その内のこの部分、未完の一冊だけが残り伝存したということになる。

それは、先引の『御前落居記録』と同様、突然中断したため、却つて保管され、今日に伝えられたと考えられる。抑々、新將軍義教には、裁判の興行が期待された。そこで特別訴訟手続⁽²⁾、あるいは上裁の版図の中で、將軍・管領・奉行人らによって、訴訟処理が行なわれたと思われる。（元服以前から処理をしていたという点が重要なのであるが）そこまで、訴訟の興行が求められ、急がれた理由は何だったのだろうか。

確かに義教初政の頃は、山積した訴訟問題を片付けていく大事業があつたことはわかっている。特に寺社領の興

行（義持時代の秕政匡正）に腐心していた義教が問題打開策として訴訟の迅速化を断行していったと思われる。その裁許文書（判決奉書）が綴られたものが『御前落居奉書』であるという論も十分成り立つ。また、この史料がそっくり『室町家御内書案』¹²に、「寺社領文書^{本年中}」として収録されていることから、当時の人々が、寺社領の興行（御徳政）として受けとめていたことも察せられる¹³。

しかし、本当のところ、義教は所領や訴訟の興行といった撫民思想の側面だけで（上裁の版図を拡大してまで）、裁判を迅速に処理しなかったのだろうか。もっと別に重要な理由（義教にとっての利点）があったからこそ、元服以前から御沙汰の業務を実施していたのではないだろうか。

義教にとって、もう一つめざすものがあつたとすれば、それは、幕府財政（將軍家も含む）の増収を計りたかつたにちがいない。

第一章で既に少述しているが、義教が將軍就任の頃は、一般の寺社領が衰退していったのに対し、五山禪宗寺院の莊園は増大する一方であつた。また禪僧（東班衆）の經濟活動の能力には特筆すべきものがあつたそのような中で、公家層からの反発もあつたとみえ、新將軍は、最初は抑制する意向を示すのである¹⁴。しかし結局、幕府財政が禪院の經濟力に依存していたため、保護政策をとるようになる。

このような方針、つまり一方の当事者が五山関係者である場合には、その保護のために有利な判決を下す、敗訴の場合には替地を用意する、といった様相が窺える。『御前落居奉書』中にも、永享二年閏十一月十九日南禪寺領宮保に加担した奉行人連署奉書が収録されている。

また、金融活動で富を得ている土倉・納錢方一衆・公家御倉粃井・山門関係（山僧）なども史料中に確認される。このような史料内容から、何が読み取れるか、幕府財政が、土倉役や五山禪院からの収入を期待していたことが歴然として見える。

以上の状況判断から、裁判の迅速化は、当事者のみならず、幕府經濟のためでもあつたと考えられるのである。

新將軍は、公私にわたる経費の増大を賄うために財政収入を計る必要に迫られた。それは將軍家の公家化や、朝廷側の財政支出の肩代り等が主たる理由になる。

『御前落居記録』永享三年十二月廿七日条に見える土倉本主祐言と蔵（倉）預円憲の相論は、祐言の主張が全面的に認められている。

土倉本主とは土倉を倉預に預け（直接経営は倉預が行なう）、納物（土倉の運営資金）を倉預に預ける土倉本来の所有者のことである。ここで言う納物とは金融を営むために必要な資金を指していると思うが、それについて、「於納物□、或成寺領、或分親類、以其利平配分之（略）」とあり、背後に寺院や親類からの出資があったことも窺える。

また、永享二年九月三十日「諸土倉沙汰等事」^⑤の法令から、当時の土倉経営の一端も知ることができる。幕府側にとって土倉役は掛け替えない財源の一つであった。

以上、二つの史料を検討した結果、『御前落居記録』は、判例集編纂事業が途中で断絶したものであり、『御前落居奉書』は、義教の所領興行・裁判興行の上裁における判決控簿であると推定した。また、この事業は、義教元服以前から始められていたことは前述した通りである。

これら二つの史料残闕は、義教の御前沙汰が確かに実施されていたことを示すものであり、義教政権が義持の時代とは異なっていたことを如実に伝え、専制君主義教の存在を今に伝える証となったのである。

管領斯波義淳の上表問題で、各々の事業は頓座した。そのためにこれら二つの史料は途中半端な形で中断され保管され、そのまま今日に至ったと推測される。途中半端に中断していたため、再開を期して保管され続け、却って残ったとも言えるだろう。同じ頃、同様にして作られたと思う他の冊子は散逸し今は失われてしまったものと考えられる。

表2 「評定始」・「御前沙汰始」・「御前沙汰」がみえるもの抄（参考）

管領	日付	将軍	事項	出典その他
斯波義将	貞治7(1364).1.28 明德2(1391).1.11	2代義詮 3代義満	御評定始 評定始	「花宮三代記」 「御評定着座次第」
細川頼元	同2.4.20 同 同2.5.6	4代義持	評定開催(細川頼元管領就任式) 御前沙汰(細川頼元<常久>入場) (人数・着座次第は評定始と同じ) 御前沙汰始	同 同 (1392) (明德3.3.3 細川頼之没)
畠山基国	応永7(1400).1.11 応永8(1401).1.11 (2.17式日) 同8.2.17 同9(1402).2.17 同10(1403).2.17		評定始 評定始(於義持御所、式日に行う) 義満御前沙汰(於北山第) 同 同	応永7.2.18義満受戒 「吉田家日次記」7-5 2月17日式日となる 「吉田家日次記」同日条 「大日本史料7-5」421頁 同
斯波義重 (義教)	[応永12(1405).7.25] 同12.8.25 同12.8.28		評定始 御前沙汰(義満於北山第)	管領就任「執事補任次第」 「教言卿記」 同
畠山満家	応永30(1423).1.11 正長元(1428).4.11 同元 4.14 同2.1.11 同2.2.17 同2.2.24	3月に義 量に讓位 不在(義宣) 6代義教	御評定始 御評定始、御判始(代替り) 御沙汰始 評定始 御前御沙汰始 御前御沙汰	「満濟」 「法制史料集Ⅱ」199頁 「満濟」、「花宮三代記」 同 「普光院殿御元服記」 同 「普光院殿御元服記」
斯波義淳	永享2(1430).2.17 同3.12.19(カ) 同4.2.17		武家御沙汰始 御前御沙汰始、御的始 将軍御沙汰始	3月15日将軍宣下、改名義教 「建内記」 「満濟」
細川持之	同5.2.17 同12.2.17 嘉吉2(1442).2.17	不在	御沙汰始被行之如常 今日室町殿御沙汰始、毎年之儀也 武家御沙汰始云々	同 「建内記」 「管見記」
畠山持国	同2.8.28 同3.2.17 同3.3.11 同3.12.19 文安元(1444).2.13 同2.2	不在(義勝 11.17~) 7代義勝 (7.21没) 不在	御前沙汰始 武家御沙汰、式之御沙汰 御代始御評定、御前沙汰被行之、 武家御前御沙汰始(毎年二月十七日也) 御前御沙汰始	「康富記」 「建内記」 「齊藤基恒日記」 「康富記」 「建内記」(「鹿苑院殿御代二 月十三日連々」とあり) 「齊藤基恒日記」
細川勝元	同3.2 同4.2		御前御沙汰 御前御沙汰始	同 同

終章

義持が典型的な管領政治を推進したのに対し、義教は、毎事鹿苑院殿の佳例に従う方針をとった。即ち、前政治形態に修正を加え將軍專制を志向した。

俄に將軍位についた還俗將軍ということもあって幕府内部に自己の基盤がなかったことや、將軍位を狙う関東の持氏や南朝勢力に担がれた義昭の動向など、義教嗣立後の幕府は、当初から政治的に困難な問題に直面した。

嗣立後の三年間の政治過程をみると、制度改革や法令の発布等が、急速に推し進められたことがわかる。それらの政治改革の中で、統治権発動の最も重要な部分が裁判権の掌握である。義教が権力集中のために注目したのが奉行人層であって、將軍―奉行人という関係を制度化するに至る。こういった状況が管領の機能低下を招いたことは勿論である。

思うに、義教政権を象徴的に表現している事柄が三つ考えられる。

- ① 満済の日記に書き記された正長元年五月の所信表明
- ② 追加法一九四を施行したこと

③『御前落居記録』と『御前落居奉書』が現存したことである。

さて、すでに述べてきた通り、①の所信表明に示された「如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」にある評定引付の設置はなかったが、従来から幕府に存在した右筆方奉行人を駆使して義教流の御前沙汰を実現したこと、また、「諸人不含愁訴様二」の精神は、実際はともかくとして、理想論としては義教の心情として存在したと考えられる。これは参考資料一四七「不依尊卑親疎」等の文言にも看取されるものである。

次に②追加法一九四は、訴訟手続きに関する一条文であることはまちがいない。しかし、「上裁并賦別奉行之外」の文言にこめられているもの、ここにある「上裁」こそ、義教が専制君主たるを公言したことにならないだろうか。「上裁」を制度化し合法化したのである。

この「上裁」の範疇から、義教は元服以前から御前沙汰（伺事）を実施していたと考えられる。それ故に③に挙げた二つの史料が各々の場で作成され、その内のある部分が中断されたために残ったと推測されるのである。

既述した通り、義教の御前沙汰体制の実施は、元々あった組織を利用して「政所執事代―右筆方奉行人衆」の中で行なわれた。彼ら実務官僚が審議・対決・記録・判決原案作成を行なった。義教の御前では訴の披露・判決（決定・諮問はあったが、御前の評定会議はなかった。また、管領の同席はなく、全ての最終判決権を将軍一人が掌握した。この体制は得宗専制体制に類似するものである。

かつて北条貞時は、全判決権を掌握する得宗専制体制を構築した。この体制の柱となったのが得宗被宮（御内人）であった。

義教は、管領制という大きな枠組の中に、御前沙汰体制を設置した。この体制を支えたのは、奉行人層であった。判決を伝達する文書のあり方から見れば、管領奉書―遵行状―打渡状の流れから、奉行人奉書への移行である。訴訟制度という観点から義教政治を見れば、次代の範となっている点が多々認められる。それを列記すると、

○意見制をとり入れたこと

○裁判制度の改革（伺事）・整備などの法令発布

○家柄ではなく実務に長けた奉行人層の登用

○『御前落居記録』 永享四年九月廿九日条が、永禄五年二月返答草案に判例として利用されていること（『蜷川家文書』 廿一二に確認される）

○『室町家御内書案』 寺社領文書永享年中として『御前落居奉書』 がすべて収録されていること

○永享三年作成の起請文が、法令集『建武以来追加』に収録されている事実は、先例と見做されたと考えられること

○『御前落居奉書』 永享三年十月十七日条「洛中洛外土倉質物事」が、前文そのまま「室町幕府法」 追加法二〇三に見えること。

○義教以降、奉行人奉書が幕府発給文書的主流となっていくこと

以上右に記したように義教が実現した訴訟制度の改革や整備は、後の亀鏡となったと思われる。

また、御前沙汰体制は、将軍義晴期までは、部分的ではあっても制度として後の将軍らが参考にしたことがわかっている。

しかし、嘉吉元年（一四四二）六月、義教は赤松満祐に討たれた。義教の政治面（守護対策）の亀裂により起きた事件であった。室町幕府は基本的には有力守護勢力のバランスの上に成立する政権である。嗣立当初より義教を支え続けた満済も重臣も今は亡く、将軍権力と守護勢力のバランスが崩れはじめたのである。即ち、余りにも性急な守護抑止政策の破綻であった。

義教は訴訟制度の完成をめざした。一方、その表面に掲げた精神（撫民、徳政思想）とは別に、裁判を政治に利用することにより、より強い幕府、より強権の将軍位をめざしたことも確かであろう。義教流将軍専制体制の確立

である。彼が導入した御前沙汰体制こそが、専制君主を支える重要な柱であった。

義教の政治改革や御前沙汰の一端を証す残闕史料として、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の存在は意義がある。これら二つの史料は、別々の目的で、別々の場で作成され、「中断」という事故により却って逆に残存するに至った。

義教専制は義持から義教に政権が交代して以降、十余年で終焉となった。幕政は再び管領によって代行された。この後、成人した息義政によって、御前沙汰・親政等を見るが、その初政は、大略、父義教の諸政策を襲するものであった。

今回は、訴訟制度の側面からの考察を試みたが、政治的側面（守護対策、側近勢力等）からの考察も必要であり、両側面からの追究があつてこそ、真の義教政権は解明されると実感した。後日を期したい。

註

序章

- 1 『史学雑誌』 九四―一二、（一九八五年）
- 2 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』 岩波書店、一九九〇年所収
- 3 『群書』 二九
- 4 佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』（悠思社、一九九四年、佐藤進一「室町幕府論」註（2）前掲書）

第一章 義教初政期

1 『満濟准后日記』 応永三十五年正月七日「室町殿御座下御雑熱出来云々」、同九日「自医師三位方申、自夜前御所様聊御風気、又御雑熱モ又御傷興盛云々」とあり、義持故障の状況が窺える。同十一日には「被引御手可有御出御用意也」の状態で御評定始に御出、次いで「御傷以外也、是程トハ門跡ニモ不可有存知云々」と記され、これ以後、日記は日を追うごとに、御所様の病状悪化を伝えている。同十七日「條々相談 があり「御遺跡相統御仁体事」、「御療治方事」、「御所事」等、重臣らによって評議され、結局、くじを満濟が作り、山名が封をし、「管領一人八幡へハ令参詣可給之由申定了」と決定したとある。「管領戌終ニ参詣、於神前御鬨ヲ給テ亥終ニ罷歸云々」とあり、二時間で用件をすませ戻ったことになっている。

同十八日「御事切了、御年四三才」と記され、「昨日於神前ニ所取御鬨開之了、管領開之、青蓮院殿タルヘキ由御鬨也」というわけで、時期將軍の誕生を見るわけである。八幡宮については、どこの八幡宮かは、満濟は明記していない。

『建内記』同年一月十八日条に「石清水八幡宮於神前御棚上畠山入道執之、再度取之、青蓮院也」とあるが、他の記録にはみえない記事の内容になっている。

2 寛雅博は、内々と外様で表現している（『ことばの文化史』平凡社、一九八八年所収）。

3 室町幕府六代將軍の座に就くべき人物の下書を満済が書いたのではないだろうか。義持と同母弟の義円を選ぶ手筈はすでにできていたと考えられる。満済の下書に管領・重臣らが同意し、他の反対勢力を排除するためにくじ（神慮）にまかせる形をとったと思われる。

4 『戦乱と人物』二七頁（吉川弘文館、一九六八年所収）。

5 『満済准后日記』下、正長二年六月十九日条「雖然先可被仰談管領坎旨申候也」、「同日記 上、正長元年五月十三日条「隨而又管領等ニモ能々可相談旨被仰キ」、同日条「何様尚能々可相談管領候」等

6 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料一一八、『建内記』正長元年五月十四日条。

7 註（6）前掲『中世法制資料集』Ⅱ、参考資料一一九、『満済准后日記』正長元年五月十三日、同十四日、同廿六日条。
8 新御式目廿八ヶ條の解説は、網野善彦『蒙古襲来』下、二二頁～二九頁（小学館、一九九二年）。

9 笠松宏至は、実基の奏状十四ヶ條に主張されている合理主義と王權至上主義の精神は、泰盛らに引継がれていったと見通している（『中世政治社会思想』下、日本思想体系二二、岩波書店、一九九四年）。

10 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料一一八、二〇一頁に対応。

11 鎌倉時代の弘安徳政などもあるが、これに関しては（三）弘安の改革で解説する。

12 研究代表者菅原昭英『公武関係から見た室町時代政治史に関する基礎的研究』一一三頁、東博所蔵菊亭本『薩戒記目錄』（東京大学史料編纂所、一九九八年）。

13 東班は六知事ともいつて六つの位階に分かれる。本来は都寺・監寺・副寺・維那・典座・直歳であるが、日本では都寺の上に都聞がおかれた。典座と直歳は金融には関係ない職掌である。

14 五山のような大禅院には西班と東班があった。（両班ともは両序と呼称した）西班衆は、經典読誦・疏偈詩文の作成に従事し、東班衆は寺内の経済面を担当した。それ故に寺内では西班衆が重んじられ、例えば五山十刹（大叢林）で住持職につけるのは西班僧である。

15 禅宗独自の用語。「莊主」という語は中国からきている。今谷明『室町幕府解体過程の研究』六四頁の註(54) 参照(岩波書店、一九八五年)。

16 『蔭涼軒日録』長享三年(一四八九)六月三百条、万里小路時房も東班衆の高利貸に悩まされた一人である。『建内記』嘉吉元年四月廿七日条。

17 五山より借錢の一例。永享七年(一四三五)相国寺から一千貫、五山の経済力の大きさを示すものである(『蔭涼軒日録』永享七年十二月九日条、註(15) 今谷明前掲書、五八〇頁)。

18 註(15) 今谷明前掲書、四八、四九頁。

19 東班衆の代官請負活動は、盛んに行なわれた。東班衆は五山荘園の経営に限らず、個人的に他権門の荘園経営で活躍した。正盛郡間は幕府料所河内一七ヶ所の代官職に就いている(藤岡大拙「禅院内における東班衆について」『日本歴史』一四五)、他に代官に関しては、網野善彦『中世荘園の様相』三三六頁、塙書房、一九八五年、新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」『日本社会経済史研究』中世編吉川弘文館、一九六七年所収)がある。

20 桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」『史学雑誌』七三九、一九六四年、下坂守「中世土倉論」『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年所収。

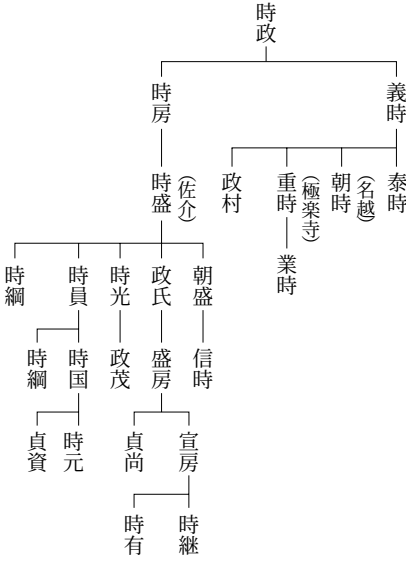
21 『御前落居記録』・『御前落居奉書』に見える五山関係

相国寺長得院・相国寺勝定院・嵯峨正禅院・南禅寺・嵯峨門徒梵策・相国寺・首弘都宮・周琳蔵主・聖興和客・常喜書記・徹書記・真如寺都宮・臨川寺・等持寺都宮・嵯峨善入寺・正覚庵・相国寺崇寿院・真如寺正脈院・梵積都宮・南禅寺瑞雲庵・等持寺・相国寺・在中和尚、南禅寺瑞雲院・天竜寺・靈松庵庄主・建堅書記・得長蔵主・建仁寺西来院・等持院周越副寺、以上三〇名、荘園代官や金融僧として活動している。梵策や瑞雲庵は荘園を押領したとして訴えられているが、このような争論が頻発するのが中世社会であった。五山領は多くの場合、守護役免除になっている。臨川寺は敗訴したが替地が給付される等々、幕府から保護を受けていることが感知される。禅僧個人で私的に代官職をもっている有徳人と思われる人物もいる。宗派に関係なく五山以外の顕密仏教系の荘園代官になっている禅僧もいる(今谷明『室町幕府解体過程の研究』二五〇六九頁、岩波書店、一九八五年)。

22 『満濟准后日記』正長元年五月廿六日条、同年五月十三日・十四日条、『中世法世史料集』Ⅱ、二〇二・二〇四頁、三三

- 23 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店、一九八三年）、笠松宏至『法と言葉の中世史』（平凡社選書、一九八四年）。
- 24 笠松宏至「仏陀施入之地不可悔返」『日本中世法史論』東京大学出版会、一九九七年所収。
- 25 笠松宏至『徳政令』（岩波新書、一九九二年）、網野善彦『蒙古襲来』上・下（小学館ライブラリー、一九九二年）。
- 26 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年所収、佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』（悠思社、一九九四年）。
- 27 註（25）網野善彦前掲書、海津一朗『蒙古襲来』（吉川弘文館、一九九八年）、笈雅博『蒙古襲来と徳政令』（講談社、二〇〇一年）、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』（日本放送出版協会、二〇〇一年）、同『中世日本の内と外』（筑摩書房、一九九九年）。
- 28 海津一朗『中世の変革と徳政』二〇六頁（吉川弘文館、一九九四年）、七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』二八〇頁（吉川弘文館、二〇〇一年）、古沢直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、一九九一年）。
- 29 『蒙古襲来絵詞』は、泰盛に直訴する思いつめたような竹崎季長（肥後国御家人）の緊張した様子を描いている。季長は、本領を二門の有力者に奪われ、その回復を求める本訴にも敗れていた。無足の季長にとって一番駆けこそ主従五騎でなし得る勲功であった。蒙古軍との合戦の功名に家の再興をかけた御家人の姿を描いているが、他にも同様な無足の武家が存在したことが察せられる。
- 30 山口隼正「鎌倉御家人制の性格」『日本の社会文化史』封建社会2、講談社、一九七四年）。
- 31 安達・北条氏略系図（系図1）参照。時宗は泰盛のおば松下禅尼の孫。時宗夫人には泰盛の妹（堀内殿）を養女として嫁がせている。その間に出生したのが貞時である。貞時母は、後、潮音院尼と号す（『尊卑文脈』）。泰盛母は小笠原氏（武家）女であるが、父義景の正室は飛鳥井雅経（公家）女であり異母弟が生まれている。陸奥守は、執権・連署がなる官職であったが、泰盛が就任している点には注目される。泰盛の陸奥守就任について、『勘仲記』弘安五年七月十四日条に「今夕被行小除目（略）関東城介泰盛任陸奥守、日來武家時村所帯之官也、今被改任之条如何」とある。小除目で、時の六波羅探題北条時村が陸奥守を解かれて泰盛が新任したことを伝えている。「今被改任之条如何」とあるから、当時の人々にとって不審な人事ととられたことがわかる。

系図III 北条氏「佐介流」



32 泰盛が引付を中核とする訴訟制度の完成を実現した（佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店一九九三年、註（25）網野善彦前掲書、笠松宏至『中世人との対話』三七～五四頁（東京大学出版会、一九九七年）。

33 家督を継いだ貞時は、六波羅探題南方北条時国（佐介時

孫を罷免誅殺、時光（時盛息）を佐渡に配流した。その理由は陰謀の科によってとあるが、要するに得宗の地位保全のための対策である（『改定史籍集覧 北条九代記』一八、臨川書店、一九八三年）。

34 「北条時盛系統」鎌倉佐介に居住していたことにより、佐介時盛、または佐介流等という（系図Ⅲ「佐介流」参照）。

35 『中世法制史料集』Ⅰ、「鎌倉幕府法」追加法四九一～五七七。

36 註 (25) 網野善彦前掲書。註 (32) 佐藤進一前掲書。註

37 註(35) 前掲同追加法四九一～五二八。文武という考え

方から、將軍惟康に求めた条文と見えるが、京都から派遣

された親王将軍では、政治力のうえで、限界があつたのではないだろうか。皇族

將軍は、幕府の權威付けには役立つた。

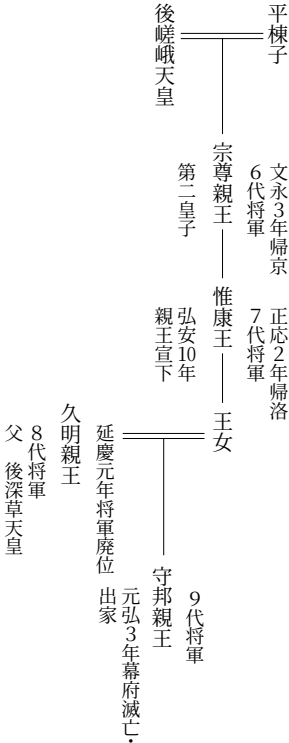
また、公武関係の面から見ると、双方の

元弘3年幕府滅亡、
関係の円滑化をはかるには有効な手段で

あった。しかし、成人すると先例のごと

くに帰洛させられ、次いで幼少將軍の誕

系図Ⅳ 鎌倉幕府親王将軍



された親王將軍では、政治力のうえで、限界があったのではないだろうか。皇族將軍は、幕府の權威付けには役立った。また、公武関係の面から見ると、双方の關係の円滑化をはかるには有効な手段であった。しかし、成人すると先例のごとくに帰洛させられ、次いで幼少將軍の誕生となるのである。系図Ⅳにある宗尊親

王は後嵯峨天皇の皇子であるが、建長四年（十一歳の時、六代將軍として鎌倉に下向している。北条氏が常々念願していた初めての皇族將軍の出現であった。しかし、文永三年に將軍廢位となり歸洛し、同十一年京で没している。宗尊の息惟康は、文永元年鎌倉で誕生、父の失脚により三歳で將軍宣下、文永三年七代將軍となっている。

38 五味文彦『大系日本の歴史5 鎌倉と京』（小学館、一九八八年、同「公方」『ことばの文化史』中世3、平凡社、一九八九年所収）。

39 註（25）網野善彦前掲書、二一～二七頁。

40 約一〇〇カ条の幕府法が一年半の間に立法化されたことについて、笠松宏至は、「現在法令の数量的比較など無意味といつてしまえばそれきりだが、法文の形で残されている幕府追加法が一〇〇年の間に七五〇カ条しか知られていないことを思えば、この数字がただものではないことは確かである。この著しい立法作業は、その間にきわめて意欲的な政治が少なくとも行われようとしたことを物語っている」と論じている（註（25）笠松宏至前掲書、一一六頁～一一七頁）。

41 註（32）佐藤進一前掲書、四五～四七頁参照。

42 註（32）佐藤進一前掲書、四四・四五頁。

43 弘安七年八月十七日「十一ヶ條新御式目」の各案の本文を省略し、事書のみを書き記すと次のようになる。

條々

- ① 一 評定引付評議漏脱事『中世法制史料集』I「鎌倉幕府法」追加法五四八
- ② 一 引付衆并奉行人引汲訴人事『同』追加法五四九
- ③ 一 引付勘録事『同』追加法五五〇
- ④ 一 付内外致沙汰口入事『同』追加法五五二
- ⑤ 一 当参訴訟人事『同』追加法五五二
- ⑥ 一 頭人并奉行人、相互譲子細、不申沙汰事『同』追加法五五三
- ⑦ 一 憚權門不事切事『同』追加法五五四
- ⑧ 一 安堵奉行事『同』追加法五五五
- ⑨ 一 表裏證文事『同』追加法五五六

⑩一 頭人退座事『同』追加法五五七

⑪一 六波羅并鎮西守護人注進状事『同』追加法五五八

註(32) 前掲書の中で佐藤進一は、この十一ヶ條新御式目に「訴訟制度史上画期的法令たるの意義を与えるものは③と⑩の二ヶ條を措いて他にない」と記している。

以上の法令解釈については、笠松宏至校注「幕府法 一三二～一三三頁」『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九九四年)を参照。

44 『中世法制史料集』I、二六八頁。鎌倉幕府法追加法五七六「引付評定事、二方止寄合之儀、一方一日廿ヶ条、可申沙汰」とあり、一連の新御式目の一条とされている法令である。

45 註(43) 前掲書、笠松宏至校注「幕府法」一三五頁。

46 註(43) 参照、⑩一、頭人退座事(追加法五五七)。

47 笠松宏至は註(43) 前掲書(一三四頁)において、追加法七二と関連させ、退座を訴訟の一方当事者と親戚関係にある場合、裁判官たる地位を忌避される規定として説明している。

48 『中世法制史料集』I、追加法五四七、註(43) 前掲書、笠松宏至校注「幕府法」一二二頁。

49 註(32) 佐藤進一前掲書、五九～六一頁、註六参照。

50 註(32) 佐藤進一前掲書、四九頁で本状について「判決前準備手続に、たとえ形式的にせよ、執権・連署の関与する機会を全く消滅せしめ、この手続を全然引付内に於いて完結せしめ、以て責任の明確と訴訟の敏活とを併せ得んとする意義を有すると同時に、引付頭人に対する強権の賦与を語るもの」と大きく評価している。

51 『竹崎季長絵詞』の建治元(一二七五)年一〇月の項に「ときの御をんふきやうあきたのしやうのすけとのやすもりの御まえにてていちう申事……」とある。御恩奉行であったことについては『島津家文書之一』三一、この文面から推定年

建治二年には、御恩奉行だった事がわかる(『日本の中世国家』一二二八頁参照)。

52 佐藤進一『日本の中世国家』一二七頁、二二八頁の註へ17(岩波書店、一九八三年)、同「室町幕府論」に「鎌倉後期において最も特筆すべき政治的事件であった霜月騒動の一方の立役者、安達泰盛が恩賞奉行として、將軍のもつ行賞権の執行を直接に(北条氏を介せずに)担当したこと等を考えると、主従制的支配権は將軍の身にそなわる將軍固有の権能で

あるとする原則は、依然として生き続けており……」とあり、その重要性が感じられる『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、一一九頁。

53 霜月騒動については『神奈川県史』、註(25) 網野善彦前掲書、多賀宗隼「北条執権政治の意義——後期を中心として」『鎌倉時代の思想と文化』目黒書店、一九四六年、所収、本郷和人「霜月騒動再考」『史学雑誌』一一二―一二二、二〇〇三年、村井章介『北条時宗と蒙古襲来』(日本放送出版協会、二〇〇一年)、五味文彦「執事・執権・得宗」(石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、一九八八年所収)。

54 霜月騒動の性格については諸説ある。佐藤進一・網野善彦は御家人勢力と得宗家御内人との対立と見ている。五味文彦は、泰盛と頼綱は得宗支持という同じ立場にある。だから両者は、どちらが貞時の真の後見たるものか衝突したとみている。村井章介は得宗専制は時頼の時代に実現したとみている。そして、泰盛は全国の武士を幕府勢力に組み込もうとしたが、これに反対した頼綱ら御内勢力に討たれたと論考している。

55 『日本史史料』2中世、No一五〇(岩波書店、一九九八年、『神奈川県史』通史編、『神奈川県史』資料編一〇一七号「鎌倉年代記裏書弘安八年条」、『保暦間記』『群書』二二〇)。

泰盛派を構成した人々

弘安八年十一月十七日於鎌倉合戦人々自害

安達氏一門

前陸奥入道(城入道) 泰盛

前美濃入道長景

城五郎左衛門入道重景

城左衛門太郎、左衛次郎

安達氏分流大曾祢氏一族

前上総守(上総介) 大曾祢宗長

甲斐源氏小笠原一族(泰盛母の実家)

伴野出羽守長泰(小笠原氏惣領)

秋田城介宗景、

城大夫判官入道(十郎判官入道) 時景

城太郎左衛門尉宗顕、三郎二郎義宗

城七郎兵衛尉

大曾祢左衛門入道義泰

伴野三郎、伴野彦二郎

小笠原十郎、小笠原四郎

武田小河原四郎、

秋山人々（甲斐武田氏）

三浦一族

三浦対馬守（三浦草名頼連）

草名四郎左衛門尉・同六郎

その他

伊東三郎左衛門、伊藤太郎左衛門

吉良満氏（足利氏一族、上総三郎左衛門尉・足利上総三郎とも称す）

二階堂行景（懷島隠岐入道とも称す）

太宰少弐（引付衆武藤景泰、「関東評定伝」にその名が見える）

武藤少卿左衛門尉

田中筑後五郎左衛門尉（常陸国守護八田氏一族）

田中筑後四郎（同）

殖田又太郎入道（大江広元子孫泰広のこと）

小早河三郎左衛門尉（土肥氏直系小早川氏一族）

和泉六郎左衛門尉（天野景村）

筑後伊賀四郎左衛門尉（伊賀景家）

足立太郎左衛門尉（足立直元）

以上 御家人武士

「此外武蔵、上野御家人等自害者不及注進」とあり、死者は五百人にのぼったという。

連座した人々

北条（金沢）顯時、下総国へ流罪

長井時秀・宗秀父子（大江広元子孫、評定衆・引付衆）失脚

宇都宮景綱（下野国豪族、評定衆）失脚

刑部卿相範（藤原氏一族 文章道・藤原南家出身 將軍に近時）死亡（佐藤進一『日本の中世国家』補注28、二二八・二

二九頁、『鎌倉年代記』裏書弘安八年条、『保暦間記』、『勘仲記』弘安六年七月廿二日条にその名が見られる。

56 連座した武士の名は「東大寺凝然自筆梵網疏日珠鈔卷第卅紙背文書」に記録されている（『神奈川県史』資料編、古

代・中世2、一九七三年所収）。

57 川添昭二「弘安八年筑前国岩門合戦について」（『九州史学』一六、一九六〇年）。

58 大日本古記録『実躬卿記』一〜四（東京大学史料編纂所編、岩波書店 一九九一年）、三条実躬の日記、弘安六年（二

二八三）〜徳治二年（二二〇七）までの日記その他からなる。

59 註(25) 網野善彦前掲書、下、一四六～一五八頁、註(51) 佐藤進一前掲書、一五六頁。
60 註(53) 村井章介前掲書三三五～二四〇頁。註(55) 前掲死亡者名。
61 渡辺晴美「北条貞時政権の研究——弘安末年における北条貞時政権の実態分析——」『中央史学』七、一九八四年、
渡辺晴美も基本的には佐藤進一説に賛成しているとしての意見である。

62 註(32)、註(52) 佐藤進一前掲書。

63 註(52) 佐藤進一前掲書。

64 将軍は武家出身からという考え方は泰盛をはじめとする御家人間には根強くあったと思われる。後に足利尊氏・直義ら
が出現する土壌はすでにこの頃から存在したと推測される。だからこそ後醍醐親政を倒し室町幕府が誕生できたのである。

65 『中世法制史料集』Ⅰ、三九六頁、補注四八参照。

66 註(25) 笠松宏全前掲書、一一〇～一二三頁。

67 註(25) 笠松宏全前掲書、一一四～一二六頁。

第二章 義教期の訴訟制度

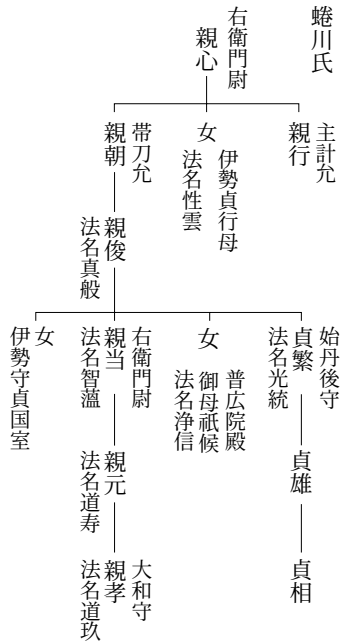
1 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(石母田正・佐藤進一共編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年所
収)。

2 佐藤進一・池内義賢編『中世法制史料集』Ⅱ、室町幕府法(岩波書店、一九九七年)。

3 『花宮三代記』康暦元年八月二十五日条、一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の台頭について」『日本歴史』一〇四、
一九五七年)、今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典』上、三二頁～一三四頁(新人物往来社、一九八八年)。

4 原表紙『政所内談記録 政所代親元』扉「政所内評定記録寛正式正廿六 親元」「新加奉行人事、頭人御伺之、被成御
奉書、如此、被召加政所寄人者也、早可被参勤之由被仰出候也、仍執達如件」(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』
上、近藤出版社、一九八〇年)。寄人は奉行衆の中から選ばれる。その内、三～五名が引付衆である(『蜷川家文書』十四
集。系図Ⅱ参照)。

系図II 蜷川氏略系図



注 蜷川は親直が越中国新川郡蜷川に住し、其地名をとって家号とす。
出典 『親元日記』蜷川譜参照。

- 5 註(3) 今谷明・藤枝文忠前掲編書、一三二・一三三頁
- 6 『続史料大成親元日記』寛正六年一月二日、文明十七年九月十六日条(臨川書店、一九六七年)。
- 7 註(4) 前掲書
- 8 『政所賦銘引付』「文明五年より至同十七年、親元」とある、義教の頃より少し後の記録である。しかし、こういった記録はこれ以前にも以後にも複数あったと考えられ

るが現在に残されていない。

「^(政所)当職代事、如先々可政執沙汰之由、文明五年八月七日、被仰付親元畢、^(蜷川)四十一歳」とある。

9 桑山浩然「中期における室町幕府政所の構成と機能」『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年所収、同「室町幕府経済機構の一考察——納錢方・公方御倉の機能と成立」『史学雑誌』七三・九、一九六四年。

10 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八九年)、和田英松『新訂官職要解』(講談社学術文庫、一九九〇年)。

11 註(9) 桑山浩然前掲論文、寺嶋雅子「蔭涼軒御倉について」『中央大学大学院研究年報』七、一九七七年。

12 『齊藤基恒日記』(竹内理三編『増補続史料大成』臨川書店)から執事代の職務を知る手掛かりになるところを次に抜書した(基恒の略歴については同書解題を参照した)。

『齊藤基恒日記』 文安六年(一四四九) 四月二日条

執事代事、被仰付玄良、頭人真蓮・代蜷新右人知温、酒屋、土倉、日銭、味噌屋等役銭等、就催促、以玄良下書、御倉糶井備後入道納之(略)、管領一人於御寝殿御太刀進上也、則被下白太刀、御太刀、自御倉以代付進上、執事代申付之

『右同書』 同年同月十七条

御要脚土倉役六百貫、玄良申付之、執事代故也

『右同書』 同年同月廿六条

政所執事、被仰付二階堂山城守忠行了、仍為先例伊勢入道真蓮上表故也、執事代事、被仰付玄良同前

『右同書』 文安五年（一四四八）六月六日条

政所寄人新加、為執事代玄良申沙汰之、仍被召加寄之旨、各調渡奉書了。

『右同書』 同年同月廿六日条

政所内評定始、執事新補儀也 二階堂也 行珍以来最興歟（略）為内談一献料二千疋自納錢方下行、玄良申付之

『右同書』 宝徳二年（一四五〇）正月廿六日条

政所評定始、頭人城卅、執事代玄良

『右同書』 同年二月十七日条

五伊上臈御局一色右馬頭息女御産所被仰付、二階堂干時政所也為御手沙汰、五百貫文分質物、御具足十両被出之、執事代申付諸土倉了

『右同書』 同年十二月十二日条

飯尾下總守為教被仰付執事代、玄良次。

13 『満濟准后日記』 正長元年五月廿六日条。

14 「室町幕府法 追加法二〇三」「洛中洛外土倉質物事」

一 洛中洛外土倉質物事、於絹布類者十二ヶ月、至武具者二十四ヶ月之由、所被定置也、若過彼数月不請出者、為流物可致計沙汰之者、可相触諸土倉之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享三年十月十七日

大和守飯尾貞連

備中守

伊勢貞國
干時政所

15 註(9) 桑山浩然前掲論文

16 佐藤進一「將軍と幕府官制についての覚書」(豊田武、ジョン・ポール編『室町時代——その社会と文化』吉川弘文館、一九七六年所収) 幕府官制史の三段階とし、第一段階を両頭政治、第二段階を管領・重臣会議、第三段階を奉行人制の時期としている。

17 佐藤進一『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年所収)。

18 桑山浩然「足利義教の登場と御前沙汰」(中世の窓同人編『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年所収)。

19 応永三十五年の段階では、義宣(のち義教)は元服以前であり、正式には將軍宣下もうけていない時期である。

20 註(18) 前掲論文。

21 『満濟准后日記』正長二年二月十七日条、翌永享二年二月十七日条にも「武家御沙汰始今日云々、珍重々々」とある。

22 中田薫「鎌倉室町兩幕府の官制について」『法制史論集』第三、岩波書店、一九四三年所収。

23 「御評定着座次第」『群書』二九。

24 「吉田家日次記」所収「御評定着座次第」『大日本史料』七十四、九〇七頁、『群書』二九。

25 『蜷川家文書』二、二五三号。

26 『大日本史料』八一二〇(長享元年八月九日所収)。

27 『親元日記』同日条『増補統史料大成』臨川書店、一九八〇年。

28 「齊藤親基日記」同日条、註(27)『増補統史料大成』同書所収

29 「群書」一二三、この他にも室町幕府奉行人松田丹後守長秀が綴った『普光院殿御元服記』(「立入文書」二、所収)を見ることができる。「正長二年三月九日、乙卯、亥刻、天晴、風静、御元服、当日安部有富朝臣擇申、加冠従四位下尾張守

畠山持国朝臣今日二級、(略)奉行 摂津掃部頭満親・齊藤加賀守基貞・松田八郎左衛門尉秀藤、(略) 御祝儀式以後、於御会所東向、法体衆其外諸大名少々御対面、自余明日可參候由、被仰出候、御太刀・鞍馬・折紙等各被進上之、干時執権左衛門督入道道端(畠山満家)於御会所砂金、又御太刀等、内々被進之、依為法体子息畠山持国朝臣參勤、可謂御佳例乎、三箇日御祝儀有之、兩日時剋如当日」『加能史料』室町Ⅱ、二七六頁〜二七九頁、石川史書刊行会、二〇〇三年

30 註(1) 佐藤進一前掲論文、石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』四八一頁(弘文堂書房、一九三八年)、中田薫

註(22) 同論文。

31 註(30) 石井良助同著

32 足利義材(延徳二年七月五日)「將軍宣下記」《統群書 二二三》。

33 奉行人が作成した伺事記録は他にもある。『伺事記録』延徳式年、『伺事記録』天文年間等。

34 「室町幕府法」追加法一八九・一九三補註24・25「一八九条を伺事規式中の一ヶ条とみて矛盾はない」とされる『中世法制史料集』Ⅱ、岩波書店、一九九七年。

35 「室町幕府法」追加法一九〇(右同書)。

36 「室町幕府法」追加法一九一(右同書)。

37 「室町幕府法」追加法一九二(右同書)。

38 註(18) 桑山浩然同論文、七〇頁。

39 『増補史料大成康富記』応永廿六年四月十三日条(臨川書店、一九六五年)。

40 佐藤進一・網野善彦・笠松宏至共著『日本中世史を見直す』(悠思社、一九九四年)。

41 佐藤進一『日本の中世国家』一五六頁(岩波書店、一九八三年)。

42 中田薫『法制史論集』第一(岩波書店、一九二六年)、「御成敗式目」二七条にも未処分所領配分についての記載がある。

43 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』第四節(岩波書店、一九九三年)、笠松宏至『日本中世法史論』第五章(東京大学出版会、一九七九年)、「鎌倉幕府法」追加法六六一も参考になる。

44 新田英治「安堵状」(国史大辞典、吉川弘文館)。

45 「室町幕府法」追加法一八三。

46 金沢市立図書館編(上巻一九七六年、下巻一九八一年)。

47 設楽薫「史料紹介永享元年伺事記録逸文の紹介と研究」に日記の全文が掲載されている『史学雑誌』一〇一―一八、一九九二年。

48 註(47) 設楽薫同論文。

49 飯尾大和守貞連、永享元年当時三十五歳。永享三年政所執事代、義教に重用された奉行人で嘉吉の乱(二四四二年)の

指摘している（「將軍足利義晴期における御前沙汰——内談衆と「賦」——」『日本史研究』二〇七、一九七九年）。

59 『斉藤基恒日記』 嘉吉二年二月条、宝徳元年十月五日条、『康富記』 嘉吉二年十一月廿九日条参照、「賦奉行飯尾六郎左衛門尉」等とある。

60 佐藤進一「足利義教嗣立期の幕府政治」『法政史学』一九六八年。

61 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』Ⅱ、「室町幕府法 追加法一九四（岩波書店、一九九七年）。

62 山家浩樹は、追加法一九四について、私と同じ見方をしておられ参考になった。しかし、上裁については特に言及していない。註（53）前掲論文。

63 『武家名目抄』 職名部十二上 賦別奉行条「（略）かく分配の奉行を定置るゝ事は、ひとえに裁判の奉行をして、私曲の沙汰なからしめんための備と見えたり」

64 『庭訓往来』（東洋文庫）「上裁勘判、上裁は高貴な人の下す裁許。上意上聞 上覧などの類なり。勘判は慎重に考慮して判定を下すこと」とある。

65 『建内記』 正長元年三月某日（岩波書店、一九六三年）。

66 『建内記』 正長元年五月廿五日条。

67 『看聞御記』 永享八年四月廿二日条。

68 『看聞御記』 永享八年五月十二条、寛雅博「内々の意味するもの」『ことばの文化史』 中世四、平凡社、一九八九年）。

69 笠松宏至『日本中世法史論 終章入門（東京大学出版会、一九九七年）。

70 青山由樹「室町幕府別奉行についての基礎的考察」『日本古文書学論集』 八、吉川弘文館、一九八七年所収、今谷明「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（『国立歴史民俗博物館研究報告』 第一集、一九八二年）。

71 『武家名目抄』 職名部十九ノ一。

72 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』 上、二二二頁（近藤出版社、一九八〇年）。

73 註（72）前掲同書、二二三頁。

74 註（70）青山由樹前掲同論文。

75 今谷明は奉行人奉書の加判者の分析から、別奉行の種目を多く所持している奉行人ほど奉書回数が多く、おおむね奉書

加判数が別奉行の保有数に比例すること、同一奉行人による別奉行兼併の結果が奉書加判数の格差となって表れている点に注目し、奉行人一般が無条件に別奉行に就任しようということは考えにくいとしている（今谷明『室町幕府解体過程の研究』一七〇頁、岩波書店、一九八五年）。

76 『蔭涼軒日記』 文明十七年四月七日条に、「以飯尾大和守（元連 自寺家望之）とある。寺社側から個別に指名している事は確かである。

77 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』（文献出版、一九八四年）。

78 註（77）前掲同書。

79 家永遵嗣『足利義満と伝奏との関係の再検討』（『古文書研究』四十一・四十二、一九九六年）。

80 富田正弘「中世東寺の祈祷文書について」（『古文書研究』十二、一九七五年）、同「室町殿と天皇」（『日本史研究』三一九、一九八九年）、同「室町時代における祈祷と公武統一政権」（『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年所収）。

81 註（79）前掲論文。

82 富田正弘「中世公家政治文書の再検討③奉書——伝奏奉書」（『歴史公論』四十二、一九七八年）。

83 百瀬今朝雄は、室町時代の公武関係を武家と公家諸家との主従関係を土台として理解すべきとしている。家礼は家人に對比される版図で兼参が一般的である。家人と同様、所領給与を媒介とする家と家との関係として累代継続する。また、任官奏慶への扈從が家礼としての奉任の一つであったという。（百瀬今朝雄「將軍と廷臣」『週刊百科日本の歴史』十四、一九八六年）。

84 笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」（『史学雑誌』六九―四、一九六〇年）。

85 佐藤進一・池内義資編『日本中世法制史料集』Ⅱ、二七五頁、参考資料三一七「所領文書依為甥可譲与哉否事」参照。

86 今谷明『室町幕府解体過程の研究』（岩波書店、一九八五年）。

87 註（86）同書。

88 註（85）同著、「室町幕府法」追加法二七・一、「文明八・八・廿四」の日付が記載されている。

89 註（85）同書、「室町幕府法」追加法二七五・一 意見事 定置式日、各可談合仕矣、文明十一、十、奉行松田丹後守秀興とある。

90 註(85) 同書、参考資料一三六・一三七参照、また、補注87(三三九頁)に「奉行人からこの種の起請文を徴することは随時行なわれたであろう」として、長祿二年の起請文(蜷川文書二)を紹介している。『室町家御内書案』上に「右筆方御前御免之時起請文調進、北野牛王ナリ」とある。

室町幕府法参考資料一三六、一三七(十二名)

飯尾肥前守弟 左衛門尉三善為秀

齊藤上野介方 左衛門尉藤原熙基

松田 左衛門尉平貞親

飯尾左衛門方 散位三善貞元

齊藤 民部丞藤原基世

飯尾 大和守三善貞連

丹後入道秀子(松田) 左衛門尉平秀藤

飯尾中務大夫方 加賀守三善為行

松田 對馬守平貞清

齊藤 加賀守藤原基貞

飯尾 肥前守三善為種

干時公奉行松田得後入道調秀 沙弥淨胃

91 御前沙汰衆の定員は、十数名から二十名内外であったとされる。全体を統括する筆頭者は公人奉行と呼ばれ、大方評定衆の格を有する。また、その内数人は引付衆である。数番に結番されて出仕するが公人奉行は結番からはずれる例であった。『古事類苑』諸奉行に「諸奉行の進止を司る職にして、諸奉行の將軍に謁する時にありても第一に謁するの例なり」、『武家名目抄』職名十三によると「公人奉行は奉行人の進止をつかさどる職掌にして評定、または寄合の席に臨む時は、評定奉行と共に事を撰する者なり(中略)、諸奉行には公人奉行を上首とす……」(石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』四八七頁、弘文堂書房、一九三八年)。

92 角川第二版『日本史辞典』一九八三年所収表。

93 註(18) 前掲同書。

94 笠松宏至「意見状」『国史大事典』吉川弘文館一九九〇年。

95 註(84) 同論文、註(94) 同書。

96 拙稿「東寺領川合大國庄を見直す——伝存した六通の勘文」『歴史民俗資料学研究』創刊号、一九九六年。

97 註(84) 同論文。

98 註(86) 同書。

99 拙稿「永享年間訴訟制度小考——評定衆と右筆方を中心に」(註(96) 同書七号、二〇〇二年)。

100 網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』(東京大学出版会、一九八七年)。

101 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」(『資料館紀要』八、一九八〇年)。伊藤俊一・近藤俊彦・富田正弘編『東寿廿一口供僧方評定引付』思文閣出版、二〇〇二年。

102 註(84) 笠松宏至前掲同論文。

103 新田一郎「問注所氏小考——太田氏を中心に」(『はるかなる中世』八、一九八七年)。

104 註(99) 拙稿。

105 三善康信の後裔、太田・町野の両氏が室町幕府問注所に執務(『武政軌範』問注所沙汰篇執事仁幹事参照。評定衆として「町野加賀守」が見える(『斉藤基恒日記』嘉吉元年九月条、『永仁三年記』の奥書に「右記録者太田累代之家記也、而町野加賀前司淳康相伝之、此一冊其内也」とあるから、鎌倉期以来、問注所の正統とされる太田に伝わる筈の『永仁三年記』等の記録類が町野に継承されている事が分かる。この情況は、太田が没落したという事だろうか。問注所職に伝存する記録類(家宝)が職の継承者に伝わる過程を知る一例にもなる。

106 註(103) 前掲同論文。

107 中田薫「鎌倉室町両幕府の官制について」(『法制史論集』第三、岩波書店、一九四三年所収)、『武家名目抄』職名部五上。

108 「大館常興書札抄」(『群書』九、「文安年中御番帳」(『群書』二九)。

109 註(1) 佐藤進一前掲論文。

110 註(107) 中田薫同論文、「花宮三代記」(『群書』二二) 応永二十八年、同三十一年、同三十二年正月十一日式日の評定始、『康富記』嘉吉二年六月二十九日、同年八月二十八日評定始等。

111 『斉藤基恒日記』文安六年四月七日条「為公人奉行肥禪永祥、〓斉藤親元日記」寛正六年十二月三十日条「同日、公人奉行被仰付布施下野守貞基、御馬、御太刀進上、以濃禪常恩上表也」。

112 公人奉行については『年中恒例記』『統群』(二三下)、『公方様正月御事始之記』『群書』(二二)、室町幕府の職名で奉行人の進上を掌る重職とある。評定奉行と共に評定・寄合の席に臨んだとあり、為種・貞元の行動と大略一致する。

113 応仁の乱以前の幕府の年中行事を記している註(112)前掲の『年中恒例記』正月十一日評定始には次のように記載されている。ここには、評定衆と右筆方奉行人との家格の区別が明記されている。「一御評定始儀式事、未上刻公方様御着座(御座をしかれ、装束はかりきぬ)、其後管領着座(大帷也)、其後に評定衆(摂津、二階室、波多野、町野、各大帷也)、其時之官位次第に着座、其次右筆方之中評定衆に被召加之人数着座(大帷也)、其後に右筆方衆壹人つつ(略)。」

114 註(112)前掲『年中恒例記』、飯尾為種(法名永詳 肥前守、応永三十一〜長禄二年まで、右筆方奉行人としての在任は分かつている。

115 吉田良兼氏旧蔵『諸奉行』公人奉行条、『斉藤基恒日記』寛正六年十二月三十日条、設楽薫は、為種・貞元の公人奉行在任期間を「為種 永享三・十以後 文安六・四以前就任」長禄二・五死去 まで、「貞元 長禄三・九以後就任」寛正六・十二辞任」までとみている。(設楽薫「室町幕府の評定衆と御前沙汰」『古文書研究』二十八 一九八七年)、『武家名目抄』職名十三「公人奉行は奉行人の進上をつかさどる職掌にして、評定又は寄合の席に臨む時は、評定奉行と共に事を攝する者なり」とある。

116 『満濟准后日記』応永三十四年十一月十二日条、正長元年七月廿五日条等。

117 得宗家の三つの家政機関、公文所・得宗方・御内侍所の存在を指摘している。(佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(敵傍書房、一九四三年)、寛雅博「得宗・与尊・得宗方」『ことばの文化史』平凡社、一九八八年)、網野善彦『蒙古襲来』下、二二九頁(小学館ライブラリー、一九九二年)。

118 小泉聖恵「得宗家の支配構造」『お茶の水史学』四〇、一九九六年。

119 永原慶二「日本における封建国家の形態」『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六一年所収、室町幕府は守護の連合政権であるとの見解をとっている。

120 佐藤進一「室町幕府論」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年)の中で、管領職を主従制的支配の側面での将軍の代官と、統治権の側面での政務の長官とを併せた地位と規定している。

121 義教が将軍在任中に守護家後継に介入した例をあげると、永享五年、今川範政の跡に今川範忠を惣領としたこと、同年、

斯波義淳の後嗣に兄をさしおき弟の僧を選俗させ家督に就けたのが斯波義郷である。また、永享七年には、山名時熙の後継に嫡子持熙を廃し、弟持豊（宗全）を就けている。他にも、京極家、一色家、土岐家、畠山家、富樫家等の家督に介入している。

122 佐藤進一「將軍と幕府官制についての覚書」（豊田武・ジョン・ホール編『室町時代』吉川弘文館、一九七六年、今谷明『室町幕府解体過程の研究』七五頁～八七頁、岩波書店、一九八五年）。

123 『荒暦』応安三年（一三九六）七月十七日条に、仁木義員（伊勢）没落について宥免を請う諸大名意見状が受理されたといい記述がみえる。

124 『花宮三代記』応永廿九年閏十月一日条、『満濟准后日記』永享二年二月二十八日条、『建内記』正長元年正月三十日条等。

125 『建内記』嘉吉元年七月一日条、畠山一流（尾張守持国）の家督相続について記されている。

126 註(116) 前掲書、永享五年十二月一日条「斯波兵衛佐義淳死去三十七歳、三管領の内、名門斯波が逸早く没落していく兆候とも取れる。

127 註(116) 前掲書、永享七年三月二日条「就小倉宮事、諸大名意見状、及晩頭自管領進之。（略）」等の重要課題にみられる。

128 註(116) 前掲書、正長二年六月十五日条、同年七月十一日条、同年八月二十四日条、永享元年九月八日条等

129 註(116) 前掲書、応永三十四年十一月十二日条。

130 註(116) 前掲書、永享六年十二月二日条、同六日条、同十一日条。

131 註(116) 前掲書、正長二年三月九日条。

132 註(122) 同じ。

133 『齊藤基恒日記』嘉吉元年（一四四一）六月廿四条。管領細川持之の主導によって政道は無為。

第三章 御前沙汰の残闕『御前落居記録』・『御前落居奉書』

1 形態については、桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上、一一・一二頁（近藤出版社、一九八〇年、明治三十年作成の東京大学史料編纂所蔵影写本『御前落居記録』・『御前落居奉書』を参考にした）。

2 『中世法制史料集』Ⅱ、参考資料三一七。

3 『普広院殿御元服記』正長二年三月二十四日条（『群書』二二）。

4 この『普広院殿御元服記』は、元々は秀藤（松本）の日記の一部（伺事記録の一部）であったと考えられる。秀藤個人の日記に「普広院殿御元服記」の名が付され、元服の記事を中心に必要部分だけ抜粋して伝存したものと考えられる。秀藤本来の日記は、もっと長期に亘るものだったと推測する。このように奉行人によって記録され保管される事実は『満済准后日記』正長二年二月十日条にも窺われる。

「公方様御元服事、（義数）（略）毎事如鹿苑院殿御例可有御沙汰云々、松田丹後守所（満秀）。故鹿苑院殿御元服日記委細在之之由。自管領申賜也。珍重々々（略）」（この時期、松田満秀は公人奉行であった。）右の記述から、文筆の家では（奉行人）では、先代の書いた日記も記録として（その家の財産の一部として）保管していたことがわかる。

5 訴訟資料の集積、保存については笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」二七頁、註15が詳しい（『史学雑誌』六九―四、一九六〇年）。

6 『群書』六。

7 前註（6）に同じ。

8 例えば個人の記録である「伺事記録」等では、一事件が解決するまでに何日もかかり、別の取扱分と交錯して記入しているのがみられる。

9 永享三年一〇月廿八日「起請文」には、公人奉行松田満秀とある。公人奉行は結番に入らないから『御前落居記録』担当者名には名前が見えない。

10 太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」（『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年）。

11 「特別訴訟手続」とは、訴訟手続が原則として、訴人の申状に対して論人に弁明の機会を与え、即ち書面及び口頭の審理

手続を経て両方申立の理非を判断した上で、裁判所が判決を下す手続であったのに対し、訴人の申立に対して一定の条件を具備せるものにつき右の審理手続を省略して、一先ず訴人を論所に安堵せしむべき旨の命令を発し、彼をして簡易に論所の知行を全うせしめんとする手続である。(略) 現行法のいわゆる督促手続と趣意を等しくする簡易訴訟手続である」

- 12 『改定史籍集覧』第二七冊(臨川書店 一九八四年)。
とある。(石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』五二一頁、弘文堂書房、一九三八年)

- 13 奉行人連署奉書は『御前落居奉書』以前にも散見される。

伊勢国福永郷老分赤坂五郎左衛門入道跡事、所有御寄付同国建国寺也、早可被沙汰付寺家雜掌之由候也、仍執達如件

永享元九月十七日 貞連判

為種判

土岐大膳大夫殿

(神宮文庫所蔵『氏経卿引付二』)

沢井伊与与舞田十郎左衛門尉相論候山城国上久世庄内田方事、糺明之間被置所務於中之由候也、仍執達如件

永享二年八月廿七日 貞元(花押)

為種(花押)

東寺八幡宮供僧御中

(「東寺を」大日本古文書一六〇号)

- 14 『満濟准后日記』正長元年五月二十六日条。

- 15 「室町幕府法」追加法二〇〇。

●史料A〔管領の役割資料〕『加能越古文書』二十一「永享元年日記」
飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論事

（作者は奉行人飯尾貞連）

数字①～⑦は通番号を表わす。
上段は原本、下段は筆者。

飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論

（永享元年）五月十四日

- ① 一 飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論、同国志雄保赤藏山草木事就武衛御申、内々達上聞畢、社訴之通、急速可披露由、自畠山匠作承之、使者イカウ主計允

（永享元年）十六日

- ② 一 同篇事、於殿中齊加相共匠作承之通、申大館殿畢、此事内々被伺申之由承之、有機嫌者、近日可伺申云々

飯尾美作守与能登国一宮氣多社雜掌相論事

五月十四日

- この相論については、武衛によって内々に義教の耳に入っている様子が窺われる（八月二十四日の管領就任は内定していたと思われる）
●能登守護畠山匠作より、被宮の使者イカウ主計允が貞連の許へやって来て「氣多社の訴の通り、急ぎ將軍に披露する」よう告げる。（畠山匠作満慶は、管領畠山満家の弟、幕府重臣であり、義教將軍嗣立にも関与している人物である。）

五月十六日

- 室町殿御所で斉藤加賀守基貞と共に、畠山満慶から承った通り、將軍側近の大館満信にこの訴訟の披露を依頼した。（斉藤基貞がこの事件の合奉行で、貞連が本奉行ということがここで窺われる。）

(永享元年) 七月七日

- ③ 一 畠山匠作ヨリ承、飯尾美作守与能登国気多雜掌
相論

同国赤藏山草木事、以礼部内内被伺申之處、明日八
日、奉行人可申之旨、為上意之旨、イカウノ主計允
承之

(永享元年) 同八日

- ④ 齊加相共申之

一 飯尾美作守与能登国気多社雜掌相論同国志雄保
赤藏山採用事
両方申詞雖違、共以支証不分明、輒難決理非之上者、
可為湯起請歟、其子細、先可尋試訴論人之由、被仰
出之也

此事について内々、將軍に伺申ことを承知してくれた
ことがわかる。「時機をみて、近日中に將軍に伺申
す」と。

七月七日

- 畠山満慶(満則) から承、

この訴訟のことを、礼部(畠山満慶息、治部大輔持
幸)が、内々に將軍に伺った。明日(八日) 式日の伺
事として、奉行人が披露するようにとの上意があった
事を、満慶使者イカウノ主計允より承。(この時内々
に伺申した畠山持幸は、將軍側近で幼名七郎。「普広
院殿元服記」には打乱役として、『満濟准后日記』応
永三十四年十月十二日条には畠山七郎として見える人
物である。)

七月八日(御前沙汰式日)

本奉行 飯尾貞連

合奉行 齊藤基貞

伺事

- この訴訟は、双方共申詞が違い、証拠文書も不分明、
理非決し難し。

湯起請を実施すべきか。その前にまず訴論人に、もっ

と詳しく尋問すべきとの仰があった。

十月廿七日

(永享元年) 十月廿七日

⑤ 斯波義淳八月廿四日迄
管領内々執御申之

一 飯尾美作守重清申能登国志雄保内赤蔵山草木採用事、先度糺明之次第、可尋申守護之由、同前

(永享元年) 十一月十八日

⑥ 飯尾美作守申能登国志雄保内赤蔵山事、

守護御返事、飯肥相共申之、所詮、然者先落居之程、可被置採用於中之由旨、可伺申之

(永享元年) 十二月二日

⑦ 一 飯尾美作守申能登国志雄保内赤蔵山草木事、先

可被置採用於中之由、可申守護、飯肥相共申之

●この件について、管領斯波義淳からの指示があった。先の糺明の次第を、能登守護畠山満慶に尋ねておくようにと。

十一月十八日

●畠山満慶(能登守護)から回答があった。使者は飯尾肥前守為種と私(貞連)、この回答(お返事)を聞いて、管領は次のように貞連に言った。

「所詮、然者、先ず落居ということにもっていったらどうか。赤蔵山草木の採用は中に置くということで、將軍に伺申すべし。」と、指示したのである。

この日の記述により、合奉行が飯尾肥前守為種に替ったことがわかる。

●十一月十八日条の管領の指示通り、当事者双方に対し論所の所務に干与することを禁止する命令が下されたことを記している。

●史料B〔管領の役割資料〕『加能越古文叢』二十二「永享元年日記」

数字①～⑤は通番号を表わす。
上段は原本、下段は筆者。

林光院領加賀国横北庄年貢未済事

林光院領加賀国横北庄年貢未済事

（永享元年）六月十五日

- ① 一 林光院領加賀国横北庄年貢事、
齊藤御園五郎改未済云々、不日、令究済、可申左右
之由、可申含御園也、同日以正蔵主被仰付也

（永享元年）同廿三日

- ② 一 林光院領加賀国横北庄年貢齊藤御園致未済否事、
松田対馬守相共可伺申之由、自管領承之

（永享元年）同日

- ③ 一 同篇事、対馬守相共同申之、御園陳申之条々、

六月十五日

（同前文書）

●林光院領横北庄の年貢を齊藤御園五郎が未済（未
進）しているという。「不日、よく調査して、何ん
か年貢の支払をすませるように」と正蔵主を使者に、
將軍より仰付けられた。

（正蔵主は仲方中正のこと。林光院の訴えを將軍に取
り次いだので、義教の仰が正蔵主を通してあったもの
と考える）

六月廿三日

●この年貢未済否の一件について本奉行飯尾貞連、合奉
行松田対馬守貞清に対し御前沙汰の場に披露（伺申）
するようにと管領より承。

六月廿三日

参林光院可尋申之由、被仰下也

(永享元年) 同廿九日

- ④ 一 林光院雜掌重申状并年貢未進注文等、以木沢入道令披露之

(永享元年) 同晦日

- ⑤ 一 同篇事、政都聞所務之目録不被出之間、下地興行難儀之由、御園申之、然者、可被召渡政都聞目録坎^{目録}之由、可伺申之旨、管領承之

(永享元年) 七月五日

- ⑥ 一 林光院領加賀国横北庄去年年貢、御園五郎致未濟事、
不及被召渡政都聞勘定状、且又寺家上使事、乍載請文、令違背之条、非無其咎、然間、於未進者、悉可致其弁、至向後者、守契状之旨、可被差下寺家使者

● 伺事式日

伺申したところ「御園五郎が陳述している条々を林光院へ行つて究明してくるよう」に」と將軍が仰下、
(再調査ということでこの日は判決が出なかった)

六月廿九日

- 年貢未進注文などを木沢入道^{管領山崎家信忠}によつてまず管領に披露があつたことを記している。(その件について奉行人貞連は管領から伺つたことになる。)

六月晦日(六月三十日)

- 貞連(奉行人)に管領より政都聞の所務目録提出の指示があり承。

七月五日

● 伺事

貞連

貞清 伺申

六月晦日の管領指示通り伺申したが、義教は次のように判決を下した。

「政都聞勘定状は召渡すに及ばない。年貢未進につい

次去々年（寛永四十八年）、庄主未進事、任徴符致催促、同可執沙汰之、次八木入道事、可仰付守護之由、被仰出也、
（松田貞清）
対馬守相共伺申

⑦

一 同篇目、上裁之趣、今日五日、対馬相共申管領事

⑧

（永享元年） 同八日

一 林光院領加州横北庄年貢未進事、御園五郎可致沙汰之旨申之、次八木入道事、召仰守護富樫介代之由事、彼是兩条対馬守相共令披露之

ては徴符の通り弁済すること。」

御前沙汰における義教の迅速な裁許の様子が窺える。

また、この条から必ずしも管領指示通りに判決が下るわけではないことも知り得る。

● 八木入道のことは、守護富樫持春に指示すること。八木入道一件についてはこの史料からはわからない。

● 今回の訴訟について、

上裁の趣（伺事における將軍裁許の内容）を管領畠山満家に報告すること。

（判決が管領指示通りではなかったから）

七月八日

● 事務処理が終わったことを將軍に披露。

御園五郎は年貢未進分を弁済する事を命ぜらる。

次で八木入道（現地の地頭御家人）については加賀守護富樫介代（持春）が引き取ること。

＊右の史料は『加納史料』室町Ⅱ（石川史書刊行会、二〇〇二年）にも掲載されている。金沢市立玉川図書館所蔵史料。

『満済准后日記』——室町殿と満済

はじめに

『満済准后日記』の講読を始めたのは、一九九〇年のことである。本稿は、この日記講読の副産物ともいうべきもので、論点を満済個人とその周辺に絞っている。

将軍猶子とか、護持僧とか言われた人物はほかにも存在したわけだが、なぜ満済だけがこれほどまでに活躍できたのか。本来的には口入さえ禁じられていた筈の一僧侶と将軍との接点はどこにあったのか、といった疑問を賢俊と比較しながら考えてみた。

当時の社会における国家祈祷の重要性と政治との関わりが根本にあり、その御祈を通して室町殿と満済の交流が始まったことが考察の基本となっている。

満済は、室町中期の著名な人物にも拘らず、『人物叢書』にも収録されていない。そこで敢えて満済という人物をここに描いてみた。

また、富田正弘・橋本初子両氏のご研究が本稿執筆の大きな指針となった。なお、本稿で使用の『満済准后日記』は、続群書類従・補遺一（平成元年十月三十日訂正三版）であり、文中では「日記」と略記しているところもある。漢数字廿・卅などは異体字だが、満済自筆に従い適宜使用した。

1 護持僧から政界へ

永和四年（一三七八）三月、足利義満が室町の新第（花の御所）に移ったその年、満済は二条家の一流、今小路家に生まれた。『尊卑分脈』^①によると、師冬息となつてゐるが、少々疑問である。新田英治によると、満済亡父の三十三回忌（応永廿一年十一月二十二日）の仏事法語に、六歳の時父と死別とあることから、系図上の祖父基冬が実父であるとし、「後浄覚寺殿御仏事」として日記中、十一月廿二日条に散見されるのが、基冬と推測している。系図基冬に早世とあることから、兄師冬の子として育てられた可能性もあるが、師冬については特に記されていない。満済の幼名も判っていない。

また、『尊卑分脈』やその他の系図には見えないが彼には妹がいた。日記^②に、「予妹尼衆^{長西輪寺終入滅^{四十八}春秋}」とあるのが実妹に比定される。この年、満済は五十歳になるから二歳年下の妹ということになる。同系図によると、母は聖護院房官帥法印源意女であり、義満室業子に伺候、「号白河殿」とある人物になる。当時における職業婦人というわけで、この業子―白川殿のルートから、義満の目にとまり、満済は將軍猶子としての人生を歩むことになったと思われる。以上は白川殿を「兄満冬卿母」の記載から得たものであるが、満済実母とするには、いささか疑問が残る。

醍醐寺にある過去帳『常樂記』に、「応永廿六年（二四一九）、己亥六月四日、出雲路禪尼入滅、西刻、七十二、当座主母堂静雲院禪定尼云々」と記される女性が満済の実母と思われる。彼の日記中にも、生前は出雲路殿として、

没後は静雲院として見える。したがって白川殿は満済の実母ではない。

同日記、応永廿四年九月廿七日条に、「今小路殿出家事、今日申定了、時宜不可有子細之由被仰出、仍以静雲院申遣了」とあるところから、この時今小路某が出家したのであるうこと、また満済母の菩提寺として静雲院なる寺が建立されていたことが推測される。この時出家した人物は、満済弟の周藤である可能性が高いが現在までのところ確定はできない。『尊卑分脈』では、満冬は満済兄になっているが、私の作成した系図Ⅰ^③では、満済甥になる。今小路家は公家であるが、出家に際して室町殿御免が必要だったことも同日条より判読される。満済は日記中に血縁者との交流も書き残しているのも、私的な側面も感知できる。

『醍醐寺新要録』には、「御母儀静雲院御墓塔（略）」の記事が見え、院家菩提寺に弔われたこと、後に満済も同寺同地に埋葬されることから、こんなところにも満済の意志が働いていたことを知ることができる。

さて、応永二年（一三九五）、満済は廿五世三宝院門主、七三代醍醐寺座主となった。十八歳の時である。さらに同十六年、大僧正に任ぜられ、正長元年（一四二八）四月廿日准三后となる。

京都法身院門跡も兼帯、東寺一長者、四天王寺別当にもなっている。

大正六年（一九一七）三月発刊の『京都帝国大学文科大学満済准后日記』「序言」には、大略次のように書いている。既述したところと多少重複するが、「北朝永和四年二月生まれ、義満猶子となり、三宝院大僧正賢俊の室に入りて得度せり（とあるがこれは、醍醐寺報恩院隆源大僧正の門に入り得度が正しい）（略）、三宝院門主にして准后たるの初例とす（略）、其の間、応永十六年七月、東寺一長者に補され寺務宣下もあった。（略）、永享六年四月、座主職を門弟宝池院義賢に譲って退き、翌年六月十三日疾を以て亡くなった。時に五十八歳、法身院准后と称せられた」とある。

また、政治面については、「幕府顧問に備わり、献策は多く採用せられ（略）、朝野の重望を荷ひ、將軍に營求するもの概ね満済を頼ったので、権威赫々として、黒衣の宰相たる観あり（略）」とあって、ここに黒衣の宰相のネ

ーム由来がわかる。この序言にある「義満猶子となり」の一行が重要であったことは言うまでもない。この一行により彼の後半生が政僧の部分ばかりが強調されるようになる。実際、將軍義満は建武の動乱期を足利氏と命運を共にして働いた賢俊に、満済を擬似し期待したのではないだろうか。

ところで、ここにある「猶子」という言葉の意味についてこだわりたいのだが、辞典等で説明されている甥・姪・養子などといった言葉では、言い表わせない程、時代により、身分階層により深い意味があったと思われる。『日本国語大辞典』（小学館）には、「相続を目的としないで仮に結ぶ親子関係の子の称。厳密には養子と区別される」とあり、『平家物語』一鹿谷「入道相国の御娘、女御にまいらせ給ひけり、御年十五歳、法皇御猶子の儀なり」や、元和本『下学集』の例などをあげ解説している。

一方、『国史大辞典』（吉川弘文館）では、「養育の有無にかかわらず形成された擬制的親子関係にある子」とある。また、「猶子は契約・約束などによって成立し、その目的は多様であるが一族結合の強化などのほか、加階・任官の便宜、出世の契約、婚姻・入内、他氏族との結合、相続のため」等々記されている。義満が満済を猶子にした理由は、一族結合の強化の意が一番近いと思えるが、猶子というだけで、かくも政界に参画し、しかも周囲の幕臣も納得して彼の言に従った事実の背景を考えると、義満が猶子と定めた人物には、義満後継にも近い意味があったのではないだろうか。幼少より卓越した才能で周囲を圧倒するような人物が選ばれたと考えられる。『武衛系図』（統群五上）によると斯波義重（のち義教）も、「義満の猶子扱い」とあり、彼も満済には及ばなかったにしろ、室町幕府貢献者の一人である。故に「猶子」は恣意的に決められたものではなく、「御猶子に選ばれた人物」として、幕府関係者の間では一目置かれ、また、義満・義持・義教ら三代の將軍は、それに相応しい待遇で処している。義持・義教兄弟にしてみれば、親類縁者として信じられなかった時代に最高の顧問を父義満が遺していつてくれたことになる。何れにしろ、『貞丈雜記』などにある説明（猶子は養子なり）では満済の立場は理解できない。

義満と満済を語る挿話に、義満の死後、彼の袈裟が満済に与えられた名誉はよく知られた話である。また、東寺

に残る応永十三年（一四〇六）九月十日「足利義満（仏音利の受取状）仏舍利奉請狀」には、次のように記されている。

仏舍利 八粒 愚老、二粒 御賀磨、二粒 満濟僧正、一粒 澄豪僧都、一粒 道祐、一粒 常忠、一粒 隆輝
法印、一粒 快玄僧都、一粒 栄暁僧都 以上十八粒於東寺西院御奉請之

とあり、この時、満濟も二粒奉請したことが知見される。これらの挿話からも將軍義満の満濟への思いが窺えるというものである。

では、義持との関わりはどうだったのか、日記を読んだ限りでは、比較的平穩な時代が想起される。このような時代を創出した義持の政治姿勢を支えたものは、義持自身の性格もあるが、仏神への信仰心があると思う。彼の信仰心の深さは家督時代全体を通して看取され、それは参籠回数（表1参照）からも窺い知れる。そしてその信仰生活を支えたのが満濟であったと考えられ、義持―満濟における初期の関係は、信仰活動を通じてにあったと考えられる。

ところで、満濟が本格的に幕政に関与するようになったのは、義満死後、十五年程経った応永三十年（一四二三）頃と考えられている。彼の日記、六月五日条「御所御対面、関東之儀每事物忿歟、剌武藏国へ可有進発由其間有也（略）」と関東と京都との関係が危機的になった時、義持から相談を受け、これ以後、彼の政治参加はエスカレートしていく。

ここで、この頃の政治状況を記して置きたい。まず、上杉禅秀の乱について、少々記述しなければならない。義満死後、弟義嗣との関係が悪化したのは当然であったが、応永二十三年（一四一六）、前関東管領上杉禅秀が挙兵するや、義嗣がこれに加担し、京都に兵を挙げるが失敗に終わった。即、高尾神護寺へ出奔、剃髪蟄居したが宥さず相国寺に幽閉されるが、同二十五年一月廿四日殺害された。義持にとっては、父の生前からの長い間の禍根を

表1 義持の寺社参籠と伊勢参宮の回数

表札 年		北野 聖廟	石清水 八幡宮	伊勢 参宮	清和 院	因幡 堂	鹿苑 院	等持 寺	清水 寺	南都	その 他	計
1	応永 20 (1413)	2										2
2	応永 21 (1414)	3	2	1			1					7
3	応永 22 (1415)							1				1
4	応永 23 (1416)	2	1		1	1		1		1		7
5	応永 24 (1417)		1	2	1	1				1		6
6	応永 25 (1418)		1	1		1						3
7	応永 26 (1419)	4	1	1	1	1		1				9
8	応永 27 (1420)	2	1		1							4
9	応永 28 (1421)	2	2	3		2					日吉社 1	10
10	応永 29 (1422)	1			1				1			3
11	応永 30 (1423)	3	1	1	1			1	1			8
12	応永 31 (1424)	3	1	2	1	1		1	1			10
13	応永 32 (1425)	3	1		2	1					相国寺 1	8
14	応永 33 (1426)	4	1	2	1	1		1				10
15	応永 34 (1427)	3	1	1	1	1			1			8
16	応永 35 (1428)											
計		32	14	14	11	10	1	6	4	2	2	96

注 参籠回数の多いのは、応永28、31、33年 年間10回。参籠先としては、北野聖廟が最も多く32回。
 〈参考文献〉「満濟准后日記」、「史料綜覧」、「大日本史料」。

断った事件であった。禅秀（上杉氏憲）は、自己の利益と一致した義嗣味方の立場をとり、義嗣命を旗印に、鎌倉公方持氏討伐の兵を挙げたが、翌年正月、敗死、乱は終結した。この時の限りにおいては、幕府側の支持（今川範政等が救援）を得た持氏は鎌倉へ帰還した。しかし、この乱はそれほど単純なものではなく、乱を経験して関東豪族が予想以上に親持氏ではなかったことが判明する。そこで、持氏は禅秀余党の討伐に出、小栗満重・宇都宮持綱など京都扶持衆を攻めた。日記中には、この持綱と満済との交流が密に記され、持綱や使僧を巧みに使い満済が関東情勢を窺っているのがわかる。持氏の一連の行動は京都敵対ととられた。元々京都と鎌倉は、早い時期から対立していたのであるから、これを契機に表面化したに過ぎないと考える方が妥当である。

一方、禅秀の乱余波は関東だけではない。幕府中央にも押し寄せた。この件については『看聞御記』に詳しく、満済の日記だけでは全容がつかめない⁽⁴⁾。

この事件は、富樫満成によって糾問された義嗣等の自白という形で現われる一種の疑獄事件と言った方がわかり易い。義嗣と同として幕府重臣の名が次々にあげられたのである。

富樫氏を中心とした將軍近習らが、幕府内の有力守護細川・斯波・畠山・赤松・山名・土岐氏等を義嗣与同者として中央から失脚させようと謀った事件である。つまり、將軍・富樫を中心とする専制政治体制を構築しようとしたのである。富樫氏は「以富樫伺申」、「可達上聞由申送富樫大輔」⁽⁵⁾の記載により推測されるように、將軍（義持）と幕府有力守護間の申次の役⁽⁶⁾にあつて、政治的地位を得ていた人物と考えられる。

ところが、事件は逆転する。義嗣謀叛を煽ったこと、義持愛妾と密通したこと等を理由に富樫満成は、応永廿五年（一四一八）十二月没落したのである。

この事件を通し、当時の中央勢力には二つのラインがあつたことを知ることが出来る。一つは、將軍・近習など少数からなる専制指向のグループ、もう一つは、有力守護を中心とする合議制指向のグループである（現行体制ということになる）。この時点では後者が前者を打倒したことになる。見方を換えれば禅秀の乱は、一時的に將軍近習

勢力を削減・追放したことになり、幕府宿老らが機を捉えた感がある。

中央政界大疑獄事件の首謀者富樫満成は一旦は高野山に遁れる⁽⁷⁾。その後、吉野の山奥（天河）に隠れ住んでいたところを、翌二十六年河内国へ誘い出され討たれた。権勢無双と謳われた満成があっけなく滅びた事件であった。彼について醍醐寺の僧隆源が書き残している。次に一部、記しておく。

富樫介満成御不審之後、吉野山奥隠居云々、依吉野参詣山伏ニ状ヲ遣、其奥和歌也、而山伏在所雖相尋、山奥ニ蟄居トテ在所ヲ不教之間、状空持参了、（略）此富樫介ハ香幢トテ童形ヨリ故西向殿（前征夷將軍御母義奉公、西向殿御入滅之後、御所（義持）奉公、近習、又無人御氣色之間、補加賀守、借権勢無双之处、依新御所御事、御氣色率爾候、且又新御所御靈御鬱陶間、急宿所自焼没落了、隆源（醍醐寺報恩院 記之『醍醐雜抄』 応永二十六年二月）

右の記述は、満成の経歴を語る貴重な史料である。満成は寵童として西向殿や御所様（義持）に仕えたものと思われる。

また、満成の最後を伏見宮貞成が、伝聞情報として、日記に次のように書き留めている。

二月四日、雨降、長資朝臣出京、帰参語世事、富樫兵部大輔（満成）此間於河内国被討了、室町殿畠山ニ被仰付被討云々、富樫吉野奥天河ニ隠居之間、僧を下以御教書有御免之由令申、則僧同道河内へ越之处国人討之云々。故押小路亜相叛反同心之故云々『看聞御記』 応永二十六年二月四日条

右の記事を信頼すれば、まさしく富樫満成は騙まし討ちにあったのであり、政権争奪戦の敗者になる。しかも、

將軍義持仰による畠山主導の処置と記されている点が注目に値する。この時期の管領は細川満元であるが、畠山の活躍が目立つようになる。

しかし、これで問題が解決されたわけではなく京都では不穏な状態が続いた。列举すると、「六条辺出火」⁽⁸⁾、「畠山満家邸炎上」⁽⁹⁾、「三条富小路細川讃州(満久)宿焼失、御所近所」⁽¹⁰⁾と不審火が続く。満家も讃州も幕府重臣であり、將軍近習勢力とは相対する立場であるから、当然、満成一派による放火と考えられる。この時、京都周辺ではこれら二つの勢力が対立し一乱あるのでは、と懸念される向きもあった。

この満成失脚を主導した畠山満家が、同廿八年(一四二二)八月十八日、細川満元辞任後の幕府管領に補され、宿老政治体制を確たるものにしていく。この畠山の動向にも一考察必要である。というのは、後の赤松持貞(側近)追落しにも主導的役割を担っているからである。さらに再度案ずるに、將軍義持は、己の近臣を救えなかったとも考えられ、この当時の幕府宿老らの力の程が知れるというものである。要するに大名守護とのバランスの上に成立する將軍権力であったことを如実に示すものといえよう。

関東持氏の問題、南朝残党の問題など、いまだ未解決な状況ではあったが、応永卅年(一四二三)三月十八日、義持は將軍職を息義量に譲り、同年四月廿五日、等持院で出家した。この義持出家も、義満院政の前例に倣ったとする説もある。事実、それから間もない六月五日、彼は満済を御所に呼び出し、「関東之儀每事物忿歎」⁽¹¹⁾と相談をかけ、一般的にはこの召請が満済政治参画の切っ掛けということになっている。管見の限りでは、以上の義持の行動は、すべて計画的計算による。義持の方から前以て法身院を訪い諸事相談⁽¹²⁾、そのうえでの讓位・出家の決断であったことは明らかである。

ところで、その年と同じくして、彼の日記⁽¹³⁾が三十年以降は反故文書の紙背に、それ以前は、具注曆⁽¹⁴⁾に書かれて伝存しているのである。この日記のあり方は、内容の事実関係とか、満済自身について考察するうえで興味あるところである。次節で、満済の書いた日記について考えてみよう。

2 満済の書いた日記

『満済准后日記』は、応永十八年正月及び同二十年から二十九年までと、同三十年から永享七年（一四三五）四月（満済絶筆・死去）まで現存する。現存の卷子本十一巻と冊子本三十七冊、すべて自筆本とされる。私日記ではあるが、当時行われた家記的要素も十分に感じられるもので、政治・宗教・一般民衆に至るまで記録され、客観性に富み、史料としての信憑性もきわめて高い。

冊子本については早くからその存在は知られていたが、卷子本については大正六年、既述京都帝国大学出版『満済准后日記』序言に、発見のいきさつが記されている。それによると、三宝院所藏冊子本三十七冊（応永三十年から永享七年まで）原本を借用し、三浦周行・西田直二郎が校勘の業にあつた折、新たに帝国図書館に同門主の日記らしきものがあると聞き、見ると卷子本十一巻であつたという。それは具注暦の表裏に記入されたもので、満済手記が明確であることにより、同日記がほとんど全部そろつたことになった。

ところで、応永三十年（一四三三）以降は反故文書の紙背に記入され、三十年正月から五月までは、具注暦と、紙背の双方に記されたものが存在し、重複してある。この理由に関しては二説あつて、一つは満済が初め具注暦に記入していたものを三十年から記載事項の拡大化により反故文書を用いるようになったとする説（村田正志説）である。同年五月より本格的に幕政への参画を余儀なくされた満済にとって、記録事項が急増した。それで書き替えるなら年初からというわけで、すでに記入済の部分、つまり、正月から五月までを反故紙に書き直した。これが重複の理由であるとするものである。

次にもう一つの理由は、きわめて中世的要因による。二様の日記併存である。『経光卿記』など他にも例がある。したがって満済の日記も二様書かれていた可能性があるとする説。また先引の『経光卿記』の場合、まず具注暦に

記した日記を、後にまとめて整理し、整理作成分を「正」としたらしいことなどから推して、満済もこの手法をとった可能性が十分ある。新田英治^⑤によると、応永三十五年（四二八）二月一日から十日までの日記のメモが、それを裏返しにして表紙に使われているという。相当念入りに考えて日記が付けられていたと考えられる。同三十年以降、日記の内容がより詳細になってきていることから、これは単なる日々の記録ではない。後世の人々への伝言、儀式の保存と伝達、真相、由緒といった他人に読まれることを前提として書かれた日記であることは確かだ。それは、時には室町殿の弁護であったり、將軍位継承に対する正統性の主張や、満済が行なう三宝院流の修法等、後の人への伝言である。

特に応永三十四年（一四二七）赤松持貞失脚の事件や、將軍義教がどのように選出されたかの経緯は、満済自身の作意さえ感じさせる程、詳細に書かれている。この日記は、まさに満済の遺文とも言えるものではないだろうか。だから逆の見方をすれば、彼ら側に不都合な記録は抜かれたり簡略化されていると考えられる。

ところで橋本初子の史料紹介「三宝院賢俊僧正日記——貞和二年」^⑥にある賢俊僧正の日記のあり様が、満済の日記に共通するものがあるのではないかと思える。賢俊の日記は醍醐寺に秘蔵されてきたもので、その体裁は、具注暦に書き込まれた卷子装であるという。また、内容は仏事修法が主体であるが、將軍家（尊氏・直義・御台・姫君）のこと、さらに六月五日、賢俊本人が東寺仏舎利一粒を奉請したこと、三月廿二日、護持僧宣旨を賜ったこと等、これにより彼が正式に公武兼帯の護持僧であったことも明確である。日記は前例を知る参考書であり、弟子達にとっては、修法を学ぶ教科書であった。

また、直義に関する記載が多いのが目に付くところから、当時の政界における直義の存在感も実感できる。特に注目すべき点は、満済自筆の奥書があることである。それには次のように記されている。

此日記祖師菩提寺前大僧正筆跡也 左道事兩相交歟 外見最有憚 可令秘箱底者也 東寺末流 花押（満済）

このように門主の日記は秘書扱いされ保管されたと考えられる。満濟は、これと同様なことを他でもやっていることが知見される^⑰。奥書を自ら付し、由緒を明確に書き残す作業を几帳面にやっている様が伺われる。由緒は、当時においてはステータスシンボルとなり、後世においては証となるものであった。満濟の日記もそういった意味で死後、弟子によって保管され現在に伝えられたと考えられる。

しかしながら、既述の具注暦卷子本は、いつの頃、醍醐寺より流失したのだろうか。次に二様の日記併存について、田中稔の先行研究^⑱を参考に満濟の日記の場合について再考察してみたい。

中世、知識人の間では、日記を付けるという行為は広く行なわれていたことであるが、現代の日記と大きく相違する点は、公的色彩が濃いことにある。だからまったく関係のない他人に読まれることも予想して書いているのである^⑲。

日記の形態として、当時、二様の日記併存は特異なものではなかった^⑳。満濟の場合、紙が貴重な時代だったから不要となった文書の裏を利用し、詳細な記録としての日記を書いた。それとは別に具注暦にも書き続けた。具注暦は常備し、原則として毎日書く。冊子本の日記には、日毎に、時にはまとめて整理して書く。その時は具注暦の記載を参考にし、また後日の新情報なども書き加えたから、具注暦より豊富な内容になったのは当然である。

『賢俊僧正日記』貞和二年（一三四〇）二月六日条裏書には賢俊自筆の「暦注写付之」が記されている。橋本初子はこの注記により、具注暦常備の実態が看取できている^㉑。満濟に関しては応永十八年（二四一一）から二十九年（二四三二）までは具注暦にのみ日記を書き、政治参画の三十年からは二本立の日記が書かれていったと思われる。だから応永三十年（二四三三）六月以降の具注暦記入の日記もあったことが推測される。おそらく卷子本が醍醐寺から流失した以後、失われたものと考えられる。冊子本はそのまま大切に保管され現在に至った。な

いと思っていた満済の日記が、別の場所から別の形態で発見され、それが応永三十年を境としていたところに作意はまったくなかったとは考えられなく、失われた理由について一考してみるのも面白いだろう。満済の日記は祈祷修法の記録書であり、足利政権の記録であり証である。後世の人々の目に触れることを十分に意識し、それを第一の目的として記録に残った日記であることは勿論である²⁾。

3 賢俊と足利氏

政治と宗教とか、政僧と言った文言に出会うと、まず三宝院賢俊を思い浮べる。菩提寺大僧正（一二九九年～一三五七年没、東寺・醍醐寺座主、足利政権共同樹立者等々。こういった表現の背景の中で彼をもっとも有名にさせた事実は、公家出身の僧侶が武家に従い、実際に戦争に参加したという件である。権大納言日野俊光息、俗名も賢俊であった。『太平記』³⁾が伝える賢俊・尊氏の接点を要略すると、建武三年（一二三二）、後醍醐天皇の建武政府に反旗を翻した尊氏がその行動の大義名分を得るために持明院統の光厳上皇に接近しようとした時、賢俊が日野氏の出という伝手を使って、自ら馳回り同上皇の院宣を無事尊氏に届けたことにある。「天下ヲ君ト君トノ御事」にしてくれた、尊氏にとっては大恩ある人物といえよう。

院宣の内容は二通り伝えられている。「早々凶徒ヲ退テ、君ヲ本位ニ付ケ奉ルベシ」（『保暦間記』）、と「天下ノ事計申サルベシ」（『梅松論』）である。

両書が伝える院宣の文言が合致していない点は、史料として見る場合には少々頼りない気もするが、その後の歴史の情勢から推して、院宣発給の事実は確かであろう。

この一通の院宣が下賜された結果、尊氏は朝敵の汚名を罷らずにすんだのである。さらに、院宣を手中にしたことにより、全軍の士気が揚り尊氏側に歴史の流れが変わったようにも見える。つまり、院宣により足利政権という

権力体としての正当性が認められたことを意味する。

この一件（尊氏の京都回復）が機縁となり賢俊は尊氏の帰依を受けることになり、後醍醐天皇方弘真（文観）に替わって、醍醐寺六十五代座主、三宝院門主となる。この任に就けたことは、賢俊にとつては、仏門法流血脈を守る意味において重大な意味があり、そのために戦場を駆け廻ったといってもよい。賢俊は尊氏に与し、ライバル文観を落とし、先師譲与の所職を後に伝えることができた。尊氏側から見れば、賢俊の働きにより、征夷大將軍への道が開けたのである。この二者の接近は歴史における相互利益につながる好例の一つとしてみる事ができる。公家・洞院公賢は彼の日記の中で、賢俊について次のように評している。

彼僧正、公家武家媒介、頗雖輕忽、毎事以彼為指南、被仰通也（『園太略』観応元年十月十七日条（2））

賢俊が生前、公武の媒介に務めた功績は計り知れない。そしてまた、彼の死についても公賢は左のように表現し室町幕府創建の功労者の死を惜しんでいる。

今朝聞、賢俊僧正昨日戌刻遂以入滅、生年五十九、榮耀至極、公家武家權勢無比肩之人（略）（『園太略』延文二年閏七月十七日条）

と伝えている。「公家武家權勢無比肩之人」と評し、当時の賢俊が政界・宗教界において、どのような立場にあった人物なのか書き遺している。これ以後の將軍家と日野家との密接な関係は賢俊によって開拓されたものである。

しかし、賢俊個人については、何よりもまず、彼が祈祷僧であった事実を考えなければならない。毎年一月八日（十四日までの七日間、宮中真言院で修せられる後七日御修法は、「玉体安穩と鎮護國家の御祈」として行なわれた。彼は建武四年（一三三七）以来貞和四年（一三四八）に至るまで、十二年間に九回、この役を拝命した。この

御修法を主導する阿闍梨の役を約十年にもわたり勤めた意義は大きい。大体固定した請僧達を率いてこの修法を行なうのであるが、この方式は賢俊から光濟へ、光濟から満濟へと受け継がれた^②。

賢俊があつたから満濟があると言つても過言ではない。賢俊の法流に対する使命感が弘真（文観）と対立し、寺内で覇を争つた賢俊は尊氏に賭けるしか道がなかった。尊氏に賭けることにより、真言僧としての榮譽を手にしたのだった。

観応の擾乱が起り尊氏にも賢俊にも危機は何度かあつた。それでも將軍に同道し戦場に赴いた。その時の心境を、弟子光濟に送つた書状に^③は、釈門の道に背き一流の恥と自責の念が記されている。この書状には、若き僧牀の賢俊が自問自答しながら馬で走り廻る姿が想像されるが、釈門の道に背きながらも信念に生きる彼の主張になぜか感動を覚える。僧牀の賢俊からみなぎる異常な決心と尊氏への信頼、そして尊氏もまた、賢俊を最後まで信じ苦境を乗り切り、次の時代を作つていった將軍であつた。

一方、満濟の場合は、賢俊の築いた基盤の上に座ることができた。したがって、最初から戦場を駆け廻るような経験はしていない。満濟の時代は、室町幕府が最早安定していた時期ということもあり、幼少よりエリートへの階段を、確実にのぼつていった感がある。

賢俊が武家護持僧であつたことは言うまでもないが天皇護持僧にもなつていたことを見逃してはならない。公家武家両方の護持僧の任にあつたことが、幕府権力拡大への大きな援護となつたことは言うまでもない。

さて、密教の修法の一つに五壇法がある。五大明王（不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉）の各護摩壇を据え、同時に修するものである。密教が人心を捉えていた当時にあつては国家祈祷として重要であつた。この五壇法の主権は本来公家側のものであつた。天変地異・兵革・災害・御産・病等の重大事が発生した時、この修法が修された。中世の国家と社会の中で寺社の果たした役割の一つが祈祷である。寺社はこの祈祷という修法を駆使することにより公家・武家に結び付き権門と称される程の勢力（寺社勢力）になり得た。中世の人々にとって、法力は

人力の及ぶところではないと考えられていた。こういった考え方を煽ったのが祈祷（御祈）である。この祈祷（特に鎮護国家・天下泰平・異国調伏・異変等）を寺社に命じる権限は統治権に関わるものであった。特に為政者には、この世の指針となる天の異常を読み取り、それに対処する義務があるという考え方があった。つまり、天の異常に対処することが国家的規模での政権保持者の権能であった②。

次に、富田正弘が「室町時代における祈祷と公武統一政権」③の中で貴重な発言をしているので左に記して置きたい。富田が、『五大法』④下をベースに五壇法の祈祷主宰権が如何に推移していったかを検討した結果、建武二年（一二三三）以前はすべて公家主宰によるという。したがってこれ以降が、公家と武家との祈祷主宰権の交替の時期になるという。

貞和二年（一二四〇）九月廿四日、足利直義が武家としての五壇法を主宰したのが初回である。また、武家主宰に定着したのは、応安三年（一二七〇）十一月二十四日、義満主宰の天変祈祷からと見ている。応安五年十一月には、義満開始が行われるわけで、従来公家政権が主宰してきた天変祈祷をも行なうに至った義満政権の自信が表面化してきたと考えられる。

ところで、御祈を実際に行なう修僧の集団、つまり武家護持僧といった組織は、いつ頃から作られていたのだろうか。『五八代記』⑤下・賢俊に、「建武五年四月四日、於將軍、為客星祈祷被修五大虚空藏法 此法予勤仕、為護持僧五人之最末（略）」とあることにより、すでに建武五年（一二三八）の段階で武家護持僧の編成はあったと推測される。貞和・観応の頃の護持僧桓豪・清顕・栄海などは貞和元年（一二四五）まで公家側主催の五壇法修法⑥を勤修しているから、賢俊同様室町初期においては公家の五壇法会にも参加していたのだろう。

ところで古文書学的に祈祷関係の文書を分類すると、その文書の該当する時期における政権の強弱を考察することができるといえる。満濟の日記にも、祈祷を命令する書状・伝奏奉書・御教書等の他に、請文や巻数等のやりとりの子細が記録されている⑦。

国家的臨時祈祷の主宰者が武家（室町殿）である場合に限ると、祈祷命令書には三種類ある。古文書体系論の中からこの点について初めて指摘したのが富田正弘³³⁾である。

御判御教書・伝奏奉書・幕府奉行人奉書の三種類である。これらは、その時期にある室町殿の主たる祈祷奉書になるわけで興味あるところである。

御判御教書は、尊氏・義詮の時代、伝奏奉書は義満以降から義政の頃の伝存例が多く、祈祷奉書としての幕府奉行人奉書は明応二年（一四九三）、義澄の將軍就任以後にのみ見られるという富田の指摘も注目できる。政治や裁判関係の文書とは異なった流れを持つのは、やはり、御祈は国家権能と深い関係があるからだろうか。

延文二年（一三五七）閏七月十六日、賢俊は他界した³⁴⁾。彼の六十年の生涯を評価するには、公家・武家・真言僧の三方からの眺望が必要である。朝廷側においては、持明院・大覚寺兩統迭立の時代から、南北朝動乱の時期に至るまで、武家政権の流れから見れば得宗専制期、建武期を経て、足利政権開創期に至るまで。まさに尊氏・直義と共に馳せ廻った生涯であった。また、宗教界に於いては、古代寺院の組織が変革する時期に当たる。東寺の寺院組織などには顕著に見られるが、寺僧の自治による集会や評定によって中世的寺院へと移行していく時期であったのである。

彼については、足利政権の協力者（政僧）としての印象が強いが、筆者としては法流を守り抜いた一真言僧としての賢俊を評価したい。

4 室町殿と御祈

(1) 將軍と満濟の接点

鎌倉府の政治的意志表明が明確化した応永三十年（一四二三）、義持から召請されたのが切っ掛け（表面的には）

となり、満済が政治家（政僧）としての人生に踏み込んだ経緯は既に述べた。では何故、彼はそのような道を歩むことができたのか。一般的には、義満猶子、將軍護持僧の二つがその理由と見られている。これらは確かに、その因と思えるが、果たしてそれだけで説明がつくだろうか。

一説には、彼が僧籍にあつて幕府権力と直接関係のないところに位置していたからとするが、抑々、義持と満済の最初の接点は何だったのだろうか。思うに、その最大の理由は、御祈の実行面における実力に義持が惹かれ、期待したのではないだろうか。

国家祈祷や月次御祈、その他義持自身のための臨時祈祷等々、満済の日記にはその記録が几帳面に記されている。また、義持自身、信仰心が厚く、参詣・参籠の記事が多い。そういった義持の精神的な部分を支えたのが満済であり、この傾向は応永三十年以前も以降も同様である。義持と満済の最初の接点は、「御祈」にあったと考える。

日本国の王権にとって宗教的秩序（鎮護国家）の掌握は不可欠であつたから、武家による公武統一政権を目指す室町政権にとって、これらの秩序を掌握することは必要条件ということになる。かつて賢俊がそうであつたように満済は室町殿より御祈指示が下ると、諸寺院に手配し完璧に実行したのである。

では、政権にまで影響するとされる御祈（国家的臨時祈祷）とはどのようなものだったのだろうか。富田^⑤によれば公家政権においては、公事（諸法会など）の主宰者が日本国王を意味するという。つまり、室町殿は、旧来、公家政権が持っていた公事を摂取した、その実績によって諸権門に超越し、公武を統括することができたという。旧来、朝廷が持っていた国家権力の吸収という観点に立ち、「御祈」に着目し、満済の日記を読み直してみるのも意義がある。日記の記載によると、

まず、將軍の私的な祈祷を担当するのが護持僧である。応永二十年（一四二三）初には、三宝院満済、聖護院道意、岡崎桓教、地藏院聖快、実相院増詮、浄土寺慈弁の以上六名である。同年三月には慈弁（六十歳）^⑥が没し、常住院満意が^⑦補されている。

応永二十七年（一四二〇）には、五名の名が見える³⁸。岡崎桓教、竹内良順、実相院増詮、地藏院義快、三宝院満濟である。翌年二月、竹内良順³⁹が四十四歳で寂し、竹内良什に替わる。

応永三十年には岡崎桓教、実相院増詮、浄土寺持弁、地藏院義快、竹内良什、満濟の以上六名⁴⁰。同三十一年二月、岡崎桓教⁴¹が五十七歳で寂し、花頂定助がその後任となっている。以上のように將軍護持僧の員数は常に一定というわけではなかった。

將軍護持僧に任ぜられる側にとっては、そのこと自体が彼らのステータスになったし、將軍に近づくチャンスも得られる。それに何より大きな下行が期待出来た。彼らは長日の御祈、月次の壇所、臨時の祈禱を勤修するのを任とする僧集団であった。

月次の御祈は六人で二ヶ月宛結番制がとられた。日記中より結番の實際を観察してみると、次の如くの記述に気が付く。

六月晦日、晴 年中結番御祈事也、六月・十二月当番也 今年中御祈今日日次不宜間延行。来月二日巻数等可進由申付了、予勤仕愛染護摩、但一七日護摩、餘ハ悉以供沙汰了、六月杳如常、輪役豪意法橋（『満濟准后日記』 応永三十三年六月晦日条）。

右の記述から、満濟の月次御祈の当番月は六月と十二月だったことが判明する、ということは臨時祈禱なども当番制で行なわれていた可能性がある。

次に、満濟手配の御祈の実情が察知できる記載を二月廿九日条に見ることができる。

（略） 今月々次御祈巻数御撫物、并臨時御祈焰摩天供御星供、御方御所御祈愛染護摩巻数、御台御祈御当年星

表2 年中御祈目録
 応永三十三年度祈禱僧結番表

結番月	日記中に見える結番者	比定名
一月・七月	御室	仁和寺永助法親王
二月・八月	妙法院宮	妙法院堯仁法親王
三月・九月	聖護院准后	聖護院道意准后
四月・十月	青蓮院准后	青蓮院義円（義持弟）
五月・十一月	大覚寺僧正	大覚寺義昭（義持弟）
六月・十二月	予	三宝院門跡満濟（本人）

供等、御巻数等各進之。此等御祈去年以來結番、於護持僧中ハ相副月次御祈勤仕之者也、七月以降ハ非護持衆結番、此等臨時御祈勤修也、（略）『満濟准后日記』
 応永三十年一月廿九日条

右の記載により月次御祈を勤仕するのは護持僧中であること、また、七月以後より、非

護持衆（護持僧以外の僧ら）が結番で臨時の御祈を担当勤修していることが確認できる。端的に言う、と、
 年（一四二二）七月、臨時祈禱担当僧衆が指名され、この種の御祈を専門的に行なうようになったということになる。この日記の内容は、当時の御祈の現場を知るうえで興味ある記述として評価できるものである。

これら護持僧と祈禱僧の各編成については、將軍指示を受けた満濟が取り行なったと思える。それは次の十二月廿九日条により確認される。

今朝參御所、御対面、年中御祈目録五、備上覽了、明年モ先可為此分由被仰出候、但一年中被結番了、正・七月御室、二・八月妙法院宮、三・九月聖護院准后、四・十月青蓮院准后、五・十一月大覚寺僧正、六・十二月予、此等御祈一門弟中二仰、殊可致懇祈旨被仰出、仍方々相触申了、（後略）『満濟准后日記』 応永三十二年十二月廿九日条

とあり、当番名が判明する。右の既述を表にまとめたものが表2「年中御祈目録 応永三十三年度祈禱僧結番

表」である。少々説明を加えると次の通りになる。

御祈りメンバーは、法親王二名、將軍弟二名、摂関家（二条家 一人、満済の以上六人で、この内護持僧共に兼任しているのは満済だけである。（聖護院道意はこの時期、護持僧衆から外されている。）護持僧と祈禱僧を別々に任命し差配しているのは、將軍義持と満済であることは言うまでもない。

ところで、このように祈禱僧が護持僧と分離して結番勤仕する状況を如何に解釈すべきか。臨時祈禱の回数増加をその因と考えるのが正鵠を得ていると考えられる。つまり護持僧らの労働削減を意図するものである。祈禱増加の背後には、関東問題があり、そのための御祈強化策であったことは見逃せない。

いずれにしても満済の立場は、護持僧グループにも、祈禱僧グループにも所属している点から推して、彼が室町殿の御祈関係を手先に差配していたことが考えられる。祈禱増加と実行面の徹底化、その目的を貫徹するために祈禱僧の別個編成と結番制が考案された。これより以前の時期は將軍を取り巻く護持僧集団がすべての修法に携わっていたのである。

以上のごとく、義持・満済の両者はかなり几帳面である。特に満済は自分のための祈禱も四季にわけて勤修し、すでに数年に及ぶという几帳面さである^④。

次に室町殿の御祈生活について少々記して置きたい。

まず、巻数の伝達方法を見るに、大館は、応永二十三年（一四二六）頃まではその奉行としてみえるが、同二十五年には毎阿へ、同二十九年（一四二二）頃よりは赤松越後守持貞に伝達されている。

応永二十四年十月一日、義持が醍醐寺へ渡御した折、二十人余の供奉人の中に赤松越後□^⑤の名が見えるが、恐らく持貞のことであろう。赤松持貞は義持の寵臣として近侍し、申次の任にあったことが知られている。後に赤松満祐下国事件の因となる人物である。

持貞は、越後守、越州と呼称されて登場するが御祈奉行とは書かれていない。いわゆる將軍側近である。

ところで、寵臣赤松持貞に対し、満済は好ましく思っていないかに見える。応永三十四年正月廿二日、満済のところへ清水寺地藏参籠を（御所様の御祈として）理性院僧正が行なうよう持貞を以て伝えてきた。俄のことではあったが、理性院は満済の弟子だから早速に相計い、何とか間に合つて神妙々々。ほつとした満済ではあったが、（落着いて考えてみると）不審感はあるばかり。次のように日記に書き残している。

抑此地蔵御前ニシテ御祈事不存寄、何様御願候哉由相尋越後守処、私夢想子細之間、其旨致披露処、此門跡へ可申入旨被仰出之間、如此申入云々、夢想之様不及尋（略）『満済准后日記』 応永三十四年一月二十二日条

と持貞の夢想によつて行なわれた参籠に「夢想之様不及尋」と不快感を示している。これについての下行は千足とある。

さらに同年三月、もう一件の赤松別願御祈勤修があつた。

自今日於八幡、花頂僧正定助不動小法勤修、道場西廻廊云々、伴僧六口欵、赤松越後守為別願由沙汰、仍供料越後守沙汰之、五千足遣之由申也『満済准后日記』 応永三十四年三月二十六日条

とある。同年三月、「以外御瘡衰驚入計」と満済が驚き入つたほどの大病をした義持のための病氣平癒を持貞が自力で別願したものである。供料五千足とあるから、破格の供料である。大体義持の命じる臨時祈禱は御所内大法に對し二万足は別格として、通常千足から三千足の間であつたから、持貞個人としてはかなり高額の供料と考えてよいだろう。この別願は四月七日、四ヶ日延行で結願している。

このように室町殿寵臣持貞が祈禱關係にまで堂々と食い込んでくる様は、満済初め幕府宿老達の不興を買つたに

ちがいない。逆の見方をすれば、当時の義持側近衆の勢力が、侮り難いものにまで成長してきていたことを感じさせるのである。

持貞一家とその家臣らの傲慢ぶりを伝えるものとして、大光明寺花見一件がある。後崇光院がその日記^④に持貞妻女一行の所行を批判の目で記しているものである。「寺中酒禁制」、「花枝折書同禁制」の文言が目につく。公武双方に対し傍若無人な振舞いだったのである。勿論、將軍権力を笠に着てのうえである。

さて、応永三十四年（一四二七）、富樫満成事件を想起させるような事件が発覚した。これは第二の疑獄事件である。一通の書状が義持に届けられ事件の結果が逆転したと日記は伝えている。義持が播磨守護職を男色の噂のあった持貞に与えたことが発端となった赤松満祐下国事件は、同年十一月十三日、持貞以下家臣らの切腹で落着いた。満祐は宥免となった。事件の真相は、赤松一族内における嫡流と庶流の対立（惣領職の争奪）であり、その上さらに、持貞が將軍側近として位置していた集合（近習勢力）と、幕府内重臣勢力との権力抗争である（せ）。結論を言えば、富樫満成の時と同様、近習勢力が敗退した。管領以下諸大名の強力な政治力を感知させるものである。

一方、側近持貞に切腹を命じなければならない情況に追い込まれた將軍の立場にも、満成一件同様、一考すべき感がある。

ところで、この事件に関する満済の日記はきわめて詳細である。何故こんなに書かなければならなかったのか。要するに彼の日記は、他人が読むことを前提とした記録である。この日記の底辺に流れる思想は室町政権の安泰である。それ故に彼が書き残した方が室町殿にとって都合が良いと思えば長々と書く、逆に判断される場合は無視するか、略記するかである。

満済は日記の処々に見知される如く、使僧を駆使し情報網を張りめぐらし、「……云々」という書き方でその情報を書き留めている。特に関東に関する情報には敏感で機敏な対処が感じられる。この満済の関東に対する姿勢は、すでに日記を書き始めた応永十八年（一四一一）正月廿三日条に、「結城越後來」などの文言が記されていること

からも察知される。日記中には、使節を派遣しての交流、篠村八幡所領への固執とも取れる態度、宇都宮持綱（京都扶持衆 一件等々、政界デビュー（応永三十年）以前から関東を凝視している。それは、対関東の窓口とも見られている細川氏よりも、もっと將軍に密着して行なっているようにも見え、使僧はあたかも間諜のようである。

元来、醍醐寺は東密小野流の中心であり、真言系修験道当山派が三寶院に属する。笠取山（上醍醐）は修験者の道場であったから、満済にとって関東監視の行動をとることは容易いことであった。

思うに、満済が若輩にして三寶院門跡に補されたこと事態、この種の諜報活動を義満から託されていたとしても、それは考えられなくもない。

当時の京都幕府將軍にとって、最大の脅威は鎌倉公方の存在であり、関東が南朝方と結託したら將軍の地位も危うい。ところが、満済は抜け目がない。南朝方の動きも早い時期から観察している。彼の日記、応永廿一年五月に、次のような記述が伝聞形式で付けられている。

（略）大覚寺門主得度、十二歳、戒俊尊僧正、鈍色着小袈裟、唄仙乗僧正、装束同前、剃手内大臣法印云々、不知実名、南方花山歟、（略）『満済准后日記』 応永廿一年五月一日条

ここにある大覚寺門主とは、義持異母弟の義昭のことである。すでに南朝方に担がれていることを察知し書き留めている。これより十年余後、將軍後継者選出のくじに落選し、義教のライバルとして終える彼の生涯はよく知られている。しかしすでにこの時点で満済のチェックが入っていた彼に、八幡神の御託宣が下る筈はなく、結果はわかっていたといえよう。

満済は政界入する以前から、諜報局長のような仕事をしていた。それは表向きの時もあつたし、内々の時もあつた。幼少より義満に近侍し、その政治を根本から確知している満済こそ、この役割を果たせる器と見込んだ義満が、

謀報と御祈の二つの使命を預け、三宝院に入室させたのであろう^④。満済には早くからこれら二つの活動があった。それ故に応永三十年將軍召請があり、政界入と考えたい。

義持期もこの時期になると、政治的側面からみると守護任国の領国化が着々と進行し、大名化の抑制がむずかしくなってきた。もはや守護は吏僚ではない。典型的な管領政治を行なったとされる義持の時代は相対的に守護・大名の力が優勢であった。

將軍・近習・管領（守護大名）の三勢力の緩衝役の存在もこの時期の義持にとって必要になってきていた。満済は、召請され政治顧問を引受けた。義持にとっては掛け替えのない、内々の宰相（緩衝役）であったのである。

(2) 室町殿が主宰する御祈

この節では、御祈について、諸角度から考察してみたい。

永享十一年（一四三九）二月廿八日、伝奏万里小路時房は彼の日記『建内記』にこう記している。

彗星出現事、

司天從三位安倍有重卿

注進室町殿、仍公家武家御祈事、早可有其沙汰之由、被仰中山宰相中将定親卿、

室町殿御祈事、諸寺・諸社・護持僧十人祈念事、

①②③

為中山奉行相触之、明後日^{廿日}、天地災変御祭有重卿可勤行之

由被仰之御修法両壇来月可被行^{云々}、公家御祈事、藏人在少弁俊秀依御祈奉行可申沙汰之由被仰之、

応安元年・

永徳・至徳等度御祈条々、有尋沙汰、今度被行条々、中山注一帛給藏人右少弁是於室町殿申定分歟^{云々}（^④）

右の内容に少々説明を加えると、二月廿八日、義教の許へ彗星出現の注進が安部有重（土御門）よりあった。律令制では天文密封の制度があり、変異が生じた場合は、直接天皇に奏上することになっていたにもかかわらず、（天皇へではなく）義教へ注進された。そこで義教は、公家武家のための祈祷をするよう伝奏中山定親に命じている。

伝奏定親が祈祷奉行（御祈奉行）として、義教の仰を諸寺・諸社・護持僧らにふれているのがわかる。勿論この時発給されたのは伝奏奉書である。次いで、公武のうち公家の祈祷申沙汰については職事坊城俊秀が御祈奉行に命じられたこと、義満時代の御祈条々を先例として尋沙汰があったこと等が記されている。

右の日記から変異祈祷に関して、武家が公家の上位に立った事実を明確に知ることができる。これは、国家的祈祷主宰権がすでに武家側にあるということである。

考察の限りでは、幕権の盛衰と祈祷主宰権の移動状況には明らかに連鎖関係がある。富田は、先行研究の中で、祈祷の目的や内容の変化について指摘している。

東寺文書などの史料分析の結果、義教期においては、室町殿主宰総件数四十五に対し、公武兼帯祈祷は、永享十一年彗星祈祷一件のみである。

このような減少傾向は、満済の日記からも同様に窺われる。それでも義教初政期には、禁中御祈を室町殿が援護している様子が伺える。次の例は正式な將軍宣下がない時期に当たり、義教としても下手に出ている時かもしれない。

① 応永三十五年四月廿六日 仏眼護摩開白、於京門跡、正長元年五月三日結願、御卷数三枝、三日病
准后日記 同日条

② 正長元年五月九日 於禁中妙法院宮普賢延命大法勤修、判僧廿口、十五日結願
（先仁法親王）
『満済准后日記』 同年五月十五日条

③ 正長元年七月廿四日 北斗准大法開白、於仙洞、八月一日結願、室町殿供料以下每事申御沙汰、此御祈
（後小松院）
仙洞御窮屈子細在之、室町殿申沙汰御祈也、『満済准后日記』 同年八月四日条
（以上、要所のみ抜書）

次に示す例は、義教 將軍宣下（正長二年三月十五日）後に行なわれた御祈であるが、「於室町殿」、「於仙洞」、「武家御祈」等の文言を満済がはっきり記している点が注目される。

④ 正長二年七月十九日 自今夕於室町殿、花頂僧正不動小法勤仕、於仙洞理覺院尊順僧正五大尊合行法勤修云々、如意寺准后為手代參往云々、同月廿五日運時今曉結願、『満済准后日記』 同日条

⑤ 正長二年七月廿五日 依諸社怪異事、室町殿御祈始行、奉行親光卿、八月七日結願各卷数遣之、此御祈今度外宮觸穢事、并東大寺御燈消滅、北野御聖體令落給事等、怪異重疊間、依之武家御祈也、『満済准后日記』 同年八月七日条
（以上、要所のみ抜書）

義教の初政期における御祈例を右に示したが、その他日記に散見される五壇法については、室町殿中御祈（武家）とあるから、富田の指摘は正鵠を得ているといえよう。

ところで、義持期の公武兼帯祈禱は、例式三所祈といって、本来的には禁裏・仙洞・室町殿の三所のための祈禱としてあった。例えば左に示すように、

二星合金蓮、兵革白衣会等占文旁不快（略）内裏・仙洞・室町殿御三所御卷数三枝（『満済准后日記』 応永三十年七月二十三日条）

等とある。

義教は、この三所を將軍・若君・御台の三所（三人）の祈禱に換えている。日記中では「為若君」、「為御台」の

御祈が処々に見える。これはまさに、国家的な祈祷主宰権の將軍家による私的独占ともとれ、御祈の場にも彼の專制君主ぶりが覗かれる。

祈祷主宰権は、八代將軍義政の頃までは室町殿が確保していたと見られているが、その頂点は義教の時代であり、將軍権力高揚の推移と一致する。

ここで再度考えるに、義教は突然頂点に立てたわけではない。そこに至る伏線を敷いたのは、他ならぬ義持と満濟である。

満濟は、室町殿の仰を奉じた伝奏奉書を受け取り、仰旨を洩れなく実行していく、祈の現場の頭人たる者であつたろう。道場・修僧の手配・修法の種目・回数・支具・巻数の伝達等々、故障の場合は手代を用いて実行していく、手際がよく確実である。御祈が不可になるということは、満濟指揮下では皆無であつた。

最後に、義持期における公武御祈の実状がよく記録されている代表的な例(4)を一件、左にあげておこう。少々解説すると次のようになる(表3参照)。

応永廿一年(二四二四)四月十日、変異御祈について、広橋一位より満濟のところへ御教書が届く、祈祷命令を伝達する伝奏奉書は、禁裏仙洞御祈と、室町殿同御方御所御祈の二通である。この奉書の礼紙に、御請文は各々書いて欲しい旨が記されている。

そこで、満濟は、早速二通の返事を書いていく。一通は、禁裏仙洞へ、「自明日十一日、一壇可令勤仕由謹承候」と。もう一通は、室町殿・御方御所の両御所へ、「自明日十一日、修仏眼護摩可令致懇祈候」とあり、室町殿への返事には修法名が記されている。

さて、十一日、二星合の御祈は実行された。

公家御祈には、愛染供開白、武家御祈には、仏眼護摩開白とある。

六月十一日、結願、御巻数は各二枝、合計四枝が御祈奉行の広橋兼宣方へ送遣わされる。巻数だけ届けるのでは

表3 公武御祈結願まで（応永三十一年四月十一日開白、応永三十一年六月十一日結願）

開白年	月日	結願日	目的	奉行	巻数渡先
応永三十一	十一月四日	六月十一日	二星合変異（公武御祈）	廣橋一位方	廣橋一品（四枝）
十日、就二星合変異御祈事、自廣橋一位方御教書到来 ●二星合変候、禁裏仙洞御祈自明日^吐可令到祈念給候、醍醐輩同可令相触給之由被仰下候也 四月九日 恐惶謹言 兼宣 ●二星合変候、室町殿同御方御所御祈禱、自明後日^吐可令励懇丹給候、醍醐人々同可令相触給之由被仰下候、恐惶謹言 四月九日 兼宣 礼紙云 御請文各々可給也 ●就二星合変異、禁裏仙洞御祈、自明日^吐一壇可令勤仕由謹承候、殊可致誠祈候、当寺僧等祈念事、同可令存知之由、可有御披露候也、 四月十日 恐惶謹言 満濟 ●就二星合変異事、室町殿將軍御所御祈事、自明日^吐修、仙眼護摩可令致懇祈候、当寺々僧等御祈事、同可令存知之旨可有御披露候也、 四月十日 恐惶謹言 満濟 四ノ十一日、二星合禁裏仙洞御祈愛染供開白室町殿將軍御所御祈仙眼護摩開白 六ノ十一日、二星合変異御祈結願、御巻数禁裏仙洞御分愛染護摩^{但七口以} 御巻数 二枝 室町殿并將軍御所御向所御分、仙眼護摩^{供後}之也、禁裏仙洞一通、室町殿將軍御所一通也、承仕持向之キ、					

なく、書状（前記）も各一通、お使い（承仕）が持つて向かったと記されている。

一回の御祈を完了させるために、満済はこれだけ手数のかかる差配をしなければならなかったことを知ることができる。

(3) 伝奏制度と御祈奉行

院政制度に起源を持つ伝奏は、院仰を奉じ実務を行なうものであり、当時にあつては兼参が普通であつた。

公家は、天皇・院の臣下でもあり、さらに摂関家のような高位貴族の家礼・家司でもあつた。父と子で、家礼・家司として仕え、子が親の代行をしているのが見られる。鎌倉時代中期以降、彼らの活躍の場は広がる一方であり朝廷の実務はこれら兼参の中級貴族が掌握していたという見方もできる。

鎌倉時代、公武間の交渉を担当していた関東申次西園寺氏（世襲）は、南北朝期には武家執奏と呼称される。永徳年間に（一二八一）八四 西園寺実俊の活動が停止し、それを期にこの任を担うようになったのが伝奏万里小路嗣房である（48）。

さて、応永元年（一二九四）十二月、將軍位を嫡子義持に譲り太政大臣に就いた義満だが、翌年六月出家する。俗界を超越した入道という立場から、院政（北山弟）を開始したのである。この時以降、伝奏は義満に祇候する。つまり廷臣でありながら武家の吏僚的役割を担ったということになる（49）。

この状況を富田は（50）、室町殿の権力を治天の権能を継承したものとし、伝奏については、公武双方の命に従うものとした。その理由は、伝奏命令権・補任権が形式的とは故、依然として公家側に存続していることによる。

一方、公家側は、神宮・賀茂両伝奏を応仁の乱頃までに特化させ室町殿から分離し、特に専任のない伝奏が將軍に仕え、永正年間以降（一五〇四）二二）は武家伝奏と呼称されると論じる。私も同じ見解に立つものである。

百瀬今朝男は、義満期に摂関家を含む大部分の公家が武家の家礼になったとし、室町期の公武関係は、武家と公

家諸家との主従関係を土台に考察すべきであると主張している^⑤。それではなぜ、廷臣らは義満家礼になったのか。当時の貴族等にとつての大事は、武士の台頭による莊園年貢の未納であり、収入確保を貫徹するために武力を持たない彼らは幕府の力に頼った。武家に仕え、その扶助を受けることになる。したがってこの場合、家礼制度は双方の利害の一致によって成立したと考える。官司を媒介に公家の支配を裏面で支えているのは家礼関係である。明徳元年（二三九〇）の法華八講（足利氏）に関白二条師嗣以下二十八人の公家が着座した事実や、この員数が現任公卿のほとんど全員に当たることこそ義満の公武支配の状況を感じさせるものと言えよう。

家永遵嗣も先行研究^⑥の中で、伝奏が義満の家礼であることの意味を分析し次のように見ている。

つまり、武家と公家との家礼関係を二段階で捉える。永和・永徳期に摂関家型の家司機構・家礼関係が成立し、義満仰を奉じる家司の奉書と家礼の奉書が出現する。次いで応永期、義満の家司機構が院庁として再編成されるのと並行して、義満仰を奉じる家礼の奉書が旧来の治天仰を奉じる伝奏奉書の機能を併呑する。ここに義満仰を奉じる伝奏奉書が出現するということになるという。

さて、満済の日記に見える伝奏広橋兼宣の扱った祈祷（祈祷命令を伝える伝奏奉書が発給される場合）の一例、応永三十一年十月一日の変異（地動）祈祷について検討してみたい。

日記によると、これより少し前の（応永三十一年 九月廿九日、兼宣より満済の許へ奉書が届いている。九月廿五日、申半刻、地震があり金翅鳥が動くという事件が発生、陰陽の在方卿によると、口舌九十日内兵革という。このような事実があったので奉書が届けられたのであるが、その時の状況を伝える日記の抜書きを次に示す。

就去廿五日地動御祈事、自広橋一位方奉書到来^⑦

兼宣卿状案

就地震占文、天下弥太平、殊者公家武家御運長久御祈祷、自来月一日可令励懇念給候、醍醐輩同可被触

仰之旨被仰下候、於結願日次者未定候、恐惶謹言

九月廿九日

兼宣

三宝院御房

返事案

就去廿五日地天被仰出御祈事謹承候、自来月一日修愛染王護摩可致懇祈候、当寺輩同可抽精祈旨加下知候也、得其意可令披露給候、恐惶謹言

九月廿九日

満濟

十月一日愛染王護摩始行、恒例、地天御祈以供相副祈念、但以此護摩半相兼也(略)(54)

十二月十八日、自去月一日、地天御祈結願、御卷数、(御光天恵)内裏(後小松上恵)仙洞・(義持)下御所・(義恵)將軍也(55)

(『満濟准后日記』)

以上がこの件について知り得るところである。ここで注意が必要である。というのは、このような伝奏奉書は満濟の許にだけ届けられたわけではない。同日付の広橋兼宣伝奏奉書が、東寺長者房教にも届いているのである。

変異事候、天下弥太平、殊者公家武家御息災延命之御祈禱、自来月一日、可令致懇念之由、可令下知東寺給候、至結願日次者、重可被治定之旨、被仰下候也、恐々謹言

九月廿九日

兼宣

長者僧正御房^(房教)

〔東寺百合文書〕 せ函 応永三十一年九月二十九日条

右は応永三十一年（一四二四）九月廿九日、変異（地震）に当たって、「天下弥太平」、「公家武家御息災延命」の祈禱を東寺長者房教に命じたものである。この祈禱命令が公家（後小松上皇と称光天皇）と武家（義持と將軍義量）の双方の命として発せられていることが注目される。

この時期には、伝奏奉書が公武双方の仰を奉る文書であったことが明らかである。ところが、義教以降になると、室町殿仰のみを奉る文書に変容していく。

伝奏広橋兼宣^⑤は、右の記述にある如く、御祈奉行として頻繁に登場する。満済の日記中では、儀同三師常寂として散見される。また、この日記に限って看取できる国家祈禱のうち、兼宣が御祈奉行として、或いは巻数の渡先として関わった祈禱は粗々三十六件あり、他の奉行より圧倒的に多いことから兼宣が御祈担当者と推測される。

応永三十五年（一四二八）四月二十六日開白からは、広橋親光（兼宣息、宣光・兼郷とも名乗る）が奉行として勤仕、これ以後兼宣の名が見えなくなる。

また、家永遵嗣説によると、兼宣が伝奏と明記された史料は応永二十年（一四一三）、裏松重光死亡により、南都伝奏・八幡宮伝奏を引き継いだ後にはじめて現われるという^⑤。満済の日記では、同年八月十九日、二星合変異御祈に巻数の渡先として見える。さらに同日記によると、応永二十七年（一四二〇）頃より奉書到来による祈禱回数が増加しているのがわかる。

次に当時の満済の立場を知る興味深い記述がある。

応永三十四年九月十五日^⑤、月蝕御祈（禁裏）では、妙法院法印に修法を固辞され打つ手なく、困惑の奉行甘露寺忠長であるが、満済の執り成しで何とか間に合わせることが出来、珍重ということになった。ここでも院執権忠長より満済の方が上位であり、彼が差配しなければ御祈の現場は手筈通り動いてはくれないのである。

以上の諸事から、御祈奉行（伝奏）は、公武の祈祷命令を伝達指令していたことは認められるが、何れの場合にも、御祈現場の設営に関与している様子はない。精々「奉行広橋儀同入道、則道場南大床辺徘徊」^㉑とか、結願日に公卿・僧侶の世話、また巻数を請取り、公武へ伝達する役が最重要な職務であったと看取できる。御祈奉行（伝奏）は、開白・結願日にのみ、御祈現場と関わるが祈祷そのものの指図はしない。ただ単に、祈祷の場における役人であり、原則として臨時祈祷の一件毎に任命されたと考えられるが^㉒、日記中に奉行として見える兼宣（広橋、俊国（坊城）、忠長（甘露寺）、宣光（兼宣息）などあるうち、兼宣に集中して多いことについては、前述したとおりである。

以上、伝奏制度を取り入れ、武家側へ公家権力を吸収していったこと、この方法を祈祷主宰権の掌握にも利用していたこと、そして、これらの実現が伝奏奉書を以て進行されるのは、応永三十年頃と推測されること^㉓等に併せ、満済の日記から祈祷の現場の実態を覗いてみた。

(4) 東寺に伝存する満済御教書

室町殿が伝奏奉書を利用し、祈祷という分野をも、手続や伝達経路に至るまで、公家様に倣い掌中のものとした事實は、武家の威勢高揚、王権にも迫る勢いを示すものに他ならない。

このような時期にあって、この伝達経路とは異なる満済指示による祈祷奉書や、名田宛行を指示する御教書が東寺に伝存している。この種の東寺文書の存在に最初に気付いたのは富田正弘である。以下は富田の論考に負うところが多い。

東寺百合文書の中には、三宝院御教書（祈祷奉書、あるいは醍醐寺座主満済御教書〔「三宝院奉書案」ともある〕として伝存する文書がある。それらの中から、ランダムに各五件選び表にし（表4、「満済御教書」として整理してみた^㉔。表4の①～⑩に示した御教書について、東寺に伝存する他の奉書とは異なる点を強調したいのだが、

表 4 満濟御教書

No.	西暦	年月日	長者	年齢	奉者	宛名	目的・内容	典拠 その他
①	1407	応永 14.8.19		30	隆源	(年預快玄) 清浄光院	止雨御祈事 (端裏書あり)	三宝院御教書 東寺百合文書せ 33
②	1419	応永 26.5.12	◎	42	賢長	年預法印	公家并室町殿御祈事	三宝院御教書 東寺百合文書そ 1-3 上
③	"	" 6. 9	◎	"	光意	宝蔵院	室町殿二星合御祈事	三宝院御教書 東寺百合文書め 1-9
④	1421	(応永 28)9.24		44	賢長	宝蔵院法 印御房	九州宮崎松顚倒候、仍 御祈禱事 (年預代宝清 宛)	三宝院御教書 東寺百合文書ホ 36-55
⑤	1425	応永 32.2.22		48	"	"	為將軍御方御祈於寺家 可被造立八万四千基塔 波候、要脚三千疋下行	三宝院御教書 東寺百合文書ウ 52-70
⑥	1430	(永享 2)5.15		53	"	東寺年預 僧都御房	沢井伊与申当寺領上久 世庄内名田事	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 155
⑦	"	(永享 2)5.25		"	"		就沢井申下地事、 …内々可申旨候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 156
⑧	"	(永享 2)6.4		"	"	年預僧都 御房	沢井通慶申上久世庄内 知行分年貢未進事 …内々仰候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 157
⑨	"	(永享 2)6.12		"	"	"	先被退使者候者 旁可 目出候 …内々仰候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 158
⑩	"	(永享 2)6.12		"	"	"	端裏書「三宝院奉書案」 No9 と同文	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 159

注 1 ◎印は満濟の長者在任中を表わす。

注 2 『東寺長者補任』応永 16 年～ 18 年、応永 23 年～ 28 年まで、2 回長者を経験している。

注 3 年齢は満濟の年齢である。①～⑤は表 5 からランダムに選択した文書。

まず、①～⑤の三宝院御教書（祈禱奉書）について、少々説明してみたい。①～⑤の三宝院御教書は、表 5 の②、⑤、⑥、⑬、⑯の文書に相当する。

特色として、他の祈禱奉書とは異なり伝奏を経由していない。將軍の意を請けた満濟が東寺の長者を飛び越えて直接年預等に宛てている⑬。奉者は、満濟に近侍する僧賢長⑭が多い。満濟の場合、東寺長者在任中、またそうでない時期にも祈禱奉書の発給が確認され、今までのところ十九通伝存する⑯。別当や別当代を宛所とする通常の場合と異なり、ダイレクトに祈禱現場（供僧・年預に命令が伝達されるというわけである。

伝達経路を整理すると、通常の場合、

i 伝奏―東寺長者―別当（院家）―（施行状） 供僧（年預）

へと下達される。

この伝達方法は、東寺に限らず、他の寺社においても同様である。

このような伝達の仕方に対し、満済の場合、

ii 將軍―（内々） 三宝院―（満済奉書） 年預（供僧）

となる。

ここにあるiiが三宝院御教書（満済御教書）である。iと比較すると、御所様内々の意が、至急伝達されることがわかる。この文書の流れが重要な意味を持つ。

御祈伝達という手続きの場において、室町殿と満済には、他と異なる接点があったと感知される。長者を経由することなく、直接祈禱の現場に指示できた、そういった急速で簡便な命令経路を保持する満済という人物の立場が重要である。

次に表4が示す⑥～⑩の文書は、祈禱文書ではなく、荘園文書である。端裏書等から推して、当時は「三宝院奉書」等と呼称されていたものと考えられる。仮令、係争地に対し何らかの職権があったにしろ長者在任中にない満済が直接東寺年預に内々の意を伝える、その点に注目したい。

三宝院は、賢俊僧正以来、足利政権と密接な関係にある政治色の濃い寺院である。その門跡満済が右に示した如くの御教書を、長者を経ることなく直に供僧中に伝達していたという事実には、政僧満済の権勢を感じないわけにはいかない。

元来、東寺の供僧支配は東寺長者にその権限があるものである。満済が直に供僧宛御教書を発給していた事実とは、

表5 三宝院御教書（祈祷奉書）

No.	西暦	年月日	長者	満済 年齢	奉者	宛名	祈祷目的	典拠 その他
1	1404	応永11.正.18		27	定聡	(隆禪) 実相寺法 印	室町公方祈祷	東寺百合文書 ミ 40-47
②	1407	応永 14.8.19		30	隆源	(年預快玄) 清浄光院	止 雨	〃 (報恩院水本僧正) せ 21-36 (端裏書あり)
3	1416	(応永 23) 10.19	◎	39	賢長	年預法印	室町殿御祈	〃 (賢長は日記に頻出) ミ 48-62
4	1419	応永 26.4.27	◎	42	〃		仙洞不予	〃 (後小松上皇不予) め 10-19
⑤	〃	〃 5.12	◎	〃	〃	〃	公方并室町殿 御祈	〃 そ 1-3 上
⑥	〃	〃 6. 9	◎	〃	光意	宝蔵院	室町殿二星合	〃 め 1-9
7	〃	〃 6.17	◎	〃	〃	〃	出雲大社注進	〃 ウ 52-70
8	〃	(応永 26)7.25	◎	〃	賢長	年預法印	異国調伏	〃 ホ 36-55
9	1420	(応永 27) 閏正 .29	◎	43	〃	〃	宝幢寺供養天 気已下	〃 せ 1-20
10	〃	応永 27.9.2	◎	〃	〃	〃	室町殿風気	〃 め 20-28
11	1421	(応永 28)3.15		44	〃	宝蔵院法 印	御台熊野参詣	〃 ホ 21-35
12	〃	(〃) 5. 2		〃	〃		室町殿御祈	〃 ち 4、せ -12
13	〃	(〃) 7.22		〃	〃	宝蔵院法 印	地震	〃 ミ 81-92
14	〃	(〃) 8. 3		〃	〃		禁裏不予	〃 (称光天皇不予) ホ 36-55
⑮	〃	(〃) 9.24		〃	〃	宝蔵院	九州宮崎松顛 倒	〃 ホ 36-55 (年預代宝清)
⑯	1425	応永32. 2.22		48	〃	(年預宝清) 法蔵院	將軍御方御祈 (義量)	〃 ウ 52-70(2/27義量没、19歳)
17	1426	(応永 33) 10. 5		49	〃	年預僧都	変異御祈	〃 (『満済准后日記』同日条) め 20-28 広橋奉行
18	1427	(応永 34) 11. 1		50	〃	〃	多田院御廟鳴 動	〃 (源満仲創建) ホ 56-70
19	〃	応永34.11.10		〃	〃	〃	祈祷御判施行	〃 チ 18-25

注 ◎は満済の長者在任中を示す。参考文献『東寺長者補任』、『満済准后日記』、富田正弘論文「中世東寺の祈祷文書について」

東寺の立場に相反するもので、当然、長者と対立するだろう。

しかし、こういった満済の行為に対する抗議は残されていない。ということは、当時の満済の一連の行動が、当然と受け留められていたことが想像される。彼が東密の最高指導者だったからともとれるが、背後に室町殿の力が感じられるのは当然のことである。

国家祈祷・將軍護持僧、そして東寺供僧までも差配できた満済は、やはり特筆すべき人物といえよう。

5 日記雑感・結び

室町殿にとって最も重要な御祈、その御祈の形態には、日記を読む限り大略三つの型がある。

- ① 將軍護持僧による月次御祈
- ② 室町殿のための臨時祈祷
- ③ 公武兼帯国家的臨時祈祷

この祈祷については、既述したとおりであるが、為政者にとって国家権能にも関わる最も重要な御祈であったことは言うまでもない。

義満から義教まで、御祈について追いかけて行くと、その主宰権が急速かつ確実に、武家側に吸収されていくのが看取される。政権の保持者、特に義持と満済にとって、御祈は嚴重であり不可欠のものであった。それ故に両者の接点になった。

次御祈事 如先々方々へ可被成御教書條殊可為嚴重由申入問、尤可然被思食也、可仰付飯尾加賀守旨被仰出問、以教源法橋仰遣了、護持僧名字并山門三井東寺醍醐等其外諸門跡事任先例申請者可成御教書由同仰遣了、今日

此等御教書御判被出之、仍飯尾加賀守京門跡へ持参云々(略)『満濟准后日記』 応永三十四年十一日九日条

などからもその一端が伺える⑥。極言すれば、満濟は、室町幕府御祈方頭人ともいうべきものであろうか。既述の通り、修法修目のこと、阿闍梨・修僧の手配、支具、供料、諸寺への修法指示に至るまで細目に渡って手配している。満濟自身が故障により勤修不可能な時は手代を用いた。他の僧侶が故障その他の理由で辞退を申入れる時があっても、早速に手代を立てて調整、御祈は滞りなく実行されたのである。

正長元年(一四二八)、義教の時代になり、公武の御祈は、満濟の理想とした形になって実現した。彼は、日記に次のように記している。

自今日⑦御祈兵革病事等、於本坊⑧可勤修之由右大弁宰相⑨以奉書申了、則献請文也⑩、毎度直請文遣之、凡以奉書可遣條尤可宜歟、准后⑪以後聖護院等如此、雖然有存旨間、毎度直書狀也、不動護摩以之相兼了、自今日於室町殿五壇法在之(略)『満濟准后日記』 正長元年十月二十一日条

右の内容について少々解説すると、右大弁宰相広橋親光(伝奏)から奉書(祈禱命令)が到来したので、則、返事を献じた。満濟は奉書の到来に満足しているのである。勿論これは伝奏奉書である。ところが満濟は將軍へ直に返事(請文)を書くといっている。聖護院准后がそうであったように、准后宣下の後には祈禱請文は奉書で届けるのが宜しいのだがと、解っていないが、「ちょっとと思うところがあつて」というわけで直の書狀に拘泥するのはなぜだろうか。室町殿に対する並々ならぬ親密さ故か、それとも不動護摩のこと一言を付け加えたかったからか。

日記はまた、同日(廿一日)、室町殿五壇法が開白したことを伝えている。

「中壇 聖護院准后、降 花頂定助僧正、軍 竹内良什僧正、大 積善院良讚僧正、金 理性院宗観僧正、中壇

壇所公卿座云々、殿上東半分相兼云々（略）とあり、これら修僧の人選・修目など、指示を行ったのは満済であろう。「廿八日、日中結願、着座公卿八人」②と、結願日の模様も詳細に伝えている。公武祈祷の実行現場の記録として十分な日記になっている。

次に満済の最後について少述しておきたい。

『御中陰雑記』③によると、永享七年（二四三五）六月十三日卯刻、臨終をむかえ、金剛輪院御学問所において、五十八歳の生涯を止じた。頭を北面西にして臥し、正念正受にして眠るが如くに終わったという。多くの弟子達が祇候し、助念・助修する中、静かで安らかな永眠にいたことが想像される。菩提寺において、十四日寅刻、入棺、同日甲寅、荼毘にふされた。葬儀は肅々として盛大であったという。

翌月の七月十日、埋葬された。宝篋印塔婆一基（高五尺計惣）が御母儀静雲院御墓塔（宝篋印塔）南地の並びに建てられた。『報恩院僧正隆済記』④によると、御中陰の御仏料がわかる。一条殿・聖護院・二条殿・実相院千疋（以上公家衆、管領細川持之・山名・一色・武衛・赤松・畠山五千疋（以上武家衆、当寺（醍醐寺）山下衆五百疋、山上衆三百疋、室町殿（義教）万疋、その他公武僧俗、権門貧家、醍醐寺関係者のほとんどが、何がしかの御仏料を供したとある。

次に、満済から義賢（第七四代座主）への譲状を書き留めておきたい。死の一年前（永享六年三月二十二日）に書き置いているものである。

永享六年満済准后被譲于義賢准后状云、当寺（醍醐）座主職・伝法院座主職、六條八幡宮別当職并篠村八幡宮・三條八幡宮別当職、代々門葉相統来者也、醍醐寺座主職事、宮僧正坊以来、以師讓附、被補任之條先規也、佳躅也、殊可令存知給、⑤『醍醐寺新要録』讓補篇

右の譲状で特徴的なことは、満済と源氏の氏神八幡宮との関わりである。足利政権との強い絆を感じさせるもの

である。義満から、將軍家のために十分働ける器用の仁として見込まれ、御猶子という名聞以上の働きをした満済の生涯であった。

法流の師・三宝院大僧正賢俊は、「栄耀至極、公家武家権勢無比肩之人」（公家武家双方に権勢を得、彼と肩を並べるほどの人物は他にいない）と評されるような生涯を送った。彼以後、日野家は足利家と密接に結びついて繁栄した。三代義満から、九代義尚まで正室は日野家から娶っている。実にそれは伝統的儀式の如く、公家の姫君が武家の棟梁に嫁いだのである。

これに比し、満済を生んだ今小路家にはそのような気配は余りない。むしろ、満済の実母・出雲路殿所生の子女が、全員僧籍となった事実は、この先、この一統の閨閥ができることはないことを暗示し、排除されたということにならないだろうか。満済の実母は、おそらく基冬の正室ではなかったのだろう。

満済は宗教界にも、政界にも大きく関わりながら、私利を追った様子もなく、私党を作った様子もない。大局を見通す器量は賢俊以上の人物かとも思える。噂が好きなことで有名な貞成親王は、満済の最後を、「三宝院准后今朝入滅云々、此両三年病氣、今度瘵病興盛遂墮命、天下の義者」^⑦と評した。

満済は、縦令、どんな事情が発生しようとも、常に幕政の安定を願い、生涯変わることなく三人の室町殿に仕えたのであった。室町殿の奉為、そのために生まれてきたような彼の一生であった。

本稿は、満済自身が書き記した日記をベースに、將軍との関わりを見てきたが、満済についてもっと多くを語るとしたら、政治面では関東の持氏や奥州笹川への対応、加えて後南朝の皇子らとの関わりを彼独自の内々の世界から描く必要があるだろう。さらに、高僧の日常という私的な側面も書くべきであろう。これらをすべて論考しなければ、満済の人となり語り尽くしたことはない。後日の機会を期したい。

表6 「満濟准后日記における国家的祈禱 抜書

応永年代には、伝奏広橋兼宣と弁坊城俊国が御祈奉行として活躍している。この後、この役がすべて伝奏へと移行する。

通番	開白年	月日	結願日	目的	記事	奉行	巻数渡先
①	応永二十	一・二九	二・五	地動(仙洞) 院御祈十壇内	焰摩天供・仙洞院御祈 小地動震		奉行清長
②	同	八・十九	八・二五	二星合 変異 (禁)	変異御祈自今夕始行、愛染護摩		広橋方
③	応永二二	三・十三		星合変異(禁・仙・室) (武家主導御祈初見) 日吉社鹿嶋死恠并春日社 穴俄出来、両条御慎御祈 (室)	依星合変異、為禁裏・仙・洞・室町殿 御祈 於本坊護摩一壇、可勤仕由被仰下 一昨日、為室町殿御祈愛染護摩於金院 護摩始行、十九日運時	奉行 広橋大納言	奉行 広橋方
④	応永二三	六・十三	六・十九		一昨日被渡御衣 御教書到来	奉行 広橋大納言	
⑤	同	六・十七		日吉、春日 怪異御祈(禁・仙)	依比叡山石破怪異事、自今日不動護摩 御撫物被出之、下御所御祈	奉行 広橋大納言	広橋 每阿方
⑥	応永二四	七・二三	八・六	叡山石破怪異(禁・仙) "	水天供、自広橋方奉書同可触仰東寺 云々	広橋方	広橋方
⑦	応永二五	四・二七	五・三	祈雨 室町殿主導下御祈	雨御祈事、自今月十日比、於五山時々 有其□云々、雖然不雨降、仍重今日諸 門跡、同東寺、天台、三井三門徒二被 仰付云々、		
⑧	同	五・十一	五・十五	祈雨 室町殿主導御祈	重水天供 十五日 降雨連続	広橋 巻数遣之	
⑨	同	六・十三	六・十九	祈雨 室町殿主導御祈	水天供、東寺・醍醐寺相触、 山門三井同前、自広橋方奉書	広橋	

⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
同	応永二六	応永二七	同	同
九・二九	十・四	四・十五	四・二一	六・一
	十二・六	四・十七	四・二七	七・四
禁裏御不予	変異御祈 御三所 (禁・仙・室)	祈雨	祈雨	祈雨
不動護摩、御衣、御鏡等一昨日被渡	御三所御祈相兼沙汰之 自今日御祈東寺醍醐申遺旨委細披露	水天供、(義持の命) 一七日 自早旦終日降雨御教書同到来	重義持の命・水天供 東寺 御室 永助親王東寺・醍醐寺同 下知云々	水天供(三門徒中へ被仰出 東寺 御室(永助親王 勸修寺(尊興) 水本(隆源) 大慈院(成基) 隨身院(祐嚴) 金剛乘院(俊尊) 予(満濟) 座主准后(義円) 竹中(良順) 岡崎(桓教) 檀那院僧正相嚴 猪熊僧正(良) 法輪院僧正(心明) 聖護院准后(道意) 花頂僧正(定助) 実相院(増詮) 隨身院僧正(通覚)
奉行広橋 大納言兼宣郷	広橋方		奉行 広橋大納言	
			広橋	

⑬	⑮
応永二九	応永二九
四・二九	四・五
五・十九	
禁裏御不予	禁裏御不予
奉行俊国奉書到来 葉師護摩於金院始行、	大吉祥院（尊經） 常住院（滿意） 若王子僧正（良縁） 廣橋奉書 同時開白 東寺七人 大覚寺僧正御坊（義昭） 勸修寺僧正（尊興） 隨身心僧正（祐嚴） 俊尊僧正 隆源僧正 光超僧正 予（満濟） 御室於本坊五壇護摩 妙法院宮（堯仁） 青蓮院准后（義巴） 座主僧正（持弁） 桃井僧都房 良寿僧正 相源僧正 忠芸僧正 園城寺七人聖護院准后（道意） 如意寺僧正（滿意） 実相院僧正（増詮） 定助僧正 尊順僧正 通覚僧正 良讃僧正
奉行 坊城俊国	奉行 廣橋大納言
奉行俊国	

	②②	②①	②⑩	①⑨	①⑧	①⑦	
	応永三〇	同	同	同	同	同	
	正・七	一十二・二	八十二・八	七・二九	七・三三・七・二九	六・三	
	正・二二	九十二・二	八十八			六・二三	
	仙洞御不予	殿中五壇法	禁裏御不	禁裏御不	於室町殿 地藏院御修法	息災延命	
	御祈事自今日、於本坊可令勤仕由、広橋一位状到来 御教書案 仙洞御不予御祈事、自今日可令勤修給由、被仰下候也、 正月七日 三宝院御坊 追申 醍醐寺々僧等同可致祈念由、可有御下由、被仰出候也 請文（返事） 仙洞御不予御祈事、於本坊自今日一壇可令勤仕由謹承候、修愛染王護摩、殊可致懇祈旨可有御披露候也、 恐々謹言	宣光朝臣孝御祈奉行参祇	自室町殿様別而被仰出御祈也	奉行俊国奉書（御教書）到来 愛染護摩始行	御撫物広橋申出渡之	可為三七日由 右少弁俊国奉書到来 三所御祈（内裏・仙洞・室町殿） 於住房可令勤仕	
		広橋宣光朝臣 （兼宣代）	奉行 坊城俊国	広橋	坊城俊国	右少弁	
	広橋一位		奉行 広橋大納言	広橋	奉行 （御三所） 弁俊国	奉行	
	広橋方 （自門跡 相副状遣也）						

②⑤	②④	②③	
応永三〇	応永三〇	応永三〇	
	五・二五	五・二	
七・二三			
二星合変異 (二所)	禁裏仙洞御祈	禁裏御不予	
二星合金龍本願兵革白衣会等占文旁不快云々、 御祈三七日今日満間結願内裏、仙洞、 室町殿御三所御卷数三枝進之、 礼紙 三宝院御坊 五月廿四日 兼宣	於本坊可勤仕由、広橋一品状昨夕 廿四日到来 状案 自明日禁裏仙洞御祈祷、殊可令 致懇念給候、醍醐寺人々同可令 相触給之由被仰下候、恐惶謹言 五月廿四日 兼宣	御祈事自今日於本坊可勤仕旨、広橋一 位状到来 状案 禁裏御不予事候、自今日可令致 御祈祷給候、醍醐輩同可励懇念 之由、可令下知給之旨、被仰下 候也、 恐惶謹言 五月二日 三宝院御坊 兼宣	正月七日 追申 醍醐寺々僧中御祈事同承候了、 可加下知候也、
御卷数三枝	広橋兼宣一品	広橋一位	

②⑥	②⑦
応永三二 正・十九 二・三〇	応永三二 三・九
禁裏御不予	
十八日、坊城俊国御教書到来、 自明日禁裏御祈、別而可令致懇丹給 之由被仰下候、同可令下知醍醐寺給 哉、此由内々可得御意也 恐々謹言 正月十八日 俊国 西南院僧都参 晦日 御卷数奉行俊国方へ遭之書状案 禁裏御祈今日可奉結願由被仰出哉、 仍御卷数進之候殊致精誠候由可令披露 候也 謹言 満濟 二月晦日 右少弁殿 端書当寺々僧等御卷数同進候也 七日右少弁俊国方御祈御教書到来状案 明年相当三合歳候、御祈事自来九日 被始行、殊可令致精誠給由被仰下候 也、以此旨得御意候哉 恐々謹言 三月七日 俊国 妙法院僧都御房 又別紙一通状案 明年相当三合歳候、御祈事自明後 日九日令始行、天下弥昇平、民庶誇愷 樂之旨、可令下知醍醐寺給由被下候也、 此旨内々可得御意候、 恐々謹言 三月七日 俊国 妙法院御房	坊城俊国 右少弁 坊城俊国方
奉行 俊国方へ	

②⑥	②⑧		
応永三二	応永三二		
正・十九	四・十一		
二・三〇	六・十一		
禁裏御不予	二星合変異 (公武御祈)		
●就二星合変異、禁裏仙洞御祈、自明日十一日一壇可令勤仕由謹承候、殊可致誠祈候、当寺僧等祈念事、同可令存知之由、可有御披露候也、 恐惶謹言 四月十日 満濟 ●就二星合変異事、室町殿將軍両御所御祈事、自明日十一日修、仙眼護摩可令致懇祈候、当寺々僧等御祈事、同可令存知之旨可有御	請文案……謹言 十日、就二星合変異御祈事、自広橋一位方御教書到来 ●二星合変候、禁裏仙洞御祈自明日^日可令到祈念給候、醍醐輩同可令相触給之由被仰下候也 恐惶謹言 四月九日 兼宣 ●二星合変候、室町殿同御方御所御祈、自明後日十一日可令励懇丹給候、醍醐人々同可令相触給之由被仰下候、 恐惶謹言 兼宣 四月九日 兼宣 礼紙云 御請文各々可給也	広橋一位方 (兼宣)	広橋一品方 (四枝)

	②9	
	応永三二	
	十・十一	
	八・十一・十	
	地動 (公武御祈)	
披露候也、 四月十日 恐惶謹言 満濟 四／十一日、二星合禁裏仙洞御祈愛染 供開白室町殿將軍御所御祈仏 眼護摩開白 六／十一日、二星合愛異御祈結願、御 卷数禁裏仙洞御令愛染護摩_毘 _{也供}二枝 室町殿并將軍御所 御両所御令、仏眼護摩_毘供 御卷数 二枝 以上四枝、送遣広橋一品方了、 以書狀各々申之也、禁裏仙洞一通、室 町殿將軍御所一通也、承仕持向之キ、 九／二十九 自広橋一位奉書到来、 兼宣卿状案 ●就地震占文、天下称太平、殊者公家 武家御運長久御祈禱、自来月一日、 可令励懇念給候、醍醐輩同可被触仰 之旨、被仰下候、於結願日次者未定 候、恐惶謹言 九月廿九日 兼宣 三宝院御房 返事案 ●就去廿五日地天被仰出御祈事謹承候、 自来月一日修愛染王護摩可致懇祈候、 当寺輩同可抽精祈旨可下知候也、得		

③④	③③	③②	③①	③⑩	
応永三三	応永三三	同	応永三三	応永三三	
壬六・二〇	六・三壬	四・三	三・二一	十一・十一・十	
八・二五				六	
地動	変異	変異	室町殿中仁王經	月蝕 (公家御祈)	
六／二〇 ●愛染護摩開白承仕明隨支具大溪 ●法橋下行 八／二八 内裏仙洞御分卷数広橋儀同方	壬 六／二 為変異御祈一壇可勤仕、 醍醐 一寺同可加下知旨、広橋儀同狀到来壬 六／三 変異御祈愛染供毎日一座以手	内裏、仙洞、室町殿御祈可勤仕、広橋 一位奉書到来、仍於法身院勤修内裏仙 洞仏眼護摩 下御所愛染護摩	於室町殿御所、仁王經法事、 ●十六日仏眼護摩結願、御衣卷数等明 日例日間明後日可進之、卷数案加一 見処無相違、月蝕消徐詞又如常也、	其意可令披露 給候、 九月廿九日 十／一 地天御祈開白 十一／十八 地天御祈結願、御卷数内 裏仙洞 下御所將軍也 自俊国方書狀到来 ●来十六日月蝕御祈事、於門中申付由 勅書如此云々、則申付妙法院由令返 答了、	恐惶謹言 満濟
	広橋儀同三師	広橋一位	奉行 広橋一位	右少弁俊国	
内裏仙洞 広橋儀同左 御所 (赤松越)					

③⑤	応永三十三・十五	月蝕	へ於御所者以赤松越後守進之	後守
			今夜月蝕御祈事、一昨日十三日自俊国書状、其状云、 来十五日月蝕御祈事、為始隨心院、宝幢院等僧正面々雖御問答候、或病中、或物詣候間、於今者及關如候、……然而無日限事候間、以不御事欠可為別忠之旨可被宥仰由被仰下也：俊国上 十月十二日 妙法院僧都御房 恐々謹言	俊国方 坊城俊国、院の御祈奉行、藏人 右中弁正五位 応永三十三年 六月二十一日 卒
			返事（ことわりの返事） 来十五日月蝕御祈事、門徒中就器用可申付旨被仰下候、醍醐輩大略勤修及度々歟、其上無余日、旁以蒙御免候様可令披露給也、 十月十二日 謹言 満濟	『弁官補任』 二、一〇一頁 参照
			重書状 重役不便之条雖上察候、就欠如別而被仰候、…自御事欠、雖御加持一座候、可致沙汰候由被仰付候者、可為御報国之忠旨重被仰下候也…… 十月十三日 俊国上 恐々謹言	

④⑩	③⑨	③⑧	③⑦	③⑥	
応永三三三・七・二九・九・二六	応永三三三・七・十一・七・二四	応永三三三・六・二〇・七・十一	応永三三三・六・六・二〇	応永三三三・六・六・六	
禁裏御不予	変異 (三所)	地動	止雨	地震	
自広橋儀書状到来、就禁裏御不予事、 御卷数三枝以広橋儀同進之 染供 七ノ二四 結願 内裏 北斗供 仙洞 仏眼供、室町殿愛	七ノ十一 為変異御祈愛染供始行、 変異事去月廿九日寅時歟惑犯東井 云々 七ノ十一 自去廿日、地動御祈不動供 護一七日結願卷数進之、内裏仙洞御分仏 眼護摩一七日以後供同前也、各々卷 数三枝以広橋進之了	七ノ十一 自去廿日、地動御祈不動供 護一七日結願卷数進之、内裏仙洞御分仏 眼護摩一七日以後供同前也、各々卷 数三枝以広橋進之了 六月十九日 常寂 不及返報 恐々敬白	自広橋儀同方、就止雨御祈事書状到来、 仍愛染供勤修之、当寺々僧等各致祈念、 東寺同前、 六月十九日 常寂 不及返報 恐々敬白	室町殿様御祈、不用手代、三壇悉自身 開白、内裏様御祈 仏眼護摩 手代円 弁仙洞御祈 不動護摩 手代賢光	妙法院僧都御房 可仰付金剛王院僧正房仲候、明 日^{十四}可被成御教書候哉、謹言 十月十三日 満濟 十四日御衣并御教書到来、相副使者 遺金剛王院僧正方、則領掌請文獻之、 俄事間、支具等不調
広橋義同	広橋儀同	広橋儀同	広橋儀同方	広橋奉行	
広橋義同	広橋義同	広橋	公家並 室町殿様 へ		

④1	
応永三三	
九・二	
四	一二・二
変異 (公・武)	
自今日御祈於本坊可勤仕候 儀同状案 禁裏御不予事候、御祈禱事自今日可 令致懇念給之被仰下也 七月廿九日 三宝院御房 礼紙無云 追申 醍醐輩同可致祈念之由可被仰之旨 被仰下也 返状事 儀同以後有存旨間、不及請文 以使者光意法印可存其旨之由申遣 了	廣橋儀同入道方書状到来 変異事候、公家武家御祈禱自明日可 令致懇念給之由被仰下候也 九月一日 三宝院御坊 恐々敬白 常寂
礼紙云 追申 醍醐寺輩可令相触給之由同被仰下候 也 請文事不及遣之 以使者光意法印 令存知之由申遣了	廣橋儀 同入道方
	廣橋

④5	④4	④3	④2	
応永三四 二・十六	応永三四 二・九	応永三四 二・四	応永三三 十・五	
二・二三	二・十六	二・十三	十二・二 四	
禁中五壇法	仙洞御不予	禁裏御不予	変異	
中壇如意寺准后満意 (寺) 隆覚基正、軍房教僧正、 仁	自広橋儀同奉書到来 此御不予事相尋処、自七日御事云々、 流布御風由医師三位申也、珍事々々	就内裏御不予事、自広橋儀同方奉書到 来 自来四日別而令致懇念給 来十三日可令結願給旨被仰下候也 二月一日 三宝院御坊 請文不遣之、 二／一三 結願 卷数以光意法印渡遣 広橋儀同方	十／五 今日自広橋儀同奉書到来花頂 定助・隨心院祐嚴・竹内良什・慈尊 院興繼 妙法院 勤仕 十二／二四 室町殿御祈十月分 御 卷数越州進之 聖護院・青蓮院・大覚寺・実相院・ 浄土寺・地藏院・竹内・花頂・東寺 并当寺等御祈卷数同一具 _三 以越州進 之	東寺々務へ進狀大都同也
御祈奉行権右 少弁裏松政光	広橋儀同	広橋儀同	広橋儀	
		方 広橋儀同	越州	

④8	④7	④6	
応永三四	応永三四	応永三四	
四・十七	三・十四	二・二八	
四・二二	三・二三		
祈雨	室町殿中五壇法	息災延命 (室町殿)	
四／一六 自広橋儀同奉書到来 四／一七 降雨御祈今日始行 四／二二 水天供結願、巻数付遺広橋 儀同入道方、巻数人数 宝池院・地 蔵院・宗観・隆寛・房仲・賢長	自今日於室町殿御所仁王經法勤修、 三／二三 結願、公卿等悉皆参、奉 行広橋儀同可参堂由申間、則参堂、 次伴僧参	自広橋儀同方、書状到来、 室町御祈事、 状案 室町殿御息災延命御祈別自明日 令致懇念給、来月廿三日可令結 願給由被仰下候、…… 二月廿七日 恐々敬白 三宝院御坊 常寂	山 寺 大良什僧正、金通覚僧正 室町殿御沙汰、御訪五千足
広橋 儀同三師方 伝奏、広橋兼 宣(永享元 九、十四卒) 文章博士、從 一位大納言准 大臣、法名常 寂、『兼宣公 記』	広橋儀同入道	広橋儀同	(裏松中納言 義資卿息)
広橋儀同 入道方			

④9	応永三四 九十五 九十六 月蝕 (禁裏)	
⑤0	義教期 応永三五 四・二六 正長元 五・三 三日病 (公武)	九／一三 月蝕御祈昨日御衣被送之、 雖然返進了、今日重被送御衣、忠長 御教書之趣嚴密也、可有如何哉由妙 法院法印談申入間、此上事ハ無所固 辞申入歟、 定又尚可逆鱗歟、任冥慮可領掌申 由獻意見了、仍捧領掌請文、 四／二六・臨時御祈 仏眼護摩開白於 京内跡、 御祈奉行広橋右大弁宰相以書狀申 入也、請文以直狀遣之了、 ●於寺家御祈清瀧宮大般若長尾仁王 經一七日各可読誦由加下知了、同 被仰出也、(義教の命による) ●自今日御祈事奉行右大弁内々談合 之間、…… 四／二七 改元「正長」 五／三 結願、御卷数三枝、寺家般若 經付加奉行右大弁宰相進之了、以 光意法印進之(満濟の御使とし て) 不及遣書状キ、 今月臨時御祈当番也、「去月以來 為当御代新御願御祈兩様被定置内 也、去月八聖護院准后此ゴマ勤修 也、今月予臨時の御祈当番也」 奉行 甘露寺 忠長 甘露寺忠 長 広橋親光(宣 光・兼郷)広 橋兼宣息二八 歳、院執権、 從二位 右大弁宰 相 広橋親光

御祈体制を義持期と
少し変えている。

	⑤②	⑤①
	正長 元六・二三・二二	正長 元五・十二・五・十九
	室町殿 殿中御祈 五壇法	室町殿中 尊星王大法
五／十二 室町殿御所、聖護院准后尊 星王大法勤修、伴僧廿人 五／十九 尊星王法結願 六／十三 自今日、於室町殿御所 五 壇法被始行、 メンバー 中壇 予（満濟） 脇〃 花頂定助僧正 軍 寺 積善院良讃僧正 醍 大 妙法院賢長僧正 山 金 檀那院良證僧正 その他 脂燭殿上人 二人 衣冠 伯中將雅兼朝臣 菅 侍從益長 六／十四 極暑につき、予光濟僧正の 例に任せて勤修する ● 御所様祇園御見物、勸修寺御供 奉行 勸修寺経興 七／二 「宣下到来」	六／十三 自今日、於室町殿御所 五 壇法被始行、 メンバー 中壇 予（満濟） 脇〃 花頂定助僧正 軍 寺 積善院良讃僧正 醍 大 妙法院賢長僧正 山 金 檀那院良證僧正 その他 脂燭殿上人 二人 衣冠 伯中將雅兼朝臣 菅 侍從益長 六／十四 極暑につき、予光濟僧正の 例に任せて勤修する ● 御所様祇園御見物、勸修寺御供 奉行 勸修寺経興 七／二 「宣下到来」	五／十二 室町殿御所、聖護院准后尊 星王大法勤修、伴僧廿人 五／十九 尊星王法結願 六／十三 自今日、於室町殿御所 五 壇法被始行、 メンバー 中壇 予（満濟） 脇〃 花頂定助僧正 軍 寺 積善院良讃僧正 醍 大 妙法院賢長僧正 山 金 檀那院良證僧正 その他 脂燭殿上人 二人 衣冠 伯中將雅兼朝臣 菅 侍從益長 六／十四 極暑につき、予光濟僧正の 例に任せて勤修する ● 御所様祇園御見物、勸修寺御供 奉行 勸修寺経興 七／二 「宣下到来」
	勸修寺中納言 経興卿	同
	御祈 伝奏は 伝達のみ	御星供は○ ○が御番な どさらに細 分化結番が 感じられる
	六／二二 結願作法 等在之	

⑤⑥	⑤⑤	⑤④	⑤③	
同	正長二	同	正長元	
七・一	六・二	八・四	七・二四	
七・五		八・十一	八・一	
降雨御祈	五壇法 失念	御慎 兵革	仙洞御病 → (於 仙洞) 〔室町殿 御沙汰祈〕	
七／一 降雨御祈事以奉書申賜	金 大 軍 降 中 滿 開 近代当月御佳例失念につき 開白、六月廿七日行う 満済が阿闍梨などを指示 壇 如意寺准后 (壇所公卿座 定助僧正 (同殿上) 隨心院僧正 (壇所) 竹内僧正 (同隨心所) 禪那院良證僧正 (同車宿)	●今日臨時の御祈 (対 関東 今日 ●御室於本坊一壇被修、(予、内々申 沙汰了) 八／十一 結願 八／十一 結願・巻数・書状 「満済御使禪那院僧正」 宗観・賢長両僧正御巻数到来	・正長元・八・三条 「北斗准大法結願、室町殿供料以下毎 事沙汰、護摩壇尊順僧正、道場は仙洞 震殿南面々々」	六／十三 五壇法中壇勸賞事 通済、宗済両法眼 (転任少僧都)
中納言経成 広橋中納言	勸修寺 殿御沙汰	伝奏万里少路 時房 義教期には五 壇法が多く行 なわれるよう になる (室町 殿御沙汰)		
		勸修寺 経成方 巻数一枝		

1 国史大系『尊卑分脈』一篇九六頁、二篇二八〇頁、新田英治「黒衣の宰相満濟」『週刊朝日百科日本の歴史』14所収、朝日新聞社、一九八六年、本郷和人「満濟准后日記と室町幕府」『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年、森茂暁『満濟』ミネルヴァ書房、二〇〇四年。



- 2 『満済准后日記』 応永卅四年二月十三日条。
- 3 (満済系図) 系図Ⅰ 今小路家、『満済准后日記』、『常樂記』、『尊卑分脈』を参照し作成した。
- 4 『看聞御記』 応永廿三年十一月五日条、同年十一月九日条、同年十一月廿五日条、応永廿五年六月六日条、応永廿三年十一月五日条、同年十一月九日条、同年十一月二日条、応永廿五年一月廿五日条、同年六月二日条、同年十一月廿四日条、同年十一月廿五日条、『康富記』 応永廿五年七月廿一日条、『満済准后日記』 応永廿一年六月八日条、同廿年十二月十五日条、同年八月廿三日条、応永廿五年十一月廿五日条。
- 5 『満済准后日記』 応永廿年十二月十五日条、同八月廿三日条。

系圖 I 今小路家

6 山家浩樹「申次の奉書」『はるかなる中世』八号、一九八七年。

7 『満済准后日記』応永廿五年十一月廿四日条、『看聞御記』同日条、『足利將軍伝甘雨亭叢書』五(佐々十竹著、造士館安政三年、神大図書館所蔵貴重図書)。

8 註(5) 同日記、応永廿六年二月十三日条。

9 註(5) 同日記、応永廿六年三月五日条。

10 註(5) 同日記、応永廿六年四月一日条。

11 註(5) 同日記、応永廿六年六月五日条。

12 註(5) 同日記、応永廿六年二月十一日条。

13 記録期間、応永十八年正月、同二十年(二十九年まで)、同三十年(永享七年四月まで。満済は同年六月没。所蔵者、

国会図書館・醍醐寺三寶院。刊本、『続群書類従』補遺一(二冊)・『京都帝国大学文科大学叢書』四(三冊)。

14 図録『国立国会図書館五十周年記念貴重書展』25、二十頁(一九九八年)。

15 週刊朝日百科『日本の歴史』十四、中世Ⅱ-3『義満と室町幕府』(一九八六年)。

16 『醍醐寺研究紀要』十二号(一九九二年)。

17 満済自筆の奥書は他にも見られる。こういった整理を几帳面に行っている様子がある。延文二年六月十五日「賢俊僧正讓与状」(『三寶院文書』三八、東京大学史料編纂所架蔵図書)にも満済の記入がある。

「賢俊僧正讓与光済僧正状也」。

㊦押

→

満済也

18 田中稔「中世の日記の姿」『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年、『中世の日記』昭和六十三年歴博企画展示。
19 『兼秀公記』大永五年正月一日条、中世の貴族広橋兼秀は正月一日に先祖の経光卿の日記を拝し披見する儀式を行った

という。「家の日記は家伝の重宝」の考え方は中世人に共通してあった。

20 広橋家の場合では、『経光卿記』、『兼仲卿記』、『兼顕卿記』は、一部に二様併存の形態をとる。

21 註(16) 同紀要。

22 満済の日記の性格については、笠松宏至も基本的には同じ見方をしている(『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年)。

23 『太平記』巻十五。

24 洞院公賢の日記『園太暦』観応元年十月十七日条、『中國太相国暦記』の略、もと百二十卷余、現存する正本は一卷のみ、南北朝時代の記録。刊本史料纂集『園太暦』(岩崎小弥太・斎木一馬・黒川高明・厚谷和雄校訂、続群書、二〇〇五年)。

25 『五八代記』佐和隆研(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』四、一九八二年)、「醍醐寺座主次第」(『醍醐寺新要録』下、一九八)に、弘真は第六十四代としてあげられているが、賢俊のラインとは異なる。もと西大寺律僧とあること等から、法流相承の密教では余流と見られていたのだろう。

26 大日本古文書『醍醐寺文書』六、一二五八号。

27 笹本正治『中世の災害予兆』(吉川弘文館、一九九七年)、中世の人々にとって五壇法は、国家を支える修法と考えられていた。

28 『中世日本の歴史像』(創元社、一九七八年)。

29 『柳原家記録』(宮内庁書陵部)所収、日野家の支流、俊光の四男資明(北朝、大納言、柳原殿に住したので、柳原を号す)を祖とする家に伝来した記録類。

30 註(25) 前掲同書。

31 『大日本史料』六一九、一八九頁「五壇法略記」。

32 『満済准后日記』応永三十三年十月五日条、応永三十四年正月廿四日条等参照、祈祷奉書到来から結願まで細々記され

ている。

33 「中世東寺の祈祷文書について——古文書体系論と宗教文書」『古文書研究』十一、一九七〇年。

34 『常樂記』『群書』二十九、『大日本史料』六一二十一、延文／正平十二年閏七月十六日条。

35 富田正弘「室町時代における祈祷と公武統一政権」『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年、村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」『中世日本の諸相』吉川弘文館、一九八九年

36 註(32) 同日記、応永廿年三月二日条

37 註(32) 同日記、応永廿年八月十八日条に「常住院不動」とある。同廿四年十二月十一日に「地藏院僧正聖快春秋七十四」とあり、その死を伝える。

38 註(32) 同日記、応永廿七年九月十日条。

39 註(32) 同日記、応永廿八年二月十二日条。

40 註(32) 同日記、応永廿年正月八日条。

41 註(32) 同日記、応永廿一年二月六日条。

42 註(32) 同日記、応永廿四年九月十六日条によると、一、五、九、十一月の四季、寿命延長と法命が続くよう自分祈祷(自分のためのお祈り)をしている。同日記、応永廿三年一月廿五日条には、義持の人物像が描かれている。

43 「抑聞、今夕大光明寺花見大勢来、女房興七丁、花下興昇居、結句於花下欲飲酒、花枝下部折之、僧達下部等咎之、寺中酒禁制也、花枝折事同禁制之由令申、然聞花折下部欲拔腰刀、傍輩諫之、無為云々、花枝ハ取返了、赤松越卅云々、其妻女歟」『看聞御記』、応永卅一年三月三日条。

44 『京大博文館の古文書六 東大寺 二十一』十六頁、二十五頁、「応永廿四年十一月十八日信賢書状」が、天下一同の兵乱が予想され、小船が一艘も入って来ないほどの緊張ぶりを伝えている。京都の情報がよく伝わっていることにも驚かされる。

45 満済は日記を後進に遺しただけではない。「三宝院文書」、「賢俊僧正日記」等に自筆で奥書し、由緒の整理をしている。

將軍家にとつても、寺社にとつても由緒が重要な時代であったことを示している。

46 (資料1)

『建内記』永享十一年二月二十八日記事によると次のように記載されている。

注① (諸寺) 東大寺・興福寺并七大寺・延暦寺・園城寺・東寺・仁和寺・醍醐寺

注② (諸社) 伊勢・八幡・加茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・住吉・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野

注③ (護持僧) ○聖護院准后滿意 ○実相院僧正義運

十人 ☆隨心院僧正祐源 △浄土寺僧正持弁

☆三宝院僧正義賢 ☆地藏院僧正持円

○住心院僧正実意 ○円満院僧正尊雅

△岡崎僧都桓昭 ○花頂法眼教助

47 註 (32) 同日記上巻、二六三～二七一頁。

48 武家伝奏の出現には大きく分けて二説ある。富田正弘は、武家伝奏の出現を戦国時代と考え、公武統一政権解体の徴証としている。これに対し、森茂暁は、武家伝奏の成立を南北朝期に遡らせている。武家伝奏は鎌倉時代の関東申次や、南北朝期の武家執奏の系譜をひき、西園寺実俊が活動を停止した後、万里小路嗣房が伝奏として現れた、これを武家伝奏の初見としている。この説(嗣房を武家伝奏の原型とする見解)を瀬戸薫も支持している。森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年)、同『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九一年)、富田正弘『室町殿と天皇』(『日本史研究』三一九、一九八九年)、瀬戸薫『室町幕府武家伝奏の補任に付いて』(『日本史研究』五四三、一九九一年)、家永遵嗣は、当該期において公武間申次としての武家伝奏の存在する余地は認め難いとしている。(『足利義満と伝奏の関係再検討』『古文書研究』四一・四二、一九九五年)。私の見解は、富田説支持である。明応以後になるまでは、武家伝奏という呼称は存在しない。公武の申次をする「伝奏」ということになる。満済の日記、正長二年三月九日条の次の一文によつても判断される。

「応安比マテハ西園寺未武家執奏也。仍執進敷、近年西園寺非武家執奏之儀、當御代已伝奏三人被定置上ハ。」

49 伝奏はじめ他の公家が義満に仕える様子は史料纂集『兼宣公記』に詳しい。

50 註(48) 富田正弘前掲論文。

51 百瀬今朝男「將軍と廷臣」『週刊朝日百科日本歴史』一四一、九八六年。

52 註(48) 家永尊嗣前掲論文。

53 『満濟准后日記』応永卅一年九月廿九日条。

54 註(53) 同日記、応永卅一年十月一日条。

55 註(53) 同日記、応永卅一年十一月十八日条。

56 兼宣は、日野流頼資末流、右少弁・文章博士を兼任し応永元年蔵人頭、同七年参議、同三十年従一位大納言、同三十二年辞して出家、常寂と称す。出家後も御祈奉行を勤める。辞任後、准后宣下を受ける。永享元年(一四二九)、六十四才薨、広橋家の祖。

57 註(48) 家永遵嗣前掲論文、『建内記』永享元年三月七日条、『大乘院寺社雜事記』文明三年閏八月廿二日条、『看聞御記』永享八年十月十五日・十七日条。

58 註(53) 同日記、応永卅四年九月十日・十三日・十五日・十六日条。

59 註(53) 同日記、応永卅四年三月十四日条。

60 御祈奉行は臨時に補される。『武家名目抄』。

61 『看聞御記』永享八年十月十五日条、同月十七日条、註(48) 家永遵嗣同論文。

62 「中世東寺の祈禱文書について——古文書体系論と宗教文書」『古文書研究』十一、一九七七年) この祈禱奉書が存在を最初に発見されたのは富田正弘である。 応永廿三年十月十七日条「廿一口方評定引付」(『東寺百合文書 く函、 応永廿八年七月廿二日条「廿一口方評定引付」(『東寺百合文書 ミ函、 当時、三寶院奉書・門跡奉書などと呼称されていた文書である。

本文表5は満済の長者在任中と対比させた祈祷奉書の発給十九例を示す。

63 一例として、応永二十八年九月二十四日「三宝院満済御教書」（表4の④、表5の⑮参照）がある（東寺百合文書ホ36―55）。

九州宮崎松顛倒、仍御祈祷事、為寺家禱令計沙汰之由、可被相触衆中之旨所候也、

恐々謹言

九月廿四日（応永二十八年）

（満済近侍者）
賢長

（東寺供僧・頼代・宝徳）
宝蔵院法印御房

64 賢長は、満済の日記中、側近として仕える醍醐寺の僧として登場する。満済手代（代理）として不動護摩勤仕もしている『満済准后日記』 応永廿五年正月一日条、東寺凡僧別当とある（『東寺長者補任』続々群書二）。

65 註（62）本文中の表5参照

66 満済が幕府御祈方の最高トップに位置しているのがわかる。將軍・奉行人・満済の動きが注目される。

67 義教から信頼された「祈祷僧」としての満済の得意な様子が伝わるくだりである。

68 法身院（京都における満済の住房）。

69 右大弁宰相広橋親光（兼宣息）、伝奏。

70 祈祷奉書に対して請文（祈祷を沙汰する返事）を進める。

71 満済の准后宣下は応永廿五年四月廿日（正長改元は四月廿七日）。

72 註（53）同日記、正長元年十月廿八日条。

73 報恩院隆済僧正記『御中陰雜記』『醍醐寺新要録』下巻、八三一頁〜八四〇頁。

74 『醍醐寺新要録』下巻、菩提寺篇、八四〇頁。

75 註（74）同書、讓補篇、九三二頁、『看聞御記』永享七年六月六日条「三寶院所勞危急間、弟子宝池院給安堵云々」とある。七十四代座主となった義賢（宝池院）は、義満の同母弟、満詮の息である。満詮については余り史料が見つからない。

いが、満済の日記には、「小川殿」として現われる。小川殿には、母紀良子（義賢の祖母）が同居していたことが窺われる。

76 『看聞御記』 永享七年六月十三日条「（略）抑三宝院准后今朝入滅云々、此両三年病氣、今度癯病興盛遂墮命、天下の義者也、公方殊御周章云々、連々醍醐渡御懇切訪給云々、（略）」とあり、満済という人物を「天下の義者」と評している。また、將軍義教が頻繁に醍醐寺へ見舞いに行っていたことなども記され両者の信賴関係も伝わってくる。満済の死亡当日すでに、覚悟はできていた筈の義教が慌てふためく様子にも人間らしさが伝わる。

『満済准后日記』——応永十八年以前考

1

『満済准后日記』の次の箇所に注目したい。將軍が満済をどのように処遇していたのか、当時の様子が窺われる一行である。

（略）就宝鏡寺地事被仰管領子細在之、山門事等為申可有来臨之由申遣了、管領来之間兩條申了（略）（永享五年八月二十九日条）

右の記述について大略説明すると次のようになる。満済のところへ室町殿（義教）より仰せがあった。宝鏡寺地のことについて管領に子細を聞きたいという。また、山門のことについても伝えたいことがあるので来臨してほしいと、管領に使いを遣ったところ、（早速）やって来たので、前記二つのことを満済から申伝えたというのである。

簡単に記された一行であるが、満済の立場を理解する上に十分な書き様である。

ここでは法身院（満済）へ管領細川持之の来臨を要請している様子が窺え、この記述から満済が將軍の仰せを取次ぎ管領に口頭で伝達しているのがわかる。幕府の政務機関中、トップに位置する管領に將軍の意向を満済が伝える、こういった様子は日記の処々に知見される。つまり、將軍と直接対話しているのは、管領ではなく僧侶の満済である。この状況は、明らかに内々の儀における「黒衣の宰相」である①。

満済は、義満・義持・義教の三代の將軍に仕え、どの治世においても拔群の信頼を得た人物だが、他にも有能な朋輩が出仕する中であって、なぜ、彼にのみ、生涯そのような人生が用意されたのだろうか。その客観的理由の一つに彼が二条家庶流の出であったことがあげられよう。

抑々、満済を最初に見出したのは義満である。義満自身は、誕生の瞬間より將軍位が約束された人物であり、その政権は公家社会への君臨をもめざすものであった。それ故に、当時最高の文化人と称された二条良基に師事し、故実の世界に自分を正確に位置付ける努力をした。その結果、この武家の棟梁は、かつて前例を見ないほどの官位を進め、廷臣らの上に君臨することに成功したのである。若い義満がここまで強力に足利政権の伸長を推進めることができた背後には、室町幕府を支えていた当時の幕府首脳陣に、強い將軍の登場を願う気運があったことが伺えるが、同時に、公家側にも同様な動きがあったことが考えられる。將軍義満の公家化を支援したのは、朝廷側の重鎮二条良基に他ならない。

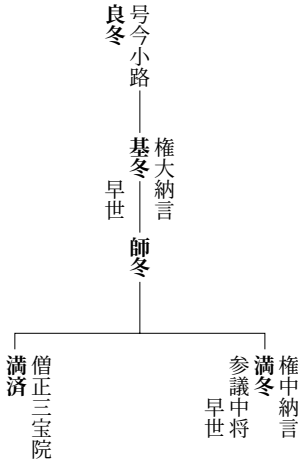
ところで、満済の生家「今小路家」は、摂家二条家に繋がる家系である。満済のアイデンティティの中で、この点が何よりも義満を満足させるものであったろう。管見の限りで、満済の生家「今小路家」の系図を作成すると後述の「系図Ⅰ」のようになる。『尊卑分脈』等先行の系図や文献②とは多少異なるので、これに説明を加えたい。最初に「今小路」と号したのは、二条良基の伯父良冬である。良冬は歌会等③で良基と同席し知己を得、さらに、良基が関白の任にある時期に、権大納言に昇進しているなど、両者の交流は深かったと思われる。

「今小路」は、その邸宅が存在していたところの地名と思われる、京都上京区辺りに^④もとめるのが妥当と推定した。この家の官途は権大納言・権中納言で、「冬」が通字になっている。良冬を初代として、基冬・師冬・満冬・持冬・成冬と六代までわかつているが、管見の限り、嫡子以外の男子はすべて僧籍に入っている。

ところで、『満済准后日記』や『大日本史料』七巻によると、満済の実父は基冬で、実母は出雲路殿になる。しかし、不思議なのは、『尊卑分脈』^⑤にある記載である（系図Ⅱ）。満済は、師冬息となっている。この『尊卑分脈』は、周知のごとく洞院公定によって、永和二年（一三七〇）に編まれたもので、満済の誕生はこれより後になるから、公定作成の原本には、満済の記載はなかったことになる。

公定没後は、甘露寺親長、三條西実隆、中御門宣胤らによって増補、書写され今に至ったとされるが、ここに大きな疑問点が残る。つまり、満済死後、幾許もない時期に補填されたと考えられるにもかかわらず、なぜ、日記の事実と『尊卑分脈』の記載は異なっているのだろうか。特に編者の一人甘露寺親長は、同じ頃に書かれた『看聞御記』中にも登場する人物であり、満済生前の威勢を伝聞していたと思われるが、敢えて師冬息としたのは、それなりの理由があつてのことと推察される。

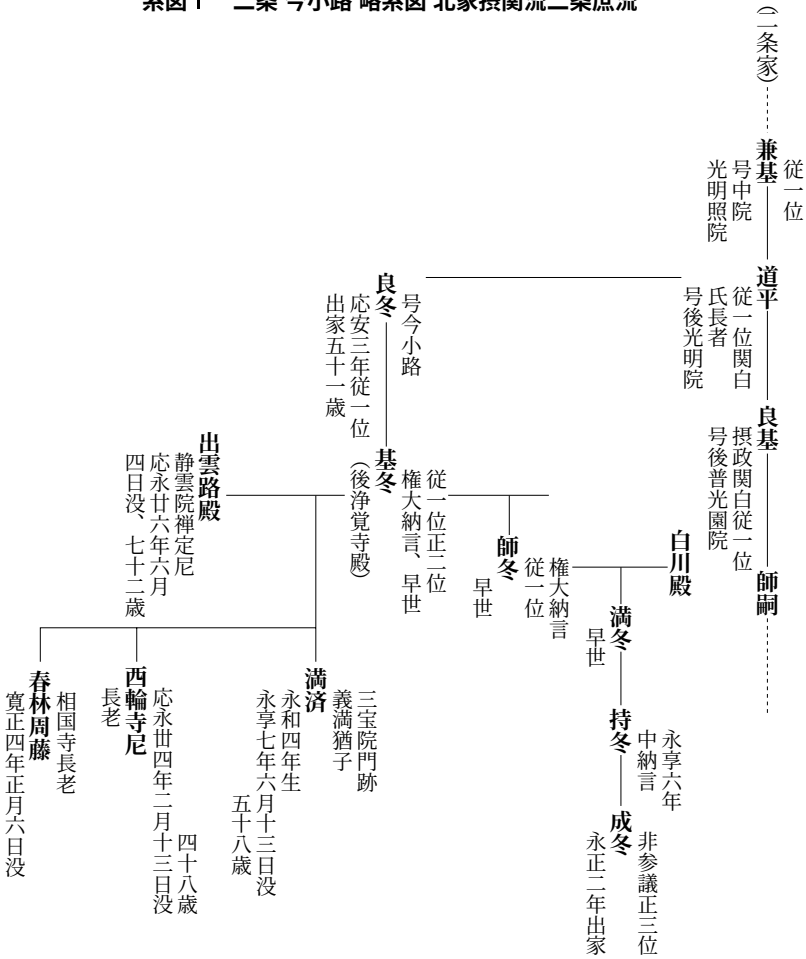
系図Ⅱ 今小路



実父基冬が満済六歳の時没し、幼少のため兄に育てられたとする説もあるが、実母は生存していたし、妹もいたことなどから推して、この系図には意図的なものを感じる。案ずるに、義満・良基・満済ら三者の関係の中から考えるのが妥当と思われる。

さらに、満済が義満の目に留まったのは、義満室葉子に伺候していた師冬室白川殿の影響が大きかったと思われる。白川殿は聖護院坊官源意の女である。この一流は藤姓魚名流源基を祖とし「号今大路」とある。この家の系図中、白川殿の説明が圧倒的に

系図 Ⅰ 二条 今小路 略系図 北家摂関流二条庶流



「系圖」付記

二条良基 「文和三年閏白從一位二条良基三十五歳」(『公卿補任』)、

「嘉慶二年六月十三日卯刻薨六十九歳 翌十四日葬送嵯峨中院 土葬」(『諸家伝』)

今小路良冬 「文和三年、権大納言從二位三十五歳」(『公卿補任』) とあるから、良基と良冬は同年齡になる。

応安三年六月從一位、出家五十一歳。

今小路基冬 「永徳二年十一月廿二日没四十二歳」(『公卿補任』)、満濟六歳の時死別。

今小路師冬 満冬、満濟の父として記載されている(『尊卑文脈』)

今小路満冬 從二位権中納言、參議中將、早世(『尊卑文脈』)。「今小路宰相中將満冬」とある(『看聞日記』)

応永十五年三月八日条 「別記行幸事」。

今小路持冬 永享四年非參議從三位、同八年薨権中納言從三位(『公卿補任』)、正長二年から永享六年にかけての持冬書狀断簡あり(『醍醐寺文書別集』一〇三)。

出雲寺殿 出雲路殿入滅申末刻春秋七十二歳(『常樂記』、『満濟准后日記』 応永二十六年六月四日条 生前

は「出雲路殿」、没後は「静雲院」として日記に記載されている。

西輪寺尼 予妹尼衆西輪寺長老申終入滅四十八歳(『満濟准后日記』 応永三十四年二月十三日条)。

応永三十三年「満濟書狀土代」断簡に、西輪寺殿として記入あり(『醍醐寺文書別集』一)。

春林周藤 藤西堂、相国寺長老として登場する人物(『満濟准后日記』)、自筆書狀断簡中に「静雲 周藤」

の自署が残る、満濟に近い人物と考えられ満濟弟の可能性が高い(『醍醐寺文書別集』2、鹿苑僧録、寛正四年正月六日没。『相国寺史料』思文閣出版、一九九七年)。

多いのも特徴的であり、それは次のように記されている。

女子号白川殿 室町殿(源義満) 御台御方從一位(藤)業子伺候 今小路一品室 從一(藤)師冬卿室 権中

納言満冬卿母(6)。

とある。また、彼女の父師法印源意は歌人と記されていることから、和歌会を通じてその娘が將軍御台に仕えるチャンスを得たのであろう。とにかく、満冬の母白川殿はこの家系中最高の出世頭であったかのような書き様である。実際、業子が義満室になるや、実家の日野家は固より、乳母・家人・番匠に至るまで奢ったという。業子伺候の白川殿の場合も同様であったことが想像される。

ところで、白川殿の夫従一位権大納言師冬卿は、『満済准后日記』応永二十年(一四一三)十月二十五日条に見える「故今小路一品第三廻」とある人物と思える。この記述により、満済三十六歳の時、兄師冬の三回忌の法要を行なったことが確認される。

満済自身は師冬について、父あるいは兄等とはまったく記していないが、『三宝院列祖次第』(2)には、満済について、「儀同三司今小路師冬公息、將軍義満公猶子」と明記されている。満済が初めて將軍義満に伺候した時には既に父は亡かった。そこで、実父基冬と出雲路殿の息とするより、師冬と白川殿の息としたほうが「権威」の面から考えて、より義満に近くなると考えた結果かもしれない。

また、『尊卑文脈』は、満冬と満済を兄弟として併記しているが、ここにある「満」の一字は、將軍義満からの偏諱と思われる。義満から一字拝領により満済とは、親子の関係を擬制し、満冬とは主従関係(兼参)を強化したものと考えられる。

「系図I」に掲載している西輪寺尼と春林周藤は、満済の日記講読から得たものであるが、出雲路殿を母とする満済の弟妹と思われる。日記には、満済が母と妹を訪ねる様子も記され、人の情を感じさせる場面も残されている。これらは同じように母・妹を訪ねたとされる源信や弘法大師の挿話を思い出させる一面である。妹の尼は西輪寺長老になり、応永三十四年(一四二七)、兄満済に先立ち四十八歳で入滅しているが、生涯仏門で過ごした女性と推

測される。

弟の春林周藤（相国寺長老）は、禅僧、画家として知られるが、寛正四年（一四六三）正月六日没している。日記には、崇寿院、大智院、景嵩和尚、藤西堂等と記され登場するが、満済実弟に比定して間違いないと思われる。日記の中で、弟周藤については、相国寺長老就任を喜ぶ記事が多い。永享二年（一四三〇）八月十日の相国寺入院に際し、公方（義教）の臨席があったのは弟のときが初めてと態々記している（同年八月十六日条）。満済ほどの人物でも結構嬉しうである。いずれにしても、出雲路殿所生の子女は全員僧籍で、世俗の利害関係とは無縁であった。

2

中世儀礼社会において、武家の権力を朝廷内に及ぼすには、摂関家に伝わる有職故実を習得することが先決であった。義満は十歳で家督を継承し、武家の作法は細川頼之から、公家の作法は二条良基から学んだ。義満は、永和四年（一三七八）三月、二十一歳の時、権大納言に任ぜられ父祖の極官に達し、さらに、右近衛大将、右馬寮御監にもなっている。

ところで、このような官位昇進には就任披露の儀式（拜賀）をしなければならない慣わしがあった。

そこで良基への接近が必要不可欠になり、同年十月四日、三宝院（光濟僧正）で両者は初めて対面した⁸。以後義満は良基に公家の制度や文化を伝授され心酔していった。

さて、既述した如く、武家の棟梁義満の公家化を教授したのは公卿のトップ良基であり、結果において、武家の権力を朝廷内に進出させることになった。一見矛盾ともとれるこの二条良基の行動を如何に解釈すべきか。これを新興権力への追従ととるか、あるいはまた、他の摂関家に対する優越性を義満との縁によって再構築しようとしたととるべきか。

右のような見方は、単に二条家という家の立場のみ考えた場合である。実際、良基親子は権力者義満の近くにあって、摂関の地位を三十年間にわたって独占し続けたのである。

ここで、私見としては、良基の行動をもっと大きく歴史の中に位置付けたい。つまり、皇位継承における北朝の絶対化を実現させた一人と考えたい。

事実、武家が公家社会へ強力に介入し、実権を掌握したことにより、南北両朝の対立は、二つの皇統の争いという鎌倉以来続いた本来の意味を飛び越え、幕府対南朝勢力へと変化し、その抵抗に直面し難渋しているのは幕府なのである。

3

明德三年（一三九二）閏十月二日、南北両朝の講和が成立した。

一方、この年の三月、細川頼之が没している。二条良基も嘉慶二年（一三八八）、すでに鬼籍に入っていた。長い間の懸案であった南北両朝が統一された日、義満を作り上げた二人の指導者は世を去っていたことになる。義満にとって、この対立は父祖が残したものであった。私は、義満を政治家として見た場合、最大の業績は南北両朝の合一にあると思っている。その講和の結果は（義満がどう思っていたかは別として）南朝側にとっては「怨入骨髓」の思いであつたろう。しかし、少なくとも制度上の和解がここに成立したのである。

他方、將軍義満のこの決断に注目すると、そこには、途轍もないエネルギーが投入され歴史が一步前進したことが看取される。南北両朝の和議は、武家の主導によって実現し終焉したのである。この大事を実行できる精神力を持てるのは、故実に精通し廷臣を従えた義満以外他にない。南北朝の動乱を未だ忘れてはいない当時の社会状況の中で、皇統への介入も辞さない義満の自信は良基によって培われたものと思う。それ故に、南北朝の合一、北朝絶

対化の実現を生み出した精神的原動力になったのが良基であったと評価したい。

嘉慶二年（一三八八）、六十九歳で前関白良基が薨じた年、義満は三十一歳になっていた。満済（十一歳）はこの頃にはすでに義満寵童であつたと推測される（幼名や児名はわかっていない）。

満済は良基亡き後、二条家庶流出身の有能な児僧として武家の棟梁將軍に伺候し、義満の御猶子に選ばれた。この猶子拔擢は、まさしく義満の意志を継ぐ真の後継者たるものであつた。東寺に残る応永十三年（二四〇六）九月十日「足利義満仏舍利奉請状」によると、満済にもこの日、二粒奉請されたことがわかる。若き日の二人を知る好資料となっている。

本稿では、將軍義満と二条良基との関わりの中で、満済がどのような絆で権力に結びついていったのかを考えてみた。

註

- 1 新田英治「黒衣の宰相 満済」（『週刊朝日百科日本の歴史』十四、朝日新聞社、一九八六年）。
- 2 『尊卑分脈』、『公卿補任』、『諸家傳』、『系図纂要』、『宮廷公家系図集覽』近藤敏喬編、東京堂出版、一九九九年。
- 3 年中行事歌会、四辻善成邸月次歌会等『二条良基年譜』（木藤才蔵『二条良基の研究』桜楓社、一九八七年所収）
- 4 『歴史地名辞典』六一九頁、平凡社、一九七九年、『京都の大路小路』三頁、小学館。
- 5 『尊卑分脈』一一九六頁、系図Ⅱ今小路参照。
- 6 註（5）同書、二二二八〇頁。
- 7 『統群』四下、五三五頁。
- 8 『愚管記』永和四年十月四日条、後年満済が義満推挙により同院門跡となった事実を思うと、賢俊僧正以来、醍醐寺三宝院が足利政権を支える拠点の一つとなっていたことは確かである。

史料・参考文献

史料・目録

- 『続史料大成 蔭涼軒日録』臨川書店、一九七八年
- 『加能越古文叢』二十一・二十二、東京大学史料編纂所架蔵謄写本
- 『看聞御記』上・下、補遺二、続群書類従完成会、一九九一年
- 『大日本古記録 建内記』一〇十、岩波書店、一九九六年
- 『五八代記』佐和隆研『醍醐寺文化財研究所研究紀要』四、一九八二年所収
- 『古事類苑』一〇五十一、吉川弘文館、一九六七年～一九八〇年
- 『続史料大成 齊藤基恒日記』十、臨川書店、一九八〇年
- 『続史料大成 親元日記』十、臨川書店、一九八〇年
- 『続史料大成 武家年代記』十、臨川書店、一九八〇年
- 『醍醐寺新要録』上・下、醍醐寺文化財研究所編、法蔵館、一九九二年
- 『大日本古文書 醍醐寺文書』一〇十三、東京大学史料編纂所、一九五五年～二〇〇四年
- 『大日本古文書 醍醐寺文書別集』一〇三、東京大学史料編纂所、一九八三年～一九九〇年
- 『大日本古記録 薩戒記』一、岩波書店、二〇〇〇年

- 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店、一九八三年
- 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、一九九三年
- 佐藤進一『將軍と幕府官制についての覚書』『室町時代——その社会と文化』吉川弘文館、一九七六年
- 佐藤進一『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年
- 佐藤進一『足利義教嗣立期の幕府政治』『法政史学』二〇、一九六八年
- 佐藤進一『足利義満』中世王権への挑戦平凡社、一九九四年
- 佐藤進一他共編『中世法制史料集』I・II・VI岩波書店、一九六五年～二〇〇五年
- 佐藤進一他校注、日本思想大系新装版、『中世政治社会思想』上・下岩波書店、一九九四年
- 設楽薫『史料紹介永享元年伺事記録逸文の紹介と研究』『史学雑誌』一〇一―八、一九九二年
- 設楽薫『室町幕府の評定衆と御前沙汰』『古文書研究』二十八、一九八七年
- 清水久夫『將軍足利義晴期における御前沙汰——内談衆と賦』『日本史研究』二〇七、一九七九年
- 下坂守『中世土倉論』『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年
- 鈴木江津子『伝存した六通の勘文』『歴史民俗資料学研究』創刊号、一九九六年
- 鈴木江津子『永享年間訴訟制度小考——評定衆と右筆方を中心に』『歴史民俗資料学研究』七、二〇〇二年
- 鈴木江津子『満濟准后日記——室町殿と満濟』『歴史民俗資料学研究』六、二〇〇〇年
- 鈴木江津子『満濟准后日記——応永十八年以前考』季刊『ぐんしょ』六十五、続群書類従完成会、二〇〇四年
- 高橋慎一郎『親玄僧正日記』と得宗被官『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年
- 多賀宗隼『北条執権政治の意義——後期を中心として』『鎌倉時代の思想と文化』目黒書店、一九四六年
- 田中稔『中世の日記の姿』『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年
- 寺嶋雅子『蔭涼軒御倉について』『中央大学大学院研究年報』七、一九七七年
- 富田正弘『中世東寺の祈禱文書について——古文書体系論と宗教文書』『古文書研究』十一、一九七〇年
- 富田正弘『室町殿と天皇』『日本史研究』三二九、一九八九年
- 富田正弘『室町時代における祈禱と公武統一政権』『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年

『大日本史料』第七編 東京大学史料編纂所、一九二七年～二〇〇四年
『改定史籍集覽 北条九代記』一～八、臨川書店、一九八三年
『満濟准后日記』上・下、補遺一、続群書類従完成会、一九八九年
『改定史籍集覽 室町家御内書案』二十七、臨川書店、一九八四年
『増補史料大成康富記』臨川書店、一九六五年

著書・論文

青山由樹「室町幕府別奉行についての基礎的考察」『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年
網野善彦『蒙古襲来』上・下小学館、一九九二年
網野善彦『中世莊園の様相』塙書房、一九八五年
網野善彦『中世東寺と東寺領莊園』東京大学出版会、一九八七年
家永遵嗣「足利義満と伝奏との関係の再検討」『古文書研究』四十一・四十二、一九九六年
石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』弘文堂書房、一九三八年
一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の台頭について」『日本歴史』一〇四、一九五七年
伊藤一美校注『建治三年記注釈』文献出版、一九九九年
伊藤喜良『日本中世の王権と権威』思文閣出版、一九九三年
今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年
今谷明他編『室町幕府文書集成』上・下思文閣出版、一九八六年
上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年
太田順三「將軍義教と御前落居奉書の成立」『日本古文書学論集』八、吉川弘文館、一九八七年
海津一朗『蒙古襲来』吉川弘文館、一九九八年
海津一朗『中世の変革と徳政』吉川弘文館、一九九四年

- 寛雅博「内々の意味するもの」『ことばの文化史』中世四、平凡社、一九八九年
 寛雅博「得宗・与奪・得宗方」『ことばの文化史』中世三、平凡社、一九八九年
 笠松宏至『法と言葉の中世史』平凡社選書、一九八四年
 笠松宏至「仏陀施入之地不可悔返」『日本中世法史論』東京大学出版会、一九九七年
 笠松宏至『徳政令』岩波新書、一九九二年
 笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」『史学雑誌』六十九―四、一九六〇年
 笠松宏至『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年
 笠松宏至『日本中世法史論』東京大学出版会、一九九七年
 川添昭二「弘安八年筑前国岩門合戦について」『九州史学』十六、一九六〇年
 木藤才蔵『二条良基の研究』桜楓社、一九八七年
 桑山浩然『室町幕府経済機構の一考察』『史学雑誌』七十三―九、一九六四年
 桑山浩然『室町幕府引付史料集成』上・下近藤出版社、一九八〇年
 桑山浩然「中期における室町幕府政所の構成と機能」『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年
 桑山浩然「足利義教の登場と御前沙汰」『論集中世の窓』吉川弘文館、一九七七年
 小泉聖恵「徳宗家の支配構造」『お茶の水史学』四〇、一九九六年
 五味文彦『体系日本の歴史五』鎌倉と京小学館、一九八八年
 五味文彦「公方」『ことばの文化史』中世三、平凡社、一九八九年
 齋木一馬「恐怖の世——嘉吉の変の背景」『戦乱と人物』吉川弘文館、一九六八年
 桜井英治『室町人の精神』日本の歴史十二、講談社、二〇〇一年
 笹本正治『中世の災害予兆』吉川弘文館、一九九七年
 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年
 佐藤進一他共著『日本中世史を見直す』悠思社、一九九四年
 佐藤進一「室町幕府論」『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年

- 富田正弘「中世東寺の寺院組織と文書授受の構造」『資料館紀要』八、一九八〇
- 鳥居和之「室町幕府の訴訟の受理方法——義教・義政期を中心に」『日本史研究』三二一、一九八八年
- 中田薫「鎌倉室町両幕府の官制について」『法制史論集』三、岩波書店、一九四三年
- 永原慶二「日本における封建国家の形態」『日本封建制成立過程の研究』岩波書店、一九六二年
- 七海雅人「鎌倉幕府御家人制の展開」吉川弘文館、二〇〇一年
- 新田英治「室町時代の公家領における代官請負に関する一考察」『日本社会経済史研究』中世編、吉川弘文館、一九六七年
- 新田一郎「問注所氏小考——太田氏を中心に」『はるかなる中世』八、一九八七年
- 新田一郎『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九七年
- 橋本初子「三宝院賢俊僧正日記——貞和二年」『醍醐寺研究紀要』十二、一九九二年
- 藤岡大拙「禅院内における東班衆について」『日本歴史』七、一九五八年
- 古沢直人「鎌倉幕府と中世国家」校倉書房、一九九一年
- 細川重男「鎌倉政権得宗専制論」吉川弘文館、二〇〇〇年
- 細川武稔「室町幕府年中行事書にみえる僧侶参賀の実態」『遙かなる中世』十九、二〇〇一年
- 細川武稔「足利將軍家護持僧と祈祷」『日本歴史』六六四、二〇〇三年
- 本郷和人「満濟准后日記と室町幕府」『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年
- 村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」『中世日本の諸相』吉川弘文館、一九八九年
- 百瀬今朝雄「將軍と廷臣」週刊百科『日本の歴史』十三、中世Ⅱ—Ⅲ、朝日新聞社一九八六年
- 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』文献出版、一九八四年
- 森茂暁『満濟』ミネルヴァ書房、二〇〇四年
- 山口隼正「鎌倉御家人制の性格」『日本の社会文化史』講談社、一九七四年
- 山家浩樹「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」『史学雑誌』九十四—十二、一九八五年
- 山家浩樹「室町幕府の賦と奉行人」『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年
- 山家浩樹「申次の奉書」『はるかなる中世』八、一九八七年

和田英松新訂『官職要解』講談社学術文庫、一九九〇年

渡辺晴美「北条貞時政権の研究」『中央史学』七、一九八四年

渡辺世祐『関東中心足利時代之研究』改訂版新人物往来社、一九九五年

あとがき

本書は、神奈川県大学大学院歴史民俗資料学研究科に提出した学位論文「室町幕府足利義教政権——政務決裁御前沙汰の再検討を中心に——」に改訂を加えたものである。この論文により、一九九九年三月三十一日、博士（歴史民俗資料学）の学位を授与された。なお、本書に収めるに際して原題を改変し、「室町幕府足利義教御前沙汰の研究」とした。また、学位論文提出時に付論として提出した小論も本書に掲載している。

本書は、序章、第一章、第二章、第三章、終章、付論として構成されている。本論文中、すでに活字化されたものもある。

本書の主旨は、大略次のようになっている。

序章

六代將軍足利義教の生涯は特殊で変わっていることで知られている。義教は専制政治をめざした將軍であり、その時期にあつて御前沙汰を行なったとされる。また、彼の初政の頃の作成日付を持つ二つの史料、『御前落居記録』と『御前落居奉書』が現存していることも大きな特色である。とは言つても、彼の政務がいかなるものであつ

たのか、現存するこれら二つの史料がいかなる性格のものであったのかは明確になっていない。そこで、当時の日記や幕府発給の法令を手懸かりに、義教が行なった訴訟制度（御前沙汰）の実態を明らかにし、その特色や影響について考察することを本論文のテーマとしている。

さらに、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の性格の意義付けも検討の対象とした。義教政権のもう一方の側面を表わす対守護政策（政治的側面）については、今回は省略した。

第一章では、義教が將軍位に就いた初政期について概略説明している。義教は、前將軍義持が典型的な管領政治を布いたのに対し、毎事鹿苑院殿の御佳例にしたがう方針をとった。彼の御前沙汰体制も義満の制を踏襲するものであった。

『満濟准后日記』正長元年五月二十六日条に、將軍嗣立後間もない義教の言葉として、次のようなくだりがある。「御沙汰ヲ正直ニ諸人不含愁訴様ニ有御沙汰度事也、仍如旧評定衆并引付頭人等被定置度也（略）」と。

ここには、義教の二つの誓いがこめられていると解釈した。一つは、正義の裁判をめざす撫民思想であり、二つは、評定・引付（合議制）の再設である。しかし、ここに示された評定・引付の設置はなかったのである。その代用として、義教が「政所執事代——右筆衆」に注目したことが考えられる。

義持治世期における非能率的な訴訟制度を改革し、公正で迅速な訴訟の場を幕府のある機関を利用して実現しようとした、それが政所内の実務官僚を駆使した御前沙汰であった。

義教が最初に行なった政治活動は、所領の興行と裁判の興行という中世政治思想の二大眼目であった。清新の気にみちた初政期の義教であったが、早くも現実的な矛盾との対決を余儀なくされる。所領の興行という理想と、幕府財政の支柱とも言うべき五山禅院の保護という壁に突き当たる。これが、就任直後に義教政治が直面した難問の一つであり、現実であった。しかし、これも中世の大法、折中によって巧みに切り抜ける新將軍の姿が描かれてい

るが、彼が布いた訴訟制度はまた、専制政治へ繋がる柱ともなったのである。

ところで、その方法を就任間もない義教がどこから引いたのかを推測しなければならない。諸々考察されたが、管見のかぎり、具体的には得宗貞時に範をとったとして論を進めている。それを本論では、弘安の改革に学ぶと題し、安達泰盛の政治改革と併せて論及した。

第二章では、義教の訴訟制度（御前沙汰）の分析をし、考察の結果得たものを書き上げた。当該期の政所には、政所執事——政所代という将軍家々宰を主たる業務としている一群も伝統的に存在したが、ここで問題にしている御前沙汰の機能を果たしたのは、前述の執事代の一群である。また、これらとは別に、管領——奉行人の一群が存在した。管領は守護の代表として、元来その任に就くものであり、管領就任中は、訴訟の受理を担当する賦奉行には、管領被官が就任していた。

そこで、命令の上達下達や訴訟文書の流れから、大略整理すると次のように分類されると思う。

○政所執事代——奉行人衆のコースと

○管領——奉行人衆の二つのコースは、上に将軍を戴く形になり、最終決定権（判決）は、将軍一人が掌握するものである。これが義教の御前沙汰体制である。

したがって、ここで問題にする御前沙汰の構成員は、将軍——奉行人衆（政所執事代、公人奉行、右筆衆）から成るものであった。つまり、この場には管領も政所執事も同席できなかったのである。

しかし、将軍へ伺事をする縦のコースは一本になっているが、横（管領の一群と、執事代の一群）の連携関係には、披露や意見等があり、相互に牽制しあい独走しないシステムになっていた。将軍御前での伺事の場合において、披露・諮問・決定（判決）はあったが、審議は行なわれなかった。審議・対決・意見状作成・判決原案作成などは、右筆方奉行人が主導的に実務したと考えられる。本章では特に、義教の意見制導入に注目し、管領方と右筆方の存

在についても論証した。

統治権の柱ともいふべき裁判の実権を手中にした將軍義教は、法曹官僚たる奉行人らによる合議を利用し、裁判の迅速化、判決の無過誤化をはかり、さらに、意見の導入によつて義教の判決に客観性を付加する制度を構築した。そしてその頂点に義教一人が位置することにより、彼の専制政治は実現したのである。

既述したごとく、最終判決権を一手に掌握する義教の御前沙汰は、鎌倉時代の得宗専制政治に類似するものである。この件については、本文中で佐藤進一先生の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』に導かれながら詳述している。また、義教と貞時の政治を「鎌倉幕府法」追加法六一四条により、比較検討を試みその類似性を推斷した（三節一二）。

次に、「奉行人伺事規式」やその他訴訟受理手続についての規約など、御前沙汰の制度的裏付けが、正長から永享初期にかけて行なわれた。その整備の意味から法令が多数發布されているわけだが、その中で將軍専制の論拠となつてゐるのが、「室町幕府法」追加法一九四条である。佐藤進一先生は、「足利義教嗣立期の幕府政治」『法政史学』二〇号）の中で、この法令に注目し、賦奉行は訴状を將軍に直接披露できるとした。私は同法令について、訴の受付は「上裁并賦別奉行」の他は行なつてはならないとする職務規定を命令している法令と解釈した。この賦については、山家浩樹氏の論考「室町幕府の賦と奉行人」『中世の法と政治』所収が参考になった。また、この法令を、管領壁書と推論している小林保夫氏の「建武以来追加成立試考」『古文書研究』一六号）もあるが今回は参考に止めたい。

この法令における「賦別奉行」とは、管領管轄の被官が受付業務を行なつてゐる賦別奉行のことである。室町幕府訴訟制度においてこの受付を通す提訴の方法が最も普通のコースであつた。「上裁」は内々のルートである。賦別奉行を通さないで、直接將軍に披露し、裁決を引き出すことができた。この「上裁」を条文中に謳い上げたことには大きな意義があつたと思う。つまり「上裁」（内々の儀）を合法化したということになる。

この「上裁」の解釈の版図を拡張して、義教は元服以前から御前沙汰を行なつてゐたと推斷できる。

第三章では、御前沙汰の残欠とも言うべき貴重な史料として保管されている『御前落居記録』と『御前落居奉書』について可能な限りの検討を試みた。推測の域を出ない部分もあった。文字面にはないが、当時の史料が伝えようとしている部分にも考慮し考察した。

『御前落居記録』は、裁判記録であり原本である可能性が高い。追い込みで書かれ、よく整った文体である。したがって、幕府内のある決まった場所で、担当奉行人（本奉行）により書綴られたものと思う。すべての裁判記録が収録されているわけではないところから、目的は判例集の編纂と考えられる。將軍花押は認印と考える。斜線で抹消された毀文書もそのままにして記入が続けられている状況から、幕府内での記録編纂事業の真っ只中そのものの記録が残ったものと思われる。

もう一つの『御前落居奉書』は、奉行人奉書だけではない。下知状・安堵状・軍勢催促状・施行状等いわゆる行政命令も含まれる。山門・五山・南都関係もある。主として雑務沙汰の判決奉書が一冊に綴られている。寺社の所領相論・金銭貸借関係等、義教初政期の秕政を正さんがための早急なる御徳政（所領興行、裁判興行）を彷彿させるものである。義教が元服以前から雑務沙汰の処理をしていたその証ともいえるものであろう。義教花押は認印で、ある程度集まったところで一括認印の形をとったと考えられる。

これら二つの史料は、義教の専制的な政策に服せない斯波義淳の管領上表（將軍に対する抗議）により中断され、そのままになって保管された。他にも同様な史料が何冊かあったと推測されるが、これらは、偶々中断していたため、却って保管され続けたのだと思われる。他は散逸したと考えられる。

以上、二つの史料の性格を案ずるに、これらはまったく各別々の事業目的の下に、幕府内で作成されたものと推測される。將軍・管領が主導し、直接実務したのは奉行人であろう。ここに現われる奉行人は全員御前奉行である。

終章

義教の御前沙汰の特質は、統治権的発動の最重要点、裁判の最終判決権を一本に集中し掌握した点にある。つまり管領、重臣（合議制）が義教の決定に対し、十分なチェックや制止ができない構造になっていた。こういった状況が管領の機能を低下させたことは勿論である。しかし、依然として管領制であったことに変わりはない。義教は政治的側面の亀裂により謀殺された。その限りにおいては失政であった。その結果、くじで選ばれた特異な専制君主としての面ばかりが語り継がれた。しかし、御前沙汰や意見制は後の將軍らの範となって生き続けることになる。

＊

本書には、前述の学位論文に併せて提出した付論を掲載している。

これらの小論は、すでに活字化され出版されたものであるが、今回それに少々改訂を加え本書に収めた。付論の『満済准后日記——室町殿と満済』と『応永十八年以前考』は、元は一編として書き上げたものである。二編とも、室町時代の『満済准后日記』の講読から得たもので、時代的には義満・義持・義教の時代に関わるものである。この日記は、京都醍醐寺の一僧侶（満済）が書き残したものであるが、政界・仏教界の双方に直に通じた人物の日記から得たものは大きかった。義満猶子に抜擢以後の満済の活躍には見るべきものが多く、將軍の相談役として、また、国家祈禱を差配する御祈奉行として、義持・義教両將軍の信頼を得た。公家との交流も厚く、禁裏・仙洞の情報や後南朝の皇子に関する情報まで書き留めている。付論は日記から得た発見や感動を書き上げたものである。本書に関連した論文の刊行は次のようになっている。

『満済准后日記』——室町殿と満済『歴史民俗資料学研究』五、二〇〇〇年

『永享年間訴訟制度』小考——評定衆と右筆方を中心に『歴史民俗資料学研究』七、二〇〇二年

『満済准后日記』——応永十八年以前考『季刊ぐんしよ』六五、二〇〇四年

本書のもとになった学位論文の指導、提出、審査に際しては、神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科の笠松宏至先生、勝俣鎮夫先生、山本幸司先生からご指導とご助言を賜わり、心から感謝し厚くお礼を申し上げます。

想えば、一九六八年、私は夫の米国留学に伴い海外生活を経験した。そこで交流した陽気で雄弁な夫人達の日常は、当時の私にとって何もかも新鮮で感動的に映った。言葉の壁はあったが、若い私は十分圧倒された。その時の経験が、帰国後の私の原点になり、気が付いた時には、自分が一番やりたかった日本中世史に取り組んでいた。それから今日まで、前進する毎に、険しく苦しい道程ではあったが、精神的にはいつも楽しかった。そして、自分のめざした学問が、周囲の人々に支えられここまで長く続けられたことに、改めて深甚の謝意を申し上げます。

歴史民俗資料学研究科に入学する以前のことになるが、佐藤進一先生から、中央大学クレセント・アカデミーにおいて、『満済准后日記』講読のご指導を受けた時期があった。その頃は、同時に、故高橋正彦先生の古文書学研究室に三田まで通っていた。振り返ると、その当社が私の人生で一番忙しく行動した時期であったと思える。それ以来、満済と古文書学との格闘は続き、今なお「満済准后日記研究会」として進行中である。古記録や古文書学の最初のご指導をしてくださった佐藤先生、高橋先生に心からお礼を申し上げたい。

歴史民俗資料学研究科に入学した当時は、同期生らと史料学についてよく議論をしたものである。指導教授の笠松宏至先生のゼミでは、中世法制史のご講義を受け、厳しい学問のご薫陶を受けることができた。また、故網野善彦先生は当時、民俗学講座（系譜・伝承）を開講しておられた。山本幸司先生の史料学講座では『玉葉』の講読が行なわれていた。私達は、先生方から多くの学恩を受け、新しい歴史の視点を学ぶことができた。新年会には、網野先生、笠松先生、山本先生が揃ってご出席くださり、みんなが集まって盛り上がったものだった。本当に幸運な時期であったと懐かしく思い出される。

今回の出版に際しては、歴史民俗資料学研究科の小馬徹先生、佐野賢治先生にひとかたならぬご配慮とご指導を賜わった。心から感謝しお礼を申し上げたい。

なお本書の出版は、文部科学省採択、神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議から研究補助金の交付を受け実現したものである。関係各位の先生方、職員の皆様方、そして世織書房の伊藤晶宣氏に心から感謝の意を表したい。

二〇〇六年三月吉日

鈴木江津子

室町幕府足利義教「御前沙汰」の研究〈人名索引〉

あ行

- 青山由樹 83, 85, 166
赤坂五郎左衛門入道 173
明石行宗 63
赤松満祐 129
赤松持貞 126
安芸法眼 9
安居院知俊 95
足利義昭（大覚寺僧正） 7, 9, 149
足利貞氏 41
足利尊氏（等持院殿） 124, 132, 160
足利直義 65, 124, 160
足利満詮（小川殿） 9
足利持氏（鎌倉殿） 126, 147
足利基氏 14
足利義詮（宝篋院殿） 5, 41, 65, 113
足利義量（長得院殿） 7
足利義勝（慶雲院殿） 78, 117, 132
足利義植（義材） 56, 164
足利義嗣（新御所） 9
足利義教（義円・義宣・普広院殿） 3～18,
23, 32, 33, 38, 40, 43, 46, 49～52, 55～67,
69～72, 76～82, 85, 88, 89, 92, 95, 97～99,
103, 105, 106, 110, 113～115, 121, 124～133,
135～145, 147～150, 151, 160, 163, 165, 172,
177
足利義晴 159
足利義尚 41, 54
足利義政（義成） 41, 47, 48, 51, 54, 56, 94,
120, 131, 132, 150
足利義満（鹿苑院殿） 4, 5, 8, 41, 47, 52,
59, 65, 84, 88, 90, 94, 114, 115, 124, 125,
132, 133, 147, 172
足利義持（勝定院殿） 7, 8, 9, 13, 16, 17,
51, 52, 59, 65, 70, 72, 73, 79, 94, 114, 124
～127, 145, 149～152
輩名四郎左衛門尉 159
輩名六郎 159
飛鳥井雅親 95
飛鳥井雅経 154
飛鳥井雅永 95
安達顕盛 21
安達景村 21
安達景盛 20, 21, 28
安達左衛次郎 158
安達左衛門太郎 158
安達重景 158
安達七郎兵衛尉 158
安達時景 158
安達時盛 21
足立直元 159
安達長景 158
安達宗顕 21, 158
安達宗景 21, 28, 158
安達盛長 20, 21
安達盛宗 21
安達泰宗 21
安達泰盛 4, 11, 12, 18～31, 33～60, 154～
157, 158
安達義景 21, 154
安達義宗 158
安達頼景 21
安部有富 163
網野善彦 22, 106, 151～156, 158, 160, 164,
169, 170
飯尾為脩 53, 54
飯尾兼連（元行） 165
飯尾兼行 165
飯尾清親（浄信） 46

飯尾左衛門大夫 53, 85
飯尾貞有 54
飯尾貞連（性通） 46, 49, 50, 70, 86, 87, 101,
142~144, 162, 165, 168, 173, 174~178
飯尾貞元（常恩） 101, 118, 120~123, 168, 169,
170, 173
飯尾貞之 53
飯尾重清 69, 70, 174~176
飯尾常健 53
飯尾浄称 53
飯尾為数 48
飯尾為種 86, 87, 101, 117, 118, 123, 168,
170, 173, 176
飯尾為永 53
飯尾為秀 170
飯尾為衡 54
飯尾為行 86, 101, 170
飯尾元連（宗勝・大和入道） 53, 54, 169
飯尾之清（孫右衛門） 48, 75
飯尾之種 48, 54
飯尾頼国 165
飯尾六郎左衛門尉 77, 78, 166
飯川（イカウ） 174, 175
家永遵嗣 93, 167
伊賀景家 159
池内義資 160, 166, 169
池尻殿 9
石井良助 103, 163, 164, 170, 175
石母田正 160
和泉六郎左衛門尉（天野景村） 159
伊勢貞国（真蓮） 41, 49, 50, 162, 163
伊勢貞国室（蜷川親当妹） 41
伊勢貞孝 41
伊勢貞忠 41
伊勢貞親 41, 56, 118
伊勢貞繼（照禪） 40, 41
伊勢貞経 41
伊勢貞信 41
伊勢貞陸 41
伊勢貞宗 41
伊勢貞行 41
伊勢貞行母 41
伊勢貞良 41

一倉喜好 160
一色義貫 126, 129
井戸某 92, 93
伊東三郎左衛門 159
伊藤太郎左衛門 159
今川範忠 170
今川範政 170
今谷明 83, 86, 102, 127, 153, 161, 167
入江殿 97
殖田又太郎入道 159
臼井信義 9
雅楽雅経 53
雅楽持忠（修理亮） 101
宇都宮景綱（蓮蘊） 31, 159
永隆 7, 9
海老名駿河入道了元 141
円憲 144
大崎満持 125
大曾根義泰 158
大曾根宗長 158
太田顕行 111
太田康有 30, 111
作州（太田） 111
太田貞連 111
太田順三 141, 172
大館常興 169
大館駿河入道常安 141
大館満信 174
太田時連（問注所） 111
太田長康（問注所） 53, 111
太田康雄（問注所） 111
太田康連（問注所） 111
小笠原十郎 159
小笠原四郎 159
小倉宮 171

か行

海住山高経 95
海津一朗 156
加賀局 9
覚山尼（貞時母） 21
寛雅博 152, 156, 166, 170

笠松宏至 22, 25, 36, 37, 73, 81, 99, 103, 105,
109, 117, 151, 154, 156~157, 160, 164, 172
勸修寺経興（中納言） 89, 90, 95, 135
春日局（摂津能秀女・義嗣母） 9
員職（織部正） 96
勝野隆信 9
金沢顕時（恵日） 21, 31, 33, 34, 159
金沢貞顕 21, 33
金沢貞将 21
金沢実時 21
金沢実泰 21
烏丸資任 95
川添昭二 159
甘露寺忠長 95
木沢入道 77, 78, 178
義承（梶井門跡） 7, 9
義昭（大覚寺大僧正） 9
紀良子 41
経覚 92, 93
凝然（東大寺） 159
清原良賢（常宗） 16, 17
吉良満氏 159
桑山浩然 43, 48, 49~52, 105, 153, 160, 161,
163, 164, 172
五伊上臈御局（一色） 47
小泉清恵 170
河野加賀入道 116
後小松院（仙洞） 115
後嵯峨院 88, 156
五条為清 95
木幡雅豊 91
小早河三郎左衛門尉 159
五味文彦 156, 160
惟康親王 27, 35, 37, 156

さ行

西園寺実俊 91
西園寺実光（京極中納言） 97
斎木一馬 8
斉藤右衛門入道玄観 114
斉藤玄輔 53
斉藤種基 54

斉藤親基 54
斉藤豊基 54
斉藤熙基 44, 45, 168
斉藤御園五郎（奉公衆） 177~179
斉藤基貞（玄忠・加賀守） 47, 67~69, 101,
114, 135, 136, 163, 168, 174, 175
斉藤基恒（基世・玄良） 44~48, 54, 86, 101,
161, 162, 168
佐藤進一 9, 23, 25, 26, 28, 33, 51, 73, 79,
124, 153, 154~160, 164
佐野 77, 78
沢井伊与 173
三条尹子（瑞春院） 9, 81
三条実躬 31
滋野井実勝 95
設楽薫 69, 118, 164, 170
斯波義淳 70, 105, 128~131, 140, 141, 145,
171, 174, 176
斯波義郷 171
斯波義重（義教） 145
斯波義将 40, 113, 125
治部国通（河内守） 54
治部貞政 44, 45
治部則栄（四郎左衛門尉） 53
治部宗秀（尊宗） 47, 101
持円（浄土寺僧正） 9
清水久夫 165
下坂守 153
春屋妙葩 47
性雲（蜷川） 163
松雲公 165
正実坊 15
浄信（蜷川） 41
少弐満貞 125
ジョン・ポール 163
菅原昭英 152
隅田（畠山持国被官） 112
諏訪忠郷 54
諏訪盛経（真性） 30
清貞秀（八郎左衛門） 54, 75
清秀定（性治・和泉守） 46, 86, 97, 101, 104
清元俊 48
清行定（式部左衛門大夫） 46

摂津満親（常承） 54, 55, 67, 111, 115, 116,
119, 163
摂津之親 111, 118～121
摂津能秀 9, 53
増悦 119
尊満（清師） 9

た行

平頼綱 28～31, 36, 37, 60, 61, 168
高倉永豊 95
多賀宗隼 158
竹崎季長 26, 157
武田四郎 159
田中筑後五郎左衛門尉 159
田中筑後四郎 159
長快法印 9
通定 119
土御門長淳 95
寺嶋雅子 47, 161
道鑑（北条公時・名越） 31
道西（北条時基・名越） 31
富樫満成 78, 126
富樫持春 179
土岐持頼 126
土岐康政（世保大膳大夫） 173
徳大寺実基 12, 152
富田正弘 6, 94, 167, 169
伴野三郎 158
伴野長泰 158
伴野彦二郎 158
豊田武 163
豊田中坊 92, 93
烏井和之 75, 165

な行

長井時秀 159
長井宗秀 31, 159
長井頼重 30
中沢氏綱（次郎左衛門尉） 53
中田薫 117, 163, 164, 169
中務丞基宗 101, 104

永原慶二 170
中原季時 83
中原師郷（大外記） 95
中原康富 86, 111, 116
中御門明豊 95
七海雅人 154
二階堂忠行（城州） 41, 47, 114, 119, 162
二階堂親元 53
二階堂敏行 53
二階堂行景 159
二階堂之忠 55, 117, 119
二階堂行元（行照） 53
二本義員 171
新田一郎 111, 112
新田英治 65, 153, 164
蜷川貞雄 161
蜷川貞繁 161
蜷川貞相 161
蜷川親心 161
蜷川親孝 161
蜷川親俊 161
蜷川親朝 161
蜷川親当 161
蜷川親元 161
蜷川親行 161

は行

橋本初子 6
畠山政長 54, 56
畠山満家（道端） 8, 10, 16, 17, 55, 57, 66,
76, 80, 113, 115, 128～130, 132, 136, 138,
145, 151, 152, 163, 177～179
畠山満則（満慶） 129, 130, 174～179
畠山持国 47, 77, 78, 86, 111, 145, 165, 171
畠山持幸（七郎） 175
畠山基国 145
畠山義忠（満則息） 128
波多野元尚（元昌・因幡入道・因州） 54, 55,
116, 119
波多野元忠（出雲守・雲禅） 54, 116, 117, 119,
120, 122
波多野通郷 53

久明親王 155
日野業子（日野時光女） 9
日野康子（北山院） 9
日野重子（裏松） 117
日野宗子（裏松宗子・観智院） 9, 140
日野時光 9
広橋宣光（親光） 89～90, 95, 96, 97, 135
藤枝文忠 160, 161
藤岡大拙 153
藤原慶子（義持・義教母） 7, 9
藤原相範（刑部卿） 159
藤原誠子 9
藤原親定 30
布施下野守貞基 54, 169
布施彈正大夫入道昌椿 114
古沢直人 154
北条貞時 12, 18, 20～22, 26～29, 31, 32, 33,
35, 38, 60, 61, 63, 64, 66, 133, 148, 155,
160
北条重時（極楽寺） 155
北条高時 21, 32, 33
北条経時 21, 33
北条時章（名越） 33
北条時氏 20, 21, 32
北条時国 30, 155
北条時輔（六波羅式部丞） 34
北条時政 21, 33, 155
北条時宗 20, 21, 26～29, 32～37, 60, 155
北条時村（時房流） 30, 31, 155
北条時盛（佐介） 20, 155
北条時頼 19～21, 28, 32, 33
北条朝時（名越） 155
北条長時 33
北条業時 20, 155
北条教時（名越） 34
北条政村 33, 155
北条宗宣（大仏） 31, 33
北条基時 33
北条守時（赤橋） 33
北条師時 31, 33
北条泰時 20, 21, 32, 35, 155
北条義時 21, 33, 155
法尊（御室准后） 9

細河氏家 96
細川勝元 112, 120, 145
細川政元 53, 54
細川満久 128, 129
細川満元（道観） 59, 76, 113
細川持元 129, 130
細川持之 78, 117, 129, 132, 138, 139, 145
細川頼元 53, 145
細川頼之 125
本郷和人 158

ま行

舞田十郎左衛門尉 173
町野淳康 111, 120, 123, 169
町野康俊 111
町野康持 111
町野康世 111
松下禪尼（時頼母） 20, 21, 154
松田貞清 100, 141, 142, 168, 177～179
松田貞親 168
松田貞秀 53
松田長秀 163
松田秀興 54
松田秀藤 55, 57, 67～69, 99, 137, 138, 140～
142, 163, 168, 172
松田満秀 104, 118, 138, 168, 172
万里小路嗣房 91
万里小路時房 13, 16, 17, 82, 89～93, 96, 97,
135
満済 8, 10～13, 15～17, 41, 52, 67, 68, 81,
89～91, 99, 103, 129, 130, 131, 135, 151,
152
三浦頼連（葦名） 159
三戸部（二階堂被官） 75
源頼朝 20, 28, 35
宮崎道三郎 134
妙性（称名寺方丈） 34
三善康信 111, 169
武蔵七郎 31
武藤景泰 159
武藤少卿左衛門尉 159
宗尊親王 155, 156

村井章介 154, 158, 160

粂井 15, 161

百瀬今朝雄 167

守邦親王 155

森茂暁 91, 167

森田平次 70

師俊（造酒正） 95

や行

八木入道 179

矢野倫景 63

山口隼正 154

山名時熙 8, 76, 129~130, 171

山名持豊（宗全） 171

山名持熙 171

山本（奉公衆） 121, 122

山家浩樹 5, 6, 74, 75, 165, 166

祐言 144

遊佐（畠山被官） 110

吉田良兼 170

ら行

立阿弥 140

良秀（経師） 96

わ行

和田親直 96

渡辺晴美 160

渡辺世祐 9, 125

和田英松 161

室町幕府足利義教「御前沙汰」の研究〈法令索引〉

＊本書に引用した「幕府法」、「寺社法」の条文ナンバーは、
何れも『中世法制史料集 1・2・6』による。

【鎌倉幕府法】

御成敗式目

27条 164

35条 24

追加法

72条 157

276条 24

490条 36

491～518条 155

491～528条（新御式目38ヶ条） 12, 22, 34,
152, 155

491～577条 155

545条 36

547条 25, 157

548条 156

548～558条（11ヶ条新御式目） 23, 24, 156,
157

549条 156

550条 24, 156

551条 156

552条 156

553条 156

554条 156

555条 156

556条 156

557条 24, 157

558条 157

561条 36

575条 26

576条 25, 157

613条 36

614条 61, 63

643条 29

650条 63

【室町幕府法】

追加法

183条 67, 80, 164

189条 164

190条 164

191条 164

192条 164

189～193条 58

194条 79, 81, 82, 148, 166

197条 139

200条 175

203条 49, 50, 149, 162

209条 76, 77

271条 103, 167

275条 103, 167

293～302条 40

参考資料

118条 11, 152

119条 11, 152

136条 100, 101, 104, 170

137条 100, 101, 104, 118, 170

147条 82, 148

317条 101, 135, 169, 174

319条 119

【寺社法】

95条 107

101条 107

118条 108

室町幕府足利義教「御前沙汰」の研究〈系図・図表一覧〉

第1章 義教初政期

系図Ⅰ	安達・北条氏略系図	21
系図Ⅱ	北条氏系図（得宗・執権）	33
系図Ⅲ	北条氏「佐介流」	155
系図Ⅳ	鎌倉幕府親王将軍	155
図1	鎌倉幕府の訴訟制度（所務沙汰）（建治元年頃～霜月騒動の頃まで）	24
図2	得宗専制支配関係図	35
表1	義満所生の男子	9

第2章 義教期の訴訟制度

系図Ⅰ	伊勢氏系図	41
系図Ⅱ	蛭川氏略系図	161
系図Ⅲ	飯尾貞連系図「大和守流」	165
系図Ⅳ	間注所氏略系図	111
図1	義教期における財政機関政所	45
図2	政所執事代在任期間	46
図3	御倉・納銭方・僧録と政所の関係	47
図4	横のライン	50
図5	奉行人と管領の関係	71
図6	義教の御前沙汰の手續	78
図7	管領方	109
図8	義教将軍就任以前の幕府機構図	125
表1	義教期における別奉行兼任状況一例	86
表2	評定衆（応仁の乱以前における意見状署判者）	119
表3	重臣一覧（義教在位の頃）	129

第3章 御前沙汰の残闕『御前落居記録』・『御前落居奉書』

図 1	『御前落居記録』・『御前落居奉書』と管領在任期 ……………	138
表 1	『御前落居記録』中、意見が求められたと推定できるもの ……………	135
表 2	「評定始」・「御前沙汰始」・「御前沙汰」がみえるもの抄（参考） …	145

著者紹介

鈴木江津子（すずき・えつこ）

一九四二年生まれ。長野県出身。

神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科、博士後期過程修了。博士（歴史民俗資料学）。

日本中世史・歴史民俗資料学専攻。

現在、神奈川大学日本常民文化研究所特別研究員

〈主要論文〉

「東寺領川合大國庄を見直す——伝存した六通の勘文」『歴史民俗資料学研究』創刊号、一九九六年

「離宮八幡宮の成立試論」『人文研究』一四八号、二〇〇三年

「浜波太漁業組合の成立と役割」『歴史と民俗』二二号、二〇〇五年



歴史民俗資料学叢書 1

室町幕府足利義教「御前沙汰」の研究

2006年3月31日 第1刷発行©

著者	鈴木江津子
編者	神奈川大学大学院歴史民俗資料学研究科
発行者	神奈川大学21世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議
製作	(株)世織書房

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1
TEL[代表] 045(481)5661 FAX 045(491)7915

落丁・乱丁本はお取替いたします。Printed in Japan
ISBN4-9903017-0-6